

葛飾区中期実施計画 葛飾区区民サービス向上改革プログラム 葛飾区総合戦略

夢と誇りあるふるさと葛飾の実現

～区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり～

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度



葛飾区

葛飾区中期実施計画等の策定に当たって

葛飾区では、令和3年度から令和12年度を計画期間とする「葛飾区基本計画」を策定し、「夢と誇りあるふるさと葛飾の実現」と「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」を基本方針に、世界の共通目標であるSDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における持続可能なまちづくりを進めています。

この基本計画で定めた「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクトをはじめとした14の「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」や、健康・福祉、子ども・教育、街づくり・環境・産業の各分野116の計画事業について、4年を計画期間とする「葛飾区前期実施計画」を策定し、区民、事業者、関係団体の皆様と連携・協働して取り組んできました。コロナ禍にあっても、多くの方に「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちづくりを積極的に進めてきた結果、本区の人口は、令和3年4月の463,176人に対して、令和5年12月には467,245人に増加しました。

更に魅力的なまちづくりを推進するために、社会経済状況の変化や新たな区政課題などを踏まえ、令和6年度から令和9年度までを計画期間とする「葛飾区中期実施計画」を策定しました。

この中期実施計画では、これまでの基本計画に掲げた「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」を継承しつつ、川を活かした街づくりなどに取り組む「葛飾かわまちづくりプロジェクト」、スポーツ環境の充実などに取り組む「私学事業団総合運動場活用プロジェクト」を新たに加えるとともに、14の新規事業を計画事業に位置付けました。

また、令和5年3月に策定しました「葛飾区SDGs推進計画」において、SDGsのゴールを達成し、更にその先の未来へ進んでいくための重点的な取組や新たに挑戦する取組などをまとめた「SDGsかつしか未来プロジェクト」の着実な推進に向けた事業についても、本計画の中に盛り込みました。

今後も区民第一、現場第一を基本姿勢に、日々進展するデジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）を更に推進しながら、引き続き、安全・安心なまちづくりや、子どもを産み育てやすい環境づくり、教育環境の充実、公共交通の充実などに取り組んでまいります。

最後になりますが、計画の策定に当たり、ご意見、ご提言を賜りました区議会をはじめ、パブリック・コメントなどにより貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、厚く御礼を申し上げます。

令和6（2024）年6月

葛飾区長

青木克徳

葛飾区基本構想

将来像

みんなで作る、
水と緑と人情が輝く
暮らしやすいまち・葛飾

基本構想の理念

1 人権・平和・多様性の尊重

全ての人々は、平和な社会の中で、安全で健康な生活を営み、個性を尊重され、誰もが持てる能力を十分に発揮し、その人らしい人生を全うする自由と平等を保障されなければなりません。

そのために、全ての人々が、平和を尊び、多様性を尊重することが個人にとっても組織や社会にとっても能力の発揮や価値の創造において重要であると認識し、互いの人権と個性を尊重し、協力し合い、支え合う、多様な可能性が開花する豊かな地域社会を構築していきます。

2 持続的な発展

本区が将来にわたって繁栄していくためには、年齢構成のバランスを取りながら人口総数を維持していくとともに、経済・社会・環境の統合的な向上を図っていかねばなりません。

経済的な豊かさに加え、心の豊かさや生活の質の面からも持続的な進化・発展を追求し、誰もが幸福を実感しながら安全・安心・快適に暮らし続けられる、真に豊かな地域社会を構築していきます。

3 協働によるまちづくり

地域の人々の発意と活力に満ちた地域社会を構築していくためには、そこに住み、働き、学び、憩う全ての人々が、まちづくりの主役として、共に取り組んでいかなければなりません。

地域に集う多様な主体が、互いの信頼と尊重の下、共に区の未来を考え、それぞれの得意とするところを活かしながら協働してまちづくりを進めていくことで、豊かな地域社会を構築していきます。

基本的な方向性

1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち

(1) いつまでも安全に暮らし続けられるまち

災害、犯罪、事故、感染症などのあらゆる危機から生命と財産が守られるよう、「自分の身は自分で守る」という意識の下、自助・共助・公助の取組を進めて防災力を向上し、いつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくります。

(2) いつまでもいきいきと健やかに暮らせる安心なまち

生涯を通じていきいきと健やかに暮らせる環境と、支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが、住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちをつくります。

2 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち

(1) 安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち

地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合いながら、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまちをつくります。

(2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち

子どもたちが葛飾に住む誇りと自信を胸に、自らの夢や希望を実現し、地域の担い手としても活躍できるまちをつくります。

(3) 生涯にわたって学び、充実した活動ができるまち

誰もが生涯にわたって、学び、文化・芸術、スポーツなどを楽しみながら、いきいきと活動し、心豊かな人生を送れるまちをつくります。

3 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち

(1) 人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち

誰もが、思いやりの心を持って互いの個性や文化の違いを認め合い、共に支え合いながら自分らしく暮らせるまちをつくります。

(2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち

葛飾の特性である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、地球温暖化やそれに伴う気候変動に対応し、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちをつくります。

(3) いつまでも快適に暮らし続けられるまち

地域の特性を踏まえながら、良好な市街地を形成しつつ利便性の高い交通環境を整備し、誰もがいつまでも快適に暮らせる持続可能なまちをつくります。

4 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち

(1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち

本区の豊かな人情に根差した地域力や優れた産業力などの魅力を磨き上げ、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちをつくります。

(2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち

葛飾らしさのある豊かな地域文化や、ふるさと葛飾を愛する心・誇りを育み、誰もが文化・芸術に触れつつ、心豊かに暮らせるまちをつくります。

5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち

日進月歩で進化する先進技術をあらゆる産業や区民生活に取り入れながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、誰もが洗練された質の高い生活を送れるまちを目指します。

目次 葛飾区中期実施計画

葛飾区中期実施計画		1
第1部 計画の役割と前提		3
第1章	中期実施計画の役割	5
第2章	策定の背景・視点	7
I	区政を取り巻く環境の変化	7
II	中期実施計画策定の視点	13
第3章	財政計画	14
第2部 葛飾・夢と誇りのプロジェクト等		17
第1章	葛飾・夢と誇りのプロジェクト	18
第2章	SDGsの実現に向けて	42
第3部 政策別計画		45
	体系図	46
	政策・施策・計画事業のページの見方	50
I 理念分野		55
政策1	人権・多様性・平和	56
施策1	人権や多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく暮らせるまちをつくります	58
施策2	ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります	62
施策3	互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります	64
施策4	世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします	66
II 健康・福祉分野		67
政策2	健康	68
施策1	区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします	70
施策2	心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます	74
施策3	区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします	76
政策3	医療	80
施策1	地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します	82
施策2	医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします	83

目次 葛飾区中期実施計画

政策 4	衛生	84
施策 1	感染症の予防と感染拡大を防ぎます	86
施策 2	食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します	88
施策 3	衛生的で快適な環境を整えます	89
政策 5	地域福祉・低所得者支援	90
施策 1	支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります	92
施策 2	福祉サービスを安心して利用できるようにします	94
施策 3	生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします	98
政策 6	高齢者支援	100
施策 1	高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します	102
施策 2	高齢者の介護予防活動への支援を充実させます	104
施策 3	高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします	106
政策 7	障害者支援	110
施策 1	障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します	112
施策 2	障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します	116
施策 3	発達心配される児童一人一人の発達を支援します	118
Ⅲ 子ども・教育分野		119
政策 8	子ども・家庭支援	120
施策 1	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	122
施策 2	子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします	126
施策 3	仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	130
施策 4	子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします	134
施策 5	子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支えます	136
政策 9	学校教育	142
施策 1	学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます	144
施策 2	一人一人を大切にする教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします	150
施策 3	いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます	154
政策 10	地域教育	156
施策 1	学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります	158
施策 2	家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします	160
政策 11	生涯学習	162
施策 1	多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します	164
施策 2	誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します	166
政策 12	スポーツ	168

目次 葛飾区中期実施計画

施策 1	区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります	170
施策 2	区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します	174
IV 街づくり・環境・産業分野		177
政策 13	地域街づくり	178
施策 1	計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します	180
施策 2	駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします	182
施策 3	地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	188
施策 4	良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります	190
政策 14	防災・生活安全	194
施策 1	災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	196
施策 2	災害に対処的確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります	202
施策 3	災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします	210
施策 4	犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします	214
施策 5	賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします	216
政策 15	交通	218
施策 1	誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります	220
施策 2	自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします	226
施策 3	区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します	230
政策 16	公園・水辺	234
施策 1	多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します	236
施策 2	河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします	240
政策 17	環境	244
施策 1	省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、気候変動対策を進めます	246
施策 2	緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります	250
施策 3	豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます	254
施策 4	良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします	256
施策 5	持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます	258
施策 6	ごみのない、きれいで清潔なまちにします	261
政策 18	産業	262
施策 1	新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します	264
施策 2	区内の事業所が安定的に経営できるようにします	268
施策 3	農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります	270
施策 4	区民のキャリアアップと就労を支援します	272

目次 葛飾区中期実施計画

政策 19	観光・文化	276
施策 1	本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします	278
施策 2	地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします	281
施策 3	身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます	282
政策 20	地域活動	286
施策 1	地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします	288
施策 2	利用しやすい地域活動の場を提供します	290
用語解説		292

目次 葛飾区区民サービス向上改革プログラム

葛飾区区民サービス向上改革プログラム	297
I 葛飾区区民サービス向上改革プログラムの策定について	299
II 葛飾区区民サービス向上改革プログラムの位置づけ	299
III 区民サービス向上のための3つの柱	300
IV 取組方針と目指す方向	301
1 更なる業務改革・改善の推進	301
(1) デジタル技術の活用とDXの推進	301
① DXによる様々な区民サービスの向上	301
② 生成AIを活用した業務効率化の浸透と分析の深化	302
③ 高齢者や障害者、外国人への手続支援とデジタルデバイドへの対応	302
④ 業務のDX推進に伴う業務執行体制の見直し	303
(2) 事業成果の把握・検証に基づく業務改善・見直し	303
① 行政評価による事業成果の把握と検証の徹底	303
② 行政評価と予算編成との連動強化	304
③ 事実や結果に基づいた区民サービスの立案・検証の実施	304
(3) 区民ニーズに対応した公共施設マネジメントの推進	305
① 利用実態を踏まえた公共施設の一層の利用促進と公共施設マネジメントの推進	305
(4) 区民等への情報発信と意見把握	306
① 多様な方法による区民等からの意見聴取の検討と実施	306
② 子ども・若者の意見を区政に活かすための仕組みづくり	306

目次 葛飾区区民サービス向上改革プログラム

2	職員の育成と適正な業務執行体制の確立	307
(1)	区政を支える職員の育成と意識向上、職場環境整備	307
①	職員の経営感覚の育成、意識向上	307
②	区民サービスを支える職員の育成	308
③	職員の適性をより活かした異動・配置の仕組みの検討と実施	308
④	専門性を有する職員の採用と活用	309
⑤	職員が働き続けることのできる職場環境づくり	309
⑥	職員のメンタルヘルス対策の推進	310
(2)	適正な業務執行体制の確立	310
①	柔軟な組織体制の整備と適正な職員数管理	310
②	【再掲】業務のD X推進に伴う業務執行体制の見直し	311
③	不適正な業務執行を未然防止する仕組みづくり	311
④	新庁舎移転後の利便性の高い窓口体制の構築の検討	312
⑤	業務のD Xに伴う区民事務所業務の在り方の検討	312
3	持続可能な財政運営の構築	313
(1)	歳入確保と持続可能な財政基盤の構築	313
①	確実な徴収と適正な債権管理	313
②	公共用地の有効活用による歳入の確保	314
③	交付金や補助金等の特定財源確保の精査	314
④	基金の効果的な活用と運用	315
V	主な取組項目	316

目次 葛飾区総合戦略

葛飾区総合戦略	321
1 「総合戦略」とは	323
2 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の施策の方向	324
3 葛飾区総合戦略の位置付け	326
4 本区の地域ビジョン（目指すべき将来像）	327
5 葛飾区総合戦略（令和6年度～令和9年度）の基本目標	328
6 デジタルの力を活用した社会課題解決の主な方策	328
7 葛飾区総合戦略（令和6年度～令和9年度）の基本目標と中期実施計画の政策等との主な対応	329
基本目標 1 : 街づくりの推進による本区の利便性・快適性の向上	329
基本目標 2 : 子育て環境の充実によるファミリー層の定住促進と出生数の増加	330
基本目標 3 : 区内産業の活性化や地方都市との連携による本区の魅力の向上	332

葛飾区中期実施計画

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

本文中に「参」の表記がある用語は、P292～P295の用語解説に掲載されています。

第1部 計画の役割と前提

第1章 中期実施計画の役割

第2章 策定の背景・視点

- I 区政を取り巻く環境の変化
- II 中期実施計画策定の視点

第3章 財政計画

第1章 中期実施計画の役割

1 計画の役割

葛飾区は、基本構想に掲げる区のあるべき将来像「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」を実現するため、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする基本計画を策定しました。

中期実施計画は、基本計画の着実な推進を目指し、中期（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）に取り組む具体的な事業内容を年次計画として明らかにするものです。

2 計画の期間

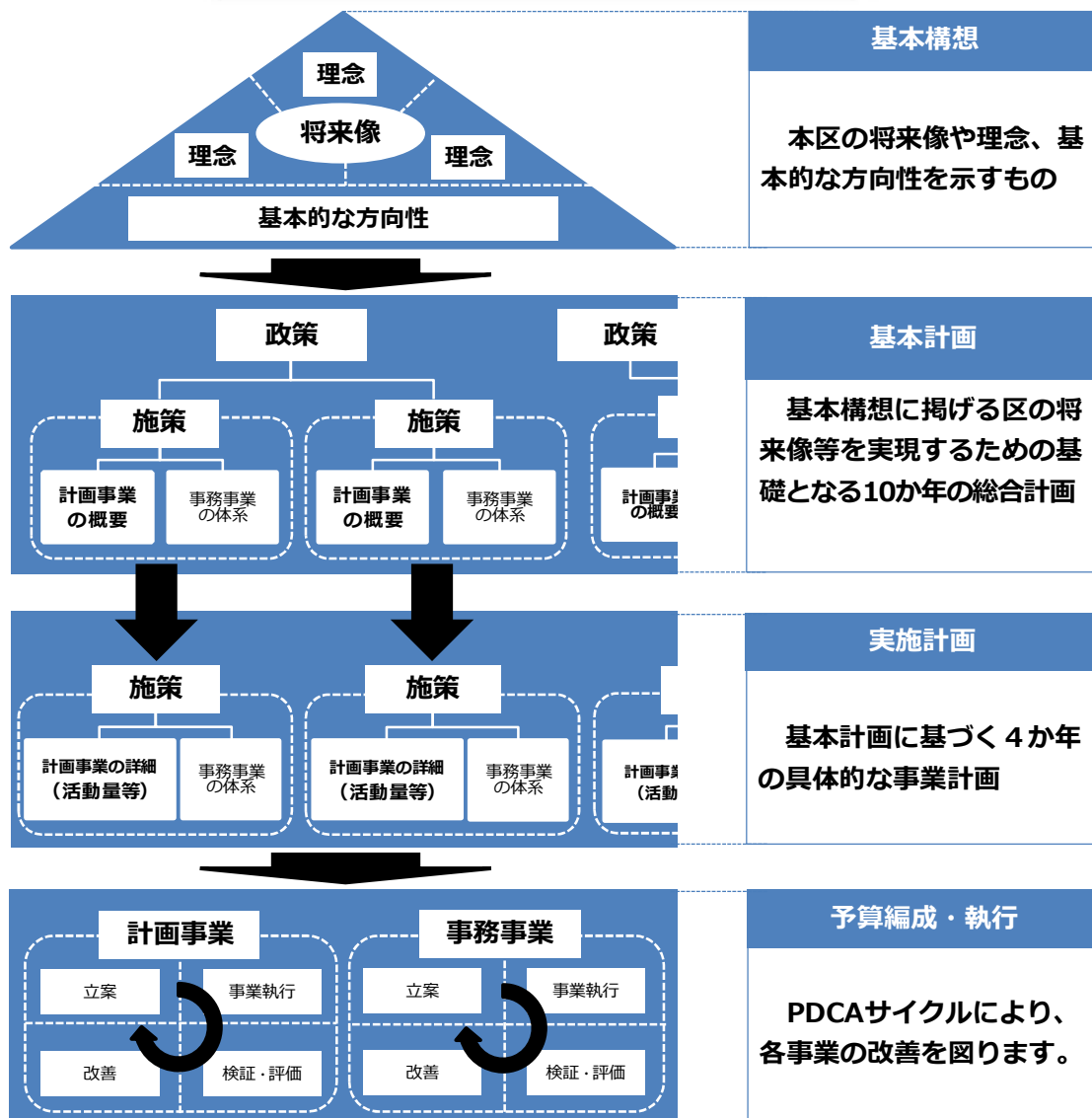
令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4か年の計画です。

3 計画の目的・位置付け

- (1) 区の行財政の基本となる計画として、今後の各年度の重点事業や予算編成などの指針を示すとともに、区が実施すべき主要課題を明らかにしつつ、各分野における関連事業の調整を行った区の総合的な計画です。
- (2) 計画期間に対応した財政計画を示し、計画事業の実現性の見通しを明らかにしています。
- (3) この実施計画では、「政策立案→事業執行→検証・評価→改革・改善」のPDCAサイクルをより円滑に運用できるよう、①「計画」②「予算」③「行政評価」における事務事業等の表記を可能な限り一致させました。

今後、計画事業の進捗状況や評価指標の達成状況などを的確に把握した上で、評価・分析・見直しを行い、その結果を各年度の重点事業や予算編成に反映させ、経営資源の最適化や事務事業の改善などをより一層進めます。

計画の体系



1 基本構想

本区の将来像や理念、基本的な方向性を示すものです。

長期にわたり区が目指すべき将来像、区政運営の根本を貫く理念、将来像の実現に向けた基本的な方向性を示します。

2 基本計画

基本構想に掲げる区の将来像等を実現するための基礎となる10か年の総合計画です。

基本構想の基本的な方向性の下に各政策を設け、政策を達成するための手段を各施策として具体化します。施策の下に位置付けられる計画事業の概要や事務事業の体系を示します。

3 実施計画

基本計画に基づく4か年の具体的な事業計画です。

基本計画に基づき、計画事業の活動量や財政計画、計画事業の実現性の見通しを示すとともに、各年度の重点事業や予算編成等の指針とするものです。

4 予算編成・執行

計画事業の進捗状況や成果・評価指標の達成状況などを的確に把握した上で、評価・分析・見直しを行い、その結果を各年度の重点事業や予算編成に反映させ、事務事業の改善などを進めます。

第2章 策定の背景・視点

I 区政を取り巻く環境の変化

1 激甚化する災害への対応

近年、大地震をはじめとする自然災害による被害が全国各地で頻発しています。令和4年5月には、30年以内に発生する確率が70%を超えるとされる首都直下地震について10年ぶりに被害想定が見直されるなど、今後マグニチュード7程度の地震が発生する可能性が高まっています。また、地球温暖化に伴う気候変動により、大型で強い台風や線状降水帯の発生が増加するなど、都市型水害等の危険性も増しており、多様化・激甚化する災害への対策の強化が求められています。さらに、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、近年増加している外国人区民の視点を踏まえたきめ細かな防災対策、災害時医療体制の整備のほか、協定団体等との受援体制についても強化が求められています。

今後、多様化する災害への対策の強化を図るため、デジタル技術を活用した効果的・効率的な防災体制を推進していくほか、分散避難の推進に関する取組や要配慮者支援体制の強化を図り、区民の命を守る「公助」の取組を進めていきます。また、「自助」「共助」の取組を効果的に進めながら防災力を強化し、「減災」という考え方に基づく地域防災の仕組みを構築していく必要があります。

2 健康寿命の延伸に向けた対応

日本人の平均寿命は、医学の進歩や国民皆保険制度の普及などにより世界有数の高水準を保っており、令和3年には、男性が81.47歳、女性が87.57歳となり、人生100年時代が間近に迫りつつあります。

本区では、悪性新生物(がん)や心疾患などの生活習慣病が依然として死亡原因の上位を占めているほか、国際交流の活性化に伴う新興・再興感染症の流入・まん延リスクや後期高齢者の急増など、新たな課題への対応も求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けられる環境づくりに向け、区民一人一人の健康や生活習慣に関するデータを活用して、好ましい生活習慣を促しながら健康づくり支援を進めていく必要があります。また、生活習慣病の予防、心の健康づくり、安全・安心な生活環境の確保、医療環境の充実などを推進し、一人一人が健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」を図っていく必要があります。

3 地域共生社会に向けた対応

核家族化や共働き世帯の増加などの社会の変化の中で、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まり、高齢者、障害者、子ども、低所得者など対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質・量共に公的支援の充実が図られてきました。

しかし、「ひきこもり」の方の親も高齢となり介護を必要としている「8050問題」や、高

齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごすため、健康状態をより長く維持する対策、希望に応じて地域で活躍できる環境を整えることが求められるなど、高齢介護やその予防に向けた支援は多岐にわたります。

また、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含め、生活困窮世帯の高等教育に関する意識を高めていく必要があります。

さらに、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられていることから、障害者の希望する就労へ結びつく支援がより求められています。

加えて、令和5年には、孤独・孤立の予防や孤独・孤立からの脱却等を目的とし、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指す孤独・孤立対策推進法が成立しました。

今後、地域の助け合いのより一層の推進をはじめ、対象者本人の支援に加え、家族介護者を含めた世帯全体を支援する包括的な体制を強化していき、全ての区民が住み慣れた地域で相互に尊重し合いながら幸せに暮らし続けられる「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めていく必要があります。

4 公共交通の充実に向けた対応

公共交通は、区民の生活に欠くことのできない重要な移動手段であり、本区では、鉄道の利便性向上やバス交通の充実に鋭意取り組んできたところです。

高齢社会が進展する中、移動に困難を抱える高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通の役割が一層重要なものになるとともに、外国人観光客等の来訪者に対する安全・快適な公共交通の提供、自家用車からCO₂排出量の少ない公共交通へシフトすることなどによる脱炭素化の必要性など、新たな課題も生じています。

今後、誰もが安全・快適に利用できる公共交通の充実と脱炭素化への貢献に向け、鉄道やバス交通の充実、省CO₂化の促進に加え、円滑な道路交通に欠かせない都市計画道路や駅前広場の整備などの取組を進めていく必要があります。

5 脱炭素社会や循環型社会に向けた対応

今般、持続可能な社会の実現に向け、気候変動対策や緑化の推進、資源循環型社会の形成、生物多様性の推進などの環境施策は、地域の価値を高めるものとしての認識が世界的に広がっています。

一方で、気候変動など地球規模の環境問題が顕在化し、これらに起因する自然災害が多発しているとともに、令和5（2023）年は6月から8月までの全国の平均気温は平年より1.76℃高く、統計を始めた1898年以降で最も高くなるなど、既に私たちの身近な生活に影響が及んでいます。また、世界的な情勢不安はエネルギー価格の上昇につながり、区民生活や区内事業者の活動に多大な影響を及ぼしています。

令和5年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書統合報告書では、温暖化を1.5℃に抑えるには、令和17（2035）年までに温室効果ガスを60%削減（2019年比）する必要があると指摘されております。

国においては、カーボンニュートラルの実現やエネルギー危機に対応すべく、化石エネルギー

ギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するGX（グリーントランスフォーメーション）を実行すべく、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定しています。

区においても、令和5年葛飾区議会第1回定例会において「地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書」が可決されたように、区民の気候変動対策やエネルギーの安定化への関心は高まってきています。さらに、令和5年10月に本区からの提案により、2050年までに特別区が連携して特別区全体の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指すことを共同宣言しました。

今後、区民等に対して、地球環境保全への意識を一層高めるとともに、区内最大の事業者である区が率先し、ゼロエミッションかつしかの実現に向けたエネルギー利用の効率化や地域間連携による地域循環共生圏の実現に向けた取組を推し進める必要があります。また、資源循環型地域社会の形成を目指し、更なる発生抑制を主体とした3R[※]の推進とごみの適正処理を図る必要があります。

6 外国人区民の増加への対応

近年のグローバル化の進展の中、本区の外国人区民は令和5年12月現在26,000人を超えています。新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に減少したものの、平成31年4月に創設された在留資格である「特定技能2号」の対象分野が拡大するなど、外国人が長期就労できる環境整備が進んでおり、今後も外国人区民の増加傾向が続くと予測されています。

外国人区民の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化をもたらし、一部では、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル等が懸念されるなど、地域住民とのコミュニケーションが課題となっています。外国人区民に対し、日本語学習機会の提供のほか、日本の文化や生活習慣を知っていただくなど、地域共生に向けた取組を推進する必要があります。

今後、事業者や区民との協働を進め、日本語学習機会の提供体制を一層強化するとともに、日本人区民には「やさしい日本語[※]」の活用を推進するなど、国籍の違いにとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを理解し合い、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進める必要があります。

7 産業構造の変化への対応

区内事業者の人手不足は深刻化しており、区内で就業を希望する女性や高齢者などの潜在的労働者の労働意欲を促すなど、多様な働き方を認めていく「働き方改革」が重要視されています。

また、急増している外国人区民に対する日本語学習機会の提供や手厚い就労支援、生活相談などのサービスを充実させることや、言語や文化の違いによる障壁を取り除き、就業しやすい環境を整えることで地域経済や社会への参加を促していくことが求められています。

今後、産業構造の変化を捉えつつ、ICT[※]環境の整備や中小企業等のDX[※]への対応、事業の拡大・発展を目指す区内事業者に対する支援の拡充、ECサイトやSNS[※]等を活用した販路の拡大、産学公金の連携によるスタートアップ企業への支援など、区内事業者や区民にとって

働きやすい環境を整備することで、区内産業の活性化と新たなイノベーションの創出につなげていく必要があります。

8 観光への期待の高まり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による国内の観光客数は、一時的な減少が見られたものの、全国旅行支援などの観光需要喚起策や水際対策の緩和などにより、各地の観光イベントにも活気が戻り、国内観光客数も急速に回復しているところです。

さらに、インバウンド需要も勢いを増しており、各観光地では、言語や文化の違いによるコミュニケーションの障壁の解消、オーバーツーリズムによる地域社会への負担や環境への影響を防ぐために、地域への分散化や地域間連携を促進していくことが求められています。

今後も、区ゆかりのキャラクターや歴史、文化、自然などの観光資源を発掘・活用するとともにSNS^参等を活用して、国内外に向けて本区の魅力を発信し、本区の認知度やイメージアップを図っていく必要があります。また、亀有や柴又の新たな観光拠点施設の整備を契機に、地域が一体となってまちの魅力を向上させ、高付加価値化に取り組むことで、インバウンド需要や若年層などの新たな観光客層の誘客につなげていく必要があります。

9 子育て・教育環境に対する意識やニーズの変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、リモートワークや時差勤務の利用による保護者の働き方の多様化に影響を与えた一方、友人や地域、身近な子育て機関などとの交流機会の減少をもたらしました。保護者の経済的・精神的負担感を軽減するため、子育てに係る不安を身近に相談し、解決につなげることでできる手段を拡充することで、安心して子育てができる環境整備を図る必要があります。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」をはじめ、国や東京都で子どもの権利を守るための取組が進んでいます。本区でも、令和5年10月に施行した「葛飾区子どもの権利条例」に基づき、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、子どもの健やかな成長を支える環境づくりを進めていく必要があります。近年、ヤングケアラー^参、不登校、貧困、発達・適応、ひきこもりなど、子ども・若者に関する問題が複雑化しており、子ども・若者を主体とした視点を反映した分野を越えた取組が求められています。

さらに、グローバル化や情報化、少子高齢化などの社会状況の変化に伴い、高度化・複雑化する課題への対応が必要となっています。これからの学校教育では、基礎的な知識の習得に加え、思考力・判断力・表現力等を育成し、多様性あふれる子どもたち一人一人が様々な人と関係を構築していく力を身に付けさせることが必要となってきます。

今後、変化する子育て世代の意識、ニーズ、再開発に伴う学校の児童・生徒数の変化などによる需要の変化を把握しつつ、切れ目のない支援体制を強化し、誰もが安心して子育てできる良質な子育て環境や教育環境を充実させていく必要があります。

10 情報通信技術をはじめとする技術革新の進展

高度化する社会インフラにおいて、インターネットやスマートフォンをはじめとしたICT^参（情報通信技術）は欠かすことのできないものとなり、コロナ禍を経て、社会・経済、教育、保健・医療など、あらゆる分野でオンライン化が進みました。生活の中のあらゆる物がネットワークにつながる時代が到来し、より快適で効率的な生活を生み出しています。最近では、メタバースや生成AI^参を活用した新たなサービスも登場し、様々な社会的・経済的課題の解決に期待が高まっています。

「知識産業のあり方」が注目される令和の時代において、「第4次産業」と称されるIoT（様々なモノがインターネットにつながる仕組み）やAI（人工知能）、ビッグデータを用いた技術革新の加速度的な進化は、区民生活や産業構造に大きな変化をもたらし、区内の経済や社会にも大きな影響を与えています。

一方で、情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保、適切に情報を受発信したり、AI等の新たなツール・サービスを正しく活用したりするための情報リテラシーの向上、情報通信技術の活用能力に格差を生むデジタルデバイドという課題も生じています。

民間企業によるオンラインサービスがより身近なものとなり、人々がオンライン行政サービスに求める基準も、急速に高度化・複雑化する中、デジタル技術を戦略的に活用した、更なる区民サービス向上、内部業務効率化を図っていく必要があります。

11 SDGsへの対応

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、令和12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）として、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられています。

我が国では、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の下、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」や「SDGsアクションプラン」が示され、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、SDGsの達成に向けた取組が進んでいます。

本区においても、令和3年に策定した葛飾区基本計画の基本方針の1つに「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」を掲げ、持続可能なまちづくりを進めてきたほか、令和4年度には葛飾区SDGs推進計画を策定しました。

今後、SDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向け、区自らが取組を進めることに加え、区民・事業者等の多様な主体との連携・協働をより一層進め、SDGsの実現に向けた取組を推し進めていく必要があります。

12 人口動向

(1) 本区の人口動向

本区の人口は、令和2年5月の465,532人をピークに減少し、令和4年3月に461,685人まで減少しましたが、令和5年12月には467,245人となり、コロナ禍前を上回っています。

外国人人口は、コロナ禍により令和4年2月には21,591人まで落ち込んだものの、それ以降は回復し、令和5年12月には26,758人となっています。

出生数は減少傾向にあり、0～5歳児の数も減少している状況です。

(2) 周辺自治体の人口動向

コロナ禍が始まった令和2年以降、テレワークなどの在宅勤務の広がりに伴う地方移住の流れが進行していましたが、経済活動が再開されるにつれて出社を再開する動きが見られるなど令和4年頃から状況は一転し、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県「東京圏」は転入超過の傾向となっています。

(3) 今後の人口推計

令和7年頃をピークに徐々に人口減少が進み、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）の増加基調が続く見通しです。

13 その他の社会経済動向

新型コロナウイルス感染症の位置付けが令和5年5月8日から感染症法の「5類感染症」に引き下げられ、地域活動やイベント、観光、文化等様々な事業が再開されました。経済社会活動の正常化に進む中で、個人消費の回復やインバウンド需要の増加などが期待されているところです。特別区交付金の原資となる市町村民税法人分も堅調に推移しており、景気も緩やかに持ち直してきている状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症がもたらした巣ごもり生活の長期化による健康への影響、人や地域とのつながりが薄れることによる地域コミュニティの希薄化など、コロナ禍が残した課題は大きく、解決に向けた新たな事業の立案が必要とされています。

また、ウクライナ情勢の長期化に伴い、建築資材等の原材料価格、エネルギー価格等が更に上昇するなど区民生活に大きな影響を与えています。今後も介護・医療・福祉等の社会保障関係費が高水準で推移すること、小中学校などをはじめとする公共施設の更新時期を迎えていくことなど、行政需要はますます増大していくことが見込まれています。

Ⅱ 中期実施計画策定の視点

本区の人口動向をみると、コロナの影響で一時は減少に転じたものの、令和5年12月には467,245人まで増加しています。近年の「東京圏」への転入超過傾向を捉え、特に子育て世代などを中心とした若い世代の流入や定住を促進することで、バランスの取れた人口構成を維持し、本区の持続的な発展を図る必要があります。

そのためには、子どもやその親たちから「葛飾で育ってよかった、葛飾で育ててよかった」と思われるよう、子育て支援や教育環境を充実させていくことはもちろん、子ども・子育て視点から住環境、雇用・産業など本区の全ての政策を横断的に捉え直し、総合的にまちづくりを進めていく必要があります。

また、高齢者人口の増加が予測される中、安心して福祉サービスを受けることができる環境づくりはもちろん、子どもから高齢者まであらゆる年代の方がスポーツに親しみ、いつまでも健康にいきいきと生活を楽しみながら暮らせる環境づくりが必要です。

さらに、あらゆる世代の方々が「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて、魅力的な駅周辺拠点づくり、新金線の旅客化やバス交通の充実などによる誰もが移動しやすい環境づくり、区内産業振興をはじめとする地域の活性化に取り組みながら、生活者の視点から快適な都市環境を創造していく必要があります。

中期実施計画では、区民第一、現場第一を基本姿勢として区民ニーズの把握に努めるとともに、今後進展するICT[※]技術を活用したデジタルトランスフォーメーションを推し進めて、区民サービスの利便性と行政効率を一層向上させながら施策展開を図っていきます。そして、区民等との協働を一層推進して、葛飾区SDGs推進計画に掲げる「SDGsかつしか未来プロジェクト」の具体化を図り、本区の持続可能な発展を目指します。

第3章 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

この計画は、実施計画の実効性を確保するため、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間の財政フレームを推計したものです。

財政予測については、社会経済情勢の変動をはじめ、国の動向、税制改正の影響など、明らかになっていない部分もあることから、現時点で想定できる範囲において、現行の行財政制度を前提に推計しました。

2 歳入、歳出の推計

(1) 歳入

a 特別区税	今後の経済動向や区の特性を踏まえて見込みました。
b 特別区交付金	現行制度を前提に、加算される今後のまちづくり事業等を踏まえて見込みました。
c 国・都支出金	現行制度を前提に、過去の実績や今後の対象事業等を踏まえて見込みました。
d 特別区債	基金の積極的な活用による特別区債の発行抑制を前提に、適債事業に該当する事業について見込みました。
e 基金繰入金	基金の目的に沿って、対象事業ごとに見込みました。
f その他	上記以外の歳入について、過去の実績等を踏まえて見込みました。

(2) 歳出

a 人件費	過去の実績や職員数の変動、退職者数等を踏まえて見込みました。
b 扶助費	現行制度を前提に、過去の実績等を踏まえて見込みました。
c 公債費	特別区債の既発行額や今後の発行見込額に係る元利償還金を見込みました。
d 特別会計繰出金	現行制度を前提に、過去の実績等を踏まえて見込みました。
e 一般行政費	「区民サービス向上改革プログラム」に掲げる取組を推進し、経費節減を前提に見込みました。
f 計画事業費	計画事業の実効性を確保するため、可能な限り財源を配分しました。

3 財政フレーム

(単位：百万円)

項目	年度	合計 (令和6(2024)年度～ 令和9(2027)年度)		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度		令和9(2027)年度	
		構成比	伸比率	構成比	伸比率	構成比	伸比率	構成比	伸比率	構成比	伸比率
歳入	特別区税	151,503	-	34,174	-6.0%	38,645	13.1%	39,262	1.6%	39,422	0.4%
			15.2%		14.2%		15.6%		15.2%		15.8%
	特別区交付金	358,500	-	88,500	6.6%	89,000	0.6%	90,000	1.1%	91,000	1.1%
			35.9%		36.8%		35.9%		34.8%		36.4%
	国・都支出金	292,619	-	68,817	4.5%	72,467	5.3%	77,196	6.5%	74,139	-4.0%
			29.3%		28.6%		29.2%		29.9%		29.6%
特別区債	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
		0.0%		-		-		-		-	
基金繰入金	82,018	-	18,700	40.1%	20,549	9.9%	24,312	18.3%	18,457	-24.1%	
		8.2%		7.8%		8.3%		9.4%		7.4%	
その他	112,794	-	30,413	23.9%	27,486	-9.6%	27,617	0.5%	27,278	-1.2%	
		11.3%		12.6%		11.1%		10.7%		10.9%	
合計	997,434	-	240,604	7.9%	248,147	3.1%	258,387	4.1%	250,296	-3.1%	
		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
歳出	義務的経費	477,786	-	119,599	8.2%	117,889	-1.4%	121,415	3.0%	118,883	-2.1%
			47.9%		49.7%		47.5%		47.0%		47.5%
	内 人件費	135,231	-	34,844	11.1%	32,936	-5.5%	34,701	5.4%	32,750	-5.6%
			13.6%		14.5%		13.3%		13.4%		13.1%
	内 扶助費	335,813	-	83,024	6.5%	83,707	0.8%	84,259	0.7%	84,823	0.7%
			33.7%		34.5%		33.7%		32.6%		33.9%
	内 公債費	6,742	-	1,731	39.7%	1,246	-28.0%	2,455	97.0%	1,310	-46.6%
			0.7%		0.7%		0.5%		1.0%		0.5%
特別会計繰出金	77,113	-	19,175	2.1%	19,209	0.2%	19,239	0.2%	19,490	1.3%	
		7.7%		8.0%		7.7%		7.4%		7.8%	
一般行政費	245,105	-	59,555	1.7%	60,960	2.4%	61,444	0.8%	63,146	2.8%	
		24.6%		24.8%		24.6%		23.8%		25.2%	
計画事業費	197,430	-	42,275	20.3%	50,089	18.5%	56,289	12.4%	48,777	-13.3%	
		19.8%		17.6%		20.2%		21.8%		19.5%	
合計	997,434	-	240,604	7.9%	248,147	3.1%	258,387	4.1%	250,296	-3.1%	
		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	

※ 表内の数値は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整を行っていないため、合計と一致しない場合があります。

※ 補正予算により、計上見込みの事業費が含まれているため、令和6(2024)年度の歳入・歳出額と当初予算額は一致しない項目があります。

第2部

葛飾・夢と誇りのプロジェクト等

第1章 葛飾・夢と誇りのプロジェクト

第2章 S D G sの実現に向けて

第1章 葛飾・夢と誇りのプロジェクト

1 夢と誇りあるふるさと葛飾の実現に向けて

今後、本区が、多くの人から住んでみたい、住み続けたいと思われる魅力的なまちとして発展していくためには、安全・安心な区民生活に向けた政策、まちの利便性・快適性の向上に向けた政策、子育て・教育環境の充実に向けた政策など区民ニーズの高い政策をはじめ、区政を取り巻く環境の変化や地域課題に即応した政策を着実に展開していく必要があります。

そのため、中期実施計画では、基本計画で掲げた14の「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」について社会経済状況等を踏まえて内容をより深化させるとともに、新たに2つのプロジェクトを追加しました。重点的かつ戦略的な取組を進めるとともに、これから育てていく事業や、現状の政策・施策体系を横断して取り組むべき事業の展開を図り、いつまでも幸せに暮らせる「夢と誇りあるふるさと葛飾」を実現していきます。

2 葛飾・夢と誇りのプロジェクト

葛飾・夢と誇りのプロジェクト

- 1 協働推進プロジェクト
- 2 「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト
- 3 共生社会実現プロジェクト
- 4 「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト
- 5 学力・体力向上プロジェクト
- 6 危機対応力向上プロジェクト
- 7 安全・快適な交通環境実現プロジェクト
- 8 「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト
- 9 花いっぱいのもちづくり推進プロジェクト
- 10 産業応援プロジェクト
- 11 「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト
- 12 公共施設の魅力向上プロジェクト
- 13 かつしかファンド活用プロジェクト
- 14 スマートかつしか実現プロジェクト
- 15 葛飾かわまちづくりプロジェクト
- 16 私学事業団総合運動場活用プロジェクト

葛飾・夢と誇りのプロジェクト関係図

葛飾区中期実施計画	葛飾・夢と誇りのプロジェクト	政策																				
		性・人権・平和・多様	健康	医療	衛生	低所得者福祉・地域福祉・支援	高齢者支援	障害者支援	子ども・家庭支援	学校教育	地域教育	生涯学習	スポーツ	地域街づくり	防災・生活安全	交通	公園・水辺	環境	産業	観光・文化	地域活動	
	1 協働推進プロジェクト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2 「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト		●	●	●		●	●	○	●	○		●			○	○	○		○	○	
	3 共生社会実現プロジェクト	●	●		○	●	●	●	○					○	○	○			○		○	○
	4 「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト	○	○	○	○	○		○	●	○	○	○	○	○	○	○					○	○
	5 学力・体力向上プロジェクト	○	○		○	○		○	○	●	●	○	○					○				
	6 危機対応力向上プロジェクト	○		○	●	○	○	○	○					●	●	○	●					○
	7 安全・快適な交通環境実現プロジェクト	○	○					○	○	○	○			○		●		○		○	○	○
	8 「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト		○							○	○			○	○	○	○	●	○			
	9 花いっぱいのもちづくり推進プロジェクト							○	○			○		○			●	●	○	○	○	○
	10 産業応援プロジェクト	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○			○	●			
	11 「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト	○			○					○	○	●		○			○		●	●		○
	12 公共施設の魅力向上プロジェクト	区民サービス向上改革プログラム																				
	13 かつしかファンド活用プロジェクト																					
	14 スマートかつしか実現プロジェクト																					
	15 葛飾かわまちづくりプロジェクト	○	○					○	○	○				●	○	○	○	●	●		●	○
	16 私学事業団総合運動場活用プロジェクト	○	○					○	○	○				●	●	○		●	○	○	○	○
		持続可能な行財政運営の推進 区民サービスの向上 SDGsの実現																				

● : 直接関連のある政策

○ : 関連のある政策

1 協働推進プロジェクト ～広げる、深める、協働によるまちづくり～

地域に集う多様な主体との協働によるまちづくりを進めるため、区では、職員出前講座の開催や協働事例集の作成、協働事例映像の制作など、区の現状や取組、協働による活動を広く紹介することにより、協働意識の醸成を図ってきました。また、地域活動の功績を称える協働まちづくり表彰を実施し、活動意欲の向上を図ったほか、職員研修の実施や職員向け協働推進ガイドラインの改定・運用により、職員の人材育成にも努めてきたところです。

一方で、高齢化による地域活動の担い手不足や外国人区民の増加などは引き続き課題であり、多様化する地域ニーズに対応していくためには、地域活動の担い手の発掘・育成、外国人区民の地域活動への参画を進めていく必要があります。

今後は、協働を更に広げ、深めていくため、区を取組や地域で行われている活動など区政や地域の魅力を、広報メディアを効果的に活用して広く発信することで、地域への思いを育み、これまで以上に地域に集う多様な主体の協働意識・郷土意識を高めていきます。また、SNS[※]の活用やイベントの実施を通して団体等同士の交流の輪の拡大を図り、協働の可能性を広げていきます。

さらに、地域における協働の活動が安定的かつ持続的に発展し、地域活動の担い手不足の解消に資するよう、協働の新たな担い手の育成や、活動意欲の向上につなげていけるような仕組みと環境づくりを検討していきます。

1 協働意識・郷土意識を醸成する

「まちをより良くしよう」とする活動の原動力となるのは、「郷土を愛し、大切にす気持ち」です。こうした気持ちを育むため、区では引き続き、職員出前講座の開催や協働事例集の作成、協働事例映像の制作などにより区の現状や取組、協働による活動を広く紹介することで、区民等の地域への思いを育み、協働意識の醸成を図ります。

また、区民等と学び合いながら、共に地域社会の未来を考えていけるよう、協議会、意見交換会、勉強会、交流会などの様々な機会を通じて、地域の課題や資源を共有し、課題解決や地域の魅力を高めるための活動につなげていきます。

2 協働を広げる・深める

地域活動に興味がある方や地域活動に有益な知識・技術を持つ方が、協働の担い手として活躍できるよう、区を取組や地域で行われている活動など区政や地域の魅力について、広報かつしかや区公式ホームページ、SNS等を活用して発信し、協働の活動に参加する「きっかけ」づくりを進めます。

また、協働まちづくり表彰の実施により地域活動の功績を称えることで、活動意欲の更なる向上を図るとともに、団体等のイメージアップにつなげます。

さらに、様々な協働の活動に取り組む区民や団体等が、情報を共有し、連携できるよう、令和4年度にフェイスブックに移行した「葛飾みんなの協働サイト」を効果的に活用し、団体等同士の交流の輪の拡大を図り、つながりを一層深めながら協働の取組を活発化させていきます。

加えて、地域活動の担い手不足の解消に向けて、社会福祉協議会等の関係機関と意見交換を

行いながら、新たに活動の担い手を求める団体等と、活動に参加したい人とを結びつける仕組みを検討します。

3 協働の活動を支える

地域における協働の活動が安定的かつ持続的に発展できるよう、地域の課題解決に向けた自治町会の取組を支援する新たな助成制度や、区職員が自治町会と地域団体との連携促進をコーディネートする支援体制を新たに構築し、地域コミュニティの中心を担う自治町会を中心に地域に集う多様な主体との協働を促し、地域力の更なる向上を図ります。

2 「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト ～生涯を通じた、切れ目のない健康づくり～

人口減少が見込まれる中、いつまでも、誰もがいきいきと健やかに、幸せや喜びを感じながら暮らせるまちづくりを進めるためには、区民が自ら健康を意識し、健康づくりに取り組める環境整備が必要です。

区はこれまで、区民が自らの健康を意識し、健康づくりに取り組むきっかけを作るため、様々な健康診査事業を実施し、その受診率の向上を図ってきました。また、運動、食生活の改善、生活習慣の見直しなどにつなげるため、健康づくり支援事業、介護予防^参事業、スポーツ事業、企業と協働した働く世代の健康づくり支援などに取り組んできました。

今後は、デジタル技術を活用し、区民一人一人に最適な活動の提案や中長期的な健康データの管理などができる仕組みを構築します。また、介護予防事業やスポーツ等、区内各所で行われている区民の健康に寄与する様々な活動と連携しながら、区民が総合的に健康増進に取り組める環境を整備します。

これらの取組を通じて、区民が自ら健康を意識して健康づくりに取り組める環境を整備し、誰もがいきいきと健やかに、幸せや喜びを感じながら暮らせるまちづくりを積極的に推進していきます。

1 デジタル技術を活用した区民と事業者の健康活動の促進

デジタル技術を活用し、区民の健康や生活習慣に関するデータを自動で収集・分析・評価でき、区民一人一人に最適な活動の提案やフィードバック、中長期的な健康データの管理などができる仕組みを構築するとともに、区民の健康づくりの成果に対してインセンティブを付与することで、区民が自らの健康を意識し、健康づくりに取り組めるようにします。また、区内事業者の健康経営^参を促進するとともに、介護予防事業やスポーツ、区内各所で行われている健康に寄与する様々な活動と連携しながら、区民の健康活動を促進します。

2 高齢者のフレイル対策

加齢に伴い、筋力、認知機能の低下や食生活などの様々な課題や不安を抱えやすい高齢者がいつまでも元気で長生きできるよう、保健、医療、介護のそれぞれの分野が協働し、身体的、精神的、社会的な特性を踏まえ、高齢者一人一人の状況に応じた介護・フレイル^参対策を進め、健康長寿を支援します。

3 あらゆる年代の区民がスポーツに親しむ環境づくり

健康寿命延伸と健康格差の縮小を目指し、子どもから高齢者、障害のある方など、全ての区民が自主的・積極的に日常生活の中に運動習慣を取り入れることができる環境を整備していきます。

また、これまで運動に関わる機会が少なかった方にも興味・関心を持ってもらうため、保健指導事業等と連携するほか、区で実施される様々なイベント等の機会を活用し、それぞれのライフスタイルや健康課題に合わせたスポーツ事業を提案していきます。

3 共生社会実現プロジェクト ～地域に受け入れ、地域で支え合う～

区では、高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らせるよう、「くらしのまるごと相談課」を設置し、誰もが取り残されない包括的な支援体制の整備を進めてきました。また、日本人と外国人が日本語でコミュニケーションを図ることのできる環境づくりを進めるため、「やさしい日本語[※]講座」や「日本語教室入門編」を実施するほか、「外国人向け生活ガイドブック」を108言語に翻訳対応するなど多文化共生に向けた取組を進めてきました。

今後は、くらしのまるごと相談課を中心に、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し支援が行き届くよう、関係機関等の連携強化による対象者の掘り起こし、ニーズに応じた新たな支援策等の検討、地域団体等の活動支援などを進めていきます。また、介護現場のDX[※]化や福祉人材における外国人の活用促進を進め、福祉サービスの安定供給を目指していきます。さらに、今後の外国人区民の増加を見据え、日本語の習得機会に併せた日本の文化、生活習慣などの理解を促進する機会を創出することで、同じ地域に暮らす一員として、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進めます。

1 地域共生社会に向けた包括的な支援体制の強化

くらしのまるごと相談課を中心に、中高年のひきこもりや未就労が起因となる「8050問題」、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー[※]など複雑化・複合化した課題を抱える世帯や制度の狭間にある世帯等支援を必要とする方に対して、相談窓口の設置、アウトリーチ[※]（訪問支援）、伴走支援、支援関係機関による連携支援、地域参加支援等を実施します。支援事例を積み重ねることで、全庁の部署や地域の支援関係機関が連携し、誰もが取り残されない包括的な支援体制を強化していきます。

2 福祉現場・人材への支援強化

介護現場で働く従業員の負担軽減や業務効率化の向上を図るため、小規模施設でも利用しやすいデジタル技術を活用した支援を行い、介護現場のDX化を推進していきます。また、福祉人材を確保・定着させ、安定的に福祉サービスを提供できるようにするため、外国人介護職員の雇用にかかる採用・育成・定着の支援や、合同就職相談会イベントの実施による就業あっせん支援などに取り組んでいきます。

3 多文化共生に向けた取組の充実

外国人区民とのコミュニケーションを円滑にし、日本人区民との相互理解を進めるため、「やさしい日本語」の普及に取り組みます。また、日本語を習得する機会を充実させるとともに、互いの文化・習慣を理解し合う機会を提供することで、外国人区民にも暮らしやすい環境づくりを推進し、地域に愛着をもってもらえるようにします。さらに、語学ボランティアを地域に派遣し、地域活動やイベントに外国人区民が参加しやすい体制を整えていきます。

4 誰もが自分らしく暮らせる地域社会づくり

全ての人々が多様性を認め合い、自分を大切にすることのできる地域社会を築くとともに、誰もが自由に活動し、自己選択・自己決定できるユニバーサルデザイン[※]の理念に根差したまちをつくりまします。

4 「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト ～子育て・子育て支援の充実～

区では、子育て支援の拠点施設として子ども未来プラザ[※]を整備するとともに、ゆりかご面接[※]や産後ケア、乳幼児健診の拡充などにより、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援（葛飾区版ネウボラ[※]）を積極的に推進してきました。また、保護者のライフスタイルの変化に応じた保育需要への対応として、延長保育や預かり保育ができる保育施設・幼稚園の拡充、学童保育クラブの設置やわくわくチャレンジ広場[※]の充実を進めてきました。さらに、令和5年10月には児童相談所を開設し、子どもの最善の利益の確保と若者の社会的な自立への支援を実施してきたところです。

今後も、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を実現していくため、子ども未来プラザでの相談体制を拡充し保護者の子育ての不安や孤立感の軽減を図るほか、社会の動向を踏まえつつ保護者のニーズに合わせた多様な保育サービスを更に充実させるとともに、質の高い保育環境を実現していきます。あわせて、子どもが就学後も安全・安心に放課後等を過ごしながらか多様な体験ができる環境整備を進めます。

さらに、令和6年3月に策定する「子ども・若者基本構想」を基に、子ども・若者を主体とした視点や子育て支援の視点を区政全般に反映したまちづくりを推進し、子育て世代を中心とした多くの人から「住んでみたい、住み続けたい」と思われる魅力的なまちづくりを進めていきます。

1 切れ目のない子ども・子育て支援

ゆりかご面接や産後ケアの充実、子どもを持ちたい人への支援などを行い、親と子の心身の健康を増進します。また、SNS[※]等を活用した子育て情報のタイムリーな提供、子どもの育ちや養育について地域に相談できる手段の拡充を進め、子育てに係る不安感や孤独感の軽減を図ります。

こうした取組を充実させ、妊娠・出産、子育て、教育に係る各分野の関係機関の連携を一層深めることで、妊娠期から子どもが就学し、成人するまでの切れ目ない支援（葛飾区版ネウボラ）を実施していきます。

2 質の高い多様な保育サービスの提供

就園児・未就園児を問わず、希望に応じて保育施設を利用できる多様な保育サービスを提供し、全ての世帯が安心して子育てができる環境を整備します。また、保育人材を安定的に確保し、教育・保育の質の向上を積極的に図ります。

3 放課後等の子ども支援

就学後には、家庭環境にかかわらず、全ての児童が安全・安心に放課後等を過ごせるよう小学校内を活用して学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場を充実します。安全・安心な環境の中で多様な体験や活動ができ、子どもたちの好奇心や可能性を最大限に広げられる環境整備を行います。

4 子ども・若者の最善の利益の確保

「葛飾区子どもの権利条例」や「子ども・若者基本構想」に基づき、子ども・若者の意見を聴いて、施策に反映する仕組みを構築し、子どもの意見が尊重される環境づくりを進めます。また、虐待等への問題に対しては、子ども総合センターと児童相談所が、相談対応や保護、予防策の拡大や社会的養護としての里親委託推進などに幅広く取り組み、区の全ての子どもの権利を守り自分らしく安心して成長できる環境を整備します。

5 学力・体力向上プロジェクト

～これからの時代を生き抜く学力・体力を身に付ける～

区では、各小・中学校において、校長による学校の現状に応じた「学力向上プラン」の実施や、全ての学校で共通して取り組む「葛飾スタンダード」の実施、幼稚園や保育園と小学校との連携を深める幼保小連携教育の充実など、子どもたちの学力と体力の向上に向けた取組を展開してきました。

現在、グローバル化や情報化など急激な社会的変化が進む中、学習指導要領^参に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現、プログラミング教育の実施、外国語活動・外国語の授業など新たな学習活動への対応を進めています。

今後、学力の定着に加え、子どもたちがこれからの時代に求められる資質や能力を身に付けられるよう、一人一人に応じた学習を支援しながら、総合的に学力向上を図ります。また、少子化や指導者不足の課題に直面する中、子どもの運動機会を確保するため部活動の地域移行を推進し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむとともに、子どもの運動能力や技術を向上させていきます。

子どもたちが安心して学習に取り組むことができる環境の整備、タブレット端末やデジタル教材などを活用した自学自習の場の整備を行い、自ら学ぶという気持ちを尊重し、多様な学習機会を提供していくことで、一人一人の個性を大切にした教育を推進していきます。

1 総合的な学力の向上

子どもたちが意欲的に学習に取り組むことができるように、学習センター（学校図書館）の整備や、自学自習シートの活用、学習指導員・学習指導補助員による指導の充実を図ります。あわせて、タブレット端末やデジタル教材などのICT^参を活用した自学自習を推進することで、誰もがいつでもどこでも自発的・積極的に学びに取り組める環境を整備します。また、モデル地域で映像教材を導入し、個別最適な学びを充実させていきます。

2 体力の向上

体力の一層の向上を目指し、引き続き「かつしかっ子体力アッププログラム」に取り組むとともに、体力向上推進校の効果のある取組を区内の学校で共有します。また、低年齢時期から運動を好意的に捉え、意欲的に運動に取り組む子どもを育成するために、小学校低学年の取組を充実させます。また、運動への関心が低くなりやすい中学生に対しては、自身の健康や体を動かすことに関心をもつ機会を設けていきます。

3 一人一人を大切にす教育の推進

日本語の習得が必要な子ども、発達に課題のある子ども、不登校の子どもなど、一人一人の子どもたちの状況に応じた支援・指導を行うため、特別支援教室などの整備、日本語ステップアップ教室の運営などを行っていきます。また、学校へ通うことのできない子どもが学校以外の施設へ通学した場合の取扱いを整理した「葛飾区不登校児童・生徒スタンダード」を活用していくとともに、ICTを活用した学習環境を整備して、全ての子どもが安心して学習に取り組むことができる環境を整備していきます。

6 危機対応力向上プロジェクト ～あらゆる危機に備える～

近年、大地震などの自然災害による被害が全国各地で頻発しています。令和4年5月には、首都直下地震の被害想定が10年ぶりに見直されるなど、今後マグニチュード7程度の地震が発生する可能性が高まる中、頻発化・多様化する災害への対策の強化が求められています。

区はこれまでも、首都直下地震や大規模水害に備えた建築物の耐震化、液状化対策の助成、木造住宅密集地域の解消、防災活動拠点となる公園の整備、浸水対応型市街地構想を踏まえた公共施設の整備、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による医療負担を防ぐための高齢者のインフルエンザ予防接種の助成など様々な危機対応力向上の取組を進めてきました。

また、区内の犯罪発生件数は、減少傾向が続いておりますが、高齢者等をターゲットにした強盗事件が全国で多発するなど、防犯対策の取組の強化が求められています。

今後も、頻発化・多様化する危機への対応力の強化を図るため、デジタル技術を活用した効果的・効率的な防災体制を推進していくほか、災害時要配慮者が安心して避難行動を行えるよう、支援体制を強化していきます。また、個人宅を対象とした防犯設備の導入に対する支援制度を構築し、防犯対策を強化します。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の経験を踏まえ、医療機関等との連携体制構築、衛生用品の計画的な備蓄・管理、感染症拡大時の保健所体制の強化により、感染症対策を進めていきます。

これらの取組を通じて、地震や水害などをはじめとするあらゆる危機から生命・身体・財産が守られるよう、区民や事業者と協働して地域の現状や特性に応じた対策を講じ、いつまでも安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

1 頻発化・多様化する危機に備えるための防災DXの推進

近年、大規模災害が頻発している状況を踏まえ、予測不能な災害への備えとして、デジタル技術を活用した効率的な防災体制を実現する防災DX[※]の取組を推進していきます。防災DXを推進することで、迅速な情報収集・発信による二次災害の被害減少や医療所・避難所開設情報などの必要な情報の迅速な共有体制を実現します。さらに、災害備蓄品の管理をデジタル化することにより、リアルタイムでの効率的な避難所運営・受援体制を構築していきます。

2 災害時要配慮者支援体制の強化

災害時要配慮者の方々が、災害時に必要な情報を把握し、安心して避難行動、避難生活が送れるよう、地域での見守りの仕組みづくりや避難生活時における支援体制の強化などに取り組んでいきます。また、自力での避難が困難な方に対しては、個別避難計画が実践的なものとなるよう、地域の方や事業者との協力体制のもと、適宜、策定・見直しを進めていきます。

3 あらゆる危機に備えるまちづくりの推進

近年、発生頻度が増加している集中豪雨や地震、台風などの様々な災害に備えるまちづくりを推進しています。特に、大規模水害に対する備えとしては、浸水対応型市街地の形成を目指し、浸水に対応した公共施設等の整備促進、避難者や物資の輸送と復旧・復興の拠点となる高台空間の整備を引き続き推進します。

4 防犯対策の強化

個人宅向けの防犯設備助成制度を新たに構築し、既存の防犯カメラ助成と併せて、区が管理する街頭防犯カメラの設置を進めることで、自助・共助・公助による地域の防犯対策を強化し、区民の生命・身体・財産を守ります。

5 感染症対策の強化

新興感染症の感染拡大に備えるため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の経験を踏まえ、医療機関等との連携を進めて協働により危機管理体制を強化するほか、疫学調査等支援システムなどの導入による保健所業務のデジタル化や必要な衛生用品の計画的な備蓄・管理を進めます。

また、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行やそれに伴う医療負担を軽減するために、インフルエンザ予防接種の費用助成を行います。さらに、様々な感染症等の蔓延を防止するため、予防接種を受けやすい体制整備を進めます。こうした取組を通じて総合的に感染症対策の強化を推進します。

7 安全・快適な交通環境実現プロジェクト ～区民の生活の「足」を支える～

公共交通は、高齢者など移動に困難を抱える方をはじめ、全ての人の日常生活を支える役目を担っており、その役割は一層重要となっています。また、SDGsの観点から環境負荷の少ない公共交通の導入や、自家用車から、Co2 排出量の少ない公共交通や自転車などの交通手段へと誘導していくことが求められています。

区はこれまで、区内を移動するあらゆる人にとって、「わかりやすく、利用しやすい公共交通網」を実現するため、新金線の旅客化や地下鉄8・11号線の延伸、メトロセブン建設の実現に向けた取組を進めるとともに、循環バスの導入やグリーンスローモビリティ等を用いた新たな交通システムの検討など、公共交通の充実を図ってきました。また、自転車活用の推進を図るとともに、交通安全の啓発活動や交通結節点である鉄道駅周辺のバリアフリー化に取り組んできました。

今後も引き続き自動運転やMaasなどの先端技術の進展を注視しながら、高齢社会へ対応し、子育てしやすく暮らしやすい環境づくりを目指して、あらゆる人が安全・快適に移動できる交通環境を実現します。

1 新金線の旅客化

区内の南北移動の利便性を高め、沿線地域をはじめとする区内全体の活性化を図るため、今後も引き続き新金貨物線旅客化整備基金を計画的に積み立てつつ、国道6号線との交差方法、車両種別の選定や旅客化施設の検討などについて、関係機関で構成する新金線旅客化検討委員会及び同幹事会において具体的な検討を進め、旅客化の早期実現に向けて取り組んでいきます。

2 バス交通の充実

高齢者をはじめとする区民の移動手段であるバス交通の利便性の向上を図るため、バス事業者やバス沿線地域と連携しながら、循環バスの導入や既存路線の再編を進めるとともに、グリーンスローモビリティを用いた地域主体交通などの新たな移動手段の導入についても引き続き検討を進めていきます。また、バス停の上屋やベンチ、分かりやすいバス運行情報の提供など、バス停の利便施設の整備促進をはじめとした、利用者がバスを安全・快適に利用できる環境づくりを進めていきます。

3 自転車活用の推進

駅周辺の自転車駐車場の整備による放置自転車対策や、歩行者、自転車が安全に通行できる自転車通行空間などを計画的に整備していくとともに、自転車利用者への交通ルール・マナーや自転車保険の加入促進などの普及啓発を強化して、区民が安全・快適に自転車を利用できる環境を実現します。また、利用しやすい自転車駐車場やシェアサイクルの整備などを進めることで、更なる自転車の活用を推進します。

8 「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト ～脱炭素社会の実現を目指して～

気候変動の影響は深刻さを増しており、猛暑日及び大雨の日数の増加、豪雨による土砂災害や河川氾濫等では甚大な被害が発生しています。令和5年は6月から8月までの全国の平均気温は平年より1.76℃高く、統計を始めた1898年以降で最も高くなるなど、区民の身近な生活に影響が及んでおり、気候変動対策の一層の推進は、喫緊の課題になっています。

そこで、令和2年2月に、本区では、2050年までに温暖化の原因である温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッションかつしか」を実現することを、都内の区市町村に先駆けて宣言しました。

また、令和5年10月に本区からの提案により、2050年までに特別区が連携して特別区全体の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指すことを共同宣言しました。宣言に併せて、中小企業の脱炭素化への支援をより効果的に進めるため、メガバンク3行との連携協定の締結や特別区の連携施策を検討する気候変動対策推進組織を設置しました。

本区の具体的な取組としては、令和4年3月に策定した第3次葛飾区環境基本計画において、区内の温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに対平成25（2013）年度比で50%削減する目標を設定しました。その達成に向け、区民や事業者等と協働しながら気候変動対策に取り組み、区内で排出される温室効果ガスの削減を図ります。

さらに、各地域がその特性を生かし、持続可能な自立・分散型の社会を目指す「地域循環共生圏」の下、地域間連携により互いの地域資源を補完し、支え合う取組を図ります。

こうした取組により、社会経済状況が変化する中でも、SDGsの理念の下、区民や事業者と共にゼロエミッションへの取組を通じて、持続可能なまちづくりを推進します。

1 地球環境にやさしいエネルギー利用の効率化

助成金制度等の更なる充実を図りながら、クリーンなエネルギーや省エネルギーを区民の生活に取り入れるとともに、事業者の環境経営を支援します。

また、区内最大規模の事業者である区でも、各部が実施しているあらゆる事業の構築に当たっては、ゼロエミッションの実現に係る観点を取り入れるとともに、公共施設における太陽光発電設備の導入やネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）の標準化、庁用車のゼロエミッションビークル（ZEV[※]）への転換などを推し進め、全庁を挙げて区内の環境行動の機運を高めていきます。

さらに、包括協定都市などとの連携により地方の森林保全などに取り組むことで、CO₂削減だけでなく、CO₂吸収量拡大を目指します。

本区の先進的な取組を積極的に区民や区内事業者、他自治体へ発信し、更に連携を深めることにより、持続可能な自立・分散型の社会を目指す「地域循環共生圏」を形成してまいります。

2 資源循環の促進

衣料等の繊維製品を新たな繊維製品へリサイクルする「繊維 to 繊維」の取組や布団類による水平リサイクル、製品プラスチック対策を中心とした、資源循環を区民や事業者とともに推進し、環境負荷を低減します。

9 花いっぱいのもちづくり推進プロジェクト ～花と緑で彩られ、笑顔と活力あふれるまちづくり～

本区では、花いっぱいのもちづくりを進めており、自治町会や地域団体、商店会など花を愛でる多くの人と協働して、街中を花で彩ってきました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では大会期間中には競技会場や聖火台周辺をフラワーメリーゴーランドで彩るとともに、大会後はレガシーとして、フラワーメリーゴーランドを東京都に寄贈した上で有明聖火台周辺に設置しました。

街中に花のあふれるまちは、住む人、行き交う人に憩いと安らぎを与え、花を育む活動は、人々の自然を大切にする意識を高めます。また、花を介して「人」と「人」とが結びつくことで、対話や交流が盛んになり、様々な形で健康的な生きがいのある、笑顔と活力あふれる持続可能な地域づくりにつながっています。

今後は、花いっぱいのもちづくり活動を更に推進するため、活動の担い手の裾野を個人や家庭単位まで拡大させていくことにより、庭先や住宅街でも花に親しみを持てる空間を構築します。

1 (仮称) 全国みどりと花のフェアかつしかの開催

令和8年度に国や関係機関との連携、地域住民や事業者との協働により「(仮称) 全国みどりと花のフェアかつしか」を開催し、「持続可能な みどりと花のまち かつしか」を全国に発信しながら花と緑の魅力ある公園等を整備し、花いっぱいのもちづくり活動に継承していきます。

2 花いっぱいのもちづくり活動の充実

(仮称) 全国みどりと花のフェアかつしかの開催に向けて、区民の花いっぱいのもちづくり活動への意識を醸成するため、駅前広場、沿道、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、地域と連携を図りながら取り組んでいきます。

また、花いっぱいのもちづくり活動を更に推進するために、団体への活動支援に加え、個人や家庭からの参加も促すことにより、区民や区を訪れる方が、より身近に花を感じられる空間の創出を目指します。

3 自治体間交流の促進

花いっぱいのもちづくりに積極的に取り組んでいる自治体を招き、シンポジウムを開催するなど、自治体間交流の輪を広げ、花いっぱいのもちづくりの更なる機運醸成を図ります。

10 産業応援プロジェクト ～「事業者が活躍するまち葛飾」の実現～

区内では、これまで伝統工芸職人や、多種多様で高い技術力を持った数多くの中小の製造業者が個性的で人情味あふれる商店街と共に地域経済を担い、区民に多くの雇用の場を提供してきました。しかし、区内の産業は全体的に縮小傾向にあり、区内事業者の高齢化や後継者の確保などの課題が生じています。また、全国的な少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少が予測されているため、就業希望の外国人や女性、高齢者などの潜在的労働者の労働を促進しながら、多様な働き方を実現するための制度設計や就業環境を整備していくことが求められています。

また、技術革新が加速度的に進化しており、顧客ニーズに呼応した新しいサービスや商品開発などが求められるなど、産業全体に大きな影響を与えています。こうした状況に対応するためには、区内の事業者や商店街のDX（デジタルトランスフォーメーション）[※]を図っていくことが必要です。

今後は、事業の拡大・発展を目指す区内事業者へのICT[※]環境の整備やDX化支援、経営支援や起業サポートに加え、産学公金の連携によるスタートアップ企業の支援などを行い、区内事業者の新たなイノベーションの創出につなげていきます。また、区内労働者のリスキリング[※]支援や就労を希望する多様な人々が働きやすい環境整備を進め、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちづくりを進めます。

1 区内産業の活性化

創業希望者に対する創業前から創業後の経営安定までの切れ目のない伴走支援に加え、産学公金の連携によるスタートアップ企業に対する支援やビジネスコンテスト等の実施により、区内産業の活性化と新たなイノベーションを創出します。

また、区内事業者の優れた製品や技術を国内外に広く発信するために、ECサイトやSNS等を活用した販路の開拓や情報発信の強化に取り組む事業者を支援します。

2 デジタルトランスフォーメーションの実現

事業の拡大・発展を目指す区内事業者に対し、ICT環境の整備やDX化を支援します。また、区内金融機関と連携して、事業者個々の業態や実情に応じた個別相談会を実施するなど、長期的な伴走支援をすることで、区内事業者のDX化を促進していきます。

3 働きやすい環境整備

区内労働者や個人事業主に向けたリスキリング支援の充実や区内事業者の人手不足解消への取組として、外国人や女性、高齢者の方がそれぞれの適性等に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進めます。そして、公共交通網、子育て・介護環境などの充実を図り、誰にとっても働きやすいまちづくりを進めます。

11 「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト

～惹きつけ、呼び込み、楽しめるまちづくり～

本区では、これまで映画「男はつらいよ」、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」、「モンチッチ」、「リカちゃん」など、区ゆかりのキャラクターを活かした観光事業を実施してきました。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客は減少しておりましたが、水際対策の緩和などにより、国の重要文化的景観に選定された柴又地域や堀切菖蒲園、水元公園、寅さん記念館・山田洋次ミュージアム、郷土と天文の博物館などの施設にも再び多くの人々が訪れるようになりました。

今後は、デジタル技術を活用した観光事業の推進、インバウンドや若年層など新たな観光客層の確保、地域との協働による郷土の資産発掘など、まちの魅力を存分に引き出し、様々な形で広く情報発信することにより、本区の観光と地域経済の回復、更なる発展を図ります。

そして、国内外を含めた本区を訪れる様々な人々が、何度も訪れたいと思えるような取組を進めるほか、区民も一緒に楽しめる観光・文化のまちづくりを推進していきます。

1 本区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業の推進

本区ゆかりのキャラクターや歴史、文化、自然などの観光資源を発掘・活用して、国内外に向けて本区の魅力を発信し、本区の認知度やイメージアップを図ります。また、柴又の観光拠点施設や「こちら葛飾区亀有公園前派出所」をテーマとした亀有の観光拠点施設を整備することで、地域全体の魅力や付加価値を高め、インバウンドを含めた新たな観光客の誘客につなげていきます。

2 インバウンドや若年層に向けた取組の強化

ホームページやSNS[※]等を活用した情報発信の強化を図るとともに、位置情報や人流分析といったデータの利活用を検討し、観光客のニーズを的確に捉えることでインバウンドや若年層などの新たな客層の誘客と本区を訪れる観光客の満足度を高めるための取組につなげていきます。

3 文化財・文化的資源の積極的な活用

多くの区民が郷土葛飾の歴史・文化への理解や愛着を深められるよう、地域に根付いた後世に残すべき文化的資源を「地域文化遺産」として保存・記録していきます。また、本区の歴史や文化を区内外の方々から愛されるものとしていくため、文化財や「地域文化遺産」の価値や魅力を積極的に発信していくとともに、観光振興や郷土愛の醸成に向けた活用を進めます。

4 誰もが文化・芸術活動を楽しめる環境づくり

幅広い世代の区民が参加・体験できる文化芸術事業や、地域から文化芸術を発信するアートイベントへの支援を行うなど、区民の誰もが文化芸術活動を楽しめる環境づくりを進めます。

また、学校の文化・芸術部活動の地域移行化を推進し、子どもが文化芸術に触れ、楽しむ機会を確保するとともに、多様な活動に携わることができる機会を創出していきます。

12 公共施設の魅力向上プロジェクト

～利用しやすく安全で快適な施設を目指して～

本区には、総合庁舎をはじめ、小・中学校、保育所などの子育て支援施設、地域コミュニティ施設、文化施設、スポーツ施設など400を超える公共施設があります。公共施設の効果的・効率的な活用を図りながら、将来世代に良好かつ適正に引き継いでいくことができるよう、職員一人一人が意識を向上させ、適切にマネジメントしていくため、令和5年3月に「葛飾区公共施設等経営基本方針」を改定しました。

今後は、改定した公共施設等経営基本方針に基づき、施設の計画的・予防的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図りつつ、ハード・ソフト両面から、施設の使われ方や施設状況のチェックを行います。さらに、社会状況や区民ニーズ、行政需要等を踏まえ建物の用途や使い方を常に見直しながら、使いやすく時代に合った施設の在り方を検討していきます。

全ての公共施設が、適切な行政サービスを提供する「場」として、また、区民が自発的な活動を積極的に行い、地域を元気にし、生活に潤いをもたらす「場」として、さらに、区民の安全・安心を守る「場」として機能するよう、必要に応じて、用途の見直しや民間への移管、周辺との複合化なども図りながら、効果的・効率的な施設経営を進めます。

1 安全に快適に使える施設の整備

公共施設の使われ方や利用実態を把握・分析することで、効果的・効率的な公共施設の運営や区民サービスの向上につなげます。施設を利用する区民の声を聴き、区民ニーズの多様化やライフスタイルの変化に応じた使いやすい施設にします。

2 施設の適正保全・施設の長寿命化の推進

計画的・予防的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリーや省資源・省エネルギー化、防災機能の強化にも配慮しながら適切な保全を行います。

また、施設の状況を適切に把握し、スピード修繕を実施するなど、快適性や機能性の向上に取り組めます。

3 総合庁舎の整備

総合庁舎については、令和4年12月15日に「葛飾区役所の位置を定める条例」を制定し、立石駅北口地区市街地再開発事業[※]によって整備される施設建築物に移転することを正式に決定しました。「安心・安全を支える おもてなしサービスの拠点」という理念の下、令和12年度（予定）の新庁舎への移転に向けて、引き続き「窓口サービスの向上」、「執務環境の整備」、「文書・物品の管理」などについて検討していきます。

また、現庁舎敷地については、立石駅周辺の再開発事業に伴う人口構造の変化や人口増、区民ニーズの変化、周辺公共施設の効果的・効率的な活用に向けた検討状況等を踏まえ、敷地の活用方法等の検討を進めていきます。

13 かつしかファンド活用プロジェクト ～みんなの力で地域課題を解決する活力あるまちづくり～

現在、自治体が主体となり、ふるさと納税の仕組みを活用して賛同者から広く資金を募るクラウドファンディングの取組が全国的に広がっており、各自治体で地域課題の解決に資する様々なプロジェクトが実施されています。

また、地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取組を支える様々な事業に対して、クラウドファンディング等の手法を用いた個人の小口投資であるふるさと投資も行われています。

こうした仕組みを活用することにより、地域が抱える課題に対する関心を高めたり、そのプロジェクトを通じて自治体に興味・関心を持ってもらえるといったプロモーションの効果も期待できます。

本区では、ふるさと納税型クラウドファンディングの実施に向けて検討を行い、ふるさと納税と同様にインターネットを介して、プロジェクトに対する賛同者からの寄付を受け付ける体制を整備し、併せて、ふるさと納税型クラウドファンディングを試行実施して検証を行いました。

今後も、より効果的なふるさと納税型クラウドファンディングの実施などについて検討し、みんなが地域課題を解決していく活力あるまちづくりを進めます。

1 ふるさと納税型クラウドファンディングの実施

ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、地域の課題解消や活性化を図ることに加えて、本区の施策や事業をPRする手法の一つと捉え、幅広く取り組んでいきます。

2 クラウドファンディング等の活用支援

本区の活性化に資する様々な事業に対するクラウドファンディングの組成等を支援し、本区の地域資源を活用した独創的な技術やアイデアを活用した活動や事業の発掘・促進を図り、活力ある地域づくりを進めます。

14 スマートかつしか実現プロジェクト ～先進技術を生活の中に～

近年、スマートフォンの普及やネットワークの高速化、生成A I[※]の普及など急速なデジタル化の進展により社会生活環境は大きく変化しています。

国では、人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力不足などに対し、デジタル技術を活用しながら一人一人の幸せをデジタル社会で実現する取組が進んでおり、地方自治体においてもDX[※]の取組を加速させていくことが求められています。

本区では、令和3年10月に「葛飾区デジタル推進計画2021」を策定し、ノーコードツールによる手順のオンライン化やキャッシュレス決済の推進、地域社会のデジタル推進など、デジタル技術を効果的に活用しながら区民サービスの向上や業務の効率化を進めてきました。この間、国の「地方公共団体情報システムの標準化」に向けた移行作業も始まり、今後は個々のシステムの業務改革（BPR）を行いながら、より戦略的にDXを推進し、更なる区民サービスの向上や業務効率化の取組が必要とされています。

今後も「スマートかつしか」の実現を目指して、区民サービスの向上につながる業務改革（BPR）や生成A Iの効果的な活用などにより、区役所業務全体や様々な分野でのDXを推進していきます。また、令和12年度（予定）の新庁舎への移転を見据えながら、デジタル区役所の実現に向けた検討を加速させ、区民の利便性向上や業務の効率化に取り組んでいきます。

1 「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスを実現

積極的に本区のDXを推進していくため、「かつしかDX」の戦略的取組に基づき、利用者視点に立った窓口サービスの実現に向けて取り組みます。

戦略的に取り組む窓口DXでは、「地方公共団体情報システムの標準化」への移行も踏まえ、区役所へ行かないで済むオンライン手順の拡大、申請書を書かないで済む書かない窓口の導入、窓口で待たないで済むインターネット呼び出しサービスや生成A Iの活用などにより、利用者や来庁者に時間や労力を使わせない「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスの実現を目指します。

2 内部業務変革に向けたDXを徹底推進

OCRやRPAなどのデジタルツールを効果的に活用して内部業務の効率化・省力化を一層推進していきます。あわせて、ペーパーレスやFAXレスなどデジタルファーストを推進するとともに、電子データの保存領域の拡張や効率的な働き方を可能にする業務用端末の入替など、新たなワークスタイルに向けた基盤整備にも取り組みます。

また、ノーコードツールやA Iの活用など、デジタル人材として求められる知識やスキルを自主自立して活用することができる職員の育成に取り組むとともに、GovTech東京等と連携して、積極的に高度な専門人材を活用することで、ニーズや課題に対して迅速かつ的確に対応できるデジタルに精通した職場の実現に取り組みます。

3 DXの活用で施策等の付加価値を創造

区民の安全性向上に取り組む防災DXの推進や、区内事業者へのICT環境整備やDX支援など区内産業の活性化に向けた産業DXの推進、データ利活用により区民の健康増進に取り組む健康DXの推進など、様々な分野でデジタル技術の有効活用を図ることで、付加価値の創造に取り組めます。

15 葛飾かわまちづくりプロジェクト ～水辺を舞台としたにぎわいまちづくり～

本区は、江戸川、荒川・綾瀬川、大場川に囲まれ、さらに中央部に中川、新中川が流れ、豊富な河川資源に恵まれており、江戸川や荒川では、河川敷において野球やマラソン大会などのレクリエーション、イベントが楽しめる川となっております。

高砂橋から新宿六丁目付近までの中川においては、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に「葛飾中川かわまちづくり計画」が登録されました。このことにより、ハード面では、水辺の散策路となるテラスや坂路などが整備され、またソフト面では、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする河川空間のオープン化が実現できることとなります。さらには、これまで一定程度制限されてきたお祭りや音楽イベントなどでの活用、民間事業者、商店街などと連携した地域間の交流、観光やインバウンド需要を取り込んだ地域経済の活性化など、河川空間における新たなチャレンジができるようになります。

中川かわまちづくりを契機に、中川以外でも、河川空間のオープン化を進め、それぞれの地区でのイベントやお祭り、様々な活動などを川まで広げることで、他区にはない、葛飾ならではの「かわ」を活かしたまちづくりを進めます。また、区としても組織横断的な連携を図り、全庁をあげて地域の皆様を支援します。

こうした取組により、葛飾区を囲む5つの川が大きな回廊となり、全てのまちがつながることで、河川の利活用が広がり、都市化により失われた昔ながらの川との共存を取り戻し、「かわ」と「まち」を融合した葛飾らしい新たな文化の創造につなげていきます。

1 河川・水辺空間を活用したにぎわいの創出

河川・水辺空間を活用し、周辺の自治町会等の地域団体、地域活動団体や民間企業等が中心となり、これまでの河川利用の制限にとらわれない新しい河川活用を介して、人や地域が交流するにぎわいを創出するため、日常的な活動から非日常的なイベント、拠点や水面を活かしたアクティビティーなど、河川・水辺を活かした地域活動の機運醸成を図ります。

2 河川・水辺空間のオープン化の整備

河川・水辺を魅力的な親水空間として、水辺の散策路となるテラスや飲食を楽しめる拠点整備、災害時だけでなく、イベントにも活用できる船着場整備、水辺を気軽に使うことのできる仕組みづくりなどを通して河川空間のにぎわいの創出を図り、身近に水辺に親しむことができる環境整備を進めます。また、葛飾区が誇るキャラクターや区ゆかりのコンテンツを活かした装飾、河川景観や花を活かした新たなスポット、誰もが身近な場所で気軽に体を動かすことのできる空間整備など、河川・水辺を地域活動の舞台としてもらえる魅力ある河川空間を整備します。

3 河川・水辺空間と一体的な公園の整備

河川環境を活かした様々なレクリエーションや、防災活動、地域住民の憩いの場などに活用できる河川・水辺と一体となった公園として、新小岩公園、葛飾あらかわ水辺公園などの整備を進めます。

16 私学事業団総合運動場活用プロジェクト

～スポーツを核としたにぎわいまちづくり～

区では、子どもから高齢者まであらゆる年代の区民がスポーツに親しみ、日常生活の中に運動習慣を取り入れることができる環境づくりを推進してきました。更なるスポーツ振興に向けた環境整備として、また、多様な世代が集う交流拠点となる地域活性化の起爆剤としてスタジアム建設を視野に、まちづくりの検討を進めてきました。

こうした中、本区の南部に位置する私学事業団総合運動場の敷地等の取得に向けて日本私立学校振興・共済事業団と協議を行い、令和5年2月1日に「私学事業団総合運動場の高度化利用に関する基本協定書」を締結しました。土地の取得後は、現施設を引き継ぐ形で、区のスポーツ施設として区民の皆様等の利用に供しつつ、将来的にスタジアムを有する都市計画公園として整備することについても検討を行っております。

スタジアムとして整備することによって、スポーツ振興にとどまらず、区内商業や観光業をはじめとする地域経済を大きく活性化させることができることはもちろん、防災面では大規模避難施設としての機能や備蓄倉庫としても活用できるほか、スタジアムの屋根を活用して屋上緑化や太陽光発電システムなどを搭載することにより環境面からも大きな効用をもたらすことができると期待されています。また、スポーツをする・みる場としての機能だけでなく、各種イベントでの活用や、周辺も含めた面的な複合開発をすることで、地域のにぎわい創出や地域経済の活性化による持続的成長の核としての機能も果たすことができます。

今後は、新金線旅客化や新小岩駅周辺まちづくりとも連動させながら、私学事業団総合運動場敷地の更なる活用について検討を進めます。

1 私学事業団総合運動場運動施設の活用

私学事業団総合運動場については、区の体育施設条例に位置付け、区民の皆様が利用できるスポーツ施設として、区民の健康づくり・スポーツ振興の一層の促進に向け、(仮称)東新小岩運動場として活用していきます。

2 スタジアムの整備に向けた検討

本区のスポーツ施設全体の在り方も見据えながら、将来的な私学事業団総合運動場敷地の活用方策について、条件整理や先行事例の分析などの基礎調査を実施し、様々な整備手法の検討を進めます。また、地域住民に対し検討状況の説明や意見聴取を行っていくとともに、民間事業者や関係団体からも意見を聴取しながら、具体的な機能や配置案、周辺環境への配慮、街づくりとの連携可能性など、スタジアムの整備に向けた検討を行っていきます。

各プロジェクトと関連する政策・計画事業一覧

プロジェクト名	関連する政策	関連する主な計画事業
1 協働推進プロジェクト	政策 20 地域活動をはじめとする全ての政策・施策 【新】地域力向上支援	
2 「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト	2 健康 3 医療 4 衛生 6 高齢者支援 7 障害者支援 9 学校教育 12 スポーツ	【新】区民と事業者の健康活動促進事業 高齢者の保健事業 かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進 がん対策の総合的な推進 高齢者の介護予防事業 体力向上のための取組 高齢者の健康づくりの推進 障害者スポーツの推進 区民健康スポーツ参加促進事業 スポーツ施設の利用しやすい環境整備
3 共生社会実現プロジェクト	1 人権・多様性・平和 2 健康 5 地域福祉・低所得者支援 6 高齢者支援 7 障害者支援 8 子ども・家庭支援	人権・多様性への理解促進事業 多文化共生社会の推進 精神保健福祉包括ケアの推進 暮らしのまるごと相談事業 成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実 障害への理解と交流の促進 【新】ヤングケアラー等支援事業
4 「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト	8 子ども・家庭支援	ゆりかご葛飾の推進 【新】産後ケア事業の充実 子ども未来プラザの整備 使いやすい預かり保育の充実 総合的な保育充実支援 学校施設等を活用した放課後子ども支援事業 児童相談の充実 子ども・若者支援体制の充実 子ども・若者活動団体支援
5 学力・体力向上プロジェクト	9 学校教育 10 地域教育	総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～ 教育情報化推進事業 体力向上のための取組 発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実 日本語指導の充実 不登校対策プロジェクト いじめ防止対策プロジェクト 【新】中学校部活動の地域移行

<p>6 危機対応力向上プロジェクト</p>	<p>4 衛生 13 地域街づくり 14 防災・生活安全 16 公園・水辺</p>	<p>感染症対策の強化 空家等対策 東立石地区の街づくり 堀切地区の街づくり 西新小岩五丁目地区の街づくり 民間建築物耐震診断・改修事業 地盤の液状化対策 災害対策本部運営の強化 水害対策の強化 受援体制の強化 女性視点の防災対策推進 【新】避難行動要支援者対策等の充実 災害医療体制の強化 地域防災の連携・強化 防災の意識啓発 防災活動拠点の整備・更新 学校避難所の防災機能の強化 災害時協力井戸設置助成 地域安全活動支援事業</p>
<p>7 安全・快適な交通環境実現プロジェクト</p>	<p>15 交通</p>	<p>自転車利用環境の整備推進事業 自転車駐車場整備事業 新金線の旅客化 地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業 バス交通の充実</p>
<p>8 「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト</p>	<p>17 環境</p>	<p>区民の環境行動推進 事業者の環境行動推進 区の環境行動推進 資源循環による環境負荷の低減促進 かつしかルール推進事業</p>
<p>9 花いっぱいのもちづくり推進プロジェクト</p>	<p>16 公園・水辺 17 環境</p>	<p>緑と花のまちづくり事業 【新】「（仮称）全国みどりと花のフェアかつしか」の開催</p>
<p>10 産業応援プロジェクト</p>	<p>18 産業</p>	<p>葛飾ブランド創出支援事業 東京理科大学等との産学公連携推進事業 伝統産業販路拡大支援事業 創業支援事業 【新】新製品・新技術開発支援事業 事業承継支援事業 【新】区内中小企業デジタル化支援事業 雇用支援事業 区内産業人材育成支援事業</p>
<p>11 「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト</p>	<p>11 生涯学習 18 産業 19 観光・文化</p>	<p>伝統産業販路拡大支援事業 寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル かつしか観光推進事業 【新】亀有・柴又地域観光拠点施設活用推進事業 観光資源づくり事業 文化芸術創造のまちかつしか推進事業 文化財の保存及び活用</p>
<p>12 公共施設の魅力向上プロジェクト</p>	<p>葛飾区区民サービス向上改革プログラム</p>	
<p>13 かつしかファン活用プロジェクト</p>		
<p>14 スマートかつしか実現プロジェクト</p>		

15 葛飾かわまち づくりプロジェクト	12 スポーツ 16 公園・水辺 17 環境 19 観光・文化	川を活かした街づくり 観光資源づくり事業 高齢者の健康づくりの推進 区民健康スポーツ参加促進事業 緑と花のまちづくり事業
16 私学事業団総合運動場活用プロジェクト	12 スポーツ 13 地域街づくり 16 公園・水辺	スポーツ施設の利用しやすい環境整備 計画的な土地利用の推進 新小岩駅周辺開発事業

第2章 SDGsの実現に向けて

1 背景

本区では、令和12(2030)年にSDGsを達成し、もって本区の持続可能な発展を実現するため、葛飾区長を本部長とする葛飾区SDGs推進本部を設置し、SDGsの達成に向けた取組を推進するとともに、区民・事業者等の多様な主体に対し、SDGsの普及・理解促進を図ってきました。

また、令和5年3月には、「葛飾区SDGs推進計画」を策定しました。この計画は、SDGsの達成に向けて本区が更に推し進めるべき取組の方向性を示したもので、本区の持続可能な発展に向けて特に重点的・先行的に進めていく取組を「SDGsかつしか未来プロジェクト」として掲げています。本プロジェクトを着実に推進するため、中期実施計画の中に具体的な事業を位置付けています。

今後、SDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向け、区自らが取組を加速させるとともに、区民・事業者等の多様な主体との連携・協働をより一層強化し、一丸となってSDGsの達成に向けた具体的な行動を起こしていくことで、誰もが幸せに暮らせる「持続可能な葛飾」の実現を目指していきます。

2 持続可能な開発目標(SDGs)17のゴール

 <p>1 貧困 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
 <p>3 保健 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>4 教育 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
 <p>5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。</p>	 <p>6 水・衛生 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
 <p>7 エネルギー 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>8 経済成長と雇用 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
 <p>9 インフラ、産業化、イノベーション 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	 <p>10 不平等 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
 <p>11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	 <p>12 持続可能な生産と消費 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	 <p>14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	 <p>16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	

3 SDGs かつしか未来プロジェクトと関連する計画事業一覧

本区が令和 12 年にSDGs を達成し、その先の未来へ進んでいくために、特に重点的に進めていく取組や新たに挑戦する取組、スピードを上げる必要がある取組をSDGs かつしか未来プロジェクトとしてまとめました。プロジェクトの方向性や関連する計画事業は、以下のとおりです。

プロジェクト名	プロジェクトの方向性
1 未来創出「地元」イノベーションプロジェクト 	先進技術等の活用方法を産学公が共に検討し、金融機関を加えた協働により、新事業を創出する仕組みや持続可能な経営を実現する仕組みを構築
【関連する計画事業】 東京理科大学等との産学公連携推進事業 創業支援事業 【新】 新製品・新技術開発支援事業 【新】 区内中小企業デジタル化支援事業 葛飾ブランド創出支援事業 伝統産業販路拡大支援事業 雇用支援事業 事業者の環境行動推進	
2 まるごと生活支援プロジェクト 	高齢・障害・子ども・生活困窮など、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、誰一人取り残さず、その人らしく地域で暮らしているよう、支援の仕組みを構築
【関連する計画事業】 くらしのまるごと相談事業	
3 子どもの未来サポートプロジェクト 	子どもの権利が保障され、切れ目のない支援により、全ての子どもが地域で健やかに育つ仕組みを構築
【関連する計画事業】 児童相談の充実 使いやすい預かり保育の充実 総合的な保育充実支援 教育情報化推進事業	
4 生き生き人生 100 年プロジェクト 	DX等の推進により、誰一人取り残さずに健康寿命を効果的に延伸できる仕組みを構築
【関連する計画事業】 高齢者の介護予防事業 区民健康スポーツ参加促進事業 高齢者の健康づくりの推進 学びの機会の充実 川を活かした街づくり 【新】 区民と事業者の健康活動促進事業 区民の環境行動推進	

プロジェクト名	プロジェクトの方向性
5 「ゼロエミッションかつ しか」加速プロジェクト 	省エネ技術の導入の推進やカーボンオフセット等の活用により、令和 12 年のカーボンハーフや令和 32 年のカーボンニュートラルが達成される仕組みを構築
【関連する計画事業】 区的环境行動推進 区民の環境行動推進 事業者の環境行動推進 資源循環による環境負荷の低減促進	
6 スマートムーブ プロジェクト 	環境負荷の少ない公共交通が拡充され、誰もが便利に区内を移動できる仕組みを構築
【関連する計画事業】 新金線の旅客化 バス交通の充実 区民の環境行動推進	
7 区民を守る防災未来 プロジェクト 	避難所運営や避難行動支援におけるDX等の推進により、災害時にも誰一人取り残さない仕組みを構築
【関連する計画事業】 災害対策本部運営の強化 水害対策の強化 学校施設の改築 【新】 良質な住宅の確保 受援体制の強化	

第3部 政策別計画

I 理念分野

政策 1 人権・多様性・平和

II 健康・福祉分野

政策 2 健康

政策 3 医療

政策 4 衛生

政策 5 地域福祉・低所得者支援

政策 6 高齢者支援

政策 7 障害者支援

III 子ども・教育分野

政策 8 子ども・家庭支援

政策 9 学校教育

政策 10 地域教育

政策 11 生涯学習

政策 12 スポーツ

IV 街づくり・環境・産業分野

政策 13 地域街づくり

政策 14 防災・生活安全

政策 15 交通

政策 16 公園・水辺

政策 17 環境

政策 18 産業

政策 19 観光・文化

政策 20 地域活動

政策別計画 体系図

理念分野

政策1 人権・多様性・平和

施策1 人権・多様性 ～人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります～

施策2 ユニバーサルデザイン ～ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります～

施策3 多文化共生

～互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります～

施策4 非核平和 ～世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします～

健康・福祉分野

政策2 健康

施策1 健康づくり ～区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします～

施策2 心の健康 ～心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます～

施策3 生活習慣病の予防 ～区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします～

政策3 医療

施策1 医療サービスの確保 ～地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します～

施策2 在宅医療の推進

～医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします～

政策4 衛生

施策1 感染症対策 ～感染症の予防と感染拡大を防ぎます～

施策2 食品衛生 ～食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します～

施策3 環境衛生 ～衛生的で快適な環境を整えます～

政策5 地域福祉・低所得者支援

施策1 地域福祉の推進 ～支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります～

施策2 福祉サービス利用者支援 ～福祉サービスを安心して利用できるようにします～

施策3 生活困窮者支援 ～生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします～

政策6 高齢者支援

施策1 高齢者活動支援 ～高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します～

施策2 介護予防 ～高齢者の介護予防活動への支援を充実させます～

施策3 高齢者要介護・自立支援

～高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします～

政策7 障害者支援

施策1 障害者自立支援 ～障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します～

施策2 障害者就労支援 ～障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します～

施策3 児童発達支援 ～発達が心配される児童一人一人の発達を支援します～

政策8 子ども・家庭支援

施策1 母子保健 ～安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます～

施策2 子育て家庭への支援 ～子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします～

施策3 仕事と子育ての両立支援 ～仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます～

施策4 放課後支援 ～子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします～

施策5 子ども・若者支援 ～子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支えます～

政策9 学校教育

施策1 学力・体力の向上 ～学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます～

施策2 一人一人を大切にできる教育の推進

～一人一人を大切にできる教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします～

施策3 教育環境の整備 ～いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます～

政策10 地域教育

施策1 学校・家庭・地域の連携

～学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります～

施策2 家庭教育への支援 ～家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします～

政策 11 生涯学習

施策 1 区民学習 ～多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します～

施策 2 図書サービスの充実 ～誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します～

政策 12 スポーツ

施策 1 スポーツ活動の推進
～区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります～

施策 2 スポーツ基盤整備 ～区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します～

政策 13 地域街づくり

施策 1 計画的な土地利用の推進 ～計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します～

施策 2 駅周辺拠点の形成 ～駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします～

施策 3 地域の街づくり ～地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます～

施策 4 良好な住環境づくり ～良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります～

政策 14 防災・生活安全

施策 1 防災街づくり ～災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります～

施策 2 災害対策 ～災害に対し的確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります～

施策 3 防災活動 ～災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします～

施策 4 地域安全 ～犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします～

施策 5 消費生活 ～賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします～

政策 15 交通

施策 1 道路交通網の充実 ～誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります～

施策 2 自転車活用の推進
～自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします～

施策 3 公共交通の充実
～区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します～

政策 16 公園・水辺

施策 1 公園整備 ～多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します～

施策 2 水辺整備 ～河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします～

政策 17 環境

施策 1 気候変動対策 ～省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、気候変動対策を進めます～

施策 2 緑と花のまちづくり ～緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります～

施策 3 自然保護 ～豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます～

施策 4 生活環境保全 ～良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします～

施策 5 資源循環の促進

～持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます～

施策 6 まちの美化推進 ～ごみのない、きれいで清潔なまちにします～

政策 18 産業

施策 1 産業の活性化

～新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します～

施策 2 経営支援 ～区内の事業所が安定的に経営できるようにします～

施策 3 都市農地の保全

～農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります～

施策 4 キャリアアップ・就労支援 ～区民のキャリアアップと就労を支援します～

政策 19 観光・文化

施策 1 観光まちづくり ～本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします～

施策 2 観光イベント ～地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします～

施策 3 文化・芸術の創造

～身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます～

政策 20 地域活動

施策 1 地域力の向上 ～地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします～

施策 2 地域活動の場の提供 ～利用しやすい地域活動の場を提供します～

政策・施策・計画事業のページの見方

【政策のページ】

Ⅱ 健康・福祉分野

政策の名称を示しています。

政策のねらいや目指すべき姿を掲げています。

政策2 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

1 政策目的

区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 区民の健康寿命を延ばすため、区民と働く世代の健康づくりや高齢者の生活の改善などを通じ、区民一人一人が主体的に健康づくりに取り組める環境を整えます。
- 心の健康の保持・増進に向けた普及啓発や自殺を防ぐ仕組みづくりなどを行うとともに、精神疾患・障害のある方が地域で生活し、治療を継続できるよう支援を充実させます。
- 生活習慣病を予防するため、健康診査の受診を通じて区民自らが健康管理できるよう支援するとともに、喫煙対策や歯と口の健康づくりを推進します。

基本構想を踏まえて定めた政策の目的を示しています。

今後、推進すべき政策の基本的な方向性を示しています。

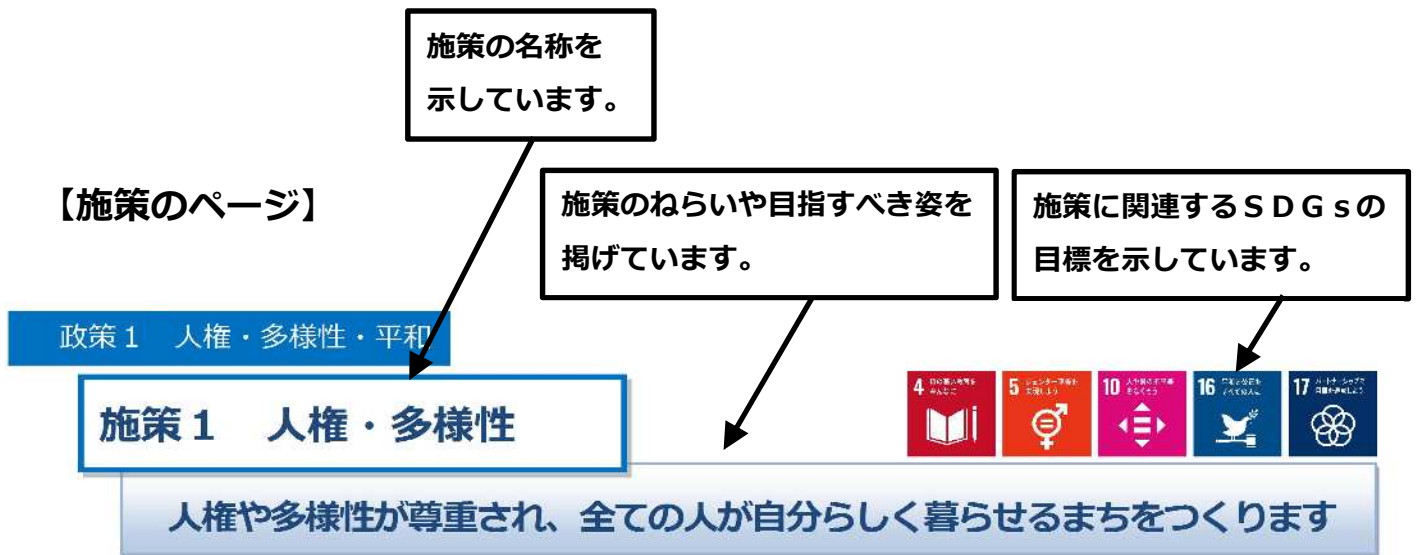
政策を効果的に推進するための施策の体系を示すもので、施策に位置づけられる「計画事業」と「計画事業以外の事務事業」を表しています。

3 施策の体系

政策 2 健康	
施策 1 健康づくり	区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします
新【計画事業】区民と事業者の健康活動促進事業	
【計画事業】高齢者の保健事業	
(計画事業以外の事務事業)	
歯科健康教育 栄養指導事業 区民健康づくり支援 国民健康・栄養調査 熱中症予防対策事業(高齢者) 熱中症予防対策(保健所) 区民保養施設提供事業 健康相談窓口 薬物乱用防止啓発 健康医療推進協議会 保健所管理運営 衛生統計調査事務 食育月間等普及啓発 親と子の食育推進事業 かつしかの元気食堂推進事業	
施策 2 心の健康	心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます
【計画事業】精神保健福祉包括ケアの推進	
(計画事業以外の事務事業)	
精神保健教室 精神保健相談 自立支援医療(精神通院医療) 医療観察制度 自殺対策事業	
施策 3 生活習慣病の予防	区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします
【計画事業】かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進	
【計画事業】がん対策の総合的な推進	
(計画事業以外の事務事業)	
健康づくり健康診査 骨粗しょう症予防検診 葛飾区基本健康診査 特定健康診査・特定保健指導事業 特定健康診査追加検査 生活習慣病予防教室 長寿(後期高齢者)医療健康診査 眼科健康診査事業 施設通所者健康診査事業(障害者) 成人歯科健康診査 健康手帳	

施策推進による効果が高いものとして、区が政策的、計画的、かつ重点的に取り組む事業を「計画事業」として掲げています。

- ・ 施策を推進するための、行政評価の対象となる事業を示しています。
- ・ 「計画事業以外の事務事業」は、令和6年度実施の事業を掲載しています。
- ・ 令和6年度以降の「計画事業以外の事務事業」は、施策の進捗状況に応じて必要な見直しや改善を図りながら毎年度決定していきます。



1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見、同和問題をはじめとする様々な人権課題が存在しています。また、社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、自身の性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする差別や偏見、感染症患者等に対する誹謗中傷、災害時の人権課題、犯罪被害者等の人権課題などが顕在化してきているため、人権尊重理念が浸透した地域社会を構築していくことが、より一層求められています。
- 本区の審議会等の女性委員の割合は30.1%（令和4年度）で、政策・方針決定過程への女性の参画が未だ十分とはいえない状況です。男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合は増加傾向にあります。職場や家庭、地域等のあらゆる場面において、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合えるよう取組を進めていく必要があります。
- 働き方などの変化に伴い、これまで見過ごされてきた男女間格差が顕在化し、配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加しました。暴力は家庭内で行われるため、周りが気付かないうちにエスカレートする傾向があります。被害者の早期発見・支援や暴力防止に向けた啓発の充実が求められています。

これまでの区の実績や成果などを踏まえた施策の現状と、今後、解決すべき主要課題を示しています。

今後、推進すべき施策の方向性を示しています。

2 施策の方向性

- **人権・多様性への理解促進** 人権や多様性の尊重が、共生社会を支える基本的な理念であることを浸透させるため、人権と多様性に関する正しい知識の取得と理解促進を図る意識啓発や人権教育を積極的に進め、全ての人々が自分らしく生きられることを目指します。また、人権課題の具体的解決に向けて、当事者の声を受け止め、当事者に寄り添った事業展開を図ります。
- **犯罪被害者等に対する支援** 都や警察等の支援機関、被害者支援団体などの関係機関と連携しながら、犯罪被害者等に寄り添った支援をしていきます。また、二次被害が生じることのないよう、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性に対する普及啓発を行います。
- **男女共同参画社会の実現** あらゆる場面で男女の共同参画を推進するため、男女が互いの人格を尊重し合い、共にその個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができる男女共同参画社会を推進します。
- **暴力防止** 配偶者等からの暴力については、同居する子どもへの影響もあり、取り組むとともに、社会全体で取り組めるよう、暴力防止に向けた継続的な普及啓発を行います。

施策内容を評価するための評価指標と目標値を掲げるものです。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	57.2	66.9	68.1
男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	45.6	48.4	51.2

新しく設定した評価指標のうち、令和5年度現在、調査を行っていないものについては、現状値を「-」、目標値を「+●」と表示しています。

【計画事業のページ】

計画事業名を記載しています。新規に計画化した事業は【新規】を記載しています。

事業担当課（令和6年度組織名称）を記載しています。

人権・多様性への理解促進事業	人権推進課
<p>全ての人の人権や多様性が尊重され、一人一人の能力が十分に活かされることにより、社会全体がより輝くという考え 方への理解と共感を広げていきます。区民や企業に対して、人権や多様性に関する身近なテーマを取り上げた啓発 紙等を作成・配布し、人権課題に対する知識の普及と理解促進を図ります。人権課題について情報発信し関心をも ってもらうことで、差別や偏見のない人権尊重理念が浸透した社会の実現を目指します。性的マイノリティや犯罪被害者 等の人権問題など社会情勢は変化し、人権の尊重が一層強い社会的要請となっていることから、全ての区民が人権・ 平和・多様性を尊重し、豊かな地域社会を目指す「（仮称）葛飾区人権基本条例」を制定します。</p>	

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	全世帯に対する人権・多様性に関する普及啓発（回）	3	3	3	3	12
2	人権・多様性に関するパンフレット作成・配布（部）	10,000	—	10,000	—	20,000
3	企業向け啓発紙の作成・配布（部）	5,600	5,600	5,600	5,600	22,400
4	人権基本条例の制定	検討	検討・制定	周知・啓発	周知・啓発	—
事業費（千円）		573	676	396	240	1,885

成果・評価指標（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 （4年度）
1	日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合（％）	66.3	66.6	66.9	67.2	57.2

出典

年度ごとの活動量を記載しています。

年度ごとの事業費を記載しています。
（人件費を除く）

成果・評価指標とその年度ごとの目標値を記載しています。
街づくり事業や道路・施設整備事業など、定量的に成果が把握できない事業については、成果・評価指標を設定していません。

I 理念分野

政策1 人権・多様性・平和

政策 1 人権・多様性・平和

人権や多様性が尊重され、全ての人が共生できる 平和な社会を築きます

1 政策目的

- あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を發揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。
- 誰もが互いの個性・文化・習慣の違いを認め合い、共に支え合いながら暮らせる環境を整備することで、多文化共生を推進するとともに、多様性が輝くまちをつくります。
- 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザイン[※]に基づいたまちをつくります。
- 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくります。
- 世界恒久平和や核兵器廃絶に向けた区民の意識が高く、平和を尊ぶまちをつくります。

2 政策の方向性

- 誰一人として、差別や偏見に苦しむことなく、全ての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることのできる社会をつくることを目指します。
- 道路や施設等のバリアフリー化や誰もが分かりやすい公共サインの整備、心のバリアフリーの推進など、あらゆる側面において、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。
- 互いの国の文化や習慣を理解し、共生できる国際性豊かなまちをつくるため、行政手続・情報の多言語化や生活相談など、外国人区民が地域の一員として暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、
- 外国人区民と日本人区民との交流を促進します。
- 区民が世界平和や核兵器廃絶について考える機会を増やし、戦争についての記憶や体験を若い世代へ引き継ぎます。

3 施策の体系

政策1 人権・多様性・平和	
施策1 人権・多様性	人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります
	【計画事業】人権・多様性への理解促進事業
	【計画事業】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業
	【計画事業】配偶者暴力防止事業
	(計画事業以外の事務事業) パルフェスタ 各種講座（人権・男女平等） 相談事業（女性の自立支援等） 男女平等推進センター等維持管理 男女平等推進センター図書資料室運営 男女平等推進審議会等運営 部落解放同盟東京都連合会葛飾支部助成 女性相談
施策2 ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります
	【計画事業】バリアフリー事業
	【計画事業】歩道勾配改善事業
	(計画事業以外の事務事業) 民間建築物バリアフリー化整備費助成 バリアフリー法審査認定事務 公共サインの充実
施策3 多文化共生	互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります
	【計画事業】多文化共生社会の推進
	(計画事業以外の事務事業) 外国人各種相談
施策4 非核平和	世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします
	(計画事業以外の事務事業) 葛飾原爆被爆者の会助成 非核平和都市宣言関連事業

施策1 人権・多様性



人権や多様性が尊重され、全ての人自分らしく暮らせるまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見、同和問題をはじめとする様々な人権課題が存在しています。また、社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、自身の性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする差別や偏見、感染症患者等に対する誹謗中傷、災害時の人権課題、犯罪被害者等の人権課題などが顕在化してきているため、人権尊重理念が浸透した地域社会を構築していくことが、より一層求められています。
- 本区の審議会等の女性委員の割合は30.1%（令和4年度）で、政策・方針決定過程への女性の参画が未だ十分とはいえない状況です。男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合は増加傾向にありますが、職場や家庭、地域等のあらゆる場面において、男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合えるよう取組を進めていく必要があります。
- 働き方などの変化に伴い、これまで見過ごされてきた男女間格差が顕在化し、配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加しました。暴力は家庭内で行われるため、周りが気付かないうちにエスカレートする傾向があります。被害者の早期発見・支援や暴力防止に向けた啓発の充実が求められています。

2 施策の方向性

- **人権・多様性への理解促進** 人権や多様性の尊重が、共生社会を支える基本的な理念であることを浸透させるため、人権と多様性に関する正しい知識の取得と理解促進を図る意識啓発や人権教育を積極的に進め、全ての人自分らしく生きられることを目指します。また、人権課題の具体的解決に向けて、当事者の声を受け止め、当事者に寄り添った事業展開を図ります。
- **犯罪被害者等に対する支援** 都や警察等の支援機関、被害者支援団体などの関係機関と連携しながら、犯罪被害者等に寄り添った支援をしていきます。また、二次被害が生じることのないよう、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性に対する普及啓発を行います。
- **男女共同参画社会の実現** あらゆる場面で男女の共同参画を推進するため、男女が互いの人格を尊重し合い、共にその個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。
- **被害者支援と暴力防止** 配偶者等からの暴力については、同居する子どもへの影響もあり、被害者支援を早期に行うとともに、社会全体で取り組めるよう、暴力防止に向けた継続的な普及啓発を行います。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	57.2	66.9	68.1
男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	45.6	48.4	51.2

4 計画事業

人権・多様性への理解促進事業

人権推進課

全ての人の人権や多様性が尊重され、一人一人の能力が十分に活かされることにより、社会全体がより輝くという考え
方への理解と共感を広げていきます。区民や企業に対して、人権や多様性に関する身近なテーマを取り上げた啓発
紙等を作成・配布し、人権課題に対する知識の普及と理解促進を図ります。人権課題について情報発信し関心をもっ
てもらうことで、差別や偏見のない人権尊重理念が浸透した社会の実現を目指します。性的マイノリティや犯罪被害者
等の人権問題など社会情勢は変化し、人権の尊重が一層強い社会的要請となっていることから、全ての区民が人権・
平和・多様性を尊重し、豊かな地域社会を目指す「(仮称)葛飾区人権基本条例」を制定します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	全世帯に対する人権・多様性に関する普 及啓発 (回)	3	3	3	3	12
2	人権・多様性に関するパンフレット作成・配 布 (部)	10,000	-	10,000	-	20,000
3	企業向け啓発紙の作成・配布(部)	5,600	5,600	5,600	5,600	22,400
4	人権基本条例の制定	検討	検討・制定	周知・啓発	周知・啓発	—
事業費 (千円)		573	676	396	240	1,885

成果・評価指標 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	日常生活の中で差別があると感じていない 区民の割合 (%)	66.3	66.6	66.9	67.2	57.2

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業

人権推進課

区民一人一人が、それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て・介護・地域活動などといった「仕事以外の生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう支援します。

WLB^注を推進するため、区内の中小企業等に対して、社会保険労務士をアドバイザーとして派遣するほか、経営者・管理職等への意識啓発や職場づくりなどのセミナーを開催します。また、区民一人一人が働き方や生き方を見直し、WLBを実践することで、望む人生を生きることができるよう、男性の家庭生活や女性の職業生活における一層の活躍など、男女の課題に応じた講座を開催するとともに、WLB情報誌の作成・配布やイベントでの啓発を行います。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	WLBに取り組む企業へのアドバイザー派遣事業（企業）	6	-	-	-	6
2	WLB推進に取り組む企業支援	検討・実施	実施	実施	実施	-
3	WLBに関する情報提供・啓発（イベントでの区民へのアプローチ）（人）	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
4	WLBに関する講座・講演会（区民・企業対象）（回）	2	2	2	2	8
5	男性向けの家事や子育て等に関する講座・講演会（回）	3	3	3	3	12
6	WLB情報誌作成・配布（部）	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
事業費（千円）		1,387	1,376	1,376	1,376	5,515

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	WLBに取り組んでいる区民の割合(%)	55.9	56.6	57.3	58.0	54.2

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

注) WLB：ワーク・ライフ・バランスの略

配偶者暴力防止事業

人権推進課

あらゆる暴力の防止に向けて、社会全体で取り組めるよう、区民の意識向上を図ります。

関係機関や関係課との更なる連携を進めながら、配偶者暴力相談支援センターを運営するとともに、相談業務や啓発講座の実施、DV^注防止啓発パンフレットの作成・配布などにより被害者支援とDV防止を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	配偶者暴力相談支援センター業務運営	運営	運営	運営	運営	-
2	DV防止・啓発事業					
	①パンフレット等作成・配布（枚）	4,000	1,000	7,000	4,000	16,000
	②講座・講演会等（回）	4	4	4	4	16
事業費（千円）		3,333	2,896	3,035	3,314	12,578

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	相談窓口が行政にあることを知っている区民の割合(%)	71.7	72.3	72.9	73.5	69.6

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

注) DV：ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係の相手から受ける暴力のこと

施策2 ユニバーサルデザイン



ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- ユニバーサルデザイン^参とは、年齢・性別等にかかわらず、全ての人が利用しやすい生活環境をデザインすることを意味するもので、障壁を除去するというバリアフリーを包含し発展させた考え方です。区では、「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」の策定に続き、平成27年に「葛飾区カラーユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、区の刊行物等で色の見え方の多様性に配慮するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。
- 区では、道路や公園、公共施設の新設や改修に合わせて、移動や利用のしやすさ、安全の確保の視点から、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を進めており、多くの方が利用する民間施設にも指導を行っています。特に、京成立石駅、金町駅、新小岩駅の周辺では、街づくりに合わせて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が一体となって重点的にバリアフリー化を実施しています。

2 施策の方向性

- **ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進** 区が実施する事業等において、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れることで、あらゆる方法で障壁を生み出さないようにし、誰もが利用しやすく、安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- **バリアフリー化の推進** 高齢の方や障害のある方など、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、障害者団体等の区民団体や事業者、国、東京都と協働して、鉄道駅周辺をはじめとする区内全域におけるバリアフリー化を推進していくとともに、移動等円滑化推進方針を策定し、総合的なバリアフリー化の認識を各団体と共有し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を進めます。

3 評価指標と目標

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	34.7	38.7	42.7

4 計画事業

バリアフリー事業		調整課 道路建設課				
<p>葛飾区全域において、バリアフリーについての考え方を共有し、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面による取組の両面で、総合的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針を策定いたします。また、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が多く利用する施設が集まった地区を移動等円滑化促進地区として定め、施設や道路のバリアフリー化を優先的に推進していきます。</p> <p>今後は、街づくり事業などの進捗に合わせて、促進地区の中から重点整備地区を選定し、具体的なバリアフリー化を示すバリアフリー基本構想を作成し事業を進めていきます。</p> <p>ホームドア整備については、鉄道各社の整備計画に基づき、東京都と連携しながら、その経費の一部を補助します。</p>						

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	移動等円滑化促進方針策定	策定	推進	推進	推進	—
2	バリアフリー基本構想策定	—	検討	策定	推進	—
3	補助274号線 (立石地区)	予備設計	予備設計	詳細設計	詳細設計	—
4	ホームドア整備経費助成	助成 (JR新小岩駅)	検討	検討	検討	—
事業費 (千円)		15,624	0	10,000	0	25,624

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	バリアフリー事業達成率 (%)	87.0	87.0	87.0	87.0	85.0

出典等： 1 実施箇所数/計画箇所数×100 (計画箇所数53箇所)

※活動量3の事業費は、「都市計画道路の整備」に計上

※活動量4「ホームドア整備経費助成 (JR新小岩駅)」の令和6年度事業費は、令和5年度予算に計上 (繰越明許)

歩道勾配改善事業		道路補修課				
<p>高齢の方、車いすやベビーカーを利用する方等の通行者の多い駅周辺道路や幹線道路を対象に、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。</p>						

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	工事整備延長 (計画延長 20km) (km)	0.3 西亀有・お花茶屋	0.3 西亀有・お花茶屋	0.4 亀有・奥戸	0.4 亀有・奥戸	1.4
事業費 (千円)		194,467	187,000	249,700	249,700	880,867

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	歩道勾配の改善率 (%)	84.1	85.7	87.9	90.1	80.6

出典等： 1 歩道勾配改善整備延長 (累計) / 計画路線延長 (20 km) × 100

施策3 多文化共生



互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 外国人区民は増加傾向にあり、令和5年12月現在、26,000人を超えています。区では、公式ホームページを多言語表示対応としたほか、転入手続に合わせて「外国人向け生活ガイドブック」を活用し、日常生活のルールや生活情報などを提供しています。特に外国人区民が多く居住する新小岩地域には、えきにこわ（JR新小岩南口ビル6階）に「多文化共生と地域活動に関するコーナー」を新設し、様々な情報を多言語で提供しています。今後も外国人区民の増加が見込まれるため、外国人区民にも暮らしやすい環境づくりや、日本語学習支援を進める必要があります。
- 外国人と日本人の文化・習慣に対する相互理解に向けて、国際交流まつりをはじめとした交流イベントのほか、東京理科大学やオーストリア大使館と連携した多文化理解講座等に取り組んでいます。一方、外国人区民が地域で生活する上で、生活習慣等の違いによるトラブルの発生が懸念され、住民同士の円滑なコミュニケーションが課題となっています。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流では、北京市豊台区、ウィーン市フロリズドルフ区、ソウル特別市麻浦区、マレーシアのペナン州と、友好訪問団や青少年ホームステイの派遣・受入等を行っています。

2 施策の方向性

- **外国人区民にも暮らしやすい環境づくり** 行政手続の多言語化、生活ガイドブック等を通じて生活に役立つ情報を提供します。また、転入に合わせた基本的な生活習慣の案内や外国人生活相談、行政書士による専門相談などの充実を図ります。
- **やさしい日本語の普及** やさしい日本語^参の研修等を通じ、職員の意識付けと接遇スキルの向上を図ります。また、日本人区民に対し、やさしい日本語の普及を図ります。
- **日本語学習の支援** 外国人区民の日本語学習をサポートするため、日本語ボランティアの育成・ボランティア団体への支援を行うほか、区主催の日本語教室との連携を促進し、学習機会の充実を図ります。
- **多文化交流の促進** 互いの生活習慣や文化を知る機会として、唄や踊り、食を通じた交流や日本文化を体験する場を提供するとともに、区に登録している国際交流ボランティアの協力を得て、外国人区民と日本人区民の交流を促進することで、円滑なコミュニケーションを図ります。
- **友好都市等との交流** 友好都市等との交流事業により、住民相互の交流を深め、その交流の輪を次世代や地域へ広げます。また、友好都市等の交流事業に関わった方々が、区と協働しながら国際交流事業や多文化共生の地域づくりの担い手として活躍できるようにします。

3 評価指標と目標

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
最近1年間に外国人とあいさつや会話をしたことのある区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	48.1	50.0	52.0

4 計画事業

多文化共生社会の推進	文化国際課
<p>外国人区民との交流を進め、文化・習慣に対する相互理解を深めます。また、外国人区民にも暮らしやすい環境をつくり、住民同士の交流が主体的に行われる多文化共生社会づくりを進めていきます。</p> <p>外国人区民にとっても暮らしやすい地域となるよう、行政手続の多言語対応・やさしい日本語対応、生活に役立つ情報の提供、日本語ボランティアの育成・支援、日本語学習支援、相談の充実、唄や踊り・食を通じた交流、体験講座の実施、多文化交流の場の拡充などを行います。また、友好都市等、外国都市との交流を深め、国際交流や多文化共生の地域づくりの担い手を育てます。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	やさしい日本語の普及					
	①地域向け講座(回)	2	2	2	2	8
	②職員向け研修(回)	2	2	2	2	8
2	多文化理解講座・交流イベント等(事業)	18	18	18	18	72
3	日本語教室(入門・初級)の実施					
	①入門コース(50時間)(コース)	1	2	2	3	8
	②初級コース(110時間)(コース)	3	4	4	6	17
4	語学ボランティアの活動事業(通訳・翻訳)(件)	48	60	72	84	264
5	国際交流団体への助成(団体)	7	8	8	8	31
6	友好都市等との受入・派遣(事業)	7	5	6	7	25
7	ボランティア日本語教室運営団体立ち上げ支援(団体)	検討・プロポーザル	1	1	1	3
事業費(千円)		24,075	23,991	25,703	31,416	105,185

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	最近1年間に外国人とあいさつや会話をしたことのある区民の割合(%)	49.0	49.5	50.0	50.5	48.1
2	日本語ボランティア人数(人)	135	137	139	141	103

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査 2 毎年4月1日現在の日本語ボランティア人数

施策4 非核平和



世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 毎年、「非核平和祈念のつどい」では、小・中学校が参加し、多くの千羽鶴が寄せられています。
- 区では、「葛飾原爆被爆者の会」の会員が小・中学校を訪問し、子どもたちに体験を語る「被爆体験講話」を行うとともに、DVDを制作し、各学校・図書館において貸出しや上映会を行っています。
- 被爆者の高齢化が進んでおり、今後、「被爆体験講話」や「非核平和祈念のつどい」において現在の方法での実施が困難になるおそれがあります。

2 施策の方向性

- **平和教育の推進** 非核平和を願う千羽鶴を製作する保育園や小・中学校を増やすほか、国内外の人と交流を持ち異なる文化や習慣などを相互に理解し合う機会づくりや世界情勢に関心を持てるような取組を行うなどの啓発活動を継続的に実施し、子どもたちが平和について考えられるようにします。
- **非核平和の啓発** 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取組として、「被爆体験講話」のDVDや、広島・長崎に関する資料の活用を図り、戦争についての貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐための啓発を続けます。特に、毎年7月から8月にかけては、区役所及び地区センター等において、原爆に関するポスター展を継続的に実施し、DVDを上映するなど、非核平和について区民が考え学べる機会をつくります。
- **戦争・被爆体験の継承** 「葛飾原爆被爆者の会」の活動を引き続き支援するとともに、その継承方法等について検討します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
非核平和に関心のある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	75.3	77.5	79.6

II 健康・福祉分野

政策2 健康

政策3 医療

政策4 衛生

政策5 地域福祉・低所得者支援

政策6 高齢者支援

政策7 障害者支援

政策2 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

1 政策目的

区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるようにします。

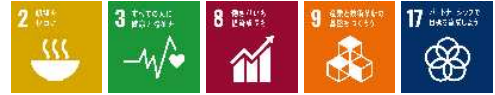
2 政策の方向性

- 区民の健康寿命を延ばすため、区民と働く世代の健康づくりや高齢者のフレイル[※]対策、食生活の改善などを通じ、区民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心の健康の保持・増進に向けた普及啓発や自殺を防ぐ仕組みづくりなどを行うとともに、精神疾患・障害のある方が地域で生活し、治療を継続できるよう支援を充実させます。
- 生活習慣病を予防するため、健康診査の受診を通じて区民自らが健康管理できるよう支援するとともに、喫煙対策や歯と口の健康づくりを推進します。

3 施策の体系

政策2 健康	
施策1 健康づくり	
区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします	
新【計画事業】区民と事業者の健康活動促進事業	
【計画事業】高齢者の保健事業	
(計画事業以外の事務事業)	
歯科健康教育 栄養指導事業 区民健康づくり支援 国民健康・栄養調査 熱中症予防対策事業(高齢者) 熱中症予防対策(保健所) 区民保養施設提供事業 健康相談窓口 薬物乱用防止啓発 健康医療推進協議会 保健所管理運営 衛生統計調査事務 食育月間等普及啓発 親と子の食育推進事業 かつしかの元気食堂推進事業	
施策2 心の健康	
心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます	
【計画事業】精神保健福祉包括ケアの推進	
(計画事業以外の事務事業)	
精神保健教室 精神保健相談 自立支援医療(精神通院医療) 医療観察制度 自殺対策事業	
施策3 生活習慣病の予防	
区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします	
【計画事業】かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進	
【計画事業】がん対策の総合的な推進	
(計画事業以外の事務事業)	
健康づくり健康診査 骨粗しょう症予防検診 葛飾区基本健康診査 特定健康診査・特定保健指導事業 特定健康診査追加検査 生活習慣病予防教室 長寿(後期高齢者)医療健康診査 眼科健康診査事業 施設通所者健康診査事業(障害者) 成人歯科健康診査 健康手帳	

施策1 健康づくり



区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和3年における本区の65歳健康寿命¹は、男性が80.77歳、女性が82.75歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。健康寿命を延ばすためには、区民一人一人が、それぞれの年代にあった健康づくりに主体的に取り組むことが重要であり、特に、健康づくりに無関心な方に新たに健康事業に参加してもらうことが必要です。
- 近年、健康づくりに取り組んでいる区民の割合は、上昇傾向にあります。今後は、デジタル技術を活用し、区民一人一人に最適な活動の提案や中長期的な健康データの管理などができ、健康づくりをより一層促進できる仕組みを構築する必要があります。
- 令和4年度の調査によると、低栄養傾向にある高齢者の割合²は、女性が23.2%、男性が11.9%となっています。食欲不振等による低栄養状態が続くことにより、フレイル³状態を引き起こしやすくなるため、対策が必要です。
- 区では「かつしかの元気食堂³」の認定を進めています。今後も、若年層をはじめとする区民の食育への意識を高め、栄養バランスのとれた食事や野菜の必要摂取量等について、効果的に普及啓発を進める必要があります。

2 施策の方向性

- **健康意識の啓発** 区民一人一人の健康意識を高めるための啓発を行い、それぞれの年代やライフスタイルに合わせて、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。特に、若いうちから健康づくりに取り組めるよう、各種健康診査の結果を受けた健康づくり支援事業やスポーツ事業などを案内するとともに、各種事業への参加方法の簡素化を進めながら、健康的な生活習慣の定着を図り、健康増進につなげます。
- **区民と事業者の健康活動の促進** 区民の健康や生活習慣に関するデータを日常的に使用しているスマートフォン等から収集し、一人一人に最適な健康づくりを提案できる仕組みを構築するとともに、健康づくりの成果に対してインセンティブを付与するなど、区民の健康づくりに向けた行動変容を促進し、健康寿命を延伸させます。また、健康づくりに取り組む区内事業者を認証し公表するなど、区内事業者の健康経営³を推進します。
- **高齢者のフレイル対策** 高齢者のフレイル対策として、必要な栄養を摂取できる健康的な食生活の普及啓発、口腔機能の維持向上、運動習慣、社会参加について、関係機関と連携して進めていきます。

¹ 65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。ここでは、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出

² BMI (Body Mass Indexの略で世界共通の肥満度の指標。身長と体重から簡単に測定することができ、標準値の「22」に近いほど、様々な病気にかかるリスクが低いとされている) が20以下の高齢者の割合
BMI計算式 BMI (kg/m²) = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

³ 栄養バランスの良いメニューや野菜たっぷりのメニューを選べたり、塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する、区が認定した飲食店。令和4年度末における認定店数は72店

- **食育の推進** 食事摂取調査等から区民の食生活の実態を把握し、性別や年齢等を考慮した栄養講習会や食生活の改善に向けた啓発活動等を推進します。また、かつしかの元気食堂における区民の食生活の実態に合わせた健康メニューの開発・提供を進めていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	72.5	74.5	76.0
65歳健康寿命(歳) 「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」(東京都福祉保健局)・要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出)	男：80.77 女：82.75 ※R3年度実績	男：81.07 女：82.87	男：81.37 女：82.99

4 計画事業

【新規】 区民と事業者の健康活動促進事業

健康推進都市担当課
産業経済課 商工振興課
健康推進課

区民の健康や生活習慣に関するデータを日常的に使用しているスマートフォン等から収集し、分析・評価することで、一人一人に最適な健康づくりの提案やフィードバックできる仕組みを構築します。また、健康づくりの成果に対して区内で消費できるポイント等を付与するなど、区内消費による地域経済の活性化を図りつつ、区民が楽しく健康づくりに取り組める環境づくりを進め、区民の健康寿命を延伸させます。さらに、健康づくりに取り組む区内事業者を認証し公表するなど、区内事業者の健康経営を推進します。

これらの取組を通じて、区民の健康づくりに向けた行動変容を促し、社会保障制度の持続可能性を高めながら、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを積極的に推進していきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	健康ポイントサービスによる健康活動促進					
	①事業の参加者数（人）	5,000	10,000	20,000	30,000	65,000
	②事業の参加企業数（事業所）	50	100	200	300	650
	③かつしかP A Yとの連携	検討・実施	実施	実施	実施	－
	④A Iを活用した個人に最適な健康活動の提案	検討・実施	実施	実施	実施	－
2	健康経営					
	①事業者認証	検討・実施	実施	実施	実施	－
	②健康経営認証事業者向けの融資	検討・実施	実施	実施	実施	－
事業費（千円）		51,134	106,205	160,576	212,076	529,991

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%)	73.5	74.0	74.5	75.0	72.5
2	65歳健康寿命（歳）	男：80.92 女：81.81	男：80.99 女：82.84	男：81.07 女：82.87	男：81.14 女：82.90	男：80.77 女：82.75 ※R3年度実績

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査 2 「65歳健康寿命（東京保健所長会方式）」（東京都福祉保健局）

高齢者の保健事業

健康推進課

高齢者の身体、歯、口の健康状態を把握するために各種健康診査を活用して、傷病の発生を未然に防止し、また、傷病を早期発見することにより重症化、長期化を防ぎ健康増進を図ります。

さらに、高齢者の健康課題であるフレイル（心身が虚弱な状態）やサルコペニア（加齢に伴う筋肉量の減少）を予防するため、関係団体と協働して、区民自らが各々の健康状態に応じて行う健康の保持増進の取組を支援します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	長寿医療健康診査受診者数（人）	38,100	37,900	38,200	38,500	152,700
2	健康長寿筋肉元気健診受診者数(人) ※サルコペニア対策健診	650	820	840	840	3,150
3	健康長寿いきいき健診受診者数(人) ※フレイル対策健診	2,050	2,900	2,600	3,100	10,650
4	長寿歯科健診受診者数（人）	2,000	1,910	1,650	1,900	7,460
5	健診結果を踏まえたフレイル予防の取組	検討・実施	実施	実施	実施	—
事業費（千円）		21,458	20,862	18,363	20,967	81,650

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	健康状態がよいと感じている人の割合 (%)	46.3	47.0	47.7	48.4	44.9
2	80歳で20本以上自分の歯を有する区民の 割合 (%)	62.3	62.8	63.3	63.8	61.8

出典等： 1 長寿医療健康診査の問診で「よい」又は「まあよい」と回答した割合
2 81歳の長寿歯科健診受診者で20本以上自分の歯が有の人数÷81歳の受診者数×100

施策2 心の健康



心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区の自立支援医療（精神通院医療）⁴申請件数は増加傾向にあります。精神疾患は発病当初は気づかれにくいため、早期発見・早期治療に結びつけるための普及啓発活動に取り組むとともに、精神疾患のある方や家族への支援体制を構築する必要があります。
- 今後、精神障害のある方が地域の一員として、より安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括システムを構築する必要があります。
- 「葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会」では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、医療機関、警察、消防、福祉サービス事業者などの関係機関と協議を行っています。さらに、長期入院患者の退院支援や在宅療養に関する専門部会を設置し、検討を進めています。今後、地域で安定した在宅療養生活を送れるよう、支援を充実させる必要があります。
- 区の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、令和2年から減少傾向がみられ、令和3年は国や東京都と同水準となりました。しかし、コロナ禍の長期化により、全国的に自殺リスクの高まりが懸念されます。そのため、心の健康づくりに加えて、福祉や子育てなど、あらゆる分野において相談体制の強化など、自殺を防ぐ仕組みを構築する必要があります。
- 障害のある方の各種行政手続について、障害種別ごとに窓口が異なっているため、分かりやすい窓口の整備を検討し進めていく必要があります。

2 施策の方向性

- **心の健康づくり** 区民が心の健康に関心を持ち、心の健康の保持・増進ができるよう普及啓発を行うとともに、保健センター等で医師や保健師による相談を行います。
- **地域支援体制の構築** 精神疾患や精神障害のある方を医療につなげ、治療を継続できるよう地域全体で支援する体制を構築します。また、精神科病院に入院している方や在宅療養をしている方に対する多職種による個別支援を充実させるとともに、退院後支援、在宅療養の継続や障害福祉サービスの利用など、地域生活を支えるための支援を充実させます。
- **グループホーム等の整備** 地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに、日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成します。

⁴ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

- **自殺対策の推進** 「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していきけるよう、庁内の相談窓口が連絡を取り合い、自殺のリスクのある人を適切な相談窓口につなぐための具体的な仕組みをつくり、相談体制の強化を図ります。また、自殺未遂者に対し、医療機関、警察、消防、交通機関、地域等と連携した支援体制を構築するとともに、自死遺族の支援を充実させます。
- **保健福祉総合窓口等の整備** 様々な障害等のある方が利用できる保健福祉総合窓口等の整備に向けて、現行の窓口業務や相談機能の充実化、委託等民間活力の活用について検討を進めます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
精神障害に係る長期入院患者数(人) (保健予防課)	286 ※R3年度実績	258	218
自殺死亡率(人口10万対) (厚生労働省「自殺の統計」)	18.8	16.7	14.1

4 計画事業

精神保健福祉包括ケアの推進	保健予防課
<p>精神障害のある方が、住み慣れた地域で医療を継続し、充実した生活を送ることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の実現を目指します。精神障害のある方を適切に医療につなぎ、安定した地域生活を送れるように支援をしていくとともに、「親亡き後」の課題を見据えて、関係機関との連携を強化し、地域全体で支える体制を構築します。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 精神保健福祉包括ケア推進協議会	運営	運営	運営	運営	—
2 多職種による精神障害者アウトリーチ件数(件) ※ケース数	35	35	35	35	140
3 地域生活支援拠点等の整備(あすなろ)	実施	運営	運営	運営	—
4 体験型グループホームの運営補助	検討	検討	検討	実施	—
事業費(千円)	129,727	43,531	43,531	43,531	260,320

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 精神障害に係る長期入院患者数(人)	278	268	258	248	286 ※R3年度実績

出典等： 1 精神保健福祉資料(厚生労働省調査)



施策3 生活習慣病の予防

区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 糖尿病及び慢性腎臓病（CKD）は、自覚症状に乏しく、症状を自覚した時には既に進行している場合も少なくありません。しかし、食生活習慣を改善し、早期から適切な治療を行うことにより、発症や合併症の進行を予防できるため、早期発見、早期治療が重要です。これまで、区では「かつしか糖尿病アクションプラン」として、区民の糖尿病の発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策に取り組んできました。成人の8人に1人いると言われる慢性腎臓病（CKD）についても糖尿病対策に加え、取り組んでいく必要があります。
- 区民の死亡原因の第1位であるがんの年齢調整死亡率⁵は国よりも高く、各種がん検診の受診率も国の目指す60%を達成していません。特に胃がん、乳がん検診の受診率が低い状況であり、がんの予防、早期発見、早期治療に向けて取組を進める必要があります。また、40歳未満の若年がん患者のための在宅療養支援の制度がなく、仕組みを整える必要があります。
- 区民の喫煙率は減少傾向にあるものの、全体で11.8%（男性16.9%、女性8.3%。令和5年度調査）となっています。たばこは、肺がん等の発症率を高めるなど、個人の健康に影響を及ぼすおそれがあるほか、受動喫煙による健康被害も心配されています。
- 区民のかかりつけ歯科医⁶を決めている割合は、70.5%（令和5年度調査）です。生涯にわたって歯と口の健康を維持するためには、若い頃からかかりつけ歯科医を持って口腔ケアや定期的な歯科健診を受け、むし歯や歯周病を予防する必要があります。

2 施策の方向性

- **若年者の健康づくり** 20～30歳代の若年者が受診しやすい健診体制を整備し、健診受診を契機として自らの健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、代表的な生活習慣病である糖尿病と慢性腎臓病について、発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策に取り組めます。
- **がん対策の総合的な推進** がんによる早すぎる死を減少させるため、がん検診を受けやすい体制を整備し、受診促進を図ります。また、がん検診の精度を向上させるため、科学的根拠に基づいたがん検診を実施するとともに、がん検診精度管理委員会において、検診を実施する中で確認された課題について議論し、解決を図ります。さらに、がんに関する正しい知識啓発や相談体制、若年がん患者への在宅療養支援の充実など、がん対策を総合的に推進します。

⁵ 年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率

⁶ 安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯にわたる口腔機能の維持・向上を目指し、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師

- **喫煙対策** たばこの健康への影響について正しい知識の普及を図るとともに、望まない受動喫煙を防止し、非喫煙者と喫煙者が共に住みよい環境づくりを進めます。たばこをやめたい喫煙者に対しては、禁煙治療費の助成を行うなど、喫煙者の立場に寄り添った支援を実施します。
- **歯と口の健康づくり** 区民が、かかりつけ歯科医を持ち、定期的を受診することの意義について理解し、歯と口の健康を守る習慣を定着させるための対策を推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
健康診断や人間ドッグなどを年に1回は受診している区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	79.1	79.6	80.0
たばこを習慣的に吸っている区民の割合 (%) (葛飾区特定健康診査)	23.1	16.6	12.2

4 計画事業

かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進		健康推進課				
<p>糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議や予防推進医療者講習会を開催し、医療関係者の糖尿病・慢性腎臓病（CKD）診療の標準化や連携体制の強化を図ります。</p> <p>糖尿病・慢性腎臓病に関する正しい知識を普及啓発するとともに、区特定健康診査及び健康づくり健康診査の結果から、糖尿病・慢性腎臓病の未治療者及び治療中断者に対して受診を促す重症化予防事業を実施します。</p> <p>また、食事から摂るエネルギーや栄養素が適切かどうかを調べる食習慣調査を実施し、食習慣分析結果を提供することで、食習慣を見直すきっかけを作るとともに、食事内容を改善するサポート体制を整えます。</p>						

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議	運営	運営	運営	運営	—
2	予防推進医療者講習会 (回)					
	①糖尿病	2	2	2	2	8
	②慢性腎臓病 (CKD)	1	1	1	1	4
3	糖尿病・慢性腎臓病治療放置者・治療中断者受診勧奨	検討	実施	実施	実施	—
4	食習慣調査	実施	実施	実施	実施	—
5	慢性腎臓病 (CKD) にかかる医療機関との連携	検討・実施	実施	実施	実施	—
事業費 (千円)		7,140	10,634	10,634	10,634	39,042

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	国保加入者のうち血糖コントロールが不良な区民の割合 (%)	5.32	5.27	5.22	5.17	5.42
2	国保加入者のうち腎機能の低下が疑われる区民の割合 (%)	18.60	18.54	18.48	18.42	18.60

出典等： 1 特定健康診査の結果、HbA1c (NGSP値) が7.0%以上の区民の割合 2 特定健康診査の結果、eGFR値が60未満の区民の割合

がん対策の総合的な推進

健康推進課

がんの予防に関する教育や普及啓発を進めるとともに、科学的根拠に基づくがん検診を推進します。
 また、がん検診未受診者への勧奨方法やPR方法を工夫し、がん検診の受診率向上を図るほか、がん患者の社会参加の支援や相談窓口につながる仕組みづくりを進めます。
 さらに、マンモグラフィ乳房X線撮影装置購入費を補助することで、実施医療機関を拡大するほか、40歳未満の若年のがん患者に対する在宅療養支援制度を新設します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	受動喫煙対策(普及啓発)	実施	実施	実施	実施	-
2	受動喫煙対策(禁煙支援)	実施	見直し・検証	実施	実施	-
3	がん教育支援の推進	見直し・実施	実施	実施	見直し・実施	-
4	がん検診精度管理委員会	運営	運営	運営	運営	-
5	受診率向上に向けた取組(乳がん、子宮頸がん検診)	検証・実施	実施	実施	実施	-
6	読影のDX化(肺がん検診)	導入・実施	実施	実施	実施	-
7	がん患者の社会参加支援・相談体制の充実など	拡充	実施	実施	実施	-
8	若年がん患者の在宅療養支援	実施	実施	実施	実施	-
事業費(千円)		603,344	688,056	688,056	688,056	2,667,512

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	肺がん検診精密検査受診率(%)	82.3	83.6	84.9	86.2	79.7
2	乳がん検診受診率(%)	22.0	24.0	26.0	28.0	17.8

出典等： 1 精密検査受診者数/要精密検査者数×100 2 受診者数/対象者数×100

政策3 医療

必要な時に必要な医療を受けられるようにします

1 政策目的

疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療を受けられるようにします。

2 政策の方向性

- 地域の医療環境を充実させるため、患者等と医療機関との信頼関係の構築を図り、質の高い医療サービスを確保していくとともに、かかりつけ薬剤師制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療に関する普及啓発に取り組むとともに、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図ります。

3 施策の体系

政策3 医療	
<p>施策1 医療サービスの確保 地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します</p>	
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>骨髄移植ドナー支援 歯科医療連携推進事業 ねたきり高齢者歯科診療 障害児・者歯科診療 看護師等養成事業費助成 休日・土曜応急診療事業(固定診療所) 休日応急診療事業(輪番制)委託 小児初期救急平日夜間診療事業委託 地域医療保健衛生従事者表彰事務 心身障害者医療費助成 公害健康被害補償事業 大気汚染障害者認定審査会事務 難病等医療費助成 東京都夜間休日連絡通報受理業務委託 結核患者の治療成功率向上事業 患者相談窓口の運営 薬事衛生普及・啓発 医務許認可事務・監視指導 薬事衛生許認可事務・監視指導 原爆被爆者援護</p>	
<p>施策2 在宅医療の推進 医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします</p>	
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>ぜん息教室 ぜん息児水泳教室 音楽訓練教室 公害認定患者家庭療養指導事業 在宅医療の推進 在宅難病患者一時入院 難病医療相談 難病患者・家族支援 難病対策地域協議会 難病患者訪問相談・指導 難病リハビリ教室 在宅重症心身障害児(者)訪問 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 難病患者福祉手当 小児慢性特定疾病医療費負担事業</p>	



施策1 医療サービスの確保

地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、休日や夜間等に医療が必要となった方へ応急診療を提供するため、医師会等と協力し、休日応急診療所や小児初期救急平日夜間診療所を開設しています。
- 区では、医療に関する相談・苦情を受け付ける患者相談窓口を設置しており、令和4年度の利用者数は488件と医療に対する関心の高さがうかがえます。今後も、患者等と医療機関との相互理解や、医療の質の向上を図る必要があります。
- 区では、薬剤師会研修会での情報提供や薬局等での資格者の確認及び偽造医薬品対策等に加え、インターネット販売の監視強化に取り組んでおり、令和4年度の薬局等の法令適合率は99.5%と高い率を示しています。

2 施策の方向性

- **質の高い医療体制の確保** 今後も関係機関との連携を強化し、質の高い医療を地域で安定的に受けられる体制を確保します。また、医療の質を向上するため、区内の医療機関に対し、法令改正等に関する周知徹底を図ります。さらに、医療関係施設の衛生的な環境を確保するため、立入検査を実施します。
- **医療安全の促進** 医療相談を受ける患者相談窓口寄せられた情報を関係団体や医療機関と共有していくことで、患者等と医療機関との相互理解を推進する取組を拡充していきます。
- **医薬品の適正使用の促進** 医薬品の事故防止や適正使用を促進するため、薬局等の店舗やインターネット上での医薬品販売に対する監視体制を強化します。
- **かかりつけ薬剤師制度等の普及促進** かかりつけ薬剤師¹制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図り、医師と共に地域の薬剤師が医療や健康に関する相談役として区民の健康へ貢献できるよう支援します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
かかりつけ医を持っている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	71.0	76.4	78.8
必要な時に、必要とする医療を受けている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	86.5	88.9	89.3

¹ 薬による治療のこと、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者や生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師



施策2 在宅医療の推進

医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進展によって、在宅で医療を受ける区民が増加しています。
- 区では、在宅医療を希望する高齢者及びその家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、かかりつけ医と入院医療機関の連携や在宅療養に関する相談窓口を設置するとともに、在宅療養に対する区民への普及啓発に取り組んでいます。
- 区では、医師会協力のもと、在宅療養者が病院での治療が必要になった時、区内の病院が持っている病院救急車で、医療機関へ搬送する在宅療養患者・高齢者搬送支援事業を実施しています。また、医療機関や介護サービス事業者等との会議を開催し、連携のための課題抽出や検討を行っています。
- 今後も引き続き、区民が質の高い医療を地域で安定的に受けられるよう、医療と介護の関係者の更なる連携が求められます。また、既存の在宅療養患者向けサービスの質の充実や区民への普及啓発の取組を推進していく必要があります。

2 施策の方向性

- **在宅医療の周知** 区民が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、在宅療養ガイドブックを配布するとともに、区内の地区ごとに在宅療養に携わる専門職を招いてセミナーを開催することで、在宅療養の仕組みや利用方法について周知します。
- **情報共有の充実** 地域の中で、区民がより質の高い医療を安定的に受けられるようにするため、医療、介護、福祉など、様々な分野の専門職や関係者が話し合える場づくりを進めて情報共有の充実を図ることで、医療と介護の顔が見える環境整備を進めます。
- **24時間体制の推進** 24時間安心して在宅療養を行えるようにするため、医師会等と協働し、休日や夜間に在宅療養患者やその家族から急な相談や往診依頼があった際も対応できる体制の構築を検討していきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
国保・後期高齢者医療被保険者の病院・診療所による在宅看取りの割合(%) ※ (東京都国民健康保険団体連合会)	19.42	25.06	30.37

※国保・後期高齢者医療被保険者(65歳以上)の病院・診療所による在宅看取り件数÷人口動態統計における区民死亡者数(65歳以上)×100

政策4 衛生

衛生的で快適な生活を送れるようにします

1 政策目的

食品の安全体制を確立するとともに、医療提供体制の整備や感染症の予防と拡大防止に向けた対策を講じ、衛生的で安全な生活を送れるようにします。

2 政策の方向性

- 感染症の予防と感染拡大を防ぐため、発生状況や対処方法について情報提供や普及啓発を行うとともに、新興感染症の発生に備え、医療機関等の体制整備、衛生用品の備蓄、区の体制強化を進めます。
- 食品の安全・安心の確保に向けて、事業者の衛生管理を支援するとともに、食中毒等の健康被害に対する危機管理を促進します。
- 衛生的で快適な環境を整えるため、各種営業施設の衛生の確保や民泊の適正管理、ペットの飼養に関するマナーの向上、飼い主のいない猫の適正管理などを促進します。

3 施策の体系

政策4 衛生	
施策1 感染症対策	
感染症の予防と感染拡大を防ぎます	
【計画事業】感染症対策の強化	
(計画事業以外の事務事業)	
ウイルス肝炎検査事業	
公害認定患者インフルエンザ予防接種費支給	
結核予防事業 結核医療公費負担事業 エイズ・性感染症対策	
子どもの予防接種事業 高齢者の予防接種事業 感染症予防対策	
施策2 食品衛生	
食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します	
(計画事業以外の事務事業)	
食品衛生普及・啓発 食品衛生許認可事務・監視指導 食品衛生協会助成	
施策3 環境衛生	
衛生的で快適な環境を整えます	
(計画事業以外の事務事業)	
環境衛生普及・啓発 動物適正飼養推進	
環境衛生許認可事務・監視指導 狂犬病予防事業	

施策1 感染症対策



感染症の予防と感染拡大を防ぎます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 世界では、エボラウイルス病、中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱が発生するなど、感染症の脅威が高まっています。また、近年の日本人の海外渡航や訪日客の増加とともに、国内で様々な感染症が発生するリスクが上昇しています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応では、度重なる感染者の急増・拡大に伴い疫学調査や健康観察等の増大による保健所業務のひっ迫や人員不足など、様々な課題に直面しました。これらの課題については、医師会をはじめとした各関係機関との連携・協力と同時に、BCPを発動して全庁を挙げた応援体制の構築と外部人材の活用等により対応しました。
- 一方、国は新たな感染症に備えて感染症法、地域保健法及び同基本指針を改正し、保健所設置自治体に対して平時から業務の重点化や絞り込み、人員体制や応援職員の受援計画などを定めるよう健康危機対処計画の策定を規定しました。令和5年度に医師会や感染症診療協力医療機関などを構成員とした感染症対策協議会を設置し、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた課題の整理、取りまとめを行い、新たな感染症にも対応しうる感染症予防計画を策定する予定です。
- 新型インフルエンザ等は、およそ10年から40年の周期で発生し、大きな健康被害をもたらす、生活や経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、本区では、平成26年7月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。この度の新型コロナウイルスの対応を踏まえて、計画を改定し、区の体制を更に強化していく必要があります。
- 近年、区の結核患者発生数は減少傾向にあるものの、高蔓延国からの訪日外国人の増加やコロナ禍での受診控えの解消などによる今後の発生数の変化を注視していくとともに、結核をはじめとする感染症の拡大予防やまん延防止を継続的に推進する必要があります。

2 施策の方向性

- **感染症対策の推進** 感染症の感染予防・まん延の防止を総合的に推進するために、国内外で発生する感染症について、区民や医療機関をはじめ、保育園、学校、障害者・介護施設等に対し、感染症発生状況をはじめ、予防や対処方法の情報提供をするなど、普及啓発活動を推進します。また、関係機関と連携して、高齢者や障害者、区内に滞在する外国人など情報が届きにくい方への対応を図ることで感染症対策を強化します。
- **新興感染症への対応** 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、医療機関等との連携体制を強化するとともに、新型インフルエンザ等の予防接種の実施、マスクや消毒薬などの衛生用品の備蓄・管理体制の整備を推進することで、区の体制強化を図ります。
- **結核への対応** 結核の早期発見・早期治療を図るため、医療機関と連携した体制を整備します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
感染症予防のための行動に取り組んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	98.1	97.8	97.8
結核罹患率 (人口10万対) (新規登録患者数/人口×10万・保健予防課)	9.7	12.5	10.0

4 計画事業

感染症対策の強化		保健予防課			
<p>国内で発生しうる様々な感染症や新興感染症に対応するために関係機関と連携し、感染症対策を強化するとともに新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた業務体制の確立を目指します。また、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時期の流行による医療負担を軽減し、インフルエンザによる重症化を防ぐため、インフルエンザ予防接種の費用助成を行います。さらに、様々な感染症等のまん延を防止するため、予防接種を受けやすい体制整備を進めます。</p>					

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	予防計画に基づく訓練	一部実施	実施	実施	実施	—
2	健康危機対処計画に基づく備蓄	一部実施	一部実施	実施	実施	—
3	感染症等の予防に関する普及啓発及び感染拡大防止についての社会福祉施設等に対する研修	実施	実施	実施	実施	—
4	子どものインフルエンザの予防接種の費用助成	実施	実施	実施	実施	—
事業費 (千円)		700,228	692,870	692,870	692,870	2,778,838

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	訓練の参加者数 (人)	50	100	100	100	—

出典等： 1 予防計画に基づく訓練の参加者数

施策2 食品衛生



食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、食に関わるスタイルやニーズが多様化し、輸入食品の増大や新開発食品、遺伝子組み換え食品など、食に関わる環境が目まぐるしく変化する中、食に関する多くの相談や苦情が寄せられています。
- 区では、食品関係事業者への監視、食品収去検査、実務講習会等の監視指導・普及啓発を適切に行い、食品の安全・安心の確保に向けた事業者の自主的な衛生管理について、食品衛生協会との連携により推進しています。
- 食品衛生法等により、原則として全ての食品等事業者は、HACCP（ハサップ）¹に沿った衛生管理に取り組むことが求められています。

2 施策の方向性

- **相談体制の充実** 食に関する不安を解消するため、「食の安全・安心についての意見交換会」の実施や食品への疑問等について、速やかに相談を受けられる体制を充実させます。
- **HACCPの普及** 食品等事業者にとって、必須かつ有効な食品の衛生管理手法として、HACCPの着実な普及に向けて必要な支援・指導に取り組みます。特に、中小零細や高齢等でHACCPの実施が困難な食品等事業者を対象に、HACCPに対する理解促進と手法の導入に向けた支援を充実させます。
- **健康危機管理の促進** 食中毒等の健康被害を探知した際には、区民の健康を守るため、迅速適切に、食品検査、施設検査、検便検査、患者面談等を実施し、健康危機管理を促進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
食品等の収去検査適合率 (%) (適合数/総検査数×100・生活衛生課)	97.7	98.1	98.5

¹ 「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去・低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法



施策 3 環境衛生

衛生的で快適な環境を整えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区が実施する理・美容所や公衆浴場などの環境衛生関係営業施設への衛生指導や、営業施設における利用者の衛生観念の向上等により、平成25年度以降、保健所が実施する化学的検査適合率は、90%以上の高い水準を維持しています。
- 公衆浴場をはじめとする営業施設の中には、営業者の高齢化や経営状況の悪化等の理由により、設備の老朽化が進んでいる施設があります。今後、こうした営業施設が設備改善を図りながら良好な衛生環境を維持できるようにしていく必要があります。
- 区では、旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく、小規模な宿泊施設が増加しています。今後も、事業者に対して施設を適正に管理するための指導を継続する必要があります。
- 散歩中の飼い犬の排泄物を放置する飼い主が依然として多いほか、飼い主のいない猫にえさを与えるだけで不妊・去勢手術やトイレの設置をしない人も多く、苦情が絶えない状況にあります。

2 施策の方向性

- **衛生監視・指導の実施** 環境衛生関係法令に基づき、環境衛生関係営業施設の衛生監視・指導を実施します。
- **衛生に関する相談支援の強化** 設備の老朽化や営業者の高齢化が進む営業施設に対し、衛生を維持しながら営業できるよう、衛生確保に関する情報提供を的確に行うとともに、相談支援体制を強化します。
- **宿泊施設の適正管理の促進** 事業者に対して施設を適正に管理するための指導を継続し、旅館業及び住宅宿泊事業（民泊）の適正な実施運営が図られるようにします。
- **動物の適正飼養の促進** 犬や猫などの飼養者に対して、動物の適正な飼養に関する普及啓発を行い、排泄物の放置防止を含めたマナーの向上を図ります。また、飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術を推進することで増加を抑制するとともに、地域住民との協働による適正管理に向けて引き続き協議し、人と動物が共に住みよいまちを目指します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
環境衛生関係営業施設の検査適合率 (%) (適合数/総検査数×100・生活衛生課)	97.2	93.2	93.6

政策5 地域福祉・低所得者支援

住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らせるようにします

1 政策目的

- 地域で支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるようにします。
- 生活に困窮する区民が、自らの能力を十分に活用しながら生活の安定と向上を図れるよう支援し、自立した生活を送れるようにします。
- 経済的な困難を有する子どもの将来の進路選択の幅を広げられるよう支援し、自立した大人に成長できるようにします。

2 政策の方向性

- 誰もが地域で安心して生活できるよう、見守りや支援が必要な方を適切なサービスにつなぐとともに、地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進し、家族・地域をまるごと支える仕組みを構築します。
- 福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉人材の確保・定着支援や福祉サービス第三者評価の受審促進を図るとともに、成年後見制度[※]の活用を促進し、区民の権利と利益を保護します。
- 生活に困窮する区民が自立した生活を送れるよう、生活困窮者やひとり親世帯への就労や生活を支援するとともに、子どもの学習支援や進学に向けた支援に取り組みます。

3 施策の体系

政策5 地域福祉・低所得者支援	
施策1 地域福祉の推進	支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります
	【計画事業】 暮らしのまるごと相談事業
(計画事業以外の事務事業)	かつしかあんしんネットワーク事業 生活支援体制整備事業 民生委員関係事務 社会福祉協議会助成 行旅病人及び死亡人取扱事務 原爆被爆者見舞金支給
施策2 福祉サービス利用者支援	福祉サービスを安心して利用できるようにします
	【計画事業】 高齢者福祉施設の運営基盤の強化
	【計画事業】 成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実
(計画事業以外の事務事業)	介護相談員事業 福祉サービス苦情調整委員 福祉サービス第三者評価事業推進 社会福祉法人認可・指導監査事務
施策3 生活困窮者支援	生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします
	【計画事業】 生活困窮者自立支援事業
(計画事業以外の事務事業)	中小企業勤労者生活資金融資事業 母子及び父子福祉資金貸付 生活保護 中国残留邦人等支援 福祉事務所運営 受験生チャレンジ支援貸付事業 火災等り災者見舞金支給 ひとり親家庭自立支援（就労支援） ひとり親家庭自立支援（給付金） 入院助産 母子及び父子福祉応急小口資金貸付

施策1 地域福祉の推進



支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、区、民生委員・児童委員、関係機関による協力の下、地域全体で見守り・支える地域包括ケアシステムを推進するとともに、生活支援体制整備事業¹や小地域福祉活動²により、住民同士が地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進しています。
- 近年、公的なサービスでは補えない、簡単な身の回りの世話や外出の付き添いなどの需要が高まっています。地域の課題やニーズを分析・把握し、住民が主体となって行う新たなサービスの創出や人材の育成を行う必要があります。
- 現在、相談者が抱える問題は多様化し、支援内容も複雑化しています。年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまると受け止め、寄り添いながら支援していくため、令和5年4月から「くらしのまると相談課」を新設し、包括的な支援を実施しています。

2 施策の方向性

- **包括的相談支援** ヤングケアラー^参やダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題を福祉等の専門職がまると受け止め、寄り添いながら状況を把握し、解決方法を一緒に考えながら支援していきます。
- **アウトリーチ等による相談・支援** 潜在的な課題を抱えつつも、自ら相談することが難しい方などに、アウトリーチ^参（訪問支援）等により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら相談や支援につなげます。
- **伴走支援** すぐに解決が困難な複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、寄り添いながら現状を把握し、継続的な関わりを実施します。
- **多機関協働の推進** くらしのまると相談窓口での相談や、支援関係機関等で把握した相談のうち、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、支援会議（社会福祉法第106条の6）等の仕組みを活用して、情報共有や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行い、チームで世帯を支援します。
- **地域参加支援** 本人・世帯のニーズや抱える課題を把握したうえで、必要に応じて、地域のボランティア団体等の活動への参加について調整し、参加支援を行います。
- **新たな課題への対応** 支援会議等におけるケース検討や連携の事例から抽出した、既存の支援策で対応できない課題等について、新たな支援策や既存の支援策の拡張等の対応を検討します。
- **地域づくりに向けた支援** 包括的相談支援や、アウトリーチ（訪問支援）、地域参加支援

¹ 地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域の高齢者と必要なサービスを結び付けるための取組

² 身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の住民がそれぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考え、取り組んでいく地域活動。本区では葛飾区社会福祉協議会が推進している。

を実施する中で、地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的に地域づくりに向けた支援について検討を行います。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	40.8	41.6	42.4

4 計画事業

くらしのまるごと相談事業	くらしのまるごと相談課
<p>高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止めるくらしのまるごと相談窓口の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。</p> <p>さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討しています。</p> <p>本事業については、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業としての実施も図ります。</p>	

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	くらしのまるごと相談窓口新規相談件数 (件)	1,800	1,860	1,920	1,980	7,560
2	アウトリーチ個別支援及び参加支援等のための訪問実施件数 (件)	416	428	440	452	1,736
3	支援会議の実施件数 (件)	30	36	42	48	156
4	重層的支援体制整備事業実施計画の推進	実施	実施	実施	実施	-
事業費 (千円)		1,230	634	634	634	3,132

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合 (%)	41.2	41.4	41.6	41.8	40.8

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

※ 前期実施計画名：包括的な支援体制の整備

施策2 福祉サービス利用者支援



福祉サービスを安心して利用できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 福祉人材の確保は全国的な課題になっています。そのため区では、合同就職相談会や、職員を対象とした資格取得の助成、スキルアップ研修を実施しています。今後も、区民に良質かつ適切なサービスを提供できるよう、福祉人材の確保・育成の取組を強化する必要があります。
- 福祉サービスの利用を検討している区民に向けて、区の窓口やホームページ等で福祉サービス第三者評価³の評価結果の情報を提供しています。近年、福祉サービス第三者評価を受審した区内の事業所の数は増加傾向で推移しており、今後も受審実績のない事業所を中心として、受審促進を図る必要があります。
- 福祉サービスが多様化する中で、利用者からの苦情も更に多様化、複雑化することが予想されます。今後も、福祉サービス苦情調整委員制度⁴を活用し、区民の権利・利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る必要があります。
- 近年、区における成年後見制度⁵の利用者数は増加傾向にありますが、判断能力が著しく低下した段階にならないと、制度が利用されていないなどの課題があります。

2 施策の方向性

- **福祉人材の確保・定着** 福祉人材の確保・定着を図るため、各事業所のICT⁶化を促進するなど、従事者の負担軽減や職場環境の向上を図り、働きやすい環境づくりを進めます。また、外国人介護職員を含む職員の雇用や育成にかかる支援、管理者・責任者向けに人材の定着に必要な支援を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
- **福祉サービス第三者評価の受審促進** 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行います。また、事業者に対して積極的な働きかけを行い、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- **福祉サービス苦情調整委員制度の活用促進** 福祉サービス苦情調整委員制度の認知度を更に高め、活用を促進することで、区民が安心して福祉サービスを利用できる環境を整えます。
- **成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実** 加齢や疾病等による認知機能の低下、障害等により判断能力が不十分な方に対し、中核機関の役割を担う成年後見センターを中心に区の関連部署や専門機関が連携し、成年後見制度の利用を促進していきます。また、今後は、身寄りのない高齢者へのサポートなど、成年後見制度以外の権利擁護支援についても取り組んでいきます。

³ 第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価するもの

⁴ 弁護士や大学教授等の有識者が公正・中立な立場で、区民の苦情の申立てを適切かつ迅速に処理することにより、区民の権利・利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図るもの。また、施設ごとに、苦情相談窓口が設けられており、区が行っている指導監査の際に、苦情処理等の状況を点検している。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区内の福祉サービス提供事業所で第三者評価を受 審した事業所数(事業所) (とうきょう福祉ナビゲーション)	134	154	170
成年後見制度の利用者数(人) (東京家庭裁判所の統計に基づく概数)	785	885	985

4 計画事業

高齢者福祉施設の運営基盤の強化

介護保険課

高齢者や障害者が必要なサービスを利用して住み慣れたまちで安心して生活が送れるように、ハローワーク等と連携した合同就職相談会や生活介護員の養成研修等を実施するとともに、職員のキャリアアップ等を目的とした資格取得費用の助成やスキルアップ研修、福祉職員の負担を軽減するICT化促進に必要な費用の助成等を実施することで、福祉人材の確保、定着、育成を支援しています。

今後も、各サービス事業者が自らの判断と責任で福祉職員の確保、育成に取り組んでいけるよう事業者の運営基盤を強化します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	事業所運営基盤の支援強化					
	① ICT化促進支援等事業所件数 (件)	18	18	18	18	72
	② 地域密着型事業所向け家賃助成戸数 (戸)	30	30	30	40	130
2	介護人材への支援強化					
	① 介護人材スキルアップ研修受講者数 (人)	360	360	360	360	1,440
	② 介護人材キャリアアップ助成申込者数 (人)	72	72	72	72	288
	③ 介護人材生活介護員研修受講者数 (人)	120	120	120	120	480
	④ 外国人雇用に関する助成件数 (件)	63	63	63	63	252
3	福祉人材雇用促進					
	① 「福祉のしごと大発見」参加者数 (人)	125	125	125	150	525
	② 「福祉のしごと大発見」による就業者数 (人)	25	25	25	30	105
4	介護人材確保調査実施回数 (回)	1	1	1	1	4
事業費 (千円)		63,802	63,802	63,802	63,802	255,208

成果・評価指標 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区内介護事業所での就業継続意向 (%)	46.3	46.8	47.3	47.8	45.3
2	介護人材雇用促進事業 「福祉のしごと大発見」による就業者の割合 (%)	5.6	5.8	6.0	6.2	5.2

出典等： 1 葛飾区第8期介護保険事業計画

※ 前期実施計画名：福祉人材の確保・定着支援

成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実

福祉管理課
高齢者支援課
障害福祉課

加齢や疾病等による認知機能の低下、障害等により判断能力が不十分な方に対し、本人の意思を尊重した意思決定支援を進めるため、中核機関の役割を担う成年後見センターを中心に区の関連部署や専門機関が連携し、本人の状況に即した支援を行います。

また、後見の担い手を増やすために、身近な地域の支援者である市民後見人の育成を進めるとともに、地域団体等の活動を支援します。

さらに、成年後見制度の利用を促進するため、幅広く相談を受け付ける相談窓口の充実に取り組むとともに、申立費用や後見人等に対する報酬を助成します。

今後は、これらの取組に加え、身寄りのない高齢者を対象に、家族や親族に代わって、入院・入所の際の身元保証や日常生活支援、死後事務の対応等に関する支援を実施していきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	中核機関の相談件数（件）	735	793	856	924	3,308
2	検討支援会議における申立等の支援件数（件）	34	35	36	37	142
3	区長申立て件数(件)	99	109	119	129	456
4	後見人等報酬助成件数（件）	72	82	92	102	348
5	訪問援助事業の契約者数(件)	101	111	121	131	464
6	やすらぎ安心サポート事業の相談件数(件)	168	173	178	183	702
事業費（千円）		105,596	106,830	111,228	112,286	435,940

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	成年後見制度の利用者数（人）	835	860	885	910	785
2	やすらぎ安心サポート事業の契約者数(人)	5	10	15	20	—

出典等： 1 東京家庭裁判所の統計に基づく概数

※ 前期実施計画名：成年後見事業の推進

施策3 生活困窮者支援



生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係等、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談件数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に増加した後、減少傾向にありますが、今後も、専門的な知識を有する自立支援相談員がきめ細かな対応に取り組むことにより、早期の自立を促進する必要があります。
- 今後、心身の障害、地域社会からの孤立、ひきこもりなどの事情により、就労経験・社会経験が乏しく就労が容易でない方の存在が一層顕在化すると予想されます。このような方に対し、関係機関と連携して支援体制の強化を図る必要があります。
- 区では、従来の公共職業安定所や就労専門員による支援に加え、専門性の高い事業者による就労に向けた動機付けの支援をした結果、生活保護を廃止した世帯のうち、就労を理由とする廃止の割合が増加しています。今後も、生活保護受給者の自立を助長する必要があります。
- 令和4年度東京都福祉保健基礎調査によると、東京都におけるひとり親世帯のうち、年間収入が200万円未満の世帯割合は、母子世帯では30.5%、父子世帯では2.6%です。ひとり親家庭が自立し経済的に安定した生活を送れるよう、関係機関が連携して様々な支援策を実施する必要があります。
- 区では、子どもの学習支援事業を区立中学校全24校で実施しています。今後も、様々な要因から学習の定着に課題のある子どもたちの学習意欲や基礎学力の向上を図り、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることが求められています。

2 施策の方向性

- **重層的なセーフティネットによる支援** 生活保護に至る前段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度と、適正な生活保護制度の重層的なセーフティネット体制により、生活困窮者を支援します。
- **生活困窮者の自立促進** 生活困窮者の早期の自立を促進するため、一人一人の生活困窮者の課題に寄り添い、就労支援や家計改善をはじめとした包括的・計画的な支援を実施します。
- **訪問支援** 自ら生活困窮者自立相談支援窓口に出向くことが難しい方には、アウトリーチ（訪問支援）^参を実施します。また、特別な事情を抱える方には、関係機関と連携し、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるよう支援するなど、日常生活や社会生活面での自立を助長します。
- **就労支援** 就労が可能な生活保護受給者については、引き続き一人一人の個性や特性に合わせた就労支援を行います。
- **ひとり親家庭の自立促進** ひとり親家庭が抱える課題と個別のニーズに寄り添い、就労や就職に有利な資格取得、子どもの進学費用の貸付け等の支援を充実させ自立を促進しま

す。

- **学習支援** 教育委員会事務局及び学校と連携しながら、基礎学力の定着に課題のある子どもに学習支援事業を行うとともに、子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもや保護者への支援を学習支援の場を活用して実施します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
就労支援事業支援者数(人)(生活保護被保護者(その他世帯)の就労支援者数・西生活課・東生活課)	287	320	360
生活困窮者自立支援事業の就労準備支援計画件数(人)(くらしのまるごと相談課)	11	30	44
ひとり親家庭自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られたひとり親の世帯(世帯)(子育て応援課)	43	51	59

4 計画事業

生活困窮者自立支援事業	くらしのまるごと相談課
<p>就労の状況、心身の状況、社会との関係性等により、経済的に困窮している方の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで自立の促進を図ります。事業の相談窓口である「自立相談支援窓口」は、「くらしのまるごと相談窓口」内に設置し、くらしのまるごと相談事業と連携しながら、一人一人の状況に応じて地域で自立した生活ができるよう支援します。</p> <p>また、全区立中学校において、教育委員会事務局及び学校と連携し、基礎学力が定着していない生徒を対象に少人数指導による学習支援事業を実施し、対象生徒の学習意欲の向上を図るほか、生活習慣等への助言や進路選択その他の教育及び就労に関する相談や関係機関との連絡調整を行います。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	新規相談件数(件)	1,370	1,380	1,390	1,400	5,540
2	自立支援計画件数(件)	227	229	231	232	919
3	自立支援計画最終件数(件)	182	184	185	186	737
4	就労準備支援計画件数(件)	20	25	30	35	110
5	家計再生計画件数(件)	150	151	152	153	606
6	学習支援事業参加者数(人)	500	500	500	500	2,000
事業費(千円)		183,608	183,608	183,608	183,608	734,432

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	自立支援計画最終者のうち課題の改善が図られた人の割合(%)	94.6	94.7	94.8	94.9	94.1
2	就職・転職・収入増が図られた利用数(人)	200	202	204	206	266

出典等： 1 自立相談支援計画最終者のうち課題の改善が図られた人数／自立支援計画最終者数×100
2 自立相談支援事業を利用して就職・転職・収入増が図られた人数

政策6 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らせるようにします

1 政策目的

高齢者が自分らしくいきいきと過ごせる環境をつくるとともに、介護が必要となっても、地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 高齢者が自分らしく生活できるようにするため、それぞれの生活や心身状態に加え、能力・意欲に応じた就労や自主的な活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。
- 介護予防[※]活動等を行う自主グループに専門職を派遣するなど、効果的・持続的に介護予防活動に取り組めるよう支援します。
- 高齢者が必要な介護や自立支援を受けて安心して生活できるよう、必要な介護サービスを確保するとともに、認知症の重度化の防止や認知症の理解を深める普及啓発等に取り組みます。

3 施策の体系

政策6 高齢者支援	
施策1 高齢者活動支援	
高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します	
(計画事業以外の事務事業)	
高齢者クラブ助成 高齢者クラブ連合会助成 シルバー人材センター助成 IT・活動情報サロン 地域福祉活動費助成 社会参加セミナー委託 シニア就業支援事業費助成 シルバーカレッジ 生きがい支援講座事業 ゲートボール場維持管理 異世代・地域交流事業 シニア向けパソコン講座等運営委託 シニア活動支援センター維持管理	
施策2 介護予防	
高齢者の介護予防活動への支援を充実させます	
【計画事業】高齢者の介護予防事業	
(計画事業以外の事務事業)	
介護予防・生活支援サービス事業	
施策3 高齢者要介護・自立支援	
高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします	
【計画事業】高齢者介護施設の整備等支援	
【計画事業】認知症事業の充実	
(計画事業以外の事務事業)	
福祉総合窓口受付業務委託 特別永住者給付金事業 家族介護者支援事業 養護老人ホーム措置 特別養護老人ホーム等措置 おむつ支給・使用料助成(高齢者) 出張理美容事業(高齢者) 寝具乾燥消毒委託(高齢者) 長寿慰労事務 くつろぎ入浴事業 高齢者自立支援住宅改修費助成 高齢者住宅設備改修費助成 高齢者虐待防止事業 シルバーカー購入費助成 救急医療情報キット給付事業 見守り型緊急通報システム使用料助成(高齢者) 家庭用卓上電磁調理器購入費助成 補聴器購入費助成(高齢者) 地域包括支援センター運営委託 地域包括支援センター事業 配食サービス事業(高齢者) 介護給付適正化推進事業 一般事務(介護保険) 生計困難者等利用者負担額軽減 介護認定審査会運営 介護認定調査 保険給付(介護保険) 高額介護サービス費等貸付金 家族介護慰労金支給 特別養護老人ホーム等大規模改修費助成 介護予防普及啓発案内作成等委託	



施策1 高齢者活動支援

高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、令和7年頃には25%に上昇すると予測されています。区では、高齢者が豊富な経験や知識を活かしつつ、就業や社会貢献活動などへの参加を通して、地域の中でいきいきと過ごせる環境づくりを進めています。
- 区では、これまでに高齢者クラブ¹やシルバー人材センター²への支援や、高齢者の就労支援のためのワークスかつしかの設置、社会参加セミナーやシルバーカレッジ、生きがい支援講座事業等を実施してきました。
- 東京都の調査では、高齢者における地域活動等への参加希望は約8割あるものの、実際の社会参加は約5割と、高齢者の社会参加の意欲が実際の活動に結びついていない状況となっています。社会参加しない理由として、「きっかけがない」、「興味がある活動がない」、「仲間がない」、「活動の情報がない」が挙げられています。
- 高齢者が気軽に、そして積極的に地域活動に参加していただくために、区では、地域の就労的活動、ボランティア、自己啓発・趣味活動など様々な活動に関する情報を集約し、具体的な活動への参加が定まっていない高齢者に対して一元的に情報提供できる体制づくりに向けて、検討を行っていく必要があります。
- 近年、シルバー人材センターの会員数は横ばい、高齢者クラブの会員数は減少傾向で推移しています。今後更に高齢者人口が増加すると見込まれる中、自分らしく活動したいと考える高齢者がそれぞれの生活や心身状態に加え、能力や意欲に応じて活動できるように、高齢者個人や自主的に活動する団体等への支援を強化する必要があります。

2 施策の方向性

- **社会参加の促進** 人生100年時代の到来を見据え、先進的な生きがい活動事例等の情報を収集し、高齢者の社会参加を一層促進するための環境を整備します。
- **就労・活動の支援** 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、個々の希望に応じた情報提供等を行い、高齢者の就労や自主的な活動を支援します。また、窓口における案内等を通して、自主的に活動する団体等のPRに努めるなど、高齢者の就労や自主的な活動³が持続するように支援します。

¹ 概ね60歳以上の方が集まって社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っている団体。令和5年3月31日現在、135団体、加入率5.8%（休会3団体を除く）

² 区内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、生きがいづくり、社会参加、健康維持などのため、臨時的・短期的な仕事を提供する団体。令和5年5月31日現在、会員数は2,899人、就業率は約67%

³ 地域住民の有志によって、健康づくりや趣味等の活動を行うこと。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
60歳以上の区民のうち、就労や自主的な活動の場を持っている人の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	49.7	50.5	51.3



施策2 介護予防

高齢者の介護予防活動への支援を充実させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者の身体機能の維持や認知症予防等を目的とした様々なプログラムを提供するとともに、区内各所で通所型住民主体サービス⁴が展開されています。また、区民の継続的な介護予防^参を促進するため、自主グループ等を支援するとともに、フィットネスクラブと協働し、運動のきっかけづくりを支援しています。
- 近年、高齢者が様々な介護予防活動に取り組む一方、リーダーの高齢化や新規加入者の減少等により、自主グループの活動そのものが困難になるなど、活動の継続に支障を来す事態が生じています。そのため、地域の自主グループが持続的に活動できるように支援するとともに、これから65歳を迎える方の参加を促す必要があります。
- 外出に不安を感じている方や男性は、自主グループへの参加が少ない傾向があり、体を動かす機会が減少し、フレイル^参（虚弱）状態に陥る可能性が高くなります。今後は一人でも参加しやすい講座や、元気な高齢者だけではなくフレイルが懸念される方を対象とした事業の実施を検討する必要があります。
- 高齢者の活動は、介護予防や社会参加に加えて就労的活動など、様々な活躍の場があります。特に昨今の「人生100年時代」という潮流から、区民の健康長寿への関心も高まっています。

2 施策の方向性

- **健康づくり支援やスポーツ活動との連携** 各部が実施する健康施策との連携・協働を更に推し進めて、高齢者が生涯にわたって健康にいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。
- **介護予防の担い手養成** 地域における介護予防の担い手となるリーダーを養成し、自主グループが持続的に活動できるよう支援する体制を整えます。また、新たに65歳を迎える方の参加を増やすため、介護予防活動や各地域における自主グループ活動の情報を集約し発信するなど、継続的な周知に取り組みます。
- **介護予防活動の推進** 保健師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の専門職を地域の自主グループに派遣し、運動や筋力低下、栄養にも配慮した介護予防活動を推進し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。また、自主グループ活動への参加者は女性よりも男性が少ない傾向となっています。男性一人でも比較的参加しやすい「ラジオ体操」などをきっかけにして、関係団体やスポーツ事業と連携していきます。
- **介護予防活動継続への支援** 高齢者の様々なニーズに対応するため、高齢者が活動を自ら選択できる体制の構築や情報提供の充実を目指します。

⁴ 地域の自主グループやNPO法人等が実施する介護予防活動を通して、高齢者が交流できる通いの場である「高齢者等サロン」と、高齢者の介護予防・重度化防止のために、介護サービス事業者等が実施する医療・介護の専門職による各種プログラムを行う緩和型のデイサービスである「ミニ・デイサービス」の2つがある。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	56.9	57.7	58.5
要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の区民の割合(%) (地域包括ケア担当課・介護保険課)	79.3	80.9	82.5

4 計画事業

高齢者の介護予防事業		地域包括ケア担当課			
<p>人生100年時代を迎え、高齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごすには、健康な状態をより長く維持できる対策を講じるとともに、希望に応じて地域で活躍できる環境を整えることが重要です。これまでの高齢者の介護予防事業は、体を動かす自主グループなどが実施する様々な介護予防活動を中心に展開してきました。</p> <p>また、令和3年度からは、介護予防活動の場に、保健師、管理栄養士等の専門職を派遣し、保健事業の視点を取り入れ関係部署と連携し、高齢者の介護予防、健康づくり及びスポーツ活動を支える体制を構築しています。</p> <p>今後はこれらの取組に加え、社会参加や生きがいにも重点を置き、活動意欲のある高齢者に対して、要望を受け止め希望する活動に結び付く支援を進めていきます。</p>					

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	75歳以上の高齢者のうち、低栄養が懸念される方で、初回面接を行った人数(人)	198	206	213	221	838
2	介護予防活動に参加した延べ人数(人)	46,250	46,250	47,500	47,500	187,500
3	社会参加活動又は介護予防活動につなげた件数(件)	150	160	170	180	660
4	介護予防・健康長寿講座への専門職の派遣件数(件)	70	70	77	77	294
事業費(千円)		113,245	113,405	113,210	113,763	453,623

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合(%)	57.3	57.5	57.7	57.9	56.9
2	75歳以上の区民の要介護・要支援認定率(%)	32.3	32.2	32.1	32.0	32.5

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査 2 かつしかの介護保険から算出

施策3 高齢者要介護・自立支援



高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を7つの日常生活圏域ごとに2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っています。区内における令和4年度の要支援・要介護認定者数は、平成20年度と比べて約1.8倍の23,456人であり、今後更に増加することが見込まれています。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、孤立死の増加が懸念されています。
- 区の調査⁵結果によると、要介護認定者のうち約7割が、施設入所・入居は検討せず在宅生活を希望しています。区民のニーズを踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。
- 令和5年4月1日現在、本区の特別養護老人ホームの整備率⁶は、約24%となっています。また、認知症高齢者グループホームは34施設、（看護）小規模多機能型居宅介護は6施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は3施設が整備されています。今後、要介護高齢者の推移やサービスの利用動向に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- 幅広い世代に対し、認知症に対する正しい理解を普及啓発するため、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置、イベントや広報活動に取り組んでいます。今後、認知症高齢者の増加により、介護する家族の経済的・精神的負担が懸念される中、認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていく必要があります。

2 施策の方向性

- **地域ネットワークの強化** 高齢者総合相談センターを中心に、関係機関との連携や地域ネットワークを強化します。また、支援の必要な一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の把握に努め、継続的な見守り等を行います。
- **介護サービスの確保** 必要な介護サービス量を確保するため、各介護サービスの需要を見極め、その結果を介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に適切に反映させます。
- **施設サービスの確保** 特別養護老人ホーム等の高齢者施設については、各施設の利用状況や入所状況等を把握し、施設サービス量を確保していきます。また、老朽化した介護施設の大規模工事に当たっては、代替施設を整備して利用者の住環境と安全面に配慮するとともに、予防保全も含めた改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。
- **認知症への支援** できる限り早期の段階で認知症を発見し、適切な支援につなげることで、重度化を防いで本人と家族の生活の質を維持し、地域で安心して暮らし続けられるように

⁵ 要介護者の在宅生活の継続や、ご家族等介護者の方の就労継続に有効なサービスの在り方を検討し、今後のより良い施策につなげるための基礎資料とすることを目的として、在宅で生活している要介護1以上の認定を受けている方1,500人（無作為抽出）を対象に実施した「在宅介護実態調査」

⁶ 特別養護老人ホームの定員数を要介護3以上の認定者数で除した率

します。また、幅広い世代が認知症への正しい理解を深められるよう、普及啓発に取り組みます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	44.7	48.6	52.2
要介護認定を受けている65歳以上の区民のうち、在宅で介護サービスを利用している人の割合(%) (介護保険課)	78.1	78.5	78.9

4 計画事業

高齢者介護施設の整備等支援	福祉管理課
<p>高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう、サービスの利用状況や施設の待機等の実態、本人や家族のニーズを捉え、地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の制度周知や、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備支援、既にある特別養護老人ホームにおけるショートステイ床の本床への転用を計画的に進めていくほか、入所困難者の受入促進策を検討します。</p> <p>また、特別養護老人ホーム等の中でも建築年数が古く、設備等の老朽化により施設運営に支障が生じている施設については、入所者の移動を伴う大規模改修が必要であることから代替施設の整備を進め、計画的に改修工事ができるようにしていきます。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	特別養護老人ホーム定員数(人)	2,236	2,249	2,249	2,265	—
2	特別養護老人ホーム大規模改修(代替施設整備)	基本設計 ・実施設計	建設	建設	供用開始	—
3	(看護)小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの累計利用者数(人)	2,700	2,988	3,324	3,656	12,668
4	看護小規模多機能型居宅介護施設の新規施設数(施設)	—	1	—	—	1
事業費(千円)		213,500	1,041,151	1,000,000	0	2,254,651

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う人の割合(%)	46.7	47.7	48.6	49.5	44.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

認知症事業の充実

高齢者支援課

認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症に関する正しい理解を広める「普及啓発」、医療機関との連携を図り認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見し、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」の3本柱を基に、地域全体で認知症の方を支える仕組みを含め、認知症の方やその家族を支援していく体制を強化します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	普及啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施	—
2	もの忘れ予防健診延べ受診者数(人)	4,400	4,400	4,400	4,400	17,600
3	おでかけあんしん事業登録件数(件)	1,050	1,150	1,250	1,350	4,800
事業費(千円)		19,503	20,590	20,438	20,970	81,501

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合(%)	46.7	47.7	48.6	49.5	44.7
2	もの忘れ予防健診受診率(%)	10.0	10.1	10.2	10.3	8.3

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査 2 一次健診受診者数/対象者数

政策7 障害者支援

障害のある方が、自分らしく安心して生活できるようにします

1 政策目的

- 障害のある方もない方も、誰もが自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けられるようにします。
- 発達の遅れや障害のある方が、一人一人の状況やライフステージに応じた適切な支援を受け、自分らしく生活できるようにします。

2 政策の方向性

- 障害のある方が自分らしく、自立して暮らせるよう、日中活動の場の確保に向けた施設の整備や生活支援を進めるとともに、障害への理解の促進を図ります。
- 障害のある方が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるよう、一般就労に向けた支援や雇用機会の確保を図るとともに、障害のある方の経済的な自立に向けた支援を進めます。
- 発達に課題のある児童が安心して生活を送れるよう、療育等の支援が必要な児童を早期に発見して適切な支援につなげるとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型の児童発達支援の充実を図ります。

3 施策の体系

政策7 障害者支援	
施策1 障害者自立支援	
障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します	
【計画事業】 障害者施設の拡充支援	
【計画事業】 障害への理解と交流の促進	
(計画事業以外の事務事業)	
維持管理（障害者福祉センター等）	生活介護事業
地域活動支援センター事業	自立訓練事業 障害者施策推進協議会運営
喫茶コーナー（地域活動支援センター）の運営	障害者差別解消推進
バス借上社会参加促進経費助成	移動支援事業委託（身体障害・知的障害）
重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	巡回入浴サービス委託
相談支援事業所運営費等助成	自立生活支援事業
障害福祉サービス給付審査会運営	障害福祉サービス利用計画作成
介護・訓練等給付	自立支援医療（更生医療） 中等度難聴児補聴器購入費助成
日常生活用具給付（身体障害・知的障害）	日中活動支援事業
補装具給付（自立支援）	緊急一時保護委託 住宅設備改善費助成
自動車運転免許証取得費助成	自動車改造費助成 車いす貸出 手話相談

<p>手話通訳者等派遣事業 重度脳性麻ひ者介護人派遣 重度障害者特別給付金 重度心身障害者（児）手当 心身障害者手当国制度分 心身障害者福祉手当 身障者手帳交付・相談事務 身体障害者相談員活動 知的障害者相談員活動 生活寮家賃助成 障害者地域生活移行・定着化支援費助成 おむつ支給・使用料助成（障害者） 出張理美容事業（障害者） 寝具乾燥消毒委託（障害者） 配食サービス事業委託（障害者） 見守り型緊急通報システム使用料助成（障害者） 移動支援事業委託（精神障害） 自立支援給付（精神障害・難病） 精神障害者グループホーム運営費助成 地域活動支援センター運営費助成 精神保健福祉手帳交付 日常生活用具給付（精神障害・難病） 元区立障害者福祉施設支援 民間通所施設利用者食費助成 通所施設就労支援事業助成 民間通所施設サービス向上推進費助成（身体・知的障害） 民間通所施設サービス向上推進費助成（精神障害） 障害者施設拡充支援事業 基幹相談支援センター事業所支援事業委託 相談支援事業所指定事業 障害児入所・通所施設指定事業</p>
<p>施策2 障害者就労支援 障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します</p>
<p>【計画事業】区内事業所と連携した障害者就労の促進</p>
<p>施策3 児童発達支援 発達が心配される児童一人一人の発達を支援します</p>
<p>（計画事業以外の事務事業） 保育所等訪問支援事業 居宅訪問型児童発達支援事業 障害児療育施設利用料等助成 子ども発達センター事業 障害児療育施設等運営費助成 障害児福祉サービス利用計画作成 障害児通所給付 障害児入所給付</p>

施策1 障害者自立支援



障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、就労継続支援¹や生活介護²、自立訓練³などを行う通所施設や、障害者入所支援等を行う施設の整備支援を行い、施設での日中活動を希望する方の活動の場や、地域で生活を支援するための拠点を確保してきました。今後は、医療的ケア⁴が必要な障害のある方や、車椅子利用者を主とする重度重複障害のある方の受入枠を拡充する必要があります。
- 今後、障害のある方自身の重度化・高齢化、親等の高齢化や死亡等を起因として、地域生活を継続できなくなるケースが増えていくことが懸念されています。
- 近年、身体障害と精神疾患を併せ持つ方からの相談や、高次脳機能障害や発達障害等の専門的な知識が求められる相談が増加傾向にあります。多様な相談に適切に対応するため、区と民間の機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる体制を構築するとともに、生涯に寄り添う支援に取り組む必要があります。
- 障害者意向等調査によると、近年、障害のある方の社会参加は進んでいない状況にあります。今後、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを支援する必要があります。
- 区では、障害者権利擁護窓口を設置し、障害者虐待に関する相談支援体制を整備しています。また、障害者差別に関する相談窓口を設置し、障害者差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行う体制を整えています。今後も、障害者虐待に適切に対応するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮に関する取組を推進する必要があります。

2 施策の方向性

- **施設の整備** 全ての障害のある方が日中活動の場を確保できるようにするため、サービスの必要量に合わせて施設の整備を支援するとともに、既存施設を活用して日中活動の場の確保に取り組む法人等への支援策を検討します。
- **在宅生活の支援** 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」へ備え、家族の状況等を的確に把握し、個々のニーズに合わせた居宅サービスや施設サービスを組み合わせることで、在宅生活を適切に支援します。また、支援拠点の整備を促進することで、安定したサービスの提供を確保します。
- **支援の質的向上** 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが多様化する相談に対して適切な支援を行うほか、医療的ケア児者や重複障害者に対応できる相談支援専門員を育成するため基幹相談支援センターによる研修などの人材育成に取り組

¹ 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う支援

² 常に介護を必要とする人に、昼の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの

³ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために実施する訓練

⁴ 痰の吸引や経管栄養など、看護師や一定の研修を修了した介護士などが行うケア

みます。支援の質を向上することで、障害のある方や家族の意向・状況等を丁寧に把握したケアマネジメント⁵を確実に実施するとともに、障害のある方のライフステージに応じて、教育機関・医療機関等との連携を図ります。

- **社会参加の促進** 施設等から、一人暮らしへ移行を希望する障害がある方の地域生活を支援するため、自立生活援助事業所⁶の整備・運営支援を検討します。また、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、障害のある方との関わり方や障害への理解を深めるよう広く働きかけ、障害のある方が希望する活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- **障害者虐待の防止** 障害者虐待の防止や早期発見の取組を進め、養護者や福祉施設従業員等による虐待や不適切な対応があった場合には、養護者への支援や福祉施設への指導を行い、虐待を受けた方を保護します。また、障害者差別に関する相談窓口寄せられた事例を「葛飾区障害者差別解消支援地域協議会」等の場で共有するとともに、具体的な対応策を検討します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
相談支援事業所等でケアマネジメントを利用している障害者の割合(%) (サービス等利用計画作成人数/障害福祉サービス等受給者数×100・障害福祉課)	76.1	76.8	78.0

⁵ 福祉サービスに係る利用計画を策定し、サービスの提供、サービス利用後のモニタリングを行うこと。

⁶ 施設入所支援や共同生活援助を利用していた方が、自宅での生活に移行した場合に、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上での様々な問題について、相談や情報提供を行うとともに、助言等の援助を行う事業所

4 計画事業

障害者施設の拡充支援		障害福祉課				
<p>重度障害者が利用できるグループホームを拡充支援し、医療的ケアが必要な障害者に対しても支援を検討します。また、重度障害者、医療的ケアが必要な障害者に対する日中活動の場を確保します。</p>						

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	重度障害者(区分4以上)のグループホーム利用者数(人)	146	158	170	182	656
2	重度障害者対応型グループホームへの助成件数(運営費助成・整備費助成)(件)	検討	実施	実施	実施	—
3	区が助成する生活介護を利用している重度障害者(区分4以上)数(人)	145	150	155	165	615
事業費(千円)		185,910	188,000	190,000	192,000	755,910

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値(4年度)
1	区が助成するグループホームを利用している重度障害者(区分4以上)数(人)	検討	12	24	36	—
2	障害者通所施設(生活介護事業所)利用率(%)	95.0	96.0	97.0	98.0	96.9

出典等： 1 利用者数 / 定員数 × 100 2 重度障害者に対応したグループホームの整備を区が支援した数

※ 前期実施計画名：障害者施設の整備支援

障害への理解と交流の促進

障害福祉課

障害者総合支援法の理念に基づき、障害のある方もない方もともに地域社会で生活していく共生社会の実現が求められています。

障害者週間に関連した障害者作品展や普及啓発講座の実施、SNSなどの活用による情報発信や障害の理解促進につながる講演会の実施等を通して広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践され、障害のある方とない方の交流を深められるよう支援します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	リーフレットを活用した各種団体・事業者向け講座 (延べ参加者数)	30	30	40	40	140
2	普及啓発講座 (子ども・保護者向け) (延べ参加者数)	60	60	60	60	240
3	障害者週間における障害者作品展の出展作品数	35	37	39	41	152
事業費 (千円)		1,096	1,184	1,096	1,096	4,472

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合 (%)	36.0	36.0	37.0	37.0	34.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

施策2 障害者就労支援



障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 障害者雇用促進法の改正により、一般企業に適用される法定雇用率は令和6年4月からは2.5%に、令和8年7月からは2.7%に段階的に引き上げられることから、今後もより一層就労を促進させるための支援の充実が求められています。
- 障害者就労支援センターでは、就労意欲のある障害のある方を対象に、一般企業等への就職支援を行っています。また、就職後も長く働き続けられるようにするために、職場訪問等による定着支援を行っています。近年、障害者就労支援センターの登録者は毎年約100名ずつ増加しており、支援体制の強化が必要です。
- 一般企業等での就労が困難な障害のある方にとって、障害者施設（就労継続支援B型事業所）は就労スキルを高め、社会の一員として能力を発揮できる場となっています。施設利用者の就労意欲の向上と経済的自立を図るため、自主生産品の販売促進や作業受注の拡大により、利用者の工賃向上に取り組んでいく必要があります。

2 施策の方向性

- **就労支援** 障害者就労支援センターと民間の就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校等との連携を強化し、障害のある方の一般企業等への就労を支援します。また、区内や近隣の企業における障害者雇用の理解を深め、事業者とともに障害者雇用の促進に取り組んでいきます。
- **職場定着支援** 障害のある方が個々の能力を活かして働き続けられるよう、一般企業等に就職した後も、就労支援事業所や就労先の事業所と連携を図りながら、職場定着のための切れ目のない支援を実施します。
- **工賃向上への支援** 自主生産品の製造を行う障害者施設に経営の専門家を派遣し、より収益性の高い事業への改善を提案するなど、工賃向上に結び付く事業を展開できるようにします。また、障害者施設自主生産品販売所「ぷらすちょいす」の運営支援や共同受注窓口のPRを強化することにより、自主生産品の販売促進や軽作業等の受注拡大を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
障害者就労支援センター登録者の新規就職率 (%) (就職者数(登録後1年以内)/前年度の新規登録者のうちの就職支援希望者数×100・障害福祉課)	33.0	35.0	37.0
障害者就労支援センター登録者の就労定着率 (%) (就労継続者数(1年間同一職場)/前年度の新規就職者数×100・障害福祉課)	63.6	70.0	75.0

4 計画事業

区内事業所と連携した障害者就労の促進

障害福祉課

18歳以上の就労意欲のある障害のある方に対して、企業実習や作業訓練等を通して一般企業への就職を支援し、一般就労の機会の拡大を図ります。また、一般企業へ就職した後も継続して働き続けることができるよう、就労支援事業所や就労支援機関と連携し、職場定着のための支援の充実を図ります。さらに、区内や近隣の企業における障害者雇用の理解を深め、事業者とともに障害者雇用の促進に取り組んでいきます。

障害のある方の就労意欲の向上と経済的自立に向けて、自主生産品の製造を行う障害者施設に経営の専門家を派遣して工賃向上に結び付く事業を展開できるようにするとともに、自主生産品販売所「ぶらすちよいす」の運営支援や共同受注窓口のPRを強化し、自主生産品の販売促進や作業受注の拡大を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	障害者就労支援センター登録者における新規就職者数（延人数）	94	96	98	100	388
2	障害者就労支援フェア「働き方講演会」の参加人数（人）	50	75	90	100	315
3	障害者の雇用を希望する区内事業所への働きかけや支援	検討	実施	実施	実施	—
4	自主生産品販売所「ぶらすちよいす」の出張販売回数（回/週）	7	7	9	9	32
5	共同受注窓口による作業受注件数（件）	18	20	22	24	84
事業費（千円）		84,000	84,000	84,200	84,200	336,400

成果・評価指標（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 （4年度）
1	障害者就労支援センター登録者の就労定着率（%）	66.0	68.0	70.0	72.0	63.6
2	区内障害者施設（就労継続支援B型）工賃平均月額（円）	20,000	20,500	21,000	21,500	18,836

出典等： 1 就労継続者数（1年間同一職場）/新規就職者数（1年前）×100

2 当該年度の区内就労継続支援B型事業所工賃平均月額の総額/区内就労継続支援B型事業所対象者延人数

※前期実施計画名：障害者就労支援事業

施策3 児童発達支援



発達が心配される児童一人一人の発達を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、新たな施設の開設による児童発達支援センターの定員枠の拡大や、療育機関をはじめとした関係機関との連携により、軽度から重度まで発達に課題のある児童を早期に発見し、療育機関につなげる取組を進めてきました。今後も療育等の支援が必要な児童が安心して集団生活を送れるよう、療育機関と子ども総合センター、幼稚園・保育園、学校との連携体制を強化する必要があります。
- 区では、幼稚園・保育園等に職員が出向き、幼児への実際の療育を通して、施設職員や保護者に対し、児童や支援の状況を伝える保育所等訪問支援を実施しています。今後も、幼児への療育および職員等への助言を行う事業所を増加させる必要があります。
- 重度の障害等により外出が困難な児童の療育の機会が限られていることから、適切な療育を受けられるようにしていく必要があります。

2 施策の方向性

- **支援体制の構築** 軽度から重度まで発達に課題のある児童が身近な相談機関を経て、早期に専門的な支援を受けられるよう、療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が連携し、適切な支援につながる体制を構築します。
- **保育所等訪問支援の促進** 保育所等訪問支援を促進するため、実施事業所の拡大や、療育について専門的な知識と経験を有する人材の育成を図ります。
- **居宅訪問型の児童発達支援** 重度の障害等のために外出が困難な児童など、発達支援への多様なニーズに対応するため、子ども発達センターを中心に、居宅訪問型の児童発達支援に取り組みます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
障害児通所支援受給児童数(人) (障害福祉課)	942	1,222	1,502

Ⅲ 子ども・教育分野

政策 8 子ども・家庭支援

政策 9 学校教育

政策 10 地域教育

政策 11 生涯学習

政策 12 スポーツ

政策8 子ども・家庭支援

誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもの最善の利益を確保できるようにします

1 政策目的

- 妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行うとともに、多様な保育需要に合わせた質の高い保育サービスを提供することで、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に育つまちをつくります。
- 全ての子ども・若者の権利を守り、最善の利益を確保できるように、また困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えられるようにします。

2 政策の方向性

- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、一人一人の妊婦や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行います。
- 安心して子どもを育てられるよう、子ども未来プラザ[※]の整備を進めることなどにより、子育てに関する相談支援や、預かり保育、一時保育[※]等の子育て支援サービスの充実を図ります。
- 仕事と子育てを両立しやすい環境整備に向け、地域の保育需要を踏まえた私立保育所等の整備や保護者の働き方の多様化に合わせた保育サービスの提供とともに、保育人材の安定的確保により教育・保育の質の向上を図ります。
- 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、小学校内を中心に学童保育クラブ設置を進めるとともに、「わくわくチャレンジ広場[※]」の充実を図ります。
- 子ども・若者の権利・利益を守るため、子ども総合センターと児童相談所との連携強化をはじめ、支援が必要な家庭の相談・支援体制を強化するとともに、子ども・若者の安全・安心な生活を支援します。

3 施策の体系

政策8 子ども・家庭支援	
施策1 母子保健	
	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます
	【計画事業】 ゆりかご葛飾の推進
	新【計画事業】 産後ケア事業の充実
	(計画事業以外の事務事業)
	妊婦歯科健康診査 すくすく歯育て歯科健診 (すくすく歯育て支援事業)
	親子の歯育てすくすくクラブ (すくすく歯育て支援事業)
	ハッピーバースデイすくすく歯科健診 (すくすく歯育て支援事業)
	特定不妊治療費助成事業 乳幼児事故防止対策 母子医療給付事業 母子健康診査事業
	母子保健指導事業 多胎児家庭移動支援事業 よちよちキッズ相談事業
	マタニティパス事業 かつしか出産応援給付金給付事業
	出産・子育て応援ギフト給付事業

<p>施策2 子育て家庭への支援</p> <p>子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします</p>
<p>【計画事業】子ども未来プラザの整備</p>
<p>【計画事業】使いやすい預かり保育の充実</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>子育てひろばの設置 赤ちゃんの駅事業 子ども・子育て会議運営 児童福祉施設入所児童レクリエーション費助成 区立幼稚園管理運営 私立幼稚園教育研究会助成 幼稚園案内作成費助成 一時保育の設置 園児健康管理費助成(私立幼稚園・認定こども園) 高校生等医療費助成事業 園外保育用バス借上費助成(私立幼稚園・認定こども園) 特別支援教育事業費助成(私立幼稚園・認定こども園) 施設整備資金助成(私立幼稚園) 常勤事務職員雇用費助成 私立幼稚園運営費助成 私立幼稚園等入園料助成 特色ある幼児教育助成 子育てひろば事業運営 児童手当等事業 子ども医療費助成事業 子ども未来プラザ管理運営 児童館管理運営 幼児二人同乗基準適合自転車等購入費助成事業 子育てひろば等運営費助成</p>
<p>施策3 仕事と子育ての両立支援</p> <p>仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます</p>
<p>【計画事業】総合的な保育充実支援</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>病児保育の設置 ファミリーサポートセンター運営委託 災害対策用品購入等 訪問型保育委託 家庭的保育事業運営助成 小規模保育事業運営費助成 緊急一時保育運営委託 私立保育所運営助成 私立保育所非常通報装置等設置費助成 認定こども園運営費助成 子育て家庭家事サポーター派遣事業 認証保育所運営費助成 認証保育所を除く認可外保育施設保育料助成 病児・病後児保育委託 私立保育所施設整備費助成 保育園管理運営 私立保育所等業務継続計画策定支援業務委託 送迎保育ステーションモデル事業</p>
<p>施策4 放課後支援</p> <p>子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします</p>
<p>【計画事業】学校施設等を活用した放課後子ども支援事業</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>私立学童保育クラブ運営助成 学童保育事業運営 学童保育クラブ間食費助成等経費</p>
<p>施策5 子ども・若者支援</p> <p>子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支えます</p>
<p>【計画事業】児童相談の充実</p>
<p>新【計画事業】里親委託等推進事業</p>
<p>【計画事業】子ども・若者支援体制の充実</p>
<p>【計画事業】子ども・若者活動団体支援</p>
<p>新【計画事業】ヤングケアラー等支援事業</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>金町子どもセンター事業 子育て支援ボランティア派遣事業費助成 子ども・若者支援地域協議会運営 児童虐待対策事業 児童相談所管理運営 発達相談事業 子ども総合センター等維持管理 ひとり親家庭相談 私立母子生活支援施設措置 ひとり親家庭等医療費助成 母子等緊急一時保護 養育費の受け取り支援事業 子どもの権利擁護事業 児童福祉審議会運営 私立母子生活支援施設運営支援費助成 一時保護所管理運営 児童福祉施設措置等事業</p>



施策1 母子保健

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、全ての妊産婦に寄り添った支援を行うため、ゆりかご面接[※]を実施し、実施率は80.9%（令和4年度）に達しています。
- 妊娠後期訪問事業¹やこんにちは赤ちゃん訪問事業²、乳幼児健康診査、2か月児の会、育児学級などを通じ、母親の育児不安や孤立感の軽減に取り組んでいるほか、子ども未来プラザ[※]などの身近な施設において、保健師・助産師・看護師と保育士などの専門職が連携した相談支援を行っています。出産後間もない産婦は心身が不安定になる場合があるため、安心して子育てができるように引き続き支援する必要があります。
- 妊娠期から子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育て応援ギフト給付事業やかつしか出産応援給付金等の経済的支援を一体的に実施しています。
- 近年、妊娠・出産・育児に対する不安感が高まり、児童虐待の通告件数も増加傾向にあります。そのため相談体制や、児童虐待の未然防止と早期発見に向けた取組を強化する必要があります。
- 子どもの疾患や保護者の就労等の理由により乳幼児健康診査を未受診の子どもが1割程度存在しています。健診未受診児の健康や発達の確認や保護者の状況把握を丁寧に行い、必要な支援を提供する必要があります。

2 施策の方向性

- **妊娠期の支援の充実** 妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の仕組み（葛飾区版ネウボラ[※]）を推進する一環として、安心して出産を迎えられるように、妊婦に対してゆりかご面接を実施するとともに、妊婦健康診査や妊娠後期訪問など様々な方法で妊娠期の支援を充実させます。
- **産後支援の充実** こんにちは赤ちゃん訪問事業等を通して、子どもの成長や家庭の状況等を把握し、必要な支援を行います。また、産婦の心身の健康状態を確認し、適切な支援をするため、産婦健康診査に係る費用の一部を助成します。さらに、産後の健康管理や授乳などに不安を抱える母子に対して心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケアを実施するとともに、身近な場所での産婦向け教室・講座などの充実を図ります。
- **乳幼児健康診査等の機会を利用した支援の充実** 妊娠中のゆりかご面接、出産後のこんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査等の様々な機会を捉え、支援の必要な親と子については、関係機関と連携し、継続的に支援します。

¹ 妊娠28週～36週の妊婦の方の家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の生活に必要な準備、体調、育児、区の支援サービスについて相談を実施する事業

² 生後4か月になるまでの赤ちゃんのいる家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の体調のこと、子育てのことなど様々な相談を実施する事業

- **親としての心構えの醸成** 既に家庭を持っている世代だけでなく、これから親になる世代も対象に、家庭を持ち、子を産み、育てることについて考えるきっかけを提供し、安心して子育てできるようにします。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合 (%) (厚生労働省「健やか親子21」調査)	95.8	95.9	96.0

4 計画事業

ゆりかご葛飾の推進		青戸・金町保健センター 子育て政策課 子育て応援課 子ども家庭支援課			
<p>妊娠初期に個別に面接（ゆりかご面接）を行い、一人一人の状況にあわせた出産直後までのサポートプラン「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、必要な支援を行います。</p> <p>乳幼児健康診査や産前・産後の母子を支える様々な事業を実施し、医療機関と連携しながら、就学期前までの継続的な支援を行います。区民に身近な子ども未来プラザや保健センターなどにおいて、保護者の心身の健康の保持増進を図るための教室・講座等を実施します。また、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うほか、遊びなどの活動の中で気軽に相談に応じます。</p>					

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	ゆりかご面接数 (件)	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
2	妊婦に関する相談件数 (件)	11,400	11,400	11,400	11,400	45,600
3	講座等の実施回数 (回)	430	430	430	430	1,720
事業費 (千円)		94,304	96,704	96,704	96,704	384,416

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	この地域で、今後も育児をしていきたいと思う親の割合 (%)	95.9	95.9	95.9	96.0	95.8
2	ゆりかご面接の実施率 (%)	86.7	87.3	87.8	88.3	80.9

出典等： 1 4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の受診者へのアンケート結果（健やか親子21報告結果）
2 年度の妊娠届を出した妊婦の当該年度での面接の割合

【新規】産後ケア事業の充実

青戸・金町保健センター
子ども家庭支援課

誰もが産後ケアを利用できるように実施施設を拡大します。また、宿泊ケアについては、様々なニーズに応えるため、個室に加えて多床室や家族部屋など宿泊できる部屋の種類を追加するほか、乳児の発育や育児手技の不安を持つ低出生体重児の母親が、ケアを受ける機会を逃すことのないように、出産予定日を基準に産後ケアが利用できるように対象期間を拡大します。さらに、乳房ケアの助成回数の拡大、個別デイケアの新設など、産後ケア事業を充実することで、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み健やかな育児ができるよう、母子とその家族を支援します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	産後ケアの実施施設（か所）	30	34	34	34	34
2	宿泊ケア利用日数（日）	2,550	2,550	2,600	2,600	10,300
3	乳房ケア利用人数（人）	1,650	1,700	1,750	1,800	6,900
4	デイケア利用人数（人）	400	450	500	550	1,900
事業費（千円）		145,689	145,689	145,689	145,689	582,756

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（%）	88.6	88.6	88.6	88.7	88.5
2	産後ケアを利用した産婦のうち、利用して良かったと思った産婦の割合（%）	94.1	94.2	94.3	94.4	88.5

出典等： 1 4か月児健診の受診者へのアンケート結果（健やか親子21報告結果）
2 産後ケアを利用した方へ実施したアンケートに回答した方のうち、利用して良かったと回答した割合

施策2 子育て家庭への支援



子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てに関する孤立感・不安感や、子育て中の保護者の負担感が増加しています。保護者の状況に合わせた情報提供や、子育てに関する相談機能の充実により、負担感の解消を図る必要があります。
- 子どもたちが地域の人々に見守られた安全・安心な環境の下で成長していけるよう、地域住民や子どもに関わる関係機関等との連携により、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進める必要があります。
- 急速に少子化が加速する一方で、保育を利用する子どもの割合は年々増加しています。子育て家庭の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供していく必要があります。
- 区の子育てひろば³と一時保育^参の延べ利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年度に大幅に減少しましたが、その後回復傾向にあります。子育て家庭の需要の変化を的確に把握し、利用しやすい事業に再構築する必要があります。
- 区では「子育て支援施設の整備方針」に基づき、地域の拠点施設となる子ども未来プラザ^参の整備を進めています。区内の児童館の老朽化が進み、年間利用者数も減少傾向にあることから、今後、児童館のより効果的・効率的な活用を図る必要があります。

2 施策の方向性

- **相談支援の充実** 子育てに関する孤立感・不安感や子育て中の保護者の負担感を解消するため、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の仕組み（葛飾区版ネウボラ^参）を推進する一環として子ども未来プラザや子育てひろばにおける相談支援の充実を図ります。
- **子育て支援ネットワークの構築** 地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めるため、子ども未来プラザが中心となり、子育て支援施設や民生委員・児童委員などの地域の子育て支援資源と連携する子育て支援ネットワークを構築していきます。
- **使いやすい預かり保育の充実** 多様な働き方への対応や、子どもの集団保育の経験、親のリフレッシュ・レスパイトといった社会的な課題解決に向けて、誰もが利用しやすい預かり保育の充実を図ります。
- **子育てひろば・一時保育の充実** 地域バランスや施設の利用しやすさを考慮した上で、子育てひろばや一時保育を活用した多様なニーズに応えるための事業を検討します。また、子ども未来プラザの子育てひろばが中心となり、民間の子育てひろばと相互に連携して情報交換を行うなど、子育てひろば事業の活性化を図ります。
- **子ども未来プラザの整備等** 子育て家庭のニーズに対応するため、基幹型児童館を子ども未来プラザとして整備し、地域の相談機関としてはもとより、妊娠期から子どもが成人

³ 子育て中の親が出会い、情報交換や相談ができる拠点として保育所等に設置。主に0～3歳のお子さんと保護者の方が対象

するための全ての子どもとその家庭への支援の充実を図ります。また、その他の児童館については、施設更新の時期や需要減少が著しい場合、他用途への転用なども含め、今後の在り方を検討します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
子育て支援が充実していると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	54.6	57.4	60.0
子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	48.2	57.2	60.0

4 計画事業

子ども未来プラザの整備	子育て政策課 保育課
<p>子育て支援の拠点となる子ども未来プラザを整備し、妊娠期から成人するまでの全ての子どもとその家庭への支援に取り組むとともに、配慮を必要とする子どもや保護者への支援を充実させます。また、区民に身近な場所で、気軽に相談したり仲間づくりができる環境を整えるとともに、地域団体や行政機関等とのネットワークを構築することで、地域の子育て力向上に寄与します。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 相談機能の強化	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	—
2 地域のネットワーク構築					
①地域団体との情報連絡会	運営	運営	運営	運営	—
②子育て支援施設との情報連絡会	運営	運営	運営	運営	—
3 施設整備					
①(仮称)子ども未来プラザ白鳥	実施設計	工事	工事・開設	—	—
②(仮称)子ども未来プラザ小菅	基本構想	基本計画	基本設計	実施設計	—
③(仮称)子ども未来プラザ東水元	検討	検討	検討	検討	—
④(仮称)子ども未来プラザ新宿	検討	検討	検討	検討	—
事業費(千円)	188,557	763,135	890,756	62,634	1,905,082

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合 (%)	54.0	56.2	57.2	58.2	48.2
2 子ども未来プラザ整備数累計(か所)	3	3	4	4	2

出典等： 1 葛飾区政策・施策マーケティング調査 2 開設ベースでの施設数累計

使いやすい預かり保育の充実

子育て施設支援課

保育施設における延長保育の実施や、私立幼稚園等における教育時間前後や三季休業中の預かり保育の実施、使いやすい一時保育の仕組みの構築を通じて、多様な働き方への対応はもとより、子どもの集団保育の経験や親のリフレッシュ・レスパイトを目的とした利用など、保育施設利用者、幼稚園利用者、家庭で子どもを保育する保護者、それぞれが使いやすい預かり保育を実現します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	延長保育実施保育園数（園）	132	132	132	132	132
2	預かり保育実施幼稚園等園数（園）	31	30	30	30	30
3	一時保育実施施設数（か所）	38	38	38	38	38
事業費（千円）		603,584	588,046	588,046	588,046	2,367,722

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	延長保育の延べ利用人数（人）	86,215	86,215	86,215	86,215	82,761
2	預かり保育（三季休業中の預かり含む） の延べ利用人数（人）	156,535	150,539	150,539	150,539	103,271
3	一時保育の延べ利用人数（人）	17,407	17,407	17,407	17,407	15,892

出典等： 運営費補助実績から算出

※前期実施計画名「通年型預かり保育の実施」

施策3 仕事と子育ての両立支援



仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 増え続ける待機児童を解消するため、私立保育所の新設などを推進することにより、令和3年4月に待機児童数ゼロを達成しました。しかしながら、少子化の急速な進行により保育定員と在園児数の差異が大きくなっている園もあるため、保育需要の変化に柔軟に対応していく必要があります。その一方で、今後、大規模開発が予定されている地域では、開発に伴い局所的に保育需要が高まることが懸念されます。
- 建築年数が古い認可保育所等は、施設の老朽化が進んでいるため、保護者が安心して子どもを預けられるよう、安全な保育環境の維持と施設長寿命化のための修繕等が必要となっています。
- 令和4年度における都内保育士の有効求人倍率は2.56で、全国平均を0.58ポイント上回っています。私立保育所などにおける保育士等の確保が困難な状況にあるため、保育人材の確保と定着に向けて支援する必要があります。
- 保護者が安心して認可保育所や認定こども園、幼稚園などに子どもを預けられるよう、教育・保育の質を確保・向上していくためには、指導検査⁴の役割が一層重要であり、児童福祉法等に基づく検査を着実に実施する必要があります。
- 男性の育児休暇の取得や女性の就業率の上昇など、保護者の働き方が多様化する中で、更なる保育サービスの充実が求められています。
- ファミリー・サポート・センター事業⁵のファミリー会員の登録者数とサポート会員の登録者数に乖離があり、サポート会員が不足しています。そのため、サポート会員の登録者数を増やすとともに、既に登録されているサポート会員の活動率を高める必要があります。

2 施策の方向性

- **安全・安心な教育・保育施設の整備** 少子化の進行と保育所利用率増加の両方に対応できるよう、地域の保育需要と保育定員の均衡を保ち、年間を通して利用しやすい保育環境を実現していきます。また、老朽化等により安心して預けられる保育環境の維持が困難な施設には、修繕等の対応を図ります。
- **保育人材の確保・定着** 私立保育施設等における保育人材確保の支援等により、保育士の働く環境を改善し、人材の定着を図ることで、安定した施設運営と保育サービスの提供につなげます。
- **教育・保育の質の向上** 保護者が安心して認可保育所や認定こども園、幼稚園などに子どもを預けられるようにするため、指導検査を着実に実施するとともに、教育・保育の質

⁴ 児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保や施設型給付費等の支給の適正化を図るため、区で定めた基準などの実施状況について確認する検査

⁵ 仕事や家庭の事情などの理由で一時的に子ども（6ヶ月から小学6年生まで）の送迎や預かりなどを希望する方のために、センターが子育ての手助けが必要な方（ファミリー会員）に、子育てをお手伝いいただける方（サポート会員）を紹介する事業

の向上に向けた情報提供や、保育士向け研修の実施、施設訪問による相談支援の充実等を図ります。

- **多様な保育サービスの展開** 保育時間のニーズなどを把握し、保護者の働き方の多様化に合わせた保育サービスを検討します。さらに、保護者の子育てと就労の両立に寄与するため、保育園の送迎時に駅前で子どもを預かり、複数の保育園へのバス送迎を行う「送迎保育ステーション」のモデル事業を実施します。
- **ファミリー・サポート・センター事業の充実** ファミリー会員が必要な時にサポートを受けられるようにサポート会員の増加を図るとともに、サポート会員が活動しやすい環境づくりを検討します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
仕事と子育てが両立しやすい環境が整っていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	45.3	50.2	55.0

4 計画事業

総合的な保育充実支援

子育て施設支援課

質の高い保育の提供を目指すため、保育人材の安定的な確保や、保育士の経済的負担軽減の支援により、保育士の働く環境を改善することで人材の定着を図るほか、指導検査の効果的な実施など総合的な保育の充実につながる取組を実施します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	就職相談者数(人)	45	45	50	50	190
2	奨学金返済支援事業利用者数(人)	250	250	250	260	1,010
3	宿舍借上支援・住宅手当扶助利用者数(人)	1,200	1,200	1,200	1,200	4,800
4	現任保育従事職員資格取得支援利用者数(人)	12	12	13	13	50
5	一般指導検査実施数(私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模・家庭的保育事業所)(か所)	123	122	122	123	123
事業費(千円)		488,238	488,238	488,255	490,163	1,954,894

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値(4年度)
1	保育人材確保支援事業により就職につながった人数(人)	86	86	87	87	71
2	区内保育所における保育士の定着率(%)	80.0	81.0	82.0	83.0	80.0

出典等： 1 相談者及び保育施設への聞き取り調査

2 $\{ (N+1) \text{年} 3 \text{月} 31 \text{日} \text{の} \text{在籍職員数} - N \text{年度} \text{の} \text{採用者数} \} / N \text{年} 4 \text{月} 1 \text{日} \text{の} \text{在籍職員数}$

※前期実施計画名「保育人材の確保」

施策 4 放課後支援



子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 学童保育クラブの入会希望者数は、平成25年度の3,746人から令和5年度の5,458人に増加しています。現在、受入人数の拡大、学校敷地内や学校近隣の適切な場所への学童保育クラブの整備により、低学年児を中心に受入れを行っています。今後も共働き家庭等の増加により、学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせる環境を整備する必要があります。
- 学童保育クラブの待機児童は、JR沿線の駅周辺を中心に増加しており、待機児童の解消策に取り組む必要があります。
- 「わくわくチャレンジ広場[※]」は、対象学年の拡大に取り組んだ結果、令和4年度末には、1年生から実施している小学校が過去5年間で5校拡大し、49校中24校となっています。
- 「わくわくチャレンジ広場」では、地域のボランティアである約900人の児童指導サポーターが活動していますが、年々減少しており、高齢化や、担い手不足により、見守り体制が整わず、活動内容を縮小せざるを得ない状況があります。

2 施策の方向性

- **学童保育クラブの整備** 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内や学校近隣の適切な場所に学童保育クラブの整備を推進します。
- **学童保育クラブ待機児童の解消** 学童保育クラブの待機児童が多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した待機児童対象の放課後居場所事業を実施します。また、今後の放課後子ども支援事業の充実について引き続き検討を行います。
- **わくわくチャレンジ広場の実施拡大** 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える魅力的な場所となるよう、「わくわくチャレンジ広場」の対象学年、実施日時の拡大や、学習、文化・スポーツプログラムの充実を図ります。
- **わくわくチャレンジ広場の運営基盤の強化** 広報紙や区ホームページ等を活用した活動の魅力発信による地域人材の更なる参画や、活動しやすい環境整備を進め、持続可能な運営基盤の強化を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場で、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせていると思う保護者の割合 (%) (学校教育アンケート)	71.2	73.2	75.2

4 計画事業

学校施設等を活用した放課後子ども支援事業

地域教育課
放課後支援課

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を各小学校に整備します。具体的には、学童保育クラブの整備や三季休業日を含めた放課後等における児童の見守り体制の充実を図るとともに、わくわくチャレンジ広場の対象学年を1年生からとする学校や、三季休業日（全日実施）の実施校を増やしていきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	学童保育クラブ学校内整備校数（累計） （校）	37	38	39	40	40
2	学童保育クラブの待機児童解消に向けた 放課後居場所事業（モデル実施）校数 （校）	4	5	6	7	7
3	わくわくチャレンジ広場の対象学年を1年生 からとする校数（校）	26	26	27	28	28
4	わくわくチャレンジ広場の三季休業日（全 日）の実施校数（校）	7	7	7	7	7
事業費（千円）		533,171	573,597	595,097	616,597	2,318,462

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場があることで、子どもが放課後等を安全・安心に 過ごせる環境が整っていると思う保護者の 割合（%）	72.2	72.7	73.2	73.7	71.2

出典等： 1 学校教育アンケート

施策5 子ども・若者支援



子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 全国で子どもの権利を守るための取組が進み、区では令和5年10月に「葛飾区子どもの権利条例」を施行しました。社会状況が大きく変化する中、子どもの意見を聴き、大切に受け止め、子どもの最善の利益を実現していく必要があります。
- 現在、子ども総合センターでは、一般的な子育てに関する相談に加え、子どもの養育困難や虐待、さらには母子保健相談や発達相談など、妊娠期から子どもが成人するまで幅広い相談に応じ、最善の方法での課題解決に取り組んでいます。
- 子育てにおける体罰の禁止が法制化され、全国的に児童虐待に対する認知度が高まっている中、子ども総合センターにおいても虐待相談・通告件数が増加傾向にあり、平成25年度の210件に対して、令和4年度は約3倍の674件に上っています。
- 今後、複雑化・深刻化する子どもと家庭の相談に、適切かつ迅速に対応し、これらの相談が虐待に発展しないよう支援体制の充実を図る必要があります。また、「体罰によらない子育て」への理解・認識を深め、体現し、虐待の連鎖を防ぎ、次世代につなげていく必要があります。
- 子ども総合センターと児童相談所が児童福祉を推し進める両輪となって、子どもの最善の利益を確保できるよう取り組んでいます。複雑かつ増え続ける相談に対して、適切な対応ができる体制を継続的に維持・強化していく必要があります。
- 平成28年の児童福祉法改正の理念の下、新しい社会的養育ビジョンが示され、家庭養育優先の理念が規定されました。東京都では、社会的養育推進計画を策定し、里親委託を推進する方向性が示されており、より一層、子どもの適切な養育環境の確保や社会的養護経験者の自立に向けた支援が求められています。
- ひとり親家庭が抱える子育てや生活上の悩みについて丁寧な相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行っています。また、母子生活支援施設⁶における生活支援はもとより、施設退所後も自立した生活を維持できるよう支援しています。今後も、ひとり親家庭が安心して子育てができ、子どもが健やかに育まれるよう、各家庭の特性やニーズに配慮した支援が求められています。
- ひきこもりの長期化により、心身に悪影響を及ぼすおそれや社会的孤立、経済的な困窮につながる可能性があります。高等学校の中途退学者、若年無業者（ニート）やひきこもりなど義務教育終了後、支援が途切れがちな子ども・若者や、家庭内で複合的な要因により生じるヤングケアラー^参に対する支援が求められています。

⁶ 様々な理由により地域で生活することが困難な母子家庭のために、子の養育や生活全般にわたる支援を行うとともに、安心して暮らせる住まいを提供する施設

2 施策の方向性

- **相談支援体制の充実** 子ども総合センターを気軽に相談できる窓口として区民に周知します。また、子育てに課題を抱える世帯に対して適切な対応ができるよう、子ども総合センターと児童相談所とを一体として運用するとともに、関係機関との連携を通じた支援や専門知識を活用した支援を充実させます。
- **児童虐待の発生防止** 虐待につながりやすいハイリスクな要因がある家庭の早期発見や、ショートステイ・トワイライトステイ⁷などの早期支援の充実をはじめ、ライフステージに合わせた切れ目ない支援体制を構築します。また、講習会などの様々な機会を通じ、地域全体で家庭や子どもを温かく見守り、支える意識の醸成や社会的養護に関する啓発を積極的に進め、地域資源を開拓していきます。
- **里親委託等の推進** 里親制度の認知度の向上や里親登録数の増加、委託率の向上を図ります。また、里親と子どもが安心して共に生活できるよう、関係機関と綿密な連携を図り、里親家庭を包括的に支援する養育体制を構築するとともに、社会的養護経験者の自立についても個別のニーズに応じたアフターケアを実施します。
- **ひとり親家庭への支援** ひとり親家庭の抱える様々な課題や個別のニーズに柔軟に対応するため、関係機関との切れ目のない連携の下、生活支援や母子生活支援施設の活用など、支援体制を強化します。
- **様々な事情を有する子ども・若者への支援** 子ども・若者の安全・安心な生活及び将来にわたる活躍を支えるため、様々な事情を有する子どもや保護者、若年無業者（ニート）・ひきこもりなど生きづらさを抱える若者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。また、地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の健やかな育成を図ります。さらに、ヤングケアラーへの支援では、社会的認知度の向上を図るとともに、くらしのまろごと支援体制も活用しながら、包括的な支援に全庁をあげて取り組んでいきます。
- **子ども・若者の意見表明の場の確保** 区政の様々な分野において、子ども・若者の参加の機会を確保し、意見を施策に反映する仕組みを構築することで、子ども・若者のニーズを把握し、より実効性ある施策を実施します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	48.2	57.2	60.0

⁷ 一定の要件のもと、2歳から15歳までの児童を児童養護施設等で預かる事業。宿泊保育するものを短期入所生活援助（ショートステイ）事業、15時～22時まで保育するものを夜間養護等（トワイライトステイ）事業と呼び、保護者の夜間就労、疾病、育児疲れなどに対応する環境を整備している。

4 計画事業

児童相談の充実

子ども家庭支援課
児童相談課

複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難などの子どもと家庭に関する相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供します。

また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	要保護児童対策地域協議会部会の開催(回)	24	24	25	25	98
2	児童相談所との合同ケース検討会(回)	12	12	12	12	48
3	ショートステイ・トワイライトステイ事業定員数(人)	16	16	16	16	16
4	育児支援訪問事業利用実人員(人)	18	20	22	24	84
事業費(千円)		47,046	47,046	47,046	47,046	188,184

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	児童虐待防止への取り組みが充実していると思う保護者の割合(%)	24.2	25.2	26.2	27.2	22.2

出典等： 1 子育て支援に関するアンケート調査

【新規】 里親委託等推進事業

児童相談課

社会的養護を必要とする子どもたちに里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図ります。里親の登録に当たっては、葛飾区児童福祉審議会里親認定部に諮問し、答申を受け、葛飾区里親認定基準に適した里親を認定します。

子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親養育包括支援事業を民間フォスティング機関に委託し、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保します。里親、外部委員、関係機関職員による里親委託等推進委員会を設置し、里親登録数と里親委託の状況を共有し、適切な事業の運用を実現します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	里親希望者相談者延べ人数 (人)	48	48	48	48	192
2	里親家庭の質の向上を目的とした研修実施回数 (回)	27	27	27	27	108
3	子育て講演会・養育家庭体験発表会参加者数 (人)	200	200	200	200	800
4	新規児童委託数 (人)	3	4	4	5	16
事業費 (千円)		48,635	49,212	49,847	50,545	198,239

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	里親登録数 (家庭)	34	37	41	45	28
2	里親委託率 (%)	14.2	15.8	17.4	19.3	11.6

出典等： 1 足立児童相談所里親委託等推進委員会資料
 2 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数/ (乳児院・児童養護入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数)

子ども・若者支援体制の充実

子ども・子育て
計画担当課

子ども・若者の健やかな成長を支えるため、家庭の経済状況や養育環境、ひきこもり状態、孤立など様々な事情を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け、関係機関や地域活動団体と連携して適切な支援を行います。

また、子ども・若者の安全・安心な生活を支えるため、高校中退の未然防止、高校中退者・進路未決定者への就学支援等を行うとともに、子どもの学習等の意欲を喚起する支援を行います。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	若者相談窓口面接相談	実施	実施	実施	実施	—
2	若者相談窓口講演会(回)	2	2	2	2	8
3	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講開始者(人)	14	14	14	14	56
4	学習等意欲喚起支援	実施・見直し	実施・検証	実施・検証	実施・検証	—
事業費(千円)		54,991	64,374	68,909	81,500	269,774

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	若者相談窓口新規相談者数(人)	48	48	48	48	39
2	高等学校卒業程度認定試験合格者(人)	6	14	14	14	—

出典等： 1 相談実績より算出 2 高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成金(合格時給付金)交付決定数

子ども・若者活動団体支援

子ども・子育て
計画担当課

社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する子ども・若者(おおむね39歳まで)を支援する地域活動団体の活動を支援するとともに、区と地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の健やかな育成を図ります。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	助成交付件数(件)	99	104	109	114	426
2	連絡会議開催数(回)	3	3	3	3	12
事業費(千円)		49,600	52,060	54,520	56,980	213,160

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	連絡会議参加団体数(団体)	29	32	35	38	23

出典等： 1 参加実績より算出

【新規】 ヤングケアラー等支援事業

子ども・子育て
計画担当課

本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話などを行っている子どもであるヤングケアラーについて、社会的認知度を向上させるための周知啓発や、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体へ運営費の助成等を通して、相談や支援につながりやすい環境を整えます。また、くらしのまるごと相談事業と連携し、ヤングケアラーの負担軽減に資する支援策を拡充します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	職員向け研修（回）	1	1	1	1	4
2	区民向け講演会（回）	1	1	1	1	4
3	ピアサポート等活動費助成（件）	5	6	7	8	26
4	ヤングケアラーの負担軽減に資する支援策の拡充検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	—
事業費（千円）		1,847	3,047	3,647	4,247	12,788

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	ピアサポート実施団体（団体）	4	5	6	7	—

出典等： 1 助成交付実績より算出

政策9 学校教育

次代を担う子どもたちの知・徳・体の調和のとれた人間力を養います

1 政策目的

- 明日の葛飾を担う子どもたちが、変化の激しい社会でたくましく成長して自らの夢や希望を実現できるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「人間力」を養います。
- グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びや日常生活の中で子どもが自ら実践する「かつしかっ子」宣言の取組、文化・芸術に触れる経験の中で培われる資質・能力、豊かな人間性・人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育む、質の高い教育を受けられるようにします。
- 多様な学習環境を充実させるとともに、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校までの連続性を考慮した教育活動を推進します。
- 学校生活上の困難を有する子どもの状況に応じた支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送り、安心して学習に取り組むことができるようにします。

2 政策の方向性

- ICT[※]の活用、英語教育の充実、自学自習を行う環境の整備を進めて子どもの学力向上を図るとともに、体育の授業の充実や日常的に体を動かす機会を増やすことを通じて運動好きの子どもを育成し、子どもの体力向上を図ります。
- 全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるよう、特別支援教育や日本語指導の充実、不登校対策、いじめ防止対策などに取り組み、一人一人を大切に教育を推進します。
- いきいきと学校生活を送れるよう、学校施設の計画的な改築や保全工事等の長寿命化改修を進め、教育環境の向上を図ります。

3 施策の体系

政策9 学校教育	
施策1 学力・体力の向上	
学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます	
【計画事業】総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～	
【計画事業】教育情報化推進事業	
【計画事業】体力向上のための取組	
(計画事業以外の事務事業)	
教育振興基本計画推進	かつしかグローバル人材育成事業
科学教育センター運営	教育研究奨励事業 教職員研修 教職員健康管理
第三者評価事業	特色ある学校づくり推進 小中連携教育事業

漢字等検定料助成 水泳指導の充実	教育委員会表彰	学習センター（学校図書館）運営
施策2 一人一人を大切にせる教育の推進 一人一人を大切にせる教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします		
【計画事業】発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実		
【計画事業】日本語指導の充実		
【計画事業】不登校対策プロジェクト		
【計画事業】いじめ防止対策プロジェクト		
(計画事業以外の事務事業) 就学相談 教育情報提供 維持管理（総合教育センター） サポートチーム指導員派遣事業 特別支援学校管理運営（保田しおさい学校） 移動教室、体験学習 中学生職場体験事業 スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業 学校支援指導員派遣事業 教育相談 特別支援教育推進事業 生活スキルアップ指導補助員配置事業 病院内学級運営 連合行事（特別支援学級児童・生徒） 連合行事 日光林間学園管理運営		
施策3 教育環境の整備 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます		
【計画事業】学校施設の改築		
(計画事業以外の事務事業) 校舎等改修 学校施設維持管理 校庭の芝生化 学齢児童、生徒就学事務 学校運営事業 学校健康診断（法定） 学校健康診断（法定外） 学校適正規模の推進 結核健診 災害共済給付事務 一般校具・教材等管理 黄色い帽子・ランドセルカバー・防犯ブザー購入 学校環境衛生管理運営 就学援助 就学奨励 学校給食運営 奨学資金貸付 教育委員会運営 私立高校・大学等入学資金融資事業 学校施設開放事務室維持管理 学校等職員被服貸与 通学児童案内等業務委託 学校受付業務委託 通学路防犯カメラ設備整備 外国人学校児童生徒保護者負担軽減 私立学校認可等事務 学校施設のバリアフリー化推進事業 学校給食費の完全無償化		



施策1 学力・体力の向上

学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 小学校では、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上回っている一方、中学校では、平均正答率に達していない状況にあります。今後、学習の基盤となる資質・能力である言語能力、読解力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図るために、新学習指導要領[※]で示された「主体的・対話的で深い学び」に向けた取組を進める必要があります。また、児童・生徒が苦手とする各教科の記述式問題に対し、正確に問題文を読み取り、自身の考えを言語化する能力を高める取組を各学校主導で進めていく必要があります。
- 区では、教育の情報化に取り組み、タブレット端末やデジタル教科書を活用した授業を実施するとともに、学校教育総合システム[※]を活用し、校務事務を実施していますが、学校による取組の差が見られます。
- 区では、令和元年度から、学校司書の勤務時間を拡充することで、読書指導や授業における調べ学習等の充実を図っています。また、学習内容の定着に向けて、学習センター（学校図書館）を活用した自学自習の取組や家庭学習を推進しています。
- 都では、令和4年度から都内区立中学校第3学年を対象に「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）」を実施しており、「使える英語力」の向上が今まで以上に求められています。また、令和5年度からは、都内区立中学校第1・2学年を対象に「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）」を実施しています。今後、より一層の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るために、授業のみならず英語にふれる時間を増やす必要があります。
- 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査によると、本区の小学校は都平均を上回っており、中学校は都平均には達していないもののその差は縮小傾向にあります。一方、運動が好きと答える子どもは、学年が上がるにつれて減少傾向にあります。今後、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、気軽に体を動かす機会づくりや運動好きの子どもを育成する必要があります。また、天候などに左右され、水泳指導が実施できない場合があることから、計画的な実施方法を検討する必要があります。

2 施策の方向性

- **主体的な学習の促進** 授業等でのICTの活用により、分かりやすい授業や子ども一人一人の学習状況・教育的ニーズに応じた学習活動を実現します。また、指導者中心の授業から学習者中心の授業へと授業改善を行うことで、子どもの主体的な学習を促進します。さらに、学校教育総合システムを効果的に活用し、校務の効率化を図ることで、教員の子どもと向き合う時間を確保します。
- **学習センター（学校図書館）の活用** 子どもたちが本に親しむ機会を増やすとともに、授業における調べ学習等への支援を行うために、区立小・中学校に勤務する司書を統括する「学校図書館コーディネーター」を活用し、学校司書に対してOJT等の研修を行っていきます。また、子どもが自ら学ぶ意欲の向上を図るため、探究的な学習や自学自習に取り組むことができる学習センター（学校図書館）の活用を推進します。中学校においては、夏季休業中に学習センター（学校図書館）を自習室として開放するとともに、学習指導

員を配置することで自学自習を推進します。

- **英語教育の充実** 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9年間を通したカリキュラムにより、更に充実した英語教育を推進するとともに、外国語指導助手（ALT）を活用したチーム・ティーチング授業やクラブ活動等、授業以外の場面でも英語にふれることができるようにするなど、児童・生徒のコミュニケーションの力を高めます。また、英語体験プログラムやイングリッシュキャンプ等を実施し、より多くの英語教育の機会を提供できるようにします。
- **体力の向上** 「かつしかっ子体力アッププログラム」をはじめ、外遊びや体育的活動に積極的に取り組むことで、子どもが日常的に体を動かす機会を増やします。また、運動好きの子どもを育成するため、民間が持つノウハウを活用した体育の授業等のサポート方法を検討します。さらに、水泳指導の充実に向け計画的な授業ができるよう、学校外の屋内温水プールの活用を進めます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差 (ポイント) 上段：小学校、下段：中学校 (全国学力・学習状況調査)	1.1 -1.7	2.2 -0.8	3.0 0.0
体力・運動能力調査における体力合計点の平均 (点) 上段：小学校、下段：中学校 (東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査)	45.2 43.0	45.6 43.4	46.0 43.8
授業に満足している保護者の割合 (%) (学校教育アンケート)	71.1	76.0	80.0

4 計画事業

総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～

教育指導課

これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、ICTの活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、情報活用能力の向上のための取組を進めます。また、ICTを活用した教員の指導力向上や、PDCAサイクルに基づいた授業改善の取組を推進します。さらに、小学校の学習指導補助員の配置、中学校における家庭学習の取組、タブレット端末を活用した自学自習等の取組を総合的に進めていきます。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	学習指導員の配置(中学校)(時間/校(累計))	120	120	120	120	120
2	学習指導補助員の配置(小学校、保田しおさい学校)(時間/校(累計))	930	930	930	930	930
3	校内研究の実施(小中学校、保田しおさい学校)(校)	74	74	74	74	—
4	ICT研修会の開催(回)	1	1	1	1	4
5	学力調査の実施(小4～中3)(回)	1	1	1	1	4
6	学習意識調査の実施(小4～中3)(回)	1	1	1	1	4
7	自学自習シートの活用(中学校)(校)	24	24	24	24	—
8	ICT活用ハンドブックの活用(小中学校、保田しおさい学校)(校)	74	74	74	74	—
9	ICT活用ルールの活用(小中学校、保田しおさい学校)(校)	74	74	74	74	—
10	デジタル教材の活用(小中学校、保田しおさい学校)(校)	74	74	74	74	—
11	映像教材の活用(小中学校、保田しおさい学校)(校)	5	5	10	10	10
事業費(千円)		97,841	97,841	105,706	105,706	407,094

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差(上:小学校、下:中学校)(ポイント)	1.8 -1.2	2.0 -1.0	2.2 -0.8	2.4 -0.6	1.1 -1.7

出典等： 1 全国学力・学習状況調査(文部科学省)

教育情報化推進事業

学校教育推進担当課
教育指導課

人工知能（AI）やビッグデータ、IoT等の高度な技術が社会を大きく変えていく中で、未来の創り手となる子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を確実に身に付けることができる学校教育を実現するとともに、災害や感染症の発生等による緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障するため、学校におけるICT環境の整備や授業及び校務におけるICTの活用等、教育の情報化の推進を図ります。

具体的には、葛飾区学校教育情報化推進計画に基づき、（１）ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの資質・能力の育成、（２）教員の能力を最大限に発揮するためのICTを活用した働き方改革の推進、（３）教育DXを推進するための環境整備に取り組んでいきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現による子どもたちの資質・能力の育成					
	①学習アプリケーションの活用	活用 検討	活用 検討	活用 構築	活用 構築	—
	②学習者用デジタル教科書の整備	導入・活用	活用	活用	活用	—
	③中学校のプログラミング教育の充実	実施	実施	実施	実施	—
	④ICT支援員の配置（週の回数）	週3回程度	週3回程度	週3回程度	週3回程度	—
	⑤ヘルプデスク等の運用	運用	運用	運用	運用	—
2	教員の能力を最大限に発揮するためのICTを活用した働き方改革の推進					
	①デジタル採点システムの導入	導入	活用	活用	活用	—
	②印刷環境の見直し	実施	運用	運用	運用	—
	③教職員端末の活用（ロケーションフリー化）	活用・入替え	活用	活用	活用	—
	④保護者連絡アプリケーションの活用	活用	活用	活用	活用	—
3	教育DXを推進するための環境整備					
	①学校教育総合システムリプレイス	検討	検討	構築	構築	—
	②児童・生徒用タブレット端末（1人1台）の入替え	活用 次期端末検討	活用 入替え	活用	活用	—
	③大型提示装置の整備・活用	活用	活用 入替え（中学校）	活用	活用 入替え（小学校）	—
	④周辺機器の整備・活用	活用	活用	活用 検討（中学校）	活用 入替え（中学校） 検討（小学校）	—
事業費（千円）		1,867,367	2,275,829	2,112,983	2,686,180	8,942,359

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	小学5年生まで（中学1,2年生のとき）に受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ児童・生徒の割合（上：小学校、下：中学校）（％）	74.9	76.1	77.4	78.7	72.8
		78.2	79.1	80.0	81.0	79.3
2	ICTの活用により校務の効率化が図られていると感じる教員の割合（上：小学校、下：中学校）（％）	56.6	62.4	68.2	74.1	46.6
		50.5	57.8	65.2	72.6	42.1

出典等： 1 全国学力・学習状況調査 2 葛飾区教育情報化に関するアンケート調査

※指標2の現状値は、「校務の効率化により、児童・生徒に対して向き合う時間を増やすことができた」と感じる教員の割合（％）

体力向上のための取組

教育指導課

子どもの体力の一層の向上のため、「かつしかっ子体力アッププログラム」を実施し、学校で子どもが運動する機会を増やします。また、体育の授業が充実することで、運動好きの子どもの育成と体力の向上を図ります。さらに、小学校においては、外部指導員を活用し、運動の意欲を高める取組を実施します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	体力アッププログラムの実施(小中学校、保田しおさい学校)(校)	74	74	74	74	—
2	小学校体力向上プログラムの実施(小学校)(校)	49	49	49	49	—
3	中学校体力向上プログラムの実施(中学校)(校)	4	4	4	4	4
4	体力向上推進校の指定(小中学校)(校)	8	8	8	8	8
5	教員の実技研修会の実施(小学校)(回)	4	4	4	4	16
事業費(千円)		6,389	6,389	6,389	6,389	25,556

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における体力合計点の平均(点) 上：小学校、下：中学校	45.4	45.5	45.6	45.7	45.2
		43.2	43.3	43.4	43.5	43.0
2	「運動をもっとしたい」と回答した中学3年生の割合(%) 上：男子、下：女子	52.0	52.5	53.0	53.5	50.0
		41.5	44.0	45.5	47.0	38.7

出典等： 1、2 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(東京都教育委員会)

施策2 一人一人を大切にしている教育の推進



一人一人を大切にしている教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「特別支援教室¹」を全小・中学校で実施するとともに「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」²を小・中学校各2校で運営しています。今後、特別支援教育に関する教員の専門性の向上、保護者の支援体制の構築及び特別支援教室を退室した児童・生徒が、在籍学級で適切な支援を受けられる体制を構築する必要があります。
- 区では、「にほんごステップアップ教室³」と「日本語学級⁴」を設置し、日本語指導の充実を図るとともに、通訳を学校に派遣して意思疎通の円滑化を支援しています。今後、地域バランスを勘案しながら、日本語指導を必要とする子どもの多い地域を対象に環境整備を行う必要があります。
- 区では、不登校対策として、総合教育センターで「ふれあいスクール明石⁵」を運営するとともに、校内適応教室⁶を設置しています。また、教員経験者と心理専門員が定期的に学校を訪問し、不登校児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議しています。今後は、不登校児童・生徒の社会的な自立に向けた支援の在り方などについても検討する必要があります。
- 区では、葛飾区いじめ防止対策推進条例と葛飾区いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための体制を構築するとともに、各学校において道徳教育の推進など、いじめ防止対策を推進しています。今後もしじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うとともに、学校・地域・関係機関と連携していじめ防止に取り組む必要があります。

2 施策の方向性

- **特別支援教育の充実** 「特別支援教室」及び「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」の運営を行います。また、引き続き学校及び家庭への多角的な支援を行うとともに、一人一人に適したICT[※]の活用に向けた検討を行います。さらに、特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために、研修の充実を図ります。
- **日本語教育の充実** 日本語の習得が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実を図り、児童・生徒が早期に通常の教科についての学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援します。
- **不登校支援** 不登校の子どもたちの社会的な自立に向け、多様な学びの在り方や支援方法を検討するとともに、登校はできるものの教室に入れない子どもたちのための校内サポートルームの設置を進めます。また、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーと連携し、

¹ 発達上の課題のある児童・生徒に対し、発達障害教育担当教員が巡回指導を行う教室。全小・中学校で実施している。

² 自閉症やそれに類する、他人との意思疎通・対人関係の形成が困難である児童・生徒の対応に係る固定学級

³ 日本語の初期指導を行う教室。現在、総合教育センターに設置している。

⁴ 初期指導後の児童・生徒を対象とした教室。現在、小学校2校、中学校2校で実施している。

⁵ 不登校・不登校傾向にある児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行うための教室

⁶ 登校はできるものの教室に入れない児童・生徒を支援するための教室（令和5年度に「校内適応教室」から「校内サポートルーム」へ名称変更）

「チーム学校」として支援を行うとともに、教員研修の充実に取り組みます。

- **いじめ防止対策** いじめ防止対策について、いじめ問題対策委員会⁷・いじめ問題対策連絡協議会⁸で協議するとともに、学校・地域・関係機関との連携を図ります。また、いじめの早期発見や、いじめの兆候が見られた場合に迅速かつ組織的な解決を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
特別支援教室において特別な指導を受けた児童・生徒数(人) 上段：小学校、下段：中学校 (総合教育センター教育支援課)	981 253	995 281	995 281
不登校児童・生徒数の出現率(%) 上段：小学校、下段：中学校 (総合教育センター教育支援課)	—	1.52 7.32	1.50 7.28
不登校児童・生徒数(そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数) (人) 上段：小学校、下段：中学校 (総合教育センター教育支援課)	482 (172) 763 (310)	480 (170) 760 (310)	480 (170) 760 (310)
にほんごステップアップ教室・日本語学級の利用者数(人) 上段：教室、下段：学級 (総合教育センター教育支援課)	78 129	195 156	195 190

⁷ いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会に設置する附属機関

⁸ いじめ防止等に関係する機関と団体との連携を図るため、学校、教育委員会、関係機関その他の関係者により構成される協議会

4 計画事業

発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実

総合教育センター教育支援課
総合教育センター管理担当課

発達障害等のある子どもに対して教員が巡回指導を行う「特別支援教室」を全小・中学校で実施します。また、「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」を高砂小学校・清和小学校・高砂中学校・立石中学校の小・中学校各2校で運営します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	特別支援教室の運営（校）	49	49	49	49	-
	（上：小学校、下：中学校）	24	24	24	24	
2	自閉症・情緒障害特別支援学級の運営（校）（上：小学校、下：中学校）	2	2	2	2	8
		2	2	2	2	8
3	ペアレントトレーニングの参加人数（人）（小学校のみ）	20	30	40	50	140
4	クラス支援員（発達障害児童・生徒対応）の配置（校）（上：小学校、下：中学校）	49	49	49	49	-
		10	10	10	10	10
事業費（千円）		164,882	164,882	164,882	164,882	659,528

成果指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	特別支援教室において特別な指導を受けた児童生徒数（人）（上：小学校、下：中学校）	995	995	995	995	981
		281	281	281	281	253
2	自閉症・情緒障害特別支援学級において特別な指導を受けた児童生徒数（人）（上：小学校、下：中学校）	21	24	24	24	9
		20	24	24	24	14

出典等： 1 学齢簿における特別支援教室の入室者数 2 学齢簿における自閉症・情緒障害特別支援学級の入級者数

日本語指導の充実

総合教育センター教育支援課
総合教育センター管理担当課

来日直後等で日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な子どもに対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を運営します。また、「日本語学級」において、授業に必要な日本語の指導を行います。さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒やその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	にほんごステップアップ教室の運営（教室数）	2	2	2	2	2
2	日本語学級の運営（校（累計））	4	4	4	4	4
3	日本語通訳派遣延時間（時間）	8,640	8,640	8,640	8,640	34,560
4	日本語夏季講座（講座実施数）	2	2	2	2	8
事業費（千円）		68,625	72,866	72,866	72,866	287,223

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	日本語学級利用者数（人）	142	149	156	164	129
2	にほんごステップアップ教室利用者数（人）	170	195	195	195	78

出典等： 1、2 児童・生徒在籍数調査（総合教育センター教育支援課）

不登校対策プロジェクト

総合教育センター教育支援課
総合教育センター管理担当課
学務課 学校施設担当課

学校や総合教育センターが家庭と連携して子どもの将来に向けた社会的な自立を支援します。支援の方策として、登校できない状況にある子どものため「ふれあいスクール明石」を運営します。また、登校はできるものの教室に入ることができない子どもを支援するための「校内サポートルーム」を計画的に増設していきます。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	訪問型学校復帰支援(訪問校数)(校)	73	73	73	73	73
2	ふれあいスクール明石(教育支援センター)の利用人数(人)	162	170	179	187	698
3	校内サポートルームの設置(中学校)(累計)	14	19	24	24	—
4	不登校特例校及びふれあいスクール明石(教育支援センター)のあり方について検討	検討	検討	検討	実施	—
事業費(千円)		77,850	99,984	114,307	106,107	398,248

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	不登校児童・生徒の出現率(%) 上段：小学校、下段：中学校	1.53 7.35	1.52 7.33	1.52 7.32	1.51 7.31	—
2	不登校児童・生徒数(そのうち、指導の結果登校するあるいはできるようになった児童・生徒数)(人) 上段：小学校、下段：中学校	480 (170) 760 (310)	480 (170) 760 (310)	480 (170) 760 (310)	480 (170) 760 (310)	482 (172) 763 (310)

出典等： 1、2 総合教育センター教育支援課

いじめ防止対策プロジェクト

教育指導課

区、学校、地域、関係機関が連携・協力していじめ防止の徹底を図ります。いじめの兆候が見られた場合は、当該学校において速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、早期に組織的な対応を行います。
また、複雑化するいじめの問題等に、学校が迅速かつ適切に初期対応し、問題の早期解決を図るため、スクールロイヤーを配置しています。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	いじめ問題対策委員会	実施	実施	実施	実施	—
2	いじめ問題対策連絡協議会	実施	実施	実施	実施	—
3	学校いじめ対策委員会	実施	実施	実施	実施	—
4	教職員向けいじめ防止対策研修の実施	実施	実施	実施	実施	—
5	教育委員会の支援体制検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	—
6	スクールロイヤー導入	配置	配置	配置	配置	—
事業費(千円)		3,064	3,064	3,064	3,064	12,256

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	いじめの解消率(小学校)(%)	64.5	66.5	68.5	70.5	62.5
2	いじめの解消率(中学校)(%)	61.2	63.2	65.2	67.2	59.2

出典等： 1、2 解消件数/認知件数

施策3 教育環境の整備



いきいきと学校生活が送れるよう、教育環境を整えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区内の学校施設は、その多くが昭和30～40年代に建築されたものであり、施設や設備の更新時期を迎える学校が今後も多く見込まれています。このため、計画的な改築や保全工事等の長寿命化改修が必要です。
- 区では、葛飾区学校施設長寿命化計画を踏まえ、できる限り長く、安全かつ快適に使えるようにするため学校施設の長寿命化に向けた取組を推進しています。また、平成26年度及び平成30年度に改築・改修する学校を選定⁹し、地域と学校のつながりを重視した新たな学校づくりを進めてきました。さらに、少子化による児童・生徒数の減少傾向が見込まれる中、令和4年度に葛飾区学校適正規模等に関する方針を取りまとめました。
- 良好な教育環境の維持を図るため、学校備品や設備等について、入替えを進める必要があります。また、天候などに左右されず、計画的に実施できるよう、小学校の水泳指導を順次、学校外の屋内温水プールでの実施に移行しています。

2 施策の方向性

- **学校改築の推進** 学校改築に当たっては、学校の適正規模を確保するため、通学区域の変更等も視野に入れて事業を推進します。また、学校施設を地域コミュニティの核として捉え、災害発生時における避難所としての機能強化や、地域活動の場としての活用についても、地域の方々と共に検討しながら整備を進めます。
- **計画的な改築・改修の実施** 教育環境の維持向上のため、令和5年度に選定した改築校¹⁰の整備を計画的に進めるとともに、学校施設長寿命化計画に基づく保全工事や機能向上工事などを実施します。
- **良好な教育環境の維持** 良好な教育環境を維持するため、エアコン、放送設備等の備品や学校給食に使用する厨房機器の計画的な買替え、入替えを行います。また、全ての小学校が学校外の屋内温水プールで水泳指導を実施できるよう、受入先として新たな屋内温水プールを整備します。

⁹ 平成26年度選定校：小松中学校、本田中学校、東金町小学校、西小菅小学校、高砂けやき学園高砂小学校（選定後、高砂中学校との施設一体型校舎の整備を決定）

平成30年度選定校：水元小学校、道上小学校、二上小学校、宝木塚小学校、常盤中学校、よつぎ小学校（選定後、四ツ木中学校との施設一体型校舎の整備を決定）、柴又小学校

¹⁰ 令和5年度選定校：東柴又小学校^{*}、桜道中学校^{*}、木根川小学校・渋江小学校・中川中学校（施設一体型校舎の整備）、小松南小学校、本田小学校 ^{*}一連の学校改築の方針が決定した場合

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
子どもたちにとって学校の施設や設備が充実していると回答した保護者の割合(%) (学校教育アンケート)	63.7	67.9	69.9

4 計画事業

学校施設の改築	学校施設担当課
<p>良好な教育環境を維持するため、通学区域の変更等も視野に入れつつ学校の適正規模を確保し、地域とのつながりも重視しながら、学校施設の計画的な改築・改修等を推進していきます。また、改築基本構想・基本計画の策定に当たっては学校別に懇談会を設け、学校、保護者、地域の方々などと意見交換をしながら進めます。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 水元小学校(全面改築)	建設工事竣工	解体工事 外構工事	外構工事	—	—
2 道上小学校(全面改築)	建設工事竣工	解体工事 外構工事	外構工事	—	—
3 二上小学校(全面改築)	建設工事	建設工事竣工	解体工事	外構工事	—
4 宝木塚小学校(全面改築)	解体工事	解体工事 建設工事	建設工事	建設工事竣工 解体工事	—
5 常盤中学校(全面改築)	基本・実施 設計 解体工事	解体工事 建設工事	建設工事竣工	解体工事 外構工事	—
6 よつぎ小学校・四ツ木中学校(合築整備、全面改築)	基本・実施 設計 解体工事	解体工事	建設工事	建設工事竣工	—
7 柴又小学校(全面改築) ※東柴又小学校・桜道中学校	構想・計画	構想・計画 基本設計	基本・実施 設計	実施設計 解体工事	—
8 木根川小学校・渋江小学校・中川中学校 (合築整備、全面改築)	構想・計画 基本・実施 設計	実施設計 解体工事	建設工事	建設工事	—
9 小松南小学校(全面改築)	—	構想・計画	基本設計	実施設計	—
10 本田小学校(全面改築)	—	—	構想・計画	基本設計	—
事業費(千円)	13,188,205	9,917,016	12,098,731	9,660,272	44,864,224

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 改築した校数(校)	9	10	11	14	7

出典等： 1 竣工ベースの累計で算出(一部改築・改修校を含む)

※東柴又小学校及び桜道中学校は、一連の学校改築の方針が決定した場合に追加する。

政策 10 地域教育

学校・家庭・地域が連携し、子どもが健全に成長できるようにします

1 政策目的

- 学校・家庭・地域の連携を推進することで子どもの多様な体験や世代を超えた交流を促進し、社会全体で子どもの成長や自立を支えます。また、青少年が地域活動に参画し、地域に暮らす一員として健全に成長できるようにします。
- 学びの出発点となる家庭教育を支援し、子どもがより良く生きていくための基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付け、健全に成長できるようにします。

2 政策の方向性

- 青少年の健全育成や豊かな教育環境づくりに向け、青少年育成地区委員会や学校地域応援団の活動を支援するとともに、地域住民が学校支援に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 親子が共に学び育ち合える環境づくりに向け、家庭教育講座の充実や、PTA、子どもの育成に関わる団体の活動支援に取り組み、家庭教育を支援します。

3 施策の体系

政策 10 地域教育	
施策 1 学校・家庭・地域の連携	
学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります	
新【計画事業】中学校部活動の地域移行	
(計画事業以外の事務事業)	
青少年委員活動支援　(はたちのつどい　かつしか少年キャンプ ジュニアリーダー講習会　にいじゅくプレイパーク事業　ポニースクール 子どもまつり　子ども会育成会活動支援　若者の社会参加支援事業委託 子ども会育成会連合会助成　少年の主張大会　青少年育成地区委員会支援 青少年問題協議会　善行青少年表彰　教育広報印刷　学校地域応援団活動支援 学校支援ボランティア　ひまわり 110 番協力者保険　課外活動指導	
施策 2 家庭教育への支援	
家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします	
(計画事業以外の事務事業)	
家庭教育支援事業　P T A 研修会	

施策 1 学校・家庭・地域の連携



学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 過去5年間の本区の少年犯罪行為者数・少年不良行為者数は、共に減少傾向にあります。区では、青少年育成地区委員会による青少年の地域行事への参加促進、青少年委員による学校との連絡調整や子ども会・PTAとの意見交換等を通じて、青少年の健全育成を図っています。一方、近年、子どもや保護者の意識が変化し、子ども会育成会連合会に加盟・加入している子ども会数や子ども会員数が減少しています。
- 区では、全校に学校地域応援団¹を設置し、多岐にわたる支援活動により、学校の教育活動を支え、豊かな教育環境づくりを進めています。しかし近年、学校地域応援団の活動ボランティア登録者数は減少傾向にありますが、活動日数の回復に合わせてボランティアに参加する延べ活動者数は増加傾向にあります。
- 今後、学校地域応援団を持続可能なものにするための取組に加えて、未来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、社会全体で教育に取り組む体制をより強化する必要があります。
- 区では、中学校の部活動について、顧問指導員や地域指導者を配置する地域連携を進めています。今後は国や都の総合的なガイドラインを踏まえ、中学校部活動の地域移行の導入に向け、協議会にて検討を進める必要があります。

2 施策の方向性

- **地域活動への参加促進** 青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年の健全育成と地域活動への参加促進を図るため、各地区の地域特性を活かしながら活動している青少年育成地区委員会や青少年健全育成に取り組む団体を支援するとともに、協働して事業を実施します。
- **学校地域応援団の活動支援** 学校地域応援団事業が持続可能なものとなるよう、地域コーディネーターによる学校とボランティア間の調整機能を強化します。そのために、区では研修会や情報交換会を実施するなど、3者が学校地域応援団の課題や解決策を共有し、円滑な活動ができるように支援します。
- **学校支援に参加しやすい環境づくり** 区の広報紙やホームページ等を活用し、地域住民へ学校地域応援団事業についての普及啓発を行い、地域住民が気軽に学校支援に参加できる環境づくりを進めます。
- **部活動の円滑な地域連携・地域移行** 地域連携を引き続き実施するとともに、中学校部活動の地域移行に向けた協議会にて検討を進め、本区にふさわしい地域連携・地域移行を推進します。

¹ 学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組み。令和元年度現在、全ての区立小・中学校に設置済

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
青少年が地域での体験・活動に参加していると思う区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	19.4	22.9	26.5
地域の活動に参加している児童・生徒の割合(%) (葛飾区学習意識調査)	31.9	34.8	36.0
最近1年間に学校の行事やボランティア活動などに参加したことがある区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	18.2	19.8	21.4

4 計画事業

【新規】 中学校部活動の地域移行	地域教育課
<p>中学校部活動の地域への移行を進めるため、区立中学校の中からモデル校を指定し、新たに地域クラブ活動を試行的に実施します。その結果得られた成果や課題について検証を重ねながら、区における地域移行の展開を検討していきます。</p> <p>また、部活動については、学校の状況を考慮しながら、引き続き部活動顧問指導員や外部指導者の配置の充実を図ります。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	協議会の設置	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証	モデル実施及び検証	—
2	1種目あたりの年間活動日数(日)	45	240	240	240	—
3	部活動の在り方の方針の策定	検討	検討	検討	策定	—
事業費(千円)		27,599	72,127	99,630	120,764	320,120

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	地域クラブ活動の実施種目延べ数(種目)	9	9	15	15	—

出典等： 1 学校管理外の地域クラブ活動の種目数

施策 2 家庭教育への支援



家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、全国的に少子化や核家族化をはじめとする家庭環境の変化、地域とのつながりの希薄化等を背景に、子どもの生活習慣の乱れやコミュニケーション能力の低下などが指摘されています。
- 区においても、「夜は時刻を決めて寝ている児童・生徒の割合」は増加傾向にあるものの、「朝食を毎日食べている児童・生徒の割合」は横ばい傾向にあることから、引き続き、保護者や児童・生徒が、基本的な生活習慣を身に付けることや家庭教育の大切さについて理解を深め実践できるようにする必要があります。
- 近年、家庭教育講座²の参加を希望する申込者数が増加しており、小学校就学前講座への関心が高まっています。しかし、家庭教育応援制度³を活用した学習会を実施する団体数は減少傾向にあります。一方、身近な相談相手がいない、子育てに自信が持てない、教育への関心が薄い、地域で孤立しているなど、保護者の家庭教育力の低下が懸念されます。

2 施策の方向性

- **家庭教育の啓発推進** 広報紙や区ホームページ等を活用し、基本的な生活習慣やマナーを身に付けることや家庭教育の大切さについての啓発の効果を高めます。
- **地域での家庭教育力の向上** 地域において保護者同士が家庭の教育力の向上を図り、子どもの育成を支援する取組を推進するため、保護者から好評を得ている家庭教育講座の参加機会の拡充を図ります。
- **保護者への支援** 家庭教育応援制度におけるオンライン開催を支援するなど、家庭教育に関する保護者の学習機会を増やすとともに、保護者同士の交流を深めることで、子育てに悩む保護者を支援します。
- **自主的な活動への支援** P T A 活動への支援に加え、子どもの育成に関わる活動を行う団体に対し、自主的に家庭教育を学べる機会の提供や活動支援をする取組を進めます。

² 保護者と入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催

³ 乳幼児や小・中学生の保護者組織等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
子どもに対して生活習慣を身に付けることなど、家庭での教育を心がけている保護者の割合(%) (学校教育アンケート)	87.4	91.4	95.4
朝食を毎日食べている児童・生徒の割合(%) (全国学力・学習状況調査)	92.5	97.2	99.1
夜は時刻を決めて寝ている児童・生徒の割合(%) (葛飾区学習意識調査)	58.0	63.9	69.9

政策 11 生涯学習

生涯にわたって心豊かに学び続けられるようにします

1 政策目的

- 多様な学びの場や機会を充実させるとともに、学んだ内容を地域に活かす学びの循環を促進し、区民が生涯にわたって自己の個性と能力を磨き、いきいきと活躍するまちをつくります。
- 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備し、区民が集い、学び、交流し、個人や地域の課題解決など様々な活動に取り組める知的創造活動の拠点として図書館を充実させ、心豊かに暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 多様な学びと交流の機会を整えつつ自主的な学習活動を支援し、学んだことが活かされ、新たな学びにつながる仕組みづくりを進めます。
- 地域の知的創造活動の拠点として、誰もが快適に利用できる図書サービスの提供に取り組みます。

3 施策の体系

政策 11 生涯学習	
施策 1 区民学習	
多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します	
【計画事業】学びの機会の充実	
(計画事業以外の事務事業)	
かつしか教室 青少年対象講座等 学校施設等開放 特別展・企画展展示 歴史学調査・講座 考古学調査・講座 民俗学調査・講座 天文学調査・講座 プラネタリウム番組制作 館だより等発行(郷土と天文の博物館) 子どものための博物館講座 博物館ホームページの運営 生涯学習人材バンク 出前教室 成人対象講座 地域教育機関連携事業 学習相談・学習情報の提供 リーダー育成等 維持管理(郷土と天文の博物館) 学び交流まつり 寄贈・収集資料整理 工芸教室 社会教育委員の会議運営	
施策 2 図書サービスの充実	
誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します	
(計画事業以外の事務事業)	
オンラインサービス(ICTを活用した図書館サービス) 子ども読書活動推進 図書館ボランティア育成事業 推薦図書案内等印刷 図書資料等提供 読書活動啓発事業 維持管理(図書館) 図書館窓口等業務委託 図書返却ポスト及び図書サービスカウンターの設置 電子図書館運営事業	



施策 1 区民学習

多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「かつしか区民大学¹」や「郷土と天文の博物館²」のほか、障害者の学習や学習成果の発表の場など、多様な学びと交流の機会を整えています。オンラインから参加する講座では、子育てや仕事などで多忙な世代の参加がみられるようになったのに対し、会場参加で行う講座は中高年の方々が中心となる傾向があります。そのため、会場で受講する講座においても若い世代を含め誰もが参加しやすい条件を整えて、受講者同士の交流による、学びの深まりを体感できるようにする必要があります。また、講座や事業の情報をより容易に手に入れることができるよう、PRを従来の広報紙など紙媒体に加えて、区HPと連携したポータルサイト「生涯学習チャンネル」の運用や各種SNS³からも発信して若い世代への参加を呼びかける必要があります。
- 「かつしか区民大学」や「わがまち楽習会³」、博物館ボランティアとの協働事業、NPOとの協働による文化・芸術教室などを区民との協働により実施しています。今後、学んだことが地域活動やボランティア活動に活かされる仕組みづくりや、活動の担い手のスキルアップを図る取組が必要です。
- 区では、「生涯学習援助制度⁴」や学習相談により、区民の自主的な学習活動を支援しています。しかし近年、学習相談の件数や、地域コミュニティ施設における生涯学習関連の利用件数は減少しています。今後、自主グループ等の学習団体を増やすための取組や、団体活動の活性化を図る取組が必要です。

2 施策の方向性

- **利用しやすい学習機会の提供** 若い世代の方やこれまでに学びの場に参加できなかった方々にとっても、魅力的で参加しやすい学習機会を提供します。また、講座や事業の情報をより容易に手に入れることができるよう、区HPと連携したポータルサイト「生涯学習チャンネル」の運用や各種SNSからも発信して若い世代への参加を呼びかけます。
- **新たな学習環境への対応** 誰もが自宅など、どこでも、好きなときにいつでも学べるよう、情報化に対応した新たな学習機会の提供方法を検討します。
- **学びの循環の構築** 区民が学んだことが地域活動やボランティア活動に活かされ、さらに新たな学びにつながる、学びが循環する仕組みを構築します。また、各種ボランティア団体が継続して活動できる環境を整備するとともに、地域活動やボランティア活動の担い手・リーダーのスキルアップや新たな人材の開拓に取り組み、その活用を目指します。
- **自主的な学習活動の支援** 自主グループの育成支援、発表の場の提供、社会教育リーダーの養成、学習相談の充実など、区民の自主的な学習活動を支援します。

¹ 平成22年4月に開学した学びと交流の楽しさを基盤とする区民の学習の場

² 葛飾の歴史をたどる郷土博物館と、星の世界をさぐる天文博物館が一つになった博物館。平成3年7月に開設

³ 地域団体等が、地域住民向けに行う学習会や講演会などを、教育委員会と協働して行う事業

⁴ 団体が行う学習会の講師謝礼を区の基準により援助する制度

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
日頃から学習や習い事をしている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	30.8	31.2	31.6

4 計画事業

学びの機会の充実		生涯学習課			
<p>あらゆる世代の区民が充実した人生を生きるため、区民のニーズに基づいた主体的な学びの機会を充実させます。また、区民の学びが地域活動やボランティア活動に結び付き、地域活動を通して更に学びが深まる「学びの循環」が地域社会に生まれるよう、多様な方法で区民の生涯学習活動を支援します。あわせて、オンラインによる講座の開催やポータルサイト「生涯学習チャンネル」の構築など、ICTを活用した学びの仕組みづくりを進めます。</p>					

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	かつしか区民大学講座数(講座)	130	135	140	145	550
2	連携・協働する団体数 (団体)	35	35	36	36	142
3	団体支援事業数 (事業)	3	3	3	3	12
4	ポータルサイト「生涯学習チャンネル」の構築及び作成するコンテンツ数 (累計) (コンテンツ)	6	6	7	7	7
事業費 (千円)		7,798	8,621	8,621	8,621	33,661

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	受講者数 (人)	7,250	8,300	8,850	9,400	6,234
2	支援団体数 (団体)	170	175	175	180	164

出典等： 1 かつしか区民大学、わがまち楽習会、団体・サークル支援講座、生涯学習援助制度の合計延べ受講者数
2 生涯学習課で実施している事業により支援を行っている団体数



施策 2 図書サービスの充実

誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では図書館の開設やリニューアルに取り組んだ結果、区内のより広い地域をカバーする図書サービスの提供が可能となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、貸出冊数・来館者数・登録者数は一時減少しました。今後、非来館型のサービスを拡大し、幅広い区民の図書館の利用、課題解決支援を促進し、読書支援を行っていく必要があります。
- 区では、図書返却ポスト⁵や図書サービスカウンター⁶を設置し、利便性の向上を図っています。外国人区民をはじめ、様々な年齢層・ライフスタイルの区民が快適に図書サービスを利用できるよう、ICT^参などを活用しながら多様な手段で図書サービスを提供していく必要があります。
- 図書館の老朽化が進んでおり、利用者アンケートでは、トイレの使い勝手や設備等に対する改善要望が多数寄せられています。今後、老朽化等に伴う図書館の改修については、バリアフリー化、環境に配慮した施設整備など、時代のニーズを踏まえ、利用者がゆったり、安らぎ、心地よいといった空間を感じられる図書館にしていく必要があります。

2 施策の方向性

- **知的創造活動拠点としての図書館の整備** 図書館を利用したことがない方へアプローチするPRを実施します。あわせて、生涯にわたる学びや身近な課題解決、資料や情報の取得が容易にできる地域の知的創造活動の拠点として、魅力ある事業の実施など、より多くの方が図書館を活用できるサービスを提供します。
- **図書サービスの充実** 民間活用の拡大を図りつつ、質の高いサービスを維持し続けるための仕組みづくりを行うことにより、幅広い図書サービスを展開していきます。またICTを活用して、来館者サービスはもちろんのこと、電子書籍などを含めた非来館者サービスについても充実させ、より多様な手段で図書サービスや情報を提供できるようにします。
- **計画的な施設改修の推進** 施設や設備の老朽化による改修等を計画的に進めます。また、既存施設の建替えや移転を行う場合には、新しい生活様式やプライバシーに配慮し、ICTの技術や機器の導入などで区民の利便性を向上し、どの世代の方も快適に図書館を利用できる環境をつくります。

⁵ 平成26年に新小岩駅東北広場、平成28年に堀切地区センター前、平成29年に青砥駅高架下公共広場・新柴又駅前、平成30年に四ツ木駅前、平成31年に高砂駅前に設置

⁶ 図書館資料の検索・予約・貸出・返却・登録ができる窓口。平成30年4月にリリオ亀有リリオ館7階、令和5年10月にJ R新小岩南口ビル6階に設置

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
最近1年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことがある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	27.5	30.7	35.0
1か月に1冊以上の本を読んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	32.5	33.4	34.4

政策 12 スポーツ

生涯にわたってスポーツに親しみ、いきいきと暮らせるようにします

1 政策目的

いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、区民一人一人の体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、安全・安心にスポーツに親しめる環境を充実し、スポーツを通じた交流を深めつつ、いきいきと健やかに暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 誰もが多様なスポーツに定期的・継続的に親しみ、健やかに暮らせるよう、身近な地域で気軽にスポーツができる環境づくりを進めるとともに、障害者スポーツの普及に向けた取組をはじめ、誰もがスポーツに参加しやすい環境づくりなどを進めます。
- 区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備するため、既存施設の継続的なメンテナンス、計画的な改修、障害者スポーツに配慮したバリアフリー化などを進めます。

3 施策の体系

政策 12 スポーツ	
施策 1 スポーツ活動の推進	
区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります	
【計画事業】	高齢者の健康づくりの推進
【計画事業】	障害者スポーツの推進
【計画事業】	区民健康スポーツ参加促進事業
(計画事業以外の事務事業)	キャプテン翼CUPかつしか スポーツフェスティバル スポーツ推進委員との協働事業 区民体育大会 少年スポーツ等推進 地域スポーツ活動推進 スポーツ推進委員委嘱 体育協会助成 文化・スポーツ活動費助成 かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備 トップアスリート支援事業
施策 2 スポーツ基盤整備	
区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します	
【計画事業】	スポーツ施設の利用しやすい環境整備
(計画事業以外の事務事業)	体育施設管理運営 (仮称) 東新小岩運動場管理運営 運動場等改修 ナショナルトレーニングセンター事業



施策 1 スポーツ活動の推進

区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 健康寿命の延伸を図るため、様々な団体と協働して区民が自主的・積極的にスポーツを行うことができる環境整備に取り組んできました。今後、区民がそれぞれの体力や年齢、性別、障害の有無などに応じて「気軽に」、「定期的に」「継続的に」自分に合った形でスポーツを「する」、「できる」ように取り組む必要があります。
- スポーツを「みる」、「応援する」等により、自らスポーツをしたり、家族や友人に話したりとスポーツの理解や楽しさを深められる取組が必要です。
- 本区のスポーツを「ささえる」協働団体のスタッフや指導者の高齢化が進んでいます。スポーツ団体の運営を担う新たな人材の発掘や育成が急務です。また、地域スポーツクラブの認知度が高いとは言えず、特に活動エリア外の区民に周知する必要があります。
- 障害者スポーツの教室を通年で開催するとともに、パラリンピックの公式種目であるボッチャや、スペシャルオリンピックス¹種目であるフロアホッケーの普及を推進しています。今後も、障害者スポーツの普及を図るとともに、障害者と健常者が共に楽しめるユニバーサルスポーツの普及を通して区民の障害者理解を深める必要があります。
- 身近な場所で体を動かすことができるよう、ランニング・ウォーキングのコースやステーションを整備しています。また、葛飾区体育協会と協働して、高齢者・障害のある方・ジュニア層・子育て中の親子などを対象に、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室、体験会などを実施しています。
- 東京で開催されるデフリンピック2025を契機として、更なる障害者スポーツの普及と共生社会の実現に向けた環境整備を進める必要があります。

2 施策の方向性

- **スポーツ環境の充実** 区民の誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、自分にあつた形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を区内全域に広く充実させます。また、それぞれのライフスタイルや健康課題に合わせたスポーツ事業を提案し、区民の健康的な暮らしを支援します。
- **地域スポーツクラブの充実** かつしか地域スポーツクラブをはじめとしたスポーツ団体の運営を担う人材不足を解消するために、スポーツ推進委員やボランティアが運営や指導に深く関わることができるよう、人材の活用を推進します。また、活動エリアを広げるため、関係各所の理解醸成を図り、新たな施設や会場の活用を進め、地域スポーツクラブの活動をPRしていきます。
- **障害者スポーツの普及促進** 各種障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導員との協働により、障害者スポーツの普及を更に進めるとともに、デフリンピック2025大会のPRや、手話講習会等を通じて、手話のできるボランティアの育成に取り組めます。
- **誰もが参加しやすい環境づくり** 区民体育大会やスポーツ大会への高齢者・障害者部門

¹ 知的障害のある方を対象とした、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会

の設置、体育協会加盟団体の競技ルールの緩和や部門の新設、ICT^参の活用等を図りながら、誰もがスポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
日頃から運動やスポーツをしている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	66.4	69.7	73.0

4 計画事業

高齢者の健康づくりの推進	生涯スポーツ課
<p>健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、高齢者が自主的・積極的に安心してスポーツを行うことができる環境づくりを推進します。また、スポーツ指導員やスポーツボランティアを養成し、各種教室やイベントで活用していくことで、高齢者が身近な地域で安心、安全にスポーツに取り組むことができるようにしていきます。</p> <p>これからスポーツを始める方、日頃からスポーツに取り組んでいる方が自身の体力状況を把握したうえで運動の継続を促すための、体力テスト測定会を実施します。また、高齢者が手軽に取り組めるスポーツプログラムとして、本区の推奨スポーツであるグラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、ダーツの3種目を普及促進します。さらに、身近な場所で手軽に取り組めるウォーキングを推進するために、ウォーキング・ランニング事業を実施します。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 スポーツ指導員養成講習会					
①専門科目(回)	3	3	3	3	12
②共通科目(回)	1	1	1	1	4
2 スポーツボランティア講習会(回)	2	2	2	2	8
3 推奨スポーツの体験コーナー(回)	3	3	3	3	12
4 体力テスト測定会					
①大規模開催(回)	2	2	2	2	8
②出前開催(回)	10	10	10	10	40
5 ウォーキング・ランニング推進					
①ウォーキング大会(回)	1	1	1	1	4
②ウォーキング教室(回)	5	5	5	5	20
③ランニング大会(回)	2	2	2	2	8
④ランニング教室(回)	5	5	5	5	20
事業費(千円)	8,308	8,308	8,308	8,308	33,232

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 スポーツ指導員及びスポーツボランティアの活動数(人)	400	430	470	500	347
2 高齢者スポーツ事業(教室等)の参加者数(人)	8,817	8,913	9,011	9,102	8,628

出典等： 1 スポーツ指導員+スポーツボランティアの区事業での活動人数 2 体力テスト測定会ウォーキング・ランニング事業 高齢者健康体操

障害者スポーツの推進

生涯スポーツ課

障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成と発掘をするとともに、年間を通して定期的に教室や開放事業を開催して指導員の活動の場を提供します。また、共生社会の実現に向けて、ユニバーサルスポーツの普及と発展及び指導員やボランティアの育成を目指します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	障害者スポーツ教室					
	①複数種目（回）	4	4	4	4	16
	②トランポリン（回）	20	20	20	20	80
2	障害者水泳教室					
	①定期（回）	42	42	42	42	168
	②夏期短期（回）	4	4	4	4	16
3	ポッチャ普及事業					
	①大会（回）	2	2	2	2	8
	②開放（回）	39	39	39	39	156
4	フロアホッケー普及事業					
	①大会（回）	1	1	1	1	4
	②開放（回）	49	98	98	98	343
5	障害者スポーツ指導員養成・活用 認定（人）	20	20	20	20	80
6	ブラインドサッカー普及事業（回）	4	10	10	10	34
事業費（千円）		9,766	10,932	10,932	10,932	42,562

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	障害者スポーツ指導員の活動人数（人）	442	485	528	571	356
2	障害者対象スポーツ事業の参加者総数（人）	2,358	2,376	2,395	2,413	2,566

出典等： 1 障害者スポーツ指導員の区事業での活動人数 2 障害者対象スポーツ事業の延べ参加者数（累計）※事業×参加者数×開催日数

区民健康スポーツ参加促進事業

生涯スポーツ課

区民のスポーツ実施率を向上させるため、一般社団法人葛飾区体育協会と連携して、体育協会加盟41団体が実施するスポーツ体験教室や大会、指導員養成等について支援します。これにより、区民が様々なスポーツに参加できる機会を提供し、いつまでも健康で過ごせるようにしていきます。

かつしかふれあいRUNフェスタは、堀切水辺公園をメイン会場に荒川河川敷管理道路をコースとして実施しています。今後、おもてなしサービスやコースの充実等を図り、区民により身近なイベントとして、地域事業者や地域団体との連携を深めるとともに、家族みんなで参加者を応援することや、ボランティアとして大会に参加するなど、ランナー以外の区民も参加できる葛飾らしいイベントとしていきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	区民健康スポーツ参加促進事業（事業）	41	41	41	41	164
2	かつしかふれあいRUNフェスタ（回）	1	1	1	1	4
事業費（千円）		38,928	38,928	38,928	108,200	224,984

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区民健康スポーツ参加促進事業総参加者数（人）	3,193	3,219	3,244	3,270	3,141
2	かつしかふれあいRUNフェスタ総参加者数（人）	8,400	9,500	10,600	11,700	6,426

出典等： 1 運営者・参加者総数 2 参加者・ボランティア・応援者総数

施策 2 スポーツ基盤整備



区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- より多くの区民がスポーツに親しめる環境を整備しています。区内には、総合スポーツセンター体育館をはじめ、陸上競技場、温水プール、テニスコート、野球場、スポーツクライミングなどのスポーツ施設のほか、身近なスポーツの場として、小・中学校の体育館や校庭を開放しています。
- 既存のスポーツ施設の中には、開設から相当年数が経過している施設もあります。今後、利用できない施設が重ならないよう、また財政的な負担が一時期に集中しないよう配慮しながら、計画的に改修等を進める必要があります。
- 障害者スポーツの振興に取り組んでいる中、令和4年5月に実施した「葛飾区スポーツに関する意識調査」において、「障害者スポーツの振興を図るために必要だと思うこと」の質問に対し、「施設のバリアフリー化」が56.1%と最も多い結果となっています。

2 施策の方向性

- **適切な施設整備の推進** 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、更なる区民のスポーツ活動の促進に向けて、区民が身近な場所でスポーツや運動ができるよう、計画的な施設整備を推進します。
- **効果的・効率的な施設改修** 区民がスポーツ活動に取り組める場を提供するため、既存施設の継続的なメンテナンスと計画的な改修を推進します。改修に当たっては、優先順位を付けて改修を行い、安全で快適にスポーツに親しめる環境を整備します。また、限りある財源の中で、利用者の安全性や利便性に配慮した施設整備を効果的・効率的に行うため、従来にも増して高い費用対効果が期待できる整備方法を検討します。
- **施設のバリアフリー化の推進** 障害者スポーツの振興のため、河川敷グラウンドにバリアフリートイレを設置するなど、区内の各施設において利用者等の声を聞きながらバリアフリー等の障害者スポーツに配慮した改修を行います。
- **（仮称）東新小岩運動場の整備** 令和6年3月に日本私立学校振興・共済事業団から私学事業団総合運動場の引き渡しを受けた後、区のスポーツ施設として整備していきます。
- **スタジアムの整備に向けた検討** スポーツを「みる」「応援する」等により、自らスポーツをしたり、家族や友人と話をしたりなど、スポーツの理解や楽しさを深めるための環境整備や、多様な世代が集う交流拠点となる地域活性化の起爆剤として、私学事業団総合運動場の敷地へのスタジアム整備に向けた検討を進めていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
スポーツ施設の利用者数(万人)(生涯スポーツ課)	286.1	351.3	360.0

4 計画事業

スポーツ施設の利用しやすい環境整備

生涯スポーツ課

スポーツ施設の利便性・安全性を向上させるための改修などに計画的に取り組み、安心して利用しやすい環境整備を進めます。また、日本私立学校振興・共済事業団から取得した総合運動場をスポーツ施設として区民利用を進めていきます。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	奥戸総合スポーツセンター体育館及び陸上競技場照明改修工事	工事	工事	工事	—	—
2	奥戸総合スポーツセンター体育館及び温水プール館外壁等改修工事	—	工事	工事	—	—
3	奥戸総合スポーツセンター陸上競技場天然芝化工事	設計・工事	工事	—	—	—
4	奥戸総合スポーツセンター少年野球場等改修工事	工事・設計	工事	—	—	—
5	葛飾にいじゅくみらい公園運動場改修工事	—	工事	—	—	—
6	人工芝充填材入替工事	—	—	工事	—	—
7	河川敷グラウンドトイレ改修工事	工事	工事・設計	工事	工事	—
事業費(千円)		282,471	834,618	449,084	84,116	1,650,289

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	スポーツ施設の利用者数(万人)	346.9	349.1	351.3	353.4	286.1

出典等： 1 生涯スポーツ課

IV 街づくり・環境・産業分野

- 政策 13 地域街づくり**
- 政策 14 防災・生活安全**
- 政策 15 交通**
- 政策 16 公園・水辺**
- 政策 17 環境**
- 政策 18 産業**
- 政策 19 観光・文化**
- 政策 20 地域活動**

政策 13 地域街づくり

地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを進めます

1 政策目的

- 計画的な土地利用を図りながら、区民の主体的な活動による、それぞれの地域の特性を活かしたまちにします。
- 区内外から多くの人々が集い、憩える、魅力的な広域拠点や、区民生活に根差した便利で憩える生活拠点を整備し、にぎわいある魅力的なまちにします。
- 良好な都市景観を形成しつつ、良質な住宅や住環境を整備し、多様な世代が快適に暮らせるまちをつくります。

2 政策の方向性

- まちづくりに対する区民の意識を高めつつ、計画的な土地利用を進めます。
- 住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点として駅周辺の充実を図るため、駅前広場の整備や駅周辺の交通基盤の整備を進めるとともに、地域の特性に応じたエリアマネジメント^参を支援します。
- 面的な市街地の機能向上や良好な住環境の維持・向上を図るため、地区計画等を活用しながら、地域の特性や実情を踏まえた街づくりを進めます。
- 空家等対策などを進めながら良好な住環境を整えるとともに、分譲マンションの適切な維持管理等に向けた施策の展開や住宅確保要配慮者に対する支援などを進め、住生活の安定と向上を図ります。

3 施策の体系

政策 13 地域街づくり	
	施策 1 計画的な土地利用の推進 計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します
	【計画事業】 区民との協働による街づくりの推進
	(計画事業以外の事務事業) 建築関連総合窓口業務委託 建築審査会の運営 都市計画審議会の運営 土地利用の指導 都市計画法 53 条許可
	施策 2 駅周辺拠点の形成 駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします
	【計画事業】 新小岩駅周辺開発事業
	【計画事業】 金町駅周辺の街づくり
	【計画事業】 金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備

【計画事業】 立石駅周辺地区再開発事業
【計画事業】 立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備
【計画事業】 高砂駅周辺の街づくり
(計画事業以外の事務事業) 四ツ木駅周辺の街づくり
施策3 地域の街づくり 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます
【計画事業】 青戸六・七丁目地区の街づくり
(計画事業以外の事務事業) 新宿六丁目地区の街づくり 小菅一丁目地区の街づくり
施策4 良好な住環境づくり 良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります
新【計画事業】 良質な住宅の確保
【計画事業】 空家等対策
(計画事業以外の事務事業) 区営住宅管理 区民住宅管理 住宅借上(高齢者借上住宅事務) シルバーピア管理 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業 高齢者等民間賃貸住宅入居支援 住宅用家屋証明事務 都営住宅募集事務 宅地開発事前協議 民有道路敷分筆登記委託 開発行為許可事務 建築基準法に基づく道路管理 建築紛争調停に関する調整事務 私道整備費助成 細街路拡幅整備事業 集合住宅建設指導 東京都福祉のまちづくり条例、指導、助言 屋外広告物適正化啓発 屋外広告物許可事務 道路境界表示事務 ブロック塀等撤去工事等助成 道路掘削工事の許認可及び調整事務 道路等監察処理事務 道路境界関係証明等事務 道路占用許可事務 道路台帳補正委託 道路認定・改廃等事務 違反建築物指導・是正事務 建築に関する動態統計 建築確認事務(建築確認システム運用) 建築関係諸証明事務 住居表示事業 通路協定関連事務 民間建築物アスベスト対策事業

施策 1 計画的な土地利用の推進



計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の少子高齢化の進展、将来の人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化、区の基本構想、都の都市計画区域マスタープラン、関連する街づくり事業の進捗状況等を踏まえ、令和5年度に葛飾区都市計画マスタープラン（以下「区マスタープラン」という。）を策定しました。今後は、区マスタープランに掲げる将来の都市像を実現するため、パートナーシップ型まちづくりを一層推進していくことが重要となります。
- 区では、「震災復興まちづくり模擬訓練¹」を実施し、まちづくりに対する区民意識の高揚に努めています。今後この模擬訓練について、自治町会会員の高齢化や会員数の減少等に対応できるよう、各地区の実情に合わせた効果的な実施手法を検討する必要があります。
- 「葛飾柴又の文化的景観保存計画²」に挙げられた柴又の魅力ある風景・景観を将来にわたり守っていくため、平成29年度に柴又地域景観地区を都市計画決定し、葛飾区景観地区条例を制定しました。今後も、区内外の多くの人々から住んでみたい・住み続けたいと思われるまちづくりを実現するため、計画的な土地利用³や良好な住環境の確保、良好な景観の保全・整備に取り組む必要があります。

2 施策の方向性

- **パートナーシップ型まちづくりの推進** 区民、民間事業者等、行政がそれぞれの主体的な役割を認識するとともに、お互いの立場を理解しつつ相互協力に努め、まちづくりの目標を共有したパートナーシップ型のまちづくりを推進するため、区マスタープランの認知度向上や区民、事業者等が主体の取組の支援に向けた仕組みづくりを検討します。
- **協働意識の向上** 震災復興まちづくり模擬訓練に参加しやすいプログラムの導入やあらゆる世代の訓練参加を促すなど、より一層、まちづくりに対する区民の協働意識を高めるための取組を推進します。
- **各地域の特性等を活かした街づくり** 地区計画⁴等を活用し、各地域の特性や実情を活かした街づくり、良好な住環境の確保、景観の保全・整備に取り組めます。

¹ 復興の主体となる住民・行政が、被害を想定して復興過程を模擬体験し、震災前に地域に合わせた復興まちづくりの進め方と計画づくりを考え、復興の手順や復興まちづくり計画等をとりまとめるもの

² 柴又地域文化的景観の価値や魅力を解説するとともに、その保存方針を示したもの

³ 土地の利用の状態、利用の仕方、建物の建て方などのこと。都市計画では、地区計画や用途地域など数多くのメニューが用意され、それらを組み合わせて地域のルールが作られる。

⁴ 住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
計画的な土地利用が進み、住みやすくなっている と思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	42.8	46.0	49.2

4 計画事業

区民との協働による街づくりの推進	都市計画課
<p>街づくりに対する区民、民間事業者の理解を深め、認識を共有し、意識の向上を図るため、区マスタープランの周知や区民等が主体の取組の支援に向けた仕組みづくり、震災復興まちづくり模擬訓練のほか、街づくりに関する団体の活動支援等を行います。</p> <p>また、区民、事業者、団体などの多様な主体と区が連携、協働しながら、区マスタープランで示す「誰もが親しめる、河川や緑豊かな都市環境が広がるまち」の実現に取り組むため、(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランを策定します。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 葛飾区都市計画マスタープランの周知	周知	—	—	検証準備	—
2 震災復興まちづくり模擬訓練の実施	実施	実施	実施	実施	—
3 庁内復興事前準備(都市・住宅分野)	検討	検討	検討	検討	—
4 団体等への活動支援	支援	支援	支援	支援	—
5 区民等が主体の取組の支援に向けた仕組みづくり	制度検討	制度改正	周知	—	—
6 (仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プランの策定	検討	検討・策定	周知	—	—
事業費(千円)	32,757	38,218	15,873	12,140	98,988

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 震災復興まちづくり模擬訓練実施率 (%)	57.8	63.1	68.4	73.6	47.3

出典等： 1 累計実施地区数/区内19地区×100

施策 2 駅周辺拠点の形成



駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 新小岩駅や金町駅などをはじめとする主要駅周辺部を対象に、複合的な都市機能の集積や交通結節機能の強化、回遊性の向上等に取り組んでいます。今後も、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、利便性の高い駅前に、より多くの区民が安全に安心して住み、働き、憩うことのできる住宅や商業施設等の整備、公共サービスの充実など、各駅の特性に応じた集約的な土地利用を誘導する必要があります。
- JR金町駅の乗降客数や理科大学通りの歩行者交通量は増加傾向にあります。今後、東金町一丁目西地区などの開発により、乗降客数や歩行者交通量がますます増加していくと考えられるため、理科大学通りなどの歩道拡幅や金町駅周辺の交通利便性の向上が必要です。
- 新小岩駅周辺の自転車駐車場の収容台数は充足しているものの、方向別のニーズに合わせた検討が必要です。
- 駅前広場や区画道路等の整備による交通結節機能の強化や回遊性を向上させることで、各種都市機能が集積する拠点の形成に向け、地域住民の理解と協力を促しながら、行政がリーダーシップを発揮し、各種の事業を進めていくことが必要です。
- 区が都市としての更なる持続可能性を確保するためには、ハード面での整備だけでなく、区民・事業者等が積極的にまちづくりを行える環境を整えていく必要があります。
- 立石駅北口地区のまちづくりが進展したことから、令和4年12月に葛飾区役所の位置を定める条例を制定し、新たな総合庁舎の整備に取り組んでいます。

2 施策の方向性

- **広域的な拠点づくり** 新小岩駅、金町駅、亀有駅、京成高砂駅、京成立石駅周辺の商業地では、区の顔にふさわしい地区として、区内外からより多くの人々が集い、憩える、個性あふれる魅力とにぎわいに満ちた広域的な都市機能集積拠点の形成を推進します。
- **身近な拠点づくり** その他の駅周辺では、それぞれの地区の特性に応じた駅前広場や道路などの都市基盤施設の整備を進めるとともに、地元商店街等の活性化を支援し、生活に根差した区民に身近な地域密着型の拠点形成を図ります。
- **新たな公共サービスの展開** 各駅周辺で検討されている市街地再開発事業^参等の進捗を踏まえながら、行政サービス施設の整備や新たな公共サービスの展開に向けた検討に取り組むとともに、駅前広場や区画道路等の交通基盤整備の実現に向け、地元権利者や関係機関等との協議・調整を図ります。
- **エリアマネジメントの推進** 区民・事業者等が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行うエリアマネジメント^参を推進し、にぎわいのある持続可能なまちづくりが行われるようにします。そのための仕組みづくりや地元組織への啓発活動等による組織化の支援を行うなど、区民・事業者・区が一体となった協働のまちづくりを進めます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
駅周辺が住み、働き、憩うことのできる、便利でにぎわいのある地域になっていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	40.4	45.6	48.0

4 計画事業

新小岩駅周辺開発事業	新小岩街づくり 担当課
<p>新小岩駅周辺の総合的な都市基盤、環境整備を図るために、広場や自転車駐車場の整備、南北自由通路の整備、市街地再開発事業の事業化支援、エリアマネジメントの支援など、駅周辺の一体的なまちづくりを推進することで、新小岩駅周辺を広域拠点としてふさわしい持続可能なまちづくりを目指します。</p> <p>また、地域まちづくり組織に対してコンサルタントの派遣、先進地区見学会の開催やニュースの発行、相談・助言などの支援を行うとともに、街づくり勉強会の開催など、地域住民との協働によるまちづくりを推進します。</p>	

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	北口地区の街づくり	街づくり 検討	街づくり 検討	街づくり 検討	街づくり 検討	—
2	南口地区の街づくり					
	①市街地再開発事業	施設建築 物等工事	施設建築 物等工事	施設建築 物等工事	施設建築 物等工事	—
	②南口地区全体の街づくり	街づくり検討	街づくり検討	街づくり検討	街づくり検討	—
3	駅周辺の基盤施設整備検討	基盤施設 検討	基盤施設 検討	基盤施設 検討	基盤施設 検討・設計	—
4	まちづくり組織への支援 (エリアマネジメント含む)	まちづくり協 議会への活 動支援 エリアマネジ メント推進 支援・社会 実験	まちづくり協 議会への活 動支援 エリアマネジ メント推進 支援	まちづくり協 議会への活 動支援 エリアマネジ メント推進 支援	まちづくり協 議会への活 動支援 エリアマネジ メント推進 支援	—
事業費 (千円)		1,671,096	593,500	3,853,500	2,350,000	8,468,096

金町駅周辺の街づくり

金町街づくり
担当課

駅前拠点の開発により街づくりが進んだ「金町駅南口」と、新宿六丁目地区における東京理科大学の開設や民間開発等に合わせた都市基盤整備などの実現を目指す「金町駅北口周辺」において、金町駅を中心に南口と北口を一体とした、広域拠点としての都市機能の充実を図ります。

東金町一丁目西地区においては、駅周辺のにぎわいや活性化を図る拠点整備と理科大学通りの拡幅を図るため、市街地再開発事業を支援します。

また、金町駅周辺を中心にエリアマネジメントを支援・推進していきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	まちづくり組織への支援（エリアマネジメント含む）	エリアマネジメント推進支援	エリアマネジメント推進支援	エリアマネジメント推進支援	エリアマネジメント推進支援	—
2	金町駅北口地区					
	①駅前広場、生活幹線道路の拡幅整備	計画検討関係機関協議	都市計画決定	基本設計	基本設計	—
	②JR金町駅改良及び西側架道橋拡充の検討	計画検討関係機関協議	計画検討関係機関協議	計画検討関係機関協議	計画検討関係機関協議	—
	③東金町一丁目西地区市街地再開発事業の推進	I期工事	I期工事 竣工 既存建物 解体工事 着手	II期工事 着手	II期工事	—
事業費（千円）		4,599,060	932,166	2,024,121	2,510,339	10,065,686

金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備

施設管理課
地域振興課 戸籍住民課
金町街づくり担当課

金町駅北口地区の街づくりの事業進捗に合わせて、地区センターや区民事務所、バンケットホールなどの整備を進め、にぎわいのある街づくりを推進します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	金町駅北口地区公共公益施設の整備	実施設計	解体工事	建築工事	建築工事	—
2	バンケットホール整備	実施設計	解体工事	建築工事	建築工事	—
事業費（千円）		0	0	0	0	0

※活動量1、2の事業費は「金町駅周辺の街づくり」に計上

立石駅周辺地区再開発事業

立石駅北街づくり担当課
立石駅南街づくり担当課

立石駅周辺地区では、地元権利者が主体となって、現在の立石のまちの魅力を継承・発展させながら、更なるにぎわいの創出と防災性の向上を図ることを目的に再開発事業による街づくりを進めています。

「立石駅周辺地区街づくり事務所」では、職員が権利者等の相談に応じるなど、再開発事業による街づくりの実現に向けた支援を行います。

また、にぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現に向けた検討を進めます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	北口地区	工事	工事	工事	工事	—
2	南口東地区	権利変換 計画作成	権利変換 計画認可	工事	工事	—
3	南口西地区	組合設立に 向けた協議 等	本組合設 立認可	権利変換 計画認可	工事	—
4	エリアマネジメント	組織化・ 地元調整	組織化・ 地元調整	組織運営 支援	組織運営 支援	—
事業費（千円）		2,019,999	8,861,650	10,012,626	6,148,526	27,042,801

立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備

施設管理課
総合庁舎推進担当課
総合庁舎技術担当課
地域振興課 政策企画課

区民サービスの向上や防災機能の強化を図るため、総合庁舎を移転します。また、バンケットホールを新たに整備し、にぎわいを創出します。

さらに、総合庁舎移転により生じる敷地や連続立体交差事業により創出される高架下の活用策、駅周辺の既存公共施設のあり方の検討を進めます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	新庁舎整備	検討	基本レイア ウト作成	移転計画 作成	移転計画 作成	—
2	バンケットホール整備	検討	検討	検討	検討	—
3	現庁舎敷地の活用	検討	検討	検討	検討	—
4	立石駅周辺の公共施設のあり方見直し	検討	検討	検討	検討	—
5	高架下用地の有効活用	検討	検討	検討	検討	—
事業費（千円）		1,116,133	1,103,156	1,103,156	1,103,156	4,425,601

高砂駅周辺の街づくり

高砂・鉄道立体
担当課

高砂駅周辺の交通利便性や安全性・防災性を向上させ、魅力と活力ある広域拠点を形成するため、地域住民によるまちづくり活動の支援等を行い、鉄道立体化と一体となった街づくりを推進します。

また、駅前広場やアクセス道路の検討や都市計画手続等を進めるとともに、鉄道立体化に伴う車庫移転等による大規模な土地利用転換の協議・検討を行い、高砂駅周辺の拠点性の向上を目指します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	まちづくり組織への支援	勉強会等	勉強会等	勉強会等	勉強会等	—
2	駅周辺のまちづくりへの支援	準備会等	準備会等	準備会等	準備会等	—
3	駅前広場、アクセス道路などの都市基盤整備	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続	都市計画決定に向けた協議、調整及び手続	—
4	車庫移転等による大規模な土地利用転換	協議、検討	協議、検討	協議、検討	協議、検討	—
5	まちづくりガイドプランの更新	検討	検討	更新	次の更新に向けての検討	—
事業費（千円）		39,695	48,000	48,000	48,000	183,695



施策 3 地域の街づくり

地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 青戸六・七丁目地区では、地区計画制度等を活用し、地区の特性を活かした街づくりを進めるとともに、安全・快適で利便性の高い街づくりを推進するため、道路・公園の整備や、地区内の交通や駅からのアクセスの円滑化など暮らしを支える基盤整備を進めています。
- 今後も引き続き、土地区画整理事業を施行すべき区域や防災上課題のある地域について、地域の特性や実情を活かした市街地形成を推進するため、それぞれの地域の実情に合った整備手法により、街づくりを推進する必要があります。

2 施策の方向性

- **地区計画等を活用した街づくり** 今後もそれぞれの地域の実情に応じて、新たな地区計画の策定に対する地域住民の機運の高まりと合意形成を促進します。また、住民との協働の下、地区計画等を活用しながら、地域の特性や実情を活かした街づくりを進め、面的に市街地の機能向上を図ります。
- **良好な住環境の維持・向上** 地区計画を策定済みの地区では、地区計画に基づく地区施設の整備や土地利用の適切な規制・誘導を行うことにより、良好な住環境の維持・向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 8 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域特性や地域の実情を活かされた街づくりが進められていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	42.6	43.8	45.0

4 計画事業

青戸六・七丁目地区の街づくり

街づくり推進担当課

地区計画制度等を活用し、地区の特性を活かした街づくりを進めるとともに、安全・快適で利便性の高い街づくりを推進するため、道路・公園の整備や、地区内の交通や駅からのアクセスの円滑化など暮らしを支える基盤整備を進めます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	都市計画・地区計画に基づく街づくりの推進	関係機関との協議調整	関係機関との協議調整	関係機関との協議調整	関係機関との協議調整	—
2	基盤整備の推進	—	都市計画 手続	都市計画 手続	—	—
事業費（千円）		88	18,195	2,453	0	20,736

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	地域特性や地域の実情が活かされた街づくりが進められていると思う区民の割合（青戸）（%）	49.6	49.9	50.2	50.5	43.7
2	地区計画等の公共用地整備率（%）	91.8	91.8	91.8	91.8	91.8

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査（地区別：亀有・青戸） 2 事業完了量（累計）／計画事業量×100

施策 4 良好な住環境づくり



良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年度に「葛飾区住宅基本計画」を策定しました。
- 区では、住宅確保要配慮者⁵の方々などを対象に、低廉な使用料で賃貸住宅を提供し、安全・安心に居住できるセーフティネットとして、区営住宅（11団地401戸）やシルバーピア住宅⁶（15団地153戸）を中心に管理しています。
- 今後、高齢者単身世帯の急増等により、安定した住宅を確保することが困難な方が増加する中、民間との連携による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が必要です。
- 少子高齢社会が進展している中、持続可能な地域社会を構築するため、若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代が暮らし続けることができる住宅・住環境の形成や住宅の質的充実を促進する必要があります。
- 分譲マンションの管理適正化の推進と管理水準の底上げを図るため、令和5年度に「葛飾区マンション管理適正化推進計画」を策定しました。
- 区では、特に周辺環境への悪影響の度合いが大きく、危険等の切迫性があると認定された特定空家等に対し、助言・指導、勧告、命令等を行っています。このような管理不全の空家等への対応に加えて、空き家対策をより効果的に推し進めるため、令和5年度から新たに空き家等相談窓口を設置しました。相談窓口では、行政単独では対応が難しい分野に関しても、協定団体等と連携し、多様化するニーズにきめ細やかに対応しています。また専門家による無料相談会を開催し、問題解決のための具体的な提案を行っています。さらに公益目的や地域活動の拠点等として空き家の活用を希望する場合のマッチング支援を行っています。
- 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定した「葛飾区空家等対策計画」は、予防的な対策の強化や空家等対策に関する法改正などを踏まえ、改定する必要があります。
- 区内には、昭和25年に施行された建築基準法において規定された幅員4mに満たない細街路が数多くあります。そのため、地権者が建替えを行う際に併せて必要な道路空間の確保に努めていますが、未だ拡幅されていない対象路線が残存しており、建替えを伴わない駐車場等における拡幅整備も課題となっています。

2 施策の方向性

- **住宅確保要配慮者への支援** 不動産関係団体、居住支援団体等との協働により設立した居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者に対する支援の強化を図ります。また、高齢者向け優良賃貸住宅やセーフティネット専用住宅への家賃助成等を実施し、高齢者等が安全・安心に暮らせるように支援していきます。

⁵ 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方

⁶ 民間の建物所有者と借上契約を締結し、65歳以上の高齢者に提供している住宅

- **良質な住宅の確保** 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例で基本的な居住水準を確保するとともに、優良集合住宅整備事業で次世代に継承することができる良好・良質な住宅を誘導していきます。また、分譲マンションの適切な維持管理と将来の建替えに向けた施策の展開、情報提供や相談事業の強化を図ります。
- **空家等対策** 適切な管理がなされていない空家や建築物等とその敷地の所有者に対する指導等を強化するとともに空家等の流通と利活用の促進に取り組みます。また、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う、管理不全空家等への措置など実務の見直しは、国のガイドラインを参考に検討を行います。さらに、所有者不明土地・建物管理制度や管理不全土地・建物管理制度、相続土地国庫帰属制度、相続登記申請義務化等の周知や活用を検討します。実態調査を実施し、その結果や法改正を踏まえ、葛飾区空家等対策計画を改定します。
- **細街路の拡幅整備** 民間建築に合わせ、細街路の拡幅整備を進めます。また、建築箇所
の隣地等に駐車場等の空きスペースがあるときに、区からセットバックの協力をお願いしていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
住環境が良好だと思ふ区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	61.9	65.0	67.0
細街路拡幅整備率 (%) (住環境整備課)	42.5	46.3	49.9

4 計画事業

【新規】 良質な住宅の確保	住環境整備課
<p>子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らすことができる良質な住宅を確保するため、分譲マンションの管理適正化の推進、子育て世帯向けの設備や防災機能を備えた良質な集合住宅の誘導、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）のセーフティネット専用住宅（SN専用住宅）への移行などを進めます。</p>	

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	マンションアドバイザー派遣制度利用件数（件）	3	4	5	6	18
2	マンション維持管理等セミナー・個別相談会等（回）	2	3	3	3	11
3	既存ストック再生型優良建築物等整備事業（件）	－	1	1	1	3
4	マンション外観調査・管理状況調査（件）	10	20	40	40	110
5	マンション管理士派遣（プラン作成・訪問合計件数）（件）	検討	実施	実施	実施	－
6	優良集合住宅認定相談件数（件）	6	6	6	6	24
7	高優賃からSN専用住宅への移行戸数（戸）	0	140	0	18	158
8	SN専用住宅の確保戸数（戸）	2	3	3	3	11
事業費（千円）		113,326	190,872	169,866	124,800	598,864

成果・評価指標（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値（4年度）
1	管理計画認定を受けたマンション件数（棟）	10	10	10	10	0
2	優良集合住宅申請件数（件）	1	1	1	1	－

出典等： 1 優良集合住宅の認定を取得し、助成金を受け取る集合住宅数
 2 管理計画認定制度で認定されたマンション件数（管理計画認定は5年間有効・新規認定、予備認定のマンションの件数（累計））

空家等対策

住環境整備課

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策協議会の助言を受け、所有者等への助言・指導等を行い、地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等を推進します。

また、空家等対策計画を推進するため、専門家団体との連携による、空家等の利活用の促進に取り組みます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	空家等の情報提供等を受け付け、解決に向けた対応を行う件数（件）	100	100	100	100	400
2	管理状況確認通知書発送数（件）	50	50	50	50	200
3	空き家適正管理助成事業（件）	10	10	10	10	40
4	行政代執行または財産管理人選任申立（件）	2	2	2	2	8
5	空き家等相談窓口 受付件数（件）	180	180	180	180	720
6	相談会 開催回数（回）	7	7	7	7	28
事業費（千円）		33,983	32,230	32,230	32,230	130,673

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	空家等の相談等を解決した割合（％）	85.0	85.0	85.0	85.0	82.2

出典等： 1 空家等の相談等を解決した累計件数／受け付けた累計件数×100

政策 14 防災・生活安全

災害に強く、犯罪のない安全・安心なまちにします

1 政策目的

- 災害時の被害を最小限に食い止める事前復興と減災の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるようにします。
- 地域の人々が一体となって防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪がなく、安全に暮らせるまちをつくります。

2 政策の方向性

- 災害に強く、安全で、安心して生活できる街づくりに向け、建築物の不燃化や耐震化の促進、液状化対策の支援等を行うとともに、密集市街地の住環境の改善や防災性の向上を促進します。
- 災害発生時に的確な対応と迅速な復旧ができるように、災害対策本部機能や災害情報の伝達、避難所、医療救護活動などの体制強化を進めます。
- 防災活動拠点となる公園や公共施設を活用した防災訓練等を促進し、自助・共助の視点を基本に、地域で救援・応急活動を迅速に行える環境整備を進めます。
- 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるよう、地域の自主的な防犯活動への支援、自転車盗難や特殊詐欺被害など犯罪の防止に向けた啓発活動、消費者教育等を進めます。

3 施策の体系

政策 14 防災・生活安全	
施策 1 防災街づくり	
災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	
	【計画事業】 東立石地区の街づくり
	【計画事業】 堀切地区の街づくり
	新【計画事業】 西新小岩五丁目地区の街づくり
	【計画事業】 民間建築物耐震診断・改修事業
	【計画事業】 地盤の液状化対策
	(計画事業以外の事務事業)
	四つ木地区の街づくり 東四つ木地区の街づくり
	橋梁補修 定期報告対象建築物改善指導事務 コミュニティ住宅管理

施策2 災害対策 災害に対しの確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります
【計画事業】 災害対策本部運営の強化
【計画事業】 水害対策の強化
【計画事業】 受援体制の強化
【計画事業】 女性視点の防災対策推進
新【計画事業】 避難行動要支援者対策等の充実
【計画事業】 災害医療体制の強化
(計画事業以外の事務事業) 災害対策本部装備品 防災行政無線 気象観測情報システム運用 被災者生活再建支援システム運用 防災計画推進 排水場施設整備 雨水流出抑制施設の設置協議 水防関係の訓練 地籍調査事業 河川・公共溝渠維持管理
施策3 防災活動 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします
【計画事業】 地域防災の連携・強化
【計画事業】 防災の意識啓発
【計画事業】 防災活動拠点の整備・更新
【計画事業】 学校避難所の防災機能の強化
【計画事業】 災害時協力井戸設置助成
(計画事業以外の事務事業) ガラス飛散防止対策 通電火災防止対策事業 家具転倒防止対策 初期消火対策事業 消防団(本田・金町)助成 防災市民組織等育成 地域防災活動支援 防災訓練災害補償等掛金 普通救命講習会用教材購入 学校避難所受水槽緊急遮断装置設置 深井戸給水施設保守委託 防災倉庫等維持管理 学校避難所運営会議支援
施策4 地域安全 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします
【計画事業】 地域安全活動支援事業
(計画事業以外の事務事業) 社会を明るくする運動 保護司会助成 自動体外式除細動器管理 街路灯管理 私道防犯灯助成事業 防犯対策の強化
施策5 消費生活 賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします
【計画事業】 消費者対策推進事業

施策 1 防災街づくり



災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 内閣府によると、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。そのため区では、密集住宅市街地整備促進事業¹により、災害に強い街づくりを進めています。また、東京都の「不燃化特区制度」で指定されている地区では、不燃領域率²70%を目指しつつ、平成28年度時点から10ポイント以上向上させることを目標に掲げ、地域の不燃化を促進しています。
- 四つ木地区及び東四つ木地区の密集住宅市街地整備促進事業は、令和5年度までに終了しましたが、地区計画による規制・誘導や不燃化特区の助成制度により、引き続き災害に強い街づくりを進めていく必要があります。
- 住宅の耐震化率は令和4年度末時点で94.8%であり、区では、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする葛飾区耐震改修促進計画の目標達成に向け、普及啓発や助成事業を実施しています。助成事業の実績は大幅に伸びているものの、目標達成には、更なる努力が必要な状況です。また、平成28年の熊本地震では、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築工事に着手した新耐震基準の木造住宅（グレーゾーン住宅）の一部で倒壊などの被害があったことから、国や都では安全点検を行う必要性を周知しています。このことから、更なる建築物の耐震化の取組を促進する必要があります。
- さらに、国土交通省は令和7年から、新築住宅・非住宅に対する省エネ基準の適合を義務化予定としており、国の補助事業の要件化に合わせ、区では、令和5年度から建替え後の住宅や建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件化しました。今後は、耐震性能に加えて省エネ性能の向上も図っていく必要があります。
- 区では、地盤の液状化による住宅の被害を軽減させるため、説明会や相談会を実施するとともに、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を実施しています。しかし、戸建て住宅の液状化対策は、区民など社会的にその危険性があまり認知されていない上に、液状化対策の工法の種類が少なく、費用、期間の問題から助成事業の利用件数は伸び悩んでいます。

2 施策の方向性

- **不燃化の促進** 今後も、不燃化特区内の住環境の改善と防災性の向上を図るため、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅、不燃化建築物への建替えなどを総合的に推進するとともに、区民の防災への意識や防災まちづくりの機運を醸成していきます。また、新たに西新小岩五丁目地区では、地域との協働により、防災生活道路の拡幅整備や建物の不燃化等を推進します。なお、不燃化特区以外においても、

¹ 道路の拡幅により、震災時に消防車などの緊急車両が通れる幅員6メートルの道路を整備するほか、公園やポケットパークを整備し、防災性の向上や居住環境の改善を図る事業

² 市街地の「燃えにくさ」を表す指標。60%以上になると延焼が抑制されると考えられ、70%になると延焼による焼失率はほぼゼロとなる。

住民と協働し、地域危険度の高い木造住宅密集地域の環境改善を進めます。

- **耐震化の向上** 耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震化の必要性と区との取組を説明し、耐震化の向上に結びつけます。また、今後は旧耐震基準住宅の耐震化と並行して、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築工事に着手した新耐震基準の木造住宅（グレーゾーン住宅）についても耐震化に取り組みます。
- **液状化対策の促進** 地盤の液状化対策について、これまで実施してきた内容を継続しながら、地盤調査・液状化対策に関わる団体などとの情報交換により、助成メニューに加えた効率的な工法等について周知します。また、民間機関や研究機関等の知見を取り入れながら、効率的な地盤の液状化対策を検討していきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
災害に強い街になっていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	24.6	29.0	31.6
不燃化特区（四つ木・東四つ木・東立石・堀切）の不燃領域率 (%) (都市計画課)	60.8	64.1※1	—
西新小岩五丁目地区の不燃領域率 (%) (都市計画課)	45.9	48.3	53.1
住宅の耐震化率 (%) (建築課)	94.8	—※2	—

※1 令和7年度末までの事業のため、令和7年度の目標値を設定

※2 令和7年度末までにおおむね解消

4 計画事業

東立石地区の街づくり	密集地域整備 担当課
密集住宅市街地整備促進事業により、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画による規制・誘導や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。	

活動量 (単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 道路等用地取得 (㎡)	—	273	—	227	500
2 道路等整備	工事 571㎡	工事 237㎡	工事 56㎡	工事 228㎡	—
3 不燃化助成 (建替え) (件)	1	4	—	—	5
4 不燃化助成 (除却) (件)	4	7	—	—	11
事業費 (千円)	102,858	235,491	60,602	121,559	520,510

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 不燃領域率 (%)	62.3	63.5	—	—	59.8

出典等： 1 東京都への実績報告値

※ 事業認可期間を延伸することを想定

堀切地区の街づくり

街づくり推進担当課
密集地域整備担当課
道路管理課

当地区の目指すべき街の将来像である「堀切地区まちづくり構想」をもとに、地域住民が中心となって作成した「堀切地区まちづくり戦略（案）」の具体化に向け、地域のまちづくり組織への支援を行うとともに、荒川橋梁架替事業を契機とした街づくりや、東京都と連携した歩行環境改善を進めます。

また、密集住宅市街地整備促進事業により、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画による規制・誘導や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	道路等用地取得（㎡）	230	135	1,326	1,326	3,017
2	道路等整備	工事	工事	工事	工事	—
3	不燃化助成（建替え）（件）	9	9	—	—	18
4	不燃化助成（除却）（件）	26	30	—	—	56
5	橋梁架替事業を契機とした街づくりの検討	検討・協議	検討・協議	検討・協議	検討・協議	—
6	まちづくり組織への支援	支援	支援	支援	支援	—
7	東京都と連携した歩行環境改善の検討	関係者調整・協議	関係者調整・協議 基本設計	関係者調整・協議 実施設計	関係者調整・協議 工事	—
事業費（千円）		557,643 (348,348)	1,469,446	1,315,206	1,320,461	4,662,756

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	不燃領域率（％）	61.9	63.5	—	—	58.6

出典等： 1 東京都への実績報告値

※ 事業費欄の（ ）の数値は、令和6年度当初予算に計上した額 ※ 事業認可期間を延伸することを想定

【新規】西新小岩五丁目地区の街づくり

街づくり推進担当課
密集地域整備担当課

「西新小岩五丁目地区防災街づくり計画」に基づき、密集住宅市街地整備促進事業により防災生活道路を整備するとともに、防災街区整備地区計画により不燃化建替えを促進することで、地域と協働による災害に強い街づくりを進めます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	防災生活道路の拡幅整備	事業着手	用地取得	用地取得	用地取得	—
2	防災街区整備地区計画の都市計画決定	都市計画決定	—	—	—	—
事業費（千円）		25,850	58,889	64,232	264,638	413,609

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	不燃領域率（％）	46.0	47.1	48.3	49.5	45.9

出典等： 1 東京都への実績報告値（報告予定）

民間建築物耐震診断・改修事業

建築課

建築物の耐震化を進めることで、震災時における建築物の倒壊などから人命を保護するとともに道路の閉塞を防ぎ、大地震発生時の被害軽減と防災上安全な街づくりを促進します。

そのため、木造住宅の耐震診断に当たって耐震診断士の無料派遣をするほか、耐震改修設計・耐震改修・除却・建替え等にかかる費用を助成します。また、耐震化事業を広く周知するために、広報紙やホームページによる案内のほか、建築士事務所協会と連携を図り窓口相談や説明会を実施します。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	耐震診断(件)	320	400	—	—	720
2	耐震設計(件)	3	5	—	—	8
3	耐震改修(件)	5	5	—	—	10
4	建替え(件)	130	150	—	—	280
5	除却(件)	150	190	—	—	340
6	補強設計・耐震改修(件)	10	15	—	—	25
7	耐震シルター等設置(件)	0	3	—	—	3
8	耐震診断«新耐震» ^{注)} (件)	17	30	40	50	137
9	補強設計・耐震改修«新耐震»(件)	5	20	30	40	95
事業費(千円)		479,515	612,427	81,073	103,293	1,276,308

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	助成件数【耐震設計、補強設計・耐震改修、耐震改修、建替え、除却、耐震シルター等】(累計)(件)	4,190	4,558	—	—	3,593
2	助成件数【補強設計・耐震改修】(累計)«新耐震»(件)	5	25	55	95	—

出典等： —

注) 昭和56(1981)年6月1日から平成12(2000)年5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅(グレーゾーン住宅)

地盤の液状化対策

建築課

区民が液状化に関する正しい知識を身につけ、建築敷地の地盤状況を把握し必要な対策を講じるために、窓口相談や説明会を実施し、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費や液状化対策費の一部を助成します。地盤の液状化で生活拠点である住宅の沈下や傾斜による被害の軽減や防止を図ります。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	窓口相談の実施	実施	実施	実施	実施	—
2	液状化対策等の説明会実施(回)	10	10	10	10	40
3	地盤調査費助成(件)	11	15	15	15	56
4	液状化対策費助成(件)	2	10	10	10	32
5	地盤の液状化判定調査業務委託(件)	5	15	15	15	50
事業費(千円)		7,504	19,074	19,074	19,074	64,726

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	地盤調査費助成・地盤の液状化判定調査業務委託(累計)(件)	97	127	157	187	70
2	液状化対策費助成(累計)(件)	17	27	37	47	13

出典等： —

施策 2 災害対策



災害に対する確かな対応と迅速な復旧ができる体制をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、首都直下地震や大規模水害等の災害に備え、災害情報の迅速な伝達体制の強化や迅速な復旧の中核を担う災害対策本部の機能強化、情報連絡体制の整備充実に取り組んでいます。今後、地震・水害・感染症流行期などの複数の状況が重なることも想定されるため、複合的に発生する災害の対策についても検討し、充実を図る必要があります。
- 災害対策本部訓練や受援訓練などの実施、新庁舎における防災機能強化に向けた検討などを進めるとともに、河川監視カメラの設置や拠点となる備蓄倉庫の整備、中量棚の設置による既存倉庫の有効活用などを進めています。
- 今後も、災害対策本部の機能強化に向け、無人航空機（ドローン）やICT^参等、最新の技術を活用した情報収集・発信手段の確保に取り組む必要があります。また、避難者に速やかに必要な物資を提供できるよう、平時から備蓄品の適切な管理を進めるとともに、国や都によるプッシュ型支援などにも対応できるよう、デジタル技術を活用した物資管理を進めていく必要があります。
- 気候変動により激甚化が懸念される台風や大雨により引き起こされる水害に備えて、国や都と連携して更なる治水対策を進めるとともに、区民に地域の水害リスクを知ってもらい、適切な避難行動を取れるよう啓発していく必要があります。
- 水害対策を強化するため、広域避難の具体化に向けて、江東5区で平成28年8月に「江東5区大規模水害対策協議会」を設置し、関係機関と連携して広域避難先の確保や運用等について検討を進めています。併せて、公共施設の洪水緊急避難建物への指定や、都営住宅、UR、自治町会、民間マンション、事業所との協定締結を進め、一時避難施設の確保に努めているほか、令和元年6月に「浸水対応型市街地構想³」を策定し、その実現方策として、学校避難所の浸水対応化や民間施設の浸水対応型拠点建築物に対する補助制度を構築するなどの取組を進めています。
- 令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、平成24年4月に公表された被害想定と比べ、木造密集地域などでの街づくりの進展や建物の更新などにより、本区の建物倒壊による被害は約6割程度に減少しているものの、依然として件数は多く、更なる取組が求められています。また、火災による被害も、減少してはいるものの、建物倒壊による被害を上回っており、延焼火災の防止に向けた取組が求められています。また、住宅の建替えや耐震対策の進展により、地震時においても在宅避難の有効性を含めた避難方法の周知を進めていく必要があります。
- 災害時に速やかに応急対策を実施し、復旧・復興につなげられるよう、平常時から消防、警察などの関係機関、協定事業者、東京都や他自治体等と協働して訓練や意見交換を行うなど、より一層連携を深めていく必要があります。
- 高齢者、障害者等の要配慮者をはじめ、女性やLGBTsの方、妊産婦や乳幼児のいる家族、

³ 今後高まる水害リスクに、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応していくとともに、親水性の高い水辺の街を形成していくことを目指して策定したもの

外国人など多様な区民の視点に立ったきめ細かな対策が求められています。

- 令和元年台風19号において、多くの高齢者や障害者などの方々が被害にあったことを受け、令和3年度の災害対策基本法の改正において、個別避難計画の作成が市区町村の努力義務となるなど、避難行動要支援者への支援の充実が求められています。
- 災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、令和5年1月に改訂した「葛飾区災害医療救護計画」を基に医療関係団体や区内医療機関等との連携により緊急医療救護所^参の開設・運営訓練を実施しています。今後、より実効性のある医療救護活動ができるよう、訓練を通じて医療体制や運営方法等を検証する必要があります。

2 施策の方向性

- **地域防災計画等の推進** 地震・水害・感染症拡大等が複合的に発生した場合も想定し、発災後に発生する膨大な復旧・復興作業に対して効率的かつ効果的に対応できるよう、地域防災計画、震災復興マニュアルに定める取組を推進するとともに、国・都の動向や災害対策本部訓練等で得た気づきを生かし、適宜見直しを進めます。
- **避難対応** 要配慮者を含む全ての区民が災害に対応した適切な避難行動をとり、避難所等においても安心して過ごせるよう、災害対策本部図上訓練や避難所開設訓練など防災訓練の実施、備蓄品の配備等を通じて、多様な区民の視点に立った災害時の防災体制を整備していきます。また、在宅避難を含めた分散避難の周知や延焼拡大防止の取組を推進していきます。
- **要配慮者支援の充実** 個別避難計画や災害時個別支援計画などの適宜見直しを進め、避難行動要支援者の命を守る仕組みを構築するとともに、妊産婦や乳児などを含めた要配慮者全般の避難支援を進めていきます。
- **防災DXの推進** 予測不能な大規模災害の発生に備え、区民が迅速かつ円滑に避難行動を取れるよう、SNS^参などを活用した効率的な情報収集や多重化した発信手段の一元化を実施します。また、デジタル技術を活用し、国の物資調達・輸送調整等支援システムとリアルタイムで連携可能な備蓄品及び支援物資の管理や、避難所の無人受付・VR等での防災訓練といった避難所運営の効率化をする仕組みを構築します。
- **大規模水害への備え** 大規模水害に備え、関係機関と連携して広域避難先施設の確保を進めるとともに、避難者が逃げ遅れた場合に活用する一時避難施設や自主的な避難先の確保を進めます。また、「浸水対応型市街地構想」の実現に向けて、堤防と一体となった市街地の防災拠点等の整備や集合住宅・商業施設など民間施設の浸水対応化等を検討します。
- **災害医療体制の強化** 災害時に区民の生命を守るため、医療関係団体や区内医療機関等と連携し、葛飾区災害医療救護計画や救護所ごとの開設マニュアルの見直し等を行い、医療救護活動の実効性を向上させます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区の災害対策が進んできていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	35.7	46.0	50.0

4 計画事業

災害対策本部運営の強化

危機管理課
地域防災担当課

首都直下地震や水害などの大規模災害において、災害対策本部が災害対策各部及び防災関係機関と連携し、迅速かつ効果的に応急・復旧活動を行い、確実に区民の生命・身体・財産を守ります。また、災害監視カメラやIP無線機等の情報ツールを活用しながら、実動訓練を重ね、必要に応じて災害対策本部マニュアルや情報連絡体制などの見直しを行っていきます。

災害発生時には、情報の錯綜や各所の人材・物資不足が予見されるため、円滑な情報収集及び発信や備蓄管理、避難所運営等の防災DX化を進めることで区民の安全な避難行動の支援や防災体制の強化につなげていきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	総合防災訓練の実施	実施	実施	実施	実施	—
2	防災事業のDX化	検討	実施（導入）	実施	実施	—
3	備蓄倉庫の備蓄品目の見直し	実施	実施	実施	実施	—
4	備蓄倉庫の整理、管理の継続	整理	整理	管理	管理	—
事業費（千円）		80,649	178,268	104,063	104,063	467,043

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	45.0	46.0	47.0	35.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

水害対策の強化

危機管理課
調整課
都市計画課

東部低地帯にある本区では、大規模な水害が発生した場合、区内のほぼ全域にわたり大きな被害を及ぼすことが想定されています。そのため、職員出前講座等において、水害ハザードマップや在宅避難ガイドを活用し、大規模水害時の避難行動について区民へ啓発を行っていきます。また、広域避難対策のための近隣自治体との相互協力体制の構築を進めるとともに、東京都と協力し広域避難先施設の確保に取り組みます。さらに、大規模水害のリスクに備えるため、令和元年度に策定した「浸水対応型市街地構想」の実現方策を検討・実施するとともに、堤防と一体となった市街地の防災拠点等の整備を目指します。加えて、水防上注意を要する箇所である、荒川橋梁部の水害対策として、毎年出水期前の時期に水防訓練を実施し、職員の水防技術を高めるとともに、水害に備えた訓練を行います。あわせて、効果的な工法を検討するとともに作業の効率化に取り組みます。

地震についても、令和4年5月に公表された新たな東京都の被害想定を踏まえ、在宅避難ガイド等で、災害時に区民がとるべき確な避難行動の周知を図っていきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	出前講座や地域ごとの説明会、地域別地域防災会議等の実施	実施	実施	実施	実施	—
2	浸水対応型市街地構想の実現方策の検討、実施	実施	実施	実施	実施	—
3	荒川橋梁部水害対策	実施	実施	実施	実施	—
事業費（千円）		11,052	17,236	17,236	17,236	62,760

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	45.0	46.0	47.0	35.7
2	災害に備えて家庭内での対策を行っていると思う区民の割合（%）	56.6	56.7	56.8	56.9	56.4

出典等： 1、2 政策・施策マーケティング調査

受援体制の強化

運用訓練担当課
危機管理課

大規模災害時、都・他自治体、民間協定団体等から人的応援や応援物資を円滑に受入れ・配分するため、受援に関する訓練、協定の締結と具体的な協力体制の構築を進め、受援体制の強化を図ります。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	受援業務別訓練 (回)	2	3	3	4	12
2	都、他自治体等と連携した連絡会、訓練 (回)	2	3	3	4	12
3	民間協定団体との連絡会、訓練 (回)	2	3	3	4	12
4	協定の締結	実施	実施	実施	実施	—
事業費 (千円)		6,279	6,279	6,279	6,279	25,116

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区の災害対策が進んでいると思う区民の割合 (%)	44.0	45.0	46.0	47.0	35.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

※ 前期実施計画名「受援物資搬送体制の強化」を本事業と「災害対策本部運営の強化」に再編

女性視点の防災対策推進

危機管理課

過去の災害の教訓から、女性も安心して避難生活を過ごせる体制の確保が求められています。避難所運営や備蓄物資の配布などにおいて、男女共同参画など多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。そのため、女性のための防災対策等検討委員会の実施や、その検討結果に基づく地域防災計画の見直しを行います。また、男女平等の視点や、乳幼児のいる母親等を対象とした防災講座を継続して実施していくことで、女性の自助・共助力も高めていきます。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	女性のための防災対策等検討委員会開催回数 (回)	1	1	1	1	4
2	防災講座開催回数 (回)	1	1	1	1	4
3	乳幼児と母親のための母子支援防災講座開催回数 (回)	1	1	1	1	4
事業費 (千円)		375	375	375	375	1,500

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	女性のための防災対策等検討委員会開催回数 (回)	1	1	1	1	1
2	防災講座参加者数 (人)	100	100	100	100	20

出典等： 1、2 防災講座、乳幼児と母親のための母子支援防災講座参加者数

【新規】 避難行動要支援者対策等の充実

災害要配慮者支援担当課
危機管理課
地域防災担当課
保健予防課 子育て政策課

避難行動要支援者をはじめとした災害時要配慮者の方の命を守るため、高齢者や障害者、在宅人工呼吸器使用者といった避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」、「災害時個別支援計画」の策定・見直しを進めます。

加えて、在宅人工呼吸器使用者については、災害時の電源供給の停止により生命の危険にさらされないよう、各家庭における非常用の電源確保を支援します。

また、平時から自治町会などの地域における安否確認・避難支援の仕組みづくりや、避難先となる福祉施設のBCPの策定支援などを進め、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、個別避難計画等の実効性を確保していきます。

さらに、妊娠後期の妊婦、産婦、乳児及び保護者のための避難所について、施設の設置や支援体制の構築を進めていきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	個別避難計画の見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	—
2	在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画作成者件数（件）	43	46	49	52	190
3	妊産婦・乳児避難所の仕組みづくり	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	—
4	地域別地域防災会議などによる避難の仕組みづくりの支援	実施	実施	実施	実施	—
5	福祉避難所の充実	実施	実施	実施	実施	—
6	在宅人工呼吸器使用者への非常用電源及び蓄電池等支援者数（件）	37	40	43	46	166
事業費（千円）		56,618	56,911	69,263	14,914	197,706

成果・評価指標（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 （4年度）
1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（％）	44.0	45.0	46.0	47.0	35.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

災害医療体制の強化

地域保健課

首都直下地震や台風などの大規模災害において、区民の生命と健康を守るため、迅速かつ適切な医療救護活動を行うことができるよう、関係機関と連携し、実動の訓練を実施するとともに「葛飾区災害医療救護計画」やマニュアル及び医療救護体制などの見直しを毎年行っていきます。また、大規模水害時の医療体制及び連携の強化を目的に、災害拠点病院の業務継続計画（BCP）策定を支援します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	災害医療救護計画の見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	－
2	緊急医療救護所の開設・運営訓練の実施（回）	5	5	5	5	20
3	緊急医療救護所医療従事スタッフの新規登録（人）	128	138	148	158	572
4	水害時における病院業務継続計画（BCP）策定支援（件）	1	1	1	1	4
5	水害時における病院業務継続計画（BCP）訓練（件）	1	1	1	1	4
6	災害医療ブロック体制における、医療資器材及び医薬品の備蓄	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	－
7	災害医療ブロック体制における、情報連絡体制の構築	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	－
事業費（千円）		20,870	23,508	24,430	22,673	91,481

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（％）	44.0	45.0	46.0	47.0	35.7

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

施策 3 防災活動



災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、災害発生時に、自助・共助の視点で区民や地域が主体的に救援・応急活動を迅速に実施できるよう、防災講演会・防災に関するワークショップの開催、起震車・まちかど防災訓練車・水陸両用車等を活用した防災訓練、広報紙や区ホームページ等による広報を実施しています。
- 自助・共助・公助の連携強化を図るため、地域住民が主体となって災害対策を検討する会議体を設置し、地域ぐるみの防災ネットワーク構築の支援を行っています。今後、地域住民による学校避難所の自主運営を促進するほか、感染症対策等に考慮した避難所運営に取り組んでいく必要があります。
- 防災活動拠点での点検や訓練を自治町会が主体となり実施しています。より多くの地域住民の方に認知していただけるよう、周知活動を強化していく必要があります。
- 地域の方々が運営主体となる学校避難所のマンホールトイレやマンホールトイレ用井戸の整備を進めています。災害時の衛生環境や利用者の健康状態の維持・確保のため、全学校避難所に整備する必要があります。
- 引き続き災害に備え、区民の防災意識の向上、特に地域防災の将来の担い手育成のためにも防災意識の啓発を進めるとともに学校避難所や防災活動拠点の整備も進め、ソフト・ハードの両面において災害への備えを充実していく必要があります。

2 施策の方向性

- **協働による防災体制の構築** 災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を防災活動の基本に据え、区民が区や事業者等の地域のあらゆる主体と協働しながら、主体的に災害対策に取り組める体制を構築します。
- **防災活動拠点の整備** 地域住民の理解と協力を得ながら、その整備を進めるとともに、防災倉庫内の防災資器材については、防災市民組織の希望を聞きながら、適時効果的な資器材の更新を図ります。
- **訓練への参加促進と防災意識の啓発** 防災訓練等にゲーム形式の内容を盛り込んだり、特に若年層の参加が多く予想されるイベントや地域の行事との共催などにより、世代を問わず多くの地域住民の訓練参加を促し、防災広報動画の活用と併せ、その意識啓発を図っていきます。また、将来の地域防災の担い手である若年層の育成に向け、防災市民組織や学校等と連携し、避難所である小・中学校や防災活動拠点である公園など、地域住民にとって身近な公共施設を活用した防災訓練等の実施や授業を通じた防災の知識向上に取り組みます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	56.4	56.8	57.2
防災に関わる訓練や講座等に参加している区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	17.0	17.4	17.8

4 計画事業

地域防災の連携・強化

地域防災担当課

避難所開設の初動活動や開設後の運営について、地域と学校が主体となった自主的活動として確立されるように、学校避難所運営会議や訓練を実施します。さらに、運営訓練等を解説する映像を活用して運営への理解を深めていきます。また、自治町会や学校などの役員改選、人事異動などから避難所運営会議及び訓練が形骸化しないよう、適時、適切なフォローにより、新たな地域協力者を発掘していきます。

地域の防災資源を活用して、地震や水害などの災害にどう立ち向かっていくかを地域住民が主体となって検討する会議を地域ごとに開催します。会議の中で、自治町会、学校、PTA等による地域ぐるみの防災ネットワーク(地域内協定)を構築し、地域防災力の強化を図るとともに、地域の特性を踏まえた各地域の防災計画やマニュアル等の策定を支援します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	学校避難所運営会議の開催	開催	開催	開催	開催	—
2	学校避難所運営訓練の実施 (校)	40	40	40	40	160
3	地域防災会議の開催 (地区)	2	2	2	2	8
4	地域防災連携の構築及び普及	構築・普及	構築・普及	構築・普及	構築・普及	—
事業費 (千円)		3,651	3,569	3,733	3,569	14,522

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	学校避難所運営訓練を実施した学校数 (校)	40	40	40	40	30
2	防災に係わる訓練や講座等に参加している区民の割合 (%)	17.2	17.3	17.4	17.5	17.0

出典等： 1、2 政策・施策マーケティング調査

防災の意識啓発

地域防災担当課

防災対策は、自らの命は自らで守る「自助」が基本となり、共助・公助は自助が前提となり成り立ちます。幅広い層を対象とした防災講演会やワークショップを実施して、自助の意識啓発を図ります。また、実際のポンプを使った放水体験やゲーム形式の防災訓練等の防災普及イベントの実施や、防災広報動画を活用するなど、若年層も含めた防災意識の高揚を図っていきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	防災講演会・ワークショップ（回）	40	40	40	40	160
2	若年層向け防災啓発キャラバン（か所）	76	76	76	76	304
3	防災活動団体への助成（団体）	1	1	2	2	6
事業費（千円）		3,190	3,190	3,833	3,833	14,046

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合（%）	56.6	56.7	56.8	56.9	56.4

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

防災活動拠点の整備・更新

地域防災担当課

地域防災計画に掲げた減災目標（被害の半減）を達成するため、国の補助制度を活用し、防災活動拠点として、公園に地下貯水槽、防災倉庫、仮設トイレ用マンホール、かまど兼用炊き出しベンチ等の設備を設け、救出・救護活動や生活支援活動等を行う防災市民組織による自主防災活動の場として防災活動拠点を整備します。さらに、設置して年数が経過（概ね20年）した防災公園の設備（発電機等）について、管理している防災市民組織の意見を聞きながら必要に応じて入替等を行います。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	（仮称）東金町七丁目公園（新設）	工事・竣工	—	—	—	—
2	白鳥四丁目公園（改修）	工事・竣工	—	—	—	—
3	白鳥北公園（改修）	実施設計	実施設計	工事・竣工	—	—
4	（仮称）新小岩一丁目公園（新設）	基本設計	用地取得・ 実施設計	工事・竣工	—	—
5	高砂南児童遊園（拡張）	—	基本設計	用地取得・ 実施設計	工事・竣工	—
6	宝町公園（拡張）	—	—	基本設計	用地取得・ 実施設計	—
7	防災活動拠点の設備更新	実施	実施	実施	実施	—
事業費（千円）		86,507	801	86,507	43,653	217,468

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	防災活動拠点数（累計）（か所）	38	38	40	41	35
2	防災活動拠点での訓練実施数（累計）（か所）	38	38	40	41	35

出典等： —

※活動量1～6の事業費の一部は「地域の身近な公園の整備」に計上

学校避難所の防災機能の強化

地域防災担当課

災害時の断水に備えて、避難所となる小・中学校及び旧学校にマンホールトイレの整備を行うとともに、マンホールトイレの水利を確保するため、井戸の整備を行います。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	マンホールトイレの整備（校）	—	—	—	—	—
2	マンホールトイレ用井戸の整備（校）	7	5	5	5	22
事業費（千円）		50,800	43,700	43,700	43,700	181,900

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	マンホールトイレ設置率（%） (設置数/77校)	96.1	96.1	96.1	96.1	90.9
2	マンホールトイレ用井戸設置率（%） (設置数/77校)	39.0	45.5	51.9	58.4	26.0

出典等： 1、2 設置数/77校

災害時協力井戸設置助成

地域防災担当課

福祉施設等が新たに井戸を設置し、災害時には井戸水を区民にも供給できるようにした場合、井戸の設置に係る費用を助成します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	井戸の整備助成（施設）	2	2	2	2	8
事業費（千円）		6,000	6,000	9,000	6,000	27,000

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	井戸の設置助成数（累計）（施設）	7	9	11	13	5

出典等： 1 葛飾区災害時協力井戸設置工事費交付要綱に基づき設置した井戸の数



施策 4 地域安全

犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和4年の区内の犯罪発生件数は2,316件と前年と比べ26件増加しており、平成16年からほぼ一貫して続いていた減少傾向が増加に転じました。区では、地域における防犯カメラの設置拡大を図るとともに、地域団体が行う自主的な防犯活動や保護司会等による更生保護施策など、犯罪の抑止・予防に向け、協働による取組を進めています。
- 地域の防犯活動の担い手は減少傾向にあり、若年層の防犯活動への参加促進、区と地域の防犯担当者との連携強化など、地域の自主的防犯活動の維持・活性化が必要です。
- 全刑法犯に占める自転車盗難の被害の割合は約33%と依然として高く、令和4年12月末時点では23区中で10番目に多い件数となっています。令和4年の自転車盗難被害件数760件は、前年に比べ81件増加し、平成30年から続いていた減少傾向が増加に転じました。区では、これまで「葛飾区自転車の安全利用及び駐車場秩序に関する条例」により、自転車利用者の施錠等の措置を義務化するとともに、亀有・葛飾警察署や関係機関等との連携を強化し、駅周辺で防犯キャンペーンの実施、警告札の貼付等の予防活動に取り組んできましたが、今後は自転車盗難に対する予防活動のさらなる強化が必要です。
- 特殊詐欺被害件数については、近年100件前後を推移しており、令和4年は110件と、前年と比べて2件減少したものの、犯行手口が巧妙化しており、依然として対策が必要な状況となっています。本区では、亀有・葛飾警察署、消費生活センター、高齢者総合相談センターなどの関係機関と情報共有を図りながら対策に取り組むとともに、様々な予防啓発活動を実施しており、今後も特殊詐欺被害に対する継続的な予防活動の維持・強化が必要です。

2 施策の方向性

- **地域防犯力の向上** 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、若年層の防犯活動への参加促進や自主的な防犯活動に対する支援の充実、地域の需要に応じた防犯カメラの設置を進めておりますが、今後、住まいに対する防犯対策や、区が街頭に設置する防犯カメラ等の設置拡大などについて、より一層強化していきます。また、「葛飾区安全・安心情報メール」により迅速に区内の犯罪情報・不審者情報を配信するなど、地域の防犯力の向上を図り、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。
- **自転車盗難対策** 大型看板や横断幕の設置、児童・生徒への啓発を実施するなど、警察署と連携しながら、自転車の盗難防止対策を図っておりますが、より一層強化していきます。
- **特殊詐欺被害の防止対策** 警察署、消費生活センター、高齢者総合相談センター等と連携して、特殊詐欺被害の防止対策を推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
犯罪発生件数(件)(警視庁統計資料)	2,316	2,181	2,000
自転車盗難件数(件)(警視庁統計資料)	760	733	700

4 計画事業

地域安全活動支援事業	生活安全担当課
<p>犯罪や事故の発生を減らし区民の安全を守るため、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、区民・地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全・安心な地域社会の形成を目指します。そのために、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、区民・地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進します。特殊詐欺被害防止については、主に消費生活センターや高齢者支援課、警察署、地域団体、関係団体との連携を図り、効果的な対策を展開していきます。また、自転車盗難対策については、主に交通政策課や警察署、地域団体、関係団体との連携を図り、鍵かけ義務化の周知について引き続き実施していきます。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	地域安全活動費助成(団体)	25	25	25	25	100
2	防犯設備整備費助成(団体)	27	27	27	27	108
3	地域安全活動連絡会の開催(回)	2	2	2	2	8
4	防犯講習会の実施(回)	1	1	1	1	4
5	防犯講話(回)	30	30	30	30	120
6	パネル展示の実施(回)	1	1	1	1	4
7	自転車盗難防止キャンペーン(回)	12	12	12	12	48
8	自転車盗難・特殊詐欺等の予防活動	実施	実施	実施	実施	—
事業費(千円)		84,227	83,841	85,118	85,588	338,774

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	防犯対策をしている区民の割合(%)	54.0	55.0	56.0	57.0	—

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

施策 5 消費生活



賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の消費生活相談の受付件数は、平成 16 年度をピークに平成 24 年度までは減少傾向にありましたが、平成 25 年度に増加に転じて以降は 3,000 件前後で推移しており、令和 3 年度は 3,520 件でした。個々の案件では、DM⁴や訪問での屋根・水回り点検等の新たな手口による詐欺被害等だけでなく、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しています。
- 消費者被害を未然に防止するため、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム⁵」に基づき、消費生活展や消費者教育出前講座など全世代を対象とした消費者教育を推進しています。今後、成年年齢の引下げに伴った若者の消費者被害や、外国人区民の増加に伴う外国人相談者の増加等が予想されます。

2 施策の方向性

- **消費者教育の推進** 区民が消費者被害に遭わないよう、被害の発生状況や被害者の属性を踏まえながら、全世代を対象とした消費者教育を推進します。特に、小・中学生に対する早期の消費者教育を進めます。
- **消費者被害への対応** 消費者被害が生じた場合には、その救済を図るとともに、新たな手口による詐欺被害等や悪質かつ巧妙化した手口による被害、成年年齢の引下げや外国人の人口増等の社会状況の変化に対応した取組を推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 8 年度)	目標値 (令和 12 年度)
最近 1 年間で消費者被害にあったことのない区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	96.0	96.4	96.8

⁴ Direct Mail (ダイレクトメール) の略称を指すもの。個人に向けた印刷物や電子メールのこと。

⁵ 消費者教育の一層の推進を図るため、今後取り組むべき消費者行政の方向性を示したものの。東京都の「消費者モデル事業」の一環として立ち上げた「消費者教育地域連絡会議」で議論等を重ね、平成28年度に策定

4 計画事業

消費者対策推進事業

産業経済課

区民が自立した消費者として行動できるよう、消費者問題に取り組む団体の活動を支援するとともに、消費者情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保、消費生活相談の実施など、様々な取組を推進します。また、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、引き続き区内小・中学校等と連携し、消費者教育の充実を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	消費者教育の実施参加者数（人）	2,600	2,600	2,650	2,650	10,500
2	消費生活展の開催来場者数（人）	8,400	8,400	8,600	8,600	34,000
3	消費生活相談件数（件）	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000
事業費（千円）		44,471	44,471	44,471	44,471	177,884

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	最近1年間で消費者被害にあったことのない区民の割合（%）	96.2	96.3	96.4	96.5	96.0

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

政策 15 交通

誰もが安全かつ快適に移動できるまちにします

1 政策目的

- 道路の新設、拡幅、無電柱化等により安全で利便性の高い道路ネットワークを整備するとともに、道路と鉄道の連続立体交差化により踏切をなくし、渋滞のない快適な交通環境を実現します。
- 自転車や歩行者の交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、子どもから高齢者まで誰もが事故なく安全に生活できるようにします。
- 新金線の旅客化をはじめとする鉄道網の整備やバス交通の充実など移動しやすい環境整備を進め、誰もがいきいきと活動できる活力あるまちをつくります。

2 政策の方向性

- 誰もが安全かつ快適に通行できる道路交通網の充実に向け、都市計画道路の整備や道路・橋梁・歩行空間の修繕・改修、区道の無電柱化、街づくりと連動した連続立体交差化による踏切の除却等を進めます。
- 自転車専用通行帯等の整備や自転車駐車場の整備、違法駐輪対策、シェアサイクルの導入など、自転車を安全かつ快適に活用できるようにします。また、交通安全ルールやマナーの啓発、高齢者の視点を踏まえた事故防止対策等を行い、交通事故の防止に取り組みます。
- 新金線の旅客化の実現や地下鉄 8・11 号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）の建設などの鉄道整備に向けた取組を進めるとともに、バス交通の充実を図り、区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します。

3 施策の体系

政策 15 交通	
施策 1 道路交通網の充実	
誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります	
【計画事業】都市計画道路の整備	
【計画事業】無電柱化の推進	
【計画事業】新中川橋梁架替事業	
【計画事業】京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業	
【計画事業】京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進	
(計画事業以外の事務事業)	
街路樹維持管理 公衆便所維持管理 道路・駅前広場清掃等管理 道路改修（施設更新） 道路橋梁改良 道路修繕 特色ある道路管理 掘削道路復旧 道路補修課庁舎管理運営 路上放棄物処理	
施策 2 自転車活用の推進	
自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします	
【計画事業】自転車利用環境の整備推進事業	
【計画事業】自転車駐車場整備事業	
(計画事業以外の事務事業)	
違法駐車防止巡回指導及び誘導 自転車置場管理運営 自転車駐車場管理運営 自転車保管所管理運営 放置自転車総合対策 駐車場事業運営 放置自転車追放キャラバン 自転車用ヘルメット購入費助成 民営自転車駐車場整備費助成 交通安全運動推進 交通安全協会（葛飾・亀有）助成 交通安全施設設置管理	
施策 3 公共交通の充実	
区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します	
【計画事業】新金線の旅客化	
【計画事業】地下鉄 8・11 号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業	
【計画事業】バス交通の充実	
(計画事業以外の事務事業)	
地域乗合交通運行事業運営費助成	

施策 1 道路交通網の充実



誰もが安全かつ快適に通行できるように、道路交通網の充実を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区施行の都市計画道路は、令和5年12月末現在、計画延長52.9kmのうち34.8kmが整備済み（整備率65.8%）となっています。また、国・都施行を含めた都市計画道路は、令和4年3月末時点で、計画延長99.3kmのうち69.9kmが整備済み（整備率70.3%）となっています。交通の円滑化や防災性の向上等のため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）¹」に基づき、計画的かつ効率的な都市計画道路の整備を推進しています。
- 国道6号（新宿拡幅）などの広域的な幹線道路の整備が進められている一方、これらの幹線道路を相互に連絡する都市計画道路の整備が遅れており、交通渋滞が解消できていない状況にあるため、今後も、計画的な都市計画道路の整備が必要です。
- 完成から50年以上が経過し、歩行者等の安全な通行の確保や防災性の向上を図る必要のある橋梁は、計画的に維持・更新を進める必要があります。
- 区では、地上機器の設置場所の確保が課題となる歩道が狭い道路や歩道がない道路の無電柱化を推進するため「葛飾区無電柱化推進計画」を策定し、優先整備路線の整備を推進しています。
- 踏切の除却による安全性や交通利便性の向上を図るため、「京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業」の工事を実施しています。今後、本事業の早期完成に向け、東京都や京成電鉄株式会社との連携を強化していく必要があります。
- 「京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進」においては早期事業化に向けて関係事業者との協議・調整を進めており、令和4年4月には、東京都が国から新規着工準備箇所としての採択を受け、事業化に向けて具体的な調査を進める段階となりました。今後は、連続立体交差事業の実施を見据えて、更に地域住民の駅周辺まちづくりに対する機運を高めていく必要があります。

2 施策の方向性

- **都市計画道路の整備** 快適で利便性の高い道路ネットワークを形成するため、都市計画道路の事業中区間の早期完成や未着手区間の早期事業化に取り組みます。
- **計画的な修繕・改修** 予防保全の観点から、道路や橋梁の修繕・改修を計画的に実施するとともに、誰もが安全で快適に通行できるようにするため、歩行空間の改善や街路樹の適正管理等を推進します。
- **無電柱化の推進** 葛飾区無電柱化推進計画に位置付けた路線の無電柱化を推進するとともに、国や東京都で検討が進められている低コスト手法の活用に加え、電線管理者等と協働して多様な整備手法の活用を検討し、無電柱化の更なる推進を図ります。
- **連続立体交差事業の推進** 踏切の除却による交通渋滞の解消や回遊性の向上による地域の活性化に向けて、街づくりとの連携を図るとともに、「京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立

¹ 事業の継続性や実現性などの観点から、優先的に整備すべき路線を定めたもの

体化事業の推進」においては、新規着工準備採択を受け、東京都などの関係機関との調整をしながら、事業化に向けた動きを加速させていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
都市計画道路（区施行路線）整備率（%） (道路建設課)	65.8	68.8	70.0
区内の交通の便が良いと思う区民の割合（%） (政策・施策マーケティング調査)	54.1	56.1	58.1

4 計画事業

都市計画道路の整備

道路建設課

安全で円滑な交通機能を確保するとともに、良好な道路環境を整備するため、沿道地域住民や権利者の理解を得ながら、都市計画道路の整備を着実に推進します。

- ・東京都と協議し、事業認可を取得します。
- ・物件等の調査や土地の評価を基に補償内容について説明・協議を行い用地を取得します。
- ・用地取得の進捗を見ながら、予備設計、詳細設計を行います。
- ・下水道工事、無電柱化工事、歩道・車道整備工事を順次行います。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	区画街路4号線(四つ木地区)(四つ木東地区)(四つ木西地区)	用地取得・予備設計	用地取得・予備設計	用地取得・予備設計・詳細設計	用地取得・予備設計・詳細設計・工事	—
2	区画街路6号線	用地取得	用地取得	用地取得・予備設計	詳細設計・工事	—
3	補助138・261号線(南水元西地区)	用地取得・事業認可取得準備	用地取得・予備設計・事業認可取得	用地取得・詳細設計	用地取得・詳細設計・工事	—
4	補助261号線(南水元地区)	工事	詳細設計・工事	工事	工事	—
5	補助264号線(細田西地区)(環状7号線付近地区)	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・工事	工事	—
6	補助274号線(立石地区)	予備設計	予備設計	詳細設計	詳細設計	—
7	補助276・279号線(隅田橋地区)	詳細設計・工事	工事	—	—	—
8	補助276号線(一口橋南地区)(細田北地区)	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・詳細設計・工事	用地取得・工事	用地取得・工事	—
9	補助279号線(高砂地区)	用地取得	用地取得	用地取得・予備設計	用地取得・詳細設計・工事	—
10	補助284号線(東新小岩南地区)(東新小岩北地区)	工事	工事	工事	—	—
事業費(千円)		1,606,079 (1,061,701)	3,448,901	4,281,270	4,134,922	13,471,172

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	都市計画道路(区施行路線)整備率(%)	66.5	67.4	68.8	68.8	65.8

出典等： 1 完成延長/計画延長×100

※ 事業費欄の()の数値は、令和6年度当初予算に計上した額 ※ 事業認可期間を延伸することを想定

無電柱化の推進

道路建設課

葛飾区無電柱化推進計画に位置付けたチャレンジ路線や都市計画道路、駅周辺などの街づくりに伴う路線について、沿道住民や電線管理者等の理解を得ながら、検討、設計、用地取得、工事を順次推進します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	葛・新19・20号線(亀有四丁目、道上小付近)計画延長228m、幅員6m	工事	工事	工事	工事	—
2	区道172号線(堀切一丁目、綾南小付近)計画延長210m、幅員11m	工事	工事	詳細設計・工事	工事	—
3	葛104号ほか(京成金町線柴又駅付近)計画延長115m、幅員3.6~7.2m	関係機関協議	工事	工事	工事	—
事業費（千円）		112,398	130,396	107,943	100,245	450,982

新中川橋梁架替事業

道路補修課

完成から50年以上が経過した、新中川橋梁の架替事業を実施し、歩行者・自転車の通行の安全性や防災性の向上などを図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	八劔橋 設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	設計・工事	—
2	細田橋 調査・設計	調査	設計	設計	設計	—
事業費（千円）		1,210,258	807,610	264,610	101,610	2,384,088

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	進捗率(%) (上段：八劔橋 下段：細田橋)	76.5 2.5	90.8 3.6	95.4 4.5	96.9 5.8	47.2 2.1

出典等： 1 実施済事業費/全体事業費×100

京成押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業

立石駅北街づくり担当課
政策企画課

東京都、京成電鉄株式会社と連携して鉄道を高架化し、11箇所の踏切を除却します。これにより、交通渋滞の解消、道路交通の安全確保、南北の回遊性向上を図ります。

また、鉄道の高架化によって創出される高架下用地の有効活用について、沿線のまちづくり事業と一体となり検討を進め、東京都及び京成電鉄株式会社との協議を進めます。これにより、にぎわいの創出や利便性の向上を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	高架化工事 事業延長2.2km	高架化工事	高架化工事	高架化工事	高架化工事	—
2	高架下用地の有効活用	検討	検討	検討	検討	—
事業費（千円）		1,771,258	1,057,916	1,563,819	1,635,027	6,028,020

京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進

高砂・鉄道立体
担当課

京成高砂駅付近の開かずの踏切の解消により、道路交通の円滑化、安全性・防災性の向上、地域分断の解消によるまちの活性化などを図るため、京成本線等（高砂駅～江戸川駅付近）鉄道立体化の合同勉強会等の開催や関係機関との協議、調整及び都市計画手続に取り組み、連続立体交差事業の実現を目指します。また、連続立体交差事業は周辺街づくりに大きな影響を与えることから、高砂駅周辺の街づくりと連携した交通ネットワークの検討を進めます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	京成本線（高砂駅～江戸川駅付近）の鉄道立体化に向けた合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催	合同勉強会等の開催	—
2	連続立体交差事業の実現に向けた関係機関との協議、調整及び都市計画手続	協議、調整及び手続	協議、調整及び手続	協議、調整及び手続	協議、調整及び手続	—
3	交通ネットワークの検討	検討、関係機関協議	検討、関係機関協議	検討、関係機関協議	検討、関係機関協議	—
事業費（千円）		4,600	5,000	5,000	5,000	19,600

施策 2 自転車活用の推進



自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 多くの区民が通勤・通学や買い物などに自転車を利用しています。今後も一層の自転車の活用が期待されていることから、区では、自転車専用通行帯やナビマーク等の整備を行うなど、安全で安心な自転車通行空間の確保を進めています。
- 良好な交通環境の確保のため、自転車駐車場の整備や各放置自転車整理区域における指導・誘導、撤去搬送等に取り組み、当該区域での自転車放置数は年々低減傾向にあります。今後、幼児用座席付き自転車や電動アシスト付き自転車等特殊自転車用の駐車スペースの確保や夜間時の放置自転車対策を進める必要があります。
- 駅やバス停から目的地までの移動や観光名所を周遊する交通手段として、気軽に自転車を利用できるシェアサイクルが区内外で展開されていますが、区では、自転車を貸出・返却できる場所に偏りがある状況にあります。このため、令和4年9月から「葛飾区シェアサイクル事業」の社会実験を開始し、公共用地を提供し、ポート数の拡大を図っています。
- 区内の交通事故件数はやや減少傾向にありますが、区内の交通事故の約60%を占める自転車関与事故は増えており、特に子どもと高齢者の自転車事故が増えています。また、自転車運転中の携帯電話の操作や雨天時の傘さし運転などの安全運転義務違反による事故の発生も見られるとともに、近年増加している外国人区民向けの交通安全啓発活動の充実も必要です。
- 自転車利用者が交通事故で加害者となり、高額な賠償を命じられるケースが発生していますが、自転車利用者の保険加入についての認識が低い状況にあります。

2 施策の方向性

- **自転車通行環境の構築** 安全で快適な自転車通行環境を構築するため、自転車事故が多い箇所や区有施設へのアクセスルートなどを踏まえて、自転車専用通行帯やナビマーク等の整備を進めます。
- **自転車駐車場の整備** 駅周辺において、自転車の駐車需要に応えられるよう、民間活力も活用しながら、様々なニーズに応じた自転車駐車場の整備を推進します。また、駐輪環境の整備と合わせて、夜間の放置自転車の撤去等、違法駐輪対策を強化します。
- **シェアサイクル等の整備** 自転車の活用を推進していくため、公共用地の有効活用や民間活力の活用により、周辺自治体と連携した利用しやすいシェアサイクル、サイクルポートの整備を推進していきます。
- **交通安全対策の強化** 自転車利用者を含めた交通事故の防止と交通安全の啓発を進めるため、これまでの小・中学生に加え、高校生や外国人区民を対象とした啓発活動を推進します。また、高齢者には警察署と協力して自動車運転免許の自主返納を促すとともに、交通安全教室の開催や自転車利用五則（利用ルール・マナー）の周知啓発、自転車安全利用体験を行います。
- **自転車の安全利用の促進** 自転車の安全利用を促進するために、自転車保険や区民交通傷害保険への加入促進を推進していきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
自転車放置率 (%) (放置自転車整理区域内の放置自転車台数/区域乗り入れ台数×100・交通政策課)	4.0	2.6	1.8
自転車を利用しやすい環境が整備されていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	33.9	36.0	40.0
区内の交通事故発生件数 (件) (警視庁資料 暦年集計)	834	511	511

4 計画事業

自転車利用環境の整備推進事業	交通政策課 道路補修課
<p>自転車通行空間の整備やシェアサイクルなどによる自転車活用を推進します。また、自転車保険の加入促進やスクエアード・ストレイト^{注)}の対象拡充を行うとともに、高齢者の視点を踏まえた交通安全対策と事故防止対策事業を強化していきます。外国人区民に対しては、交通安全ルールの説明等の啓発活動を行います。</p>	

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	自転車通行空間の確保整備延長(km)	2.0	2.0	2.0	2.0	8.0
2	シェアサイクルの普及	社会実験	社会実験	社会実験	本格導入 検討	—
3	自転車保険の加入促進	普及啓発	普及啓発	普及啓発	普及啓発	—
4	葛飾区交通安全計画の改定	—	改定	—	—	—
事業費 (千円)		48,121	53,521	48,121	48,121	197,884

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区内の交通事故発生件数 (件)	511	511	511	511	834

出典等： 1 警視庁資料暦年集計

注) スタントマンによる交通事故の再現

自転車駐車場整備事業

交通政策課

駅周辺の市街地再開発をはじめとする街づくり事業等と連携した、自転車駐車場の整備を推進します。また、自転車の多様化に合わせ、新たな利用状況に対応した誰もが利用しやすい自転車駐車場の整備を推進します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	新小岩駅周辺					
	①西井堀第一自転車駐車場	検討	設計	設計	整備工事	—
	②新小岩駅北口自転車駐車場	検討	—	設計	設計	—
2	金町駅周辺					
	①東金町一丁目西地区（再開発事業関連）	整備工事	整備工事 供用開始	—	—	—
	②金町駅北口（東側）自転車駐車場	—	改修工事	—	—	—
	③金町駅北口（東金町側）自転車駐車場	—	—	改修工事	—	—
	④金町駅北口（西側）自転車駐車場	—	—	—	撤去工事	—
事業費（千円）		0	801,292	64,332	812,896	1,678,520

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	自転車駐車場収容台数（台）	27,300	27,518	27,679	27,679	27,300
2	自転車放置率（%）	3.0	2.8	2.6	2.4	4.0

出典等： 1 区営自転車駐車場の収容台数 2 1日のある時間での放置自転車整理区域内の放置自転車／区域内乗入台数×100

施策 3 公共交通の充実



区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の鉄道網は、常磐線や総武線、京成線など東西方向は充実していますが、南北方向の不足が課題となっています。このことから、区は南北方向の鉄道網の整備を図るため、新金線の旅客化や地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設の実現に向けて、取組を進めています。特に、新金線の旅客化については、関係機関で構成する、新金線旅客化検討委員会及び同幹事会を設置して検討を行っています。また、旅客化の整備に要する資金を確保するため「葛飾区新金貨物線旅客化整備基金」を設置しています。
- これまで、バス社会実験などの取組により新たなバス路線が開設してきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大やテレワークなどの新しい生活様式の定着による移動需要の減少の影響を受け、バス事業者の経営状況は厳しさを増しています。また、慢性的な運転手不足も手伝い、ダイヤ減便など、利用しづらい路線も増えてきていることから、バス路線を維持していくことが課題となっています。区では、バス事業者との協働により、バス交通による利便性の維持・向上に向けた取組を進めています。
- 高齢者等が日常生活を送る上で、移動手段の確保が課題となっており、公共交通の役割は一層重要となっています。区は、今後の高齢社会の進展を見据え、公共交通の更なる利便性の向上や持続可能な公共交通網の構築を目指し、「葛飾区公共交通網整備方針²」に基づく取組を進めています。
- 地域の身近な生活圏における移動手段として、地域組織が運行主体となって、地域住民の外出を支援する地域主体交通の導入について検討を行っています。
- 近年、ICT^参を活用して効率的でスムーズな移動を実現するサービスであるMaaS^参や、自動運転の実証実験が国内でも進められています。

2 施策の方向性

- **新金線旅客化の実現** 南北方向の鉄道網の整備を図るため、今後も引き続き新金貨物線旅客化整備基金を計画的に積み立てつつ、国道6号との交差方法、車両種別の選定や旅客化施設の検討などについて、関係機関で構成する新金線旅客化検討委員会及び同幹事会において、具体的な検討を進めていきます。
- **地下鉄8・11号線延伸・メトロセブンの建設促進** 地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設に向けて、関係区市と連携を図りながら、調査研究などを進めます。
- **バス交通の充実** バス交通の充実を図るため、循環バス等の導入や既存路線の再編に取り組みます。また、バス利用者の利便性を高めるため、上屋やベンチ、バスロケーションシステム表示機などの整備を促進させる助成を行うとともに、バス利用者用の駐輪場（サイクル&バスライド）の整備を進めます。

² 今後の本区の公共交通網の整備方針とその取組を定めることを目的に、令和元年5月に策定したものの

- **地域主体交通の導入** グリーンスローモビリティを活用した地域主体交通について、東立石地区をモデル地区とした実証運行を、令和5年10月から開始しました。今後、実証運行について様々な角度から評価を行い、東立石地区での継続運行に向けて取り組んでいきます。あわせて、実証運行で得られた知見をもとに、区内他地域での展開についても検討していきます。
- **新技術の活用** 今後、自動運転、超小型モビリティ、MaaSなどの最先端技術の進展を注視しながら、状況に応じて活用を検討します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区内の交通の便が良いと思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	54.1	56.1	58.1

4 計画事業

新金線の旅客化	新金線旅客化 担当課
<p>高齢社会の進展や脱炭素社会の潮流などの社会状況の変化を踏まえ、葛飾区公共交通網整備方針の実施の一環として、不足する南北方向の鉄道網の整備や区全体の活性化を図るため、新金線の旅客化の実現に向けて取り組みます。</p> <p>各関係機関や行政機関で構成する、新金線旅客化検討委員会及び同幹事会において、旅客化の調査検討を進めるとともに、沿線のまちづくりについても検討していきます。</p>	

活動量 (単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 旅客化に向けた調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	—
2 旅客化に向けた関係機関との協議、調整	関係機関 協議	関係機関 協議	関係機関 協議	関係機関 協議	—
3 検討委員会・幹事会の開催	検討委員 会・幹事会	検討委員 会・幹事会	検討委員 会・幹事会	検討委員 会・幹事会	—
4 設計・工事	—	先行整備 区間 基本設計	先行整備 区間 基本設計	先行整備 区間 詳細設計	—
事業費 (千円)	1,042,844	1,148,938	1,148,938	1,148,938	4,489,658

地下鉄 8・11号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業

交通政策課

交通政策審議会答申第198号に位置付けられた地下鉄 8 号線・11号線の延伸とメトロセブンの建設促進に向けて、関係区市及び都区連絡会と連携を図りながら、調査研究等や国などの関係機関への要請活動等を行います。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	調査研究、関係機関協議	調査研究 関係機関 協議	調査研究 関係機関 協議	調査研究 関係機関 協議	調査研究 関係機関 協議	—
2	関係自治体等の連携強化	連携強化	連携強化	連携強化	連携強化	—
事業費（千円）		1,500	1,500	1,500	1,500	6,000

バス交通の充実

交通政策課

区民の身近な移動手段であるバス交通の充実を図るため、循環バス等の導入とともに地域主体交通の導入に向けて取り組みます。また、バス利用者用駐輪場（サイクル&バスライド）の整備やバス利便施設整備の支援、交通の新技术活用の検討などに取り組みます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	循環バス等の導入					
	①細田循環バス	補助・運行 検証	補助・運行 検証	補助・運行 検証	補助・運行 検証	—
	②その他新規路線 既存路線の再編	協議・検討	協議・検討	協議・検討	協議・検討	—
2	地域主体交通の導入	地域主体 交通実証 運行	地域主体 交通運行	地域主体 交通運行	地域主体 交通運行	—
3	サイクル&バスライドの整備（か所）	2	2	2	2	8
4	利便施設整備の支援（か所）	15	15	15	15	60
5	交通の新技术活用の検討	MaaS等導 入検討	MaaS等導 入検討	MaaS等導 入検討	MaaS等導 入検討	—
事業費（千円）		71,004	66,015	66,015	66,015	269,049

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区内の交通の便が良いと思う区民の割合 (%)	55.1	55.6	56.1	56.6	54.1

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査

政策 16 公園・水辺

水や緑に親しめる、安全で快適な空間をつくります

1 政策目的

- 身近なオープンスペースとして公園を整備・保全し、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら活動できるようにします。
- 区内を流れる河川と一体となった公園などを整備し、貴重な自然環境を次世代へつなぐとともに、豊かな水と緑や生態系に親しみ、楽しめるようにします。

2 政策の方向性

- 公園の計画的な整備・改修や地域の団体等による管理運営等の支援などを行い、多くの区民が集い、憩い、活動できる空間をつくります。
- 河川と一体となった公園の整備や河川敷の公園のバリアフリー化、水元小合溜の水環境の保全など、河川を活かした快適な空間を整備し、多くの人々が集い、憩える場として水辺を積極的に活用します。

3 施策の体系

政策 16 公園・水辺	
施策 1 公園整備	
多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します	
新【計画事業】特色のある公園の整備	
【計画事業】地域の身近な公園の整備	
(計画事業以外の事務事業)	
公園管理システム運用 堀切菖蒲園管理運営委託	
葛飾にいじゅくみらい公園管理運営 交通公園管理業務委託 公園維持管理	
公園再生事業 児童遊園維持管理 柴又公園管理運営委託	
上千葉砂原公園ふれあい動物広場運営業務委託 新宿交通公園内ミニS L運行	
花を生かした景観整備事業 公園課庁舎管理運営 公園駐車場管理運営	
公園等地域自主管理事業 民間遊び場補助事業 鎌倉公園管理運営	
奥戸ローズガーデン管理運営委託	
施策 2 水辺整備	
河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします	
【計画事業】河川環境改善事業	
【計画事業】川を活かした街づくり	
(計画事業以外の事務事業)	
葛飾あらかわ花いっぱい事業 維持管理(水元小合溜水質浄化施設)	

施策 1 公園整備



多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、広域から人が集まる魅力的な公園や、児童から高齢者までが歩いて行ける身近な公園、地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や区民ニーズを踏まえて公園を整備し、レクリエーションの場の確保や地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、街の景観向上などを図っています。
- 令和 5 年 4 月 1 日現在、区民 1 人当たりの公園面積¹は 4.39m²となっています。既存の公園等の約 4 分の 1 が開園・全面改修から 40 年以上経過しており、今後は予防保全型の管理²やバリアフリー化等の視点から計画的な改修に取り組む必要があります。また、倒木・枝折れのおそれのある樹木、周辺からの見通しの悪い箇所等に対する安全確保など、利用者の安全面の向上を図る必要があります。
- 葛飾区公共施設等経営基本方針の考え方に沿って計画的な整備・改修を進める中で、昨今の公園制度の改正による公共空間の整備手法や利用者ニーズの変化を捉え、条件の合う公園については官民連携による仕組みを構築することが求められます。
- 地域団体との協働で公園の管理に取り組んでいますが、近年、団体構成員の高齢化等により、地域の自主管理による公園数を増やせない状況です。
- これまでは、バリアフリーやユニバーサルデザイン^参による公園づくりを進めてきましたが、今後は時代の潮流に合わせ、障がいの有無や国籍にかかわらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる視点での公園づくりも進めていく必要があります。

2 施策の方向性

- **公園の整備** 今後も、街づくり事業などと連携して、広域から人が集まる魅力的な公園や区民が気軽に歩いていける公園、地域の防災活動拠点となる公園の整備、バリアフリー化やインクルーシブ遊具の導入など、それぞれの公園が持つ役割や規模、機能にあった公園の整備を推進していきます。また、条件の合う公園の整備・改修にあたっては、Park-PFI 制度や設置管理許可などによる官民連携の仕組みについても検討します。
- **健全な公園の維持** 健全な公園利用を維持できるよう、必要な改修を計画的に進めるとともに、緑の機能と効用を増進させながら、樹木の伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討します。
- **公園の管理運営** 地域の団体等が、公園の清掃や点検・監視・花壇の管理運営等を担えるよう、P R や報奨金の増額等を含めた制度の見直しに取り組みます。

¹ 公園・緑地の配置や都市緑化の推進等の方針を定めた、「緑とオープンスペース基本計画（平成 11 年度策定）」の中で、区民 1 人当たりの公園面積 5 m²を目指すとしている。

² 耐用年数や点検結果を踏まえ、故障等が発生する前に所要の対策を行い、故障が起きないようにする管理方法

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区民1人当たりの公園面積 (㎡) (公園課)	4.39	4.39	4.41
公園に満足している区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	66.7	69.3	71.9

4 計画事業

【新規】 特色のある公園の整備

公園課

区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	柴又公園 (拡張)	実施設計・ 工事	実施設計 工事・完成	—	—	—
2	新小岩公園 (再整備)	基本修正 設計	実施設計	実施設計	実施設計・ 工事	—
3	葛飾あらかわ水辺公園 (再整備)	調査検討	基本計画	基本設計	実施設計	—
4	曳舟川親水公園 (改修)	実施設計 工事	調査・ 基本設計・ 工事	基本設計・ 実施設計・ 工事	実施設計 工事	—
5	新宿交通公園 (再整備)	基本設計	基本設計	実施設計	実施設計 工事	—
事業費 (千円)		224,634	457,960	307,912	1,359,195	2,349,701

※ 前期実施計画「地域の核となる公園の整備」を本事業と「地域の身近な公園の整備」に分割する

地域の身近な公園の整備		公園課				
<p>児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。</p>						

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	(仮称) 東金町七丁目公園（新設） （防災活動拠点）	工事・完成	—	—	—	—
2	白鳥四丁目公園（改修） （防災活動拠点）	工事・完成	—	—	—	—
3	南綾瀬中央公園（拡張） （防災活動拠点）	工事・完成	—	—	—	—
4	白鳥北公園（改修） （防災活動拠点）	実施設計	実施設計	工事・完成	—	—
5	(仮称)新小岩一丁目公園（新設） （防災活動拠点）	基本設計	用地取得 実施設計	工事・完成	—	—
6	高砂南児童遊園（拡張） （防災活動拠点）	—	基本設計	用地取得 実施設計	工事・完成	—
7	宝町公園（拡張） （防災活動拠点）	—	—	基本設計	用地取得 実施設計	—
8	住区基幹公園（1園）	—	—	—	基本設計	—
事業費（千円）		319,124	129,375	419,444	224,223	1,092,166

※ 前期実施計画「地域の核となる公園の整備」を本事業と「特色のある公園の整備」に分割する

施策 2 水辺整備



河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、中川・江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を推進しています。
- 河川敷に整備された公園の中には、供用開始から長い期間が経過し、施設の老朽化等が生じている公園があるほか、中川左右岸にある緑道公園では、舗装のひび割れや植栽の枯損など多くの課題を抱えています。一方で、東京都による護岸の耐震補強工事に合わせた中川親水テラスの整備が進み、中川沿川の利用が促進されています。
- 河川部の中には、防災上の理由から高い堤防や直立した護岸などが整備され、各地区で行われている地域活動が水辺まで広げて行えない状況や、水辺の整備がされておらず容易に水辺に近づけない場所が存在するなど、「かわ」と「まち」が切り離されている状況が見られます。そのような状況の中、高砂橋から新宿六丁目付近までの中川においては、国の「かわまちづくり支援制度」を活用し、テラス整備などの実現を推進しています。
- 水元小合溜は、昭和50年代（1975年～）以降、魚の大量死やアオコの発生等の水環境問題が顕在化し、平成元年から水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」を実施してきましたが、近年では水生植物の異常繁茂や特定外来生物の生息が確認されるなど、新たな課題が生じています。水元小合溜の貴重な環境を次世代へ継承していくため、更なる対策を進める必要があります。

2 施策の方向性

- **かわまちづくりの推進** 水辺の散策路となるテラスやにぎわいの拠点となるデッキの整備などを国と協力して進めます。また、河川空間までの動線整備や、キッチンカーやオープンカフェの営業などができる河川空間のオープン化を図ることで、葛飾ならではの「かわ」を活かしたまちづくりを進めます。さらに、これらの取組を中川以外にも広げることで、葛飾区を囲む5つの川をつなげて「かわ」と「まち」が一体となった「かわまちづくり」を進めます。
- **公園施設の整備** 河川敷の公園を、人々が集い、憩える場として有効に活用するため、他の地域からのアクセス改善や施設のバリアフリー化などの整備を進めます。
- **公園施設の改修** 東京都の護岸耐震補強工事と調整を図りながら、中川親水テラスに照明を設置していくとともに、中川左右岸緑道公園の計画的な改修を進めます。
- **水元小合溜の保全** 「河川環境改善計画」に基づき、水元小合溜の特定外来生物等の防除を行い、本来の生態系への回復を図るとともに、良好な水環境を計画的に保全します。

3 評価指標と目標値

	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
水辺が親しめる空間となっていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	59.9	61.9	63.9

4 計画事業

河川環境改善事業	公園課
<p>近年、ヒシ類などの水生植物の異常繁茂により景観の悪化や水利用の障害が生じており、さらに、既存の水質浄化施設の老朽化、及び各施設の管理費の増大などが問題となっています。水元小合溜の貴重な環境を次世代に向けて継承していくため、老朽化した既存の水質浄化施設及び関連施設の改修や異常繁茂する水生植物の刈取り、生態系調査及び外来生物の駆除を行うなど、効果的・効率的な対策を実施していきます。</p>	

活動量 (単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 水質浄化施設等の改修	調査・実施 設計 電気設備 工事	調査・実施 設計 撤去・更新 工事	実施設計 撤去・更新 工事	撤去・更新 工事	—
2 水生植物 (ヒシ類等) の刈取り	刈取り・処分	刈取り・処分	刈取り・処分	刈取り・処分	—
3 特定外来生物等の防除	防除	防除	防除	防除	—
4 水環境モニタリング調査	調査	調査	調査	調査	—
事業費 (千円)	263,414	135,036	209,095	88,236	695,781

川を活かした街づくり

かわまちづくり担当課
公園課

身近に親しむことができる河川・水辺空間の賑わいを創出するため、川を活かした街づくりを推進します。

- ・中川左右岸緑道公園は、親水性・景観に配慮したテラス整備(テラス・照明)を行っています。また、老朽化した既存の緑道公園については、バリアフリー化に向けた改修を実施します。
- ・荒川や江戸川等の河川敷や河川に隣接する土地を公園用地として活用し、河川と一体となった公園を整備します。
- ・高砂橋から上流の国土交通省が管理する中川において、河川空間の賑わいの創出を図るため、区では、国の「かわまちづくり支援制度」を活用して、国土交通省が整備するテラスや坂路などの整備に加え、飲食を楽しめる拠点整備、災害時だけでなく、舟運等にも活用できる船着場や河川空間までの動線整備など、身近に感じることができる水辺空間の整備を進めます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	中川親水テラス整備					
	①照明設備設置	工事	実施設計・工事	工事	—	—
	②緑道公園改修	関係機関との調整	関係機関との調整	関係機関との調整	関係機関との調整	—
2	新中川通水記念公園（再整備）	関係機関調整	関係機関協議	基本計画	基本設計	—
3	中川かわまちづくり事業	計画設計	設計工事	設計工事	設計工事	—
4	柴又公園（拡張）	実施設計工事	実施設計工事・完成	—	—	—
5	新小岩公園（再整備）	基本修正設計	実施設計	実施設計	実施設計工事	—
6	葛飾あらかわ水辺公園（再整備）	調査検討	基本計画	基本設計	実施設計	—
事業費（千円）		76,218	505,920	108,653	79,000	769,791

※前期実施計画「水の拠点整備」「水辺のネットワーク事業」を統合

※活動量 4～6の事業費は「特色ある公園の整備」に計上

政策 17 環境

自然を守り、快適で美しい環境をつくります

1 政策目的

- まちの美化活動に取り組むとともに、豊かな緑とたくさんのお花で彩ることで、美しい都市環境が広がるようにします。
- エネルギー利用の効率化を推進して脱炭素社会を実現するとともに、3R^参やごみの適正処理などを推進して資源循環型地域社会を形成し、人と地球環境にやさしい持続可能なまちをつくります。

2 政策の方向性

- エネルギー利用の効率化に向けた普及啓発や助成を進めるとともに、温室効果ガスの排出量削減や気候変動の影響に対する取組（適応策）を行い、気候変動対策を進めます。
- 緑と花でいっぱいの美しい都市環境づくりに向け、花いっぱいのまちづくり活動に取り組む団体や個人・家庭への支援などを進めます。
- 外来種の調査・駆除や在来種の保護、環境学習の充実などを行い、豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます。
- 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるよう、環境調査による監視や公害の是正・指導、近隣公害の普及啓発などに取り組めます。
- 持続可能な資源循環型地域社会を形成するため、発生抑制を最優先とした情報提供や食品ロス^参の削減に向けた取組の推進、プラスチックの3Rや回収・適正処理の徹底等を進めます。
- ごみのない、きれいで清潔なまちをつくるため、喫煙ルール・マナーの徹底や区民の主体的な美化活動への支援を行います。
- 受動喫煙を防止し、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる住みよいまちをつくるため、喫煙禁止区域の指定と喫煙場所の整備を進めます。

3 施策の体系

政策 17 環境	
施策 1 気候変動対策	省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、気候変動対策を進めます
	【計画事業】区民の環境行動推進
	【計画事業】事業者の環境行動推進
	【計画事業】区の環境行動推進
	(計画事業以外の事務事業)
	環境月間普及啓発 気候変動対策推進 気候変動適応策の推進
施策 2 緑と花のまちづくり	緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります

<p>【計画事業】 緑と花のまちづくり事業</p>
<p>新【計画事業】「(仮称)全国みどりと花のフェアかつしか」の開催</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>屋上・壁面緑化推進 生垣化推進 グリーンバンク事業 樹木保全事業 駅前広場花いっぱい事業 緑化意識事業 緑化指導事業</p>
<p>施策3 自然保護</p> <p>豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます</p>
<p>【計画事業】 生物多様性の保全</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>河川浄化運動 自然保護区域維持管理 野鳥の保護・被害対策 地域間交流事業</p>
<p>施策4 生活環境保全</p> <p>良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>河川愛護活動 あき地除草対策事業 アメリカシロヒトリ防除対策事業 公害防止啓発・指導 交通騒音・振動調査委託 公害発生源規制・指導 水質汚濁監視測定委託 大気汚染監視測定 放射線量測定</p>
<p>施策5 資源循環の促進</p> <p>持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます</p>
<p>【計画事業】 資源循環による環境負荷の低減促進</p>
<p>【計画事業】 かつしかルール推進事業</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>一般廃棄物処理基本計画推進 ごみ減量・清掃フェア 各種講座事業 (ごみ減量・3R) 不用品交換情報等情報発信 かつしかエコライフプラザ管理運営 生ごみ処理機等購入助成 イベント等による普及啓発 (ごみ減量・3R) 環境学習事業 (ごみ減量・3R) 資源とごみの収集カレンダー等作成 緑のリサイクルセンター事業 拠点回収促進 集団回収促進支援 資源回収 3R推進パートナー事業 ごみ減量・リサイクル推進協議会 放置自転車リサイクル 建設リサイクル法事務 集積所美化等排出指導 事業系ごみ自己処理促進 燃やすごみ・プラスチック製容器包装等収集運搬 清掃協力会助成 し尿収集運搬 車両維持管理 (清掃事務所) 職員被服貸与 (清掃事務所) 粗大ごみ収集運搬 維持管理 (清掃事務所) 一般廃棄物処理業許可事務 浄化槽関係事務 動物死体処理 有料ごみ処理券販売</p>
<p>施策6 まちの美化推進</p> <p>ごみのない、きれいで清潔なまちにします</p>
<p>(計画事業以外の事務事業)</p> <p>ポイ捨て防止等環境美化活動 環境美化の日事業 環境美化地区支援 不法投棄防止対策</p>

施策 1 気候変動対策



省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、気候変動対策を進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、地球温暖化による気候変動の影響が深刻さを増しており、猛暑日及び大雨の日数の増加、豪雨による土砂災害や河川氾濫等の甚大な被害が発生しています。
- 区は、令和2（2020）年2月に、都内の区市町村に先がけ、「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の実質排出量ゼロを目指すことを表明しました。
- また、令和4年3月に策定した第3次葛飾区環境基本計画において、区内の温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに対平成25（2013）年度比で50%削減する目標を設定し、その達成に向け、区民・事業者に対する省エネ改修・省エネ設備・再生可能エネルギーの利用促進のための助成事業や、区内小・中学生を対象にした環境学習等を実施しています。
- 今後は、低炭素社会から脱炭素社会への転換に向けて、区民や事業者等と協働しながら更なる気候変動対策に取り組み、区内で排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。
- 国の第五次環境基本計画では、各地域がその特性を生かし、持続可能な自立・分散型の社会を目指す「地域循環共生圏」が掲げられており、地域間連携により互いの地域資源を補完し、支え合う取組を図っていくことが求められています。

2 施策の方向性

- **脱炭素社会の構築** 温室効果ガスを2030年度までに50%削減し、2050年度までに実質ゼロとするために、クリーンなエネルギーや省エネを区民の生活に浸透させ、脱炭素社会の構築を目指します。
- **区民・事業者の環境行動の促進** 環境に関する技術革新の進展に注視しつつ助成制度の見直しを常に行うなど、区民・事業者の省エネをはじめとする環境行動を促進する取組を充実させます。
- **次世代への啓発の充実** 次世代を担う子どもたちが省エネ行動や再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組めるよう、子ども向けの啓発を充実させます。
- **区の環境行動の推進** 区内最大の事業者である区が、再生可能エネルギーの導入、公共施設におけるZEBの標準化、庁用車のZEV[※]化に率先して取り組みます。また、公共施設の改修や建替えを行う際に、率先して環境に配慮した技術等を積極的に導入します。
- **気候変動適応策の推進** 気候変動対策を推進するため、温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に加え、気候変動の影響に対する取組（適応策）を同時に推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
省エネを心がけている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	85.9	89.9	93.9
区全域の温室効果ガスの基準年(平成25年)総排出量比 (%) (オール東京62市区町村共同事業「特別区の温室効果ガス排出量」)	-16.6 (令和2年度実績)	-31.0 (令和6年度実績)	-50.0
区の事務事業による温室効果ガスの基準年(平成25年)総排出量比 (%) (環境課)	-25.7	-41.0	-51.0

4 計画事業

区民の環境行動推進	環境課
<p>かつしかエコ助成金制度の充実や、区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行います。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 かつしかエコ助成金制度による推進					
①電気自動車等(件)	120	120	120	120	480
②V2H(件)	15	20	25	30	90
③高断熱住宅(件)	40	60	80	100	280
④太陽光発電設置義務化を踏まえた検討、対応	検討	対応	対応	対応	-
2 地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー利用拡大の取組	検討・調整	実施	実施	実施	-
3 環境学習教室やイベントの開催	実施	実施	実施	実施	-
4 水素エネルギー利活用の推進(水素ステーションなど)	検討	検討	検討	調整	-
5 森林を軸とした地域間交流(自然体験ツアーなど)	検討・試行	実施	実施	実施	-
事業費(千円)	309,097	317,347	325,597	333,847	1,285,888

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 区内の家庭におけるCO ₂ 排出量(1000トン-CO ₂)	475	454	433	412	553

出典等： 1 「特別区の温室効果ガス排出量」の公表値

事業者の環境行動推進

環境課

事業者が経済成長と環境活動の好循環を実現し、持続可能な企業運営が維持できるよう、環境活動に対する評価基準の提案や優遇措置の機会を提供します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	エコ助成金制度による推進					
	①電気自動車等（件）	10	10	10	10	40
	②V2H（件）	10	10	15	15	50
	③環境経営クラウドサービス（件）	10	10	10	10	40
2	金融機関との連携による脱炭素経営支援	実施	実施	実施	実施	－
3	電力リバースオークション「エネオク」による再生可能エネルギー電力の普及	実施	実施	実施	実施	－
4	環境マネジメントシステム認証取得の支援	実施	実施	実施	実施	－
5	地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー利用拡大の取組	検討・調整	実施	実施	実施	－
6	工場等における脱炭素型施設整備への支援	調整・制度設計	実施	実施	実施	－
7	普及啓発セミナー等の実施	実施	実施	実施	実施	－
8	葛飾清掃工場のCO ₂ の貯留（CCS）・有効利用（CCUS）に向けた研究	研究	研究	研究	研究	－
事業費（千円）		46,262	46,262	47,012	47,012	186,548

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区内事業所におけるCO ₂ 排出量 (1000トン-CO ₂)	632	606	581	555	662

出典等： 1 「特別区の温室効果ガス排出量」における公表値（業務部門＋産業部門＋運輸部門）

区の環境行動推進

環境課

公共施設における省エネ改修の推進、庁用車のZEV化推進等に取り組み、区内最大規模の事業者として引き続き区民・事業者への率先的行動を展開するとともに、事例紹介や普及啓発により区域全体の環境行動の機運醸成に寄与します。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	公共施設における省エネ改修の実施	実施	実施	実施	実施	—
2	公共施設の新築・改築時におけるZEB標準化	実施	実施	実施	実施	—
3	公共施設への太陽光発電設置の推進	実施	実施	実施	実施	—
4	電力調達に係る再生可能エネルギー利用割合拡大に向けた取組	拡大検討	拡大	拡大検討	拡大	—
5	庁用車のZEV化 EV車、FCVへの転換（台）	22	7	7	7	43
6	地域脱炭素に向けた再生可能エネルギー利用拡大の取組	検討・調整	実施	実施	実施	—
7	地域間連携による森林整備事業	実施	実施	実施	実施	—
事業費（千円）		26,551	34,168	39,472	44,776	144,967

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区有施設における温室効果ガス排出量（トン-CO ₂ ）	20,640	19,687	18,735	18,100	23,591
2	区有施設におけるエネルギー消費量（原油換算値：kl）	12,418	12,034	11,651	11,421	14,440

出典等： 1 「葛飾区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進状況について」から抜粋

施策 2 緑と花のまちづくり



緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和 5 年 1 月 1 日現在、区内では、152か所で131団体が花いっぱいのもちづくり活動に取り組んでいます。
- かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会が考案した立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンバス」は、区内外から高い評価を得て、多くの自治体や団体で導入が進んでいます。また、「フラワーメリーゴーランド」を家庭向けに小型化や、撮影スポットになる「フラワードレス」など、花の新たな展開手法の開発も進んでいます。
- 花いっぱいのもちづくり活動を更に推進するために、担い手の裾野を広げるとともに、区民、団体、事業者、教育機関等、多様な主体との一層の協働が必要です。
- 良好な都市環境を構築するために、保存樹木・樹木の保全や緑化計画の届出、緑化の支援などによって、緑を創出しています。

2 施策の方向性

- **担い手の拡大** 花いっぱいのもちづくり活動の担い手の裾野を広げるために、団体への活動支援に加え、個人や家庭からの参加も促します。
- **他の自治体と交流** 他の自治体と交流・連携することで、花いっぱいのもちづくりの更なる活性化に取り組みます。
- **緑化の推進** 引き続き、身近な緑の保全や緑化計画の届出、緑化に対する支援を行います。緑や花を身近に感じられるまちを目指すとともに、全国に向けた緑と花のイベントを実施します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 8 年度)	目標値 (令和 12 年度)
緑と花の豊かさを感じる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	66.9	68.9	70.9
花いっぱい活動に取り組む活動箇所数 (箇所) (環境課)	152	176	200

4 計画事業

緑と花のまちづくり事業	緑と花のまち 推進担当課
<p>活動団体による花壇活動の推進と一般区民が花に親しむきっかけ作りをすることにより、花いっぱいのまちづくりの意識を広め、より身近に花を感じられる空間を増やします。そのために「みんなで“感じ・楽しむ”花いっぱいまちづくり活動」を目指し、「楽しむ」「伝える」「支援する」施策の充実を図ります。</p> <p>本事業を通じて、広く都市緑化意識の高揚と緑豊かな潤いのある住みよい環境を作るとともに、この取組を実行を全国に向けて発信・提案していきます。</p>	

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	花いっぱい協議会活動の推進	活動継続	活動継続	活動継続	活動継続	—
2	活動団体への補助（件）	68	71	74	77	290
3	緑花生活用花材の配付	実施	実施	実施	実施	—
4	緑花生活講習会の開催	実施	実施	実施	実施	—
5	花情報の発信（花いっぱいホームページ・情報紙）	ホームページ 実施	ホームページ 実施	ホームページ 実施	ホームページ 実施・情報 紙検討	—
6	花いっぱいルポーターの育成・取材活動支援	実施	実施	実施	実施	—
7	花壇コンクール・ガーデニングコンクール等の開催	一部実施 その他検討	一部実施 その他検討	実施	実施	—
8	花いっぱいアドバイザーの導入	検討	検討	検討	検討	—
9	フラワーイベントの開催	実施	実施	実施	実施	—
10	区民との新たな協働の仕組みの導入	検討	検討	検討	実施	—
11	まちかどマイガーデンの開催	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施 その他検討	—
事業費（千円）		34,408	35,188	36,298	37,408	143,302

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	緑と花のまちづくり推進事業に係る植栽面積合計（㎡）	3,118	3,192	3,266	3,341	2,987
2	緑と花の豊かさを感じる区民の割合（%）	67.9	68.4	68.9	69.4	66.9

出典等： 1 活動実績報告書による緑と花のまちづくり推進事業対象地面積の合計（累計） 2 政策・施策マーケティング調査結果

【新規】「(仮称)全国みどりと花のフェアかつしか」の開催

緑と花のまち
推進担当課

『全国「みどりの愛護」のつどい』（秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席：R5実績）は、全国の緑の関係者が一堂にたどり、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進することを目的に平成2年から毎年1回、全国の自治体を巡って開催されています。この『全国「みどりの愛護」のつどい』を中心行事とした新たなイベント「(仮称)全国みどりと花のフェアかつしか」を、国や東京都、関係自治体との連携、地域住民や事業者などとの連携・協働により、令和8年度（機運醸成のためのプレイベントを令和7年度開催）に実施します。

本フェアの実施により、持続可能な みどりと花のまち かつしか を全国に発信し、地域価値の向上を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	(仮称)全国みどりと花のフェアかつしか	基本計画・ 実施計画 策定	プレイベント 開催	開催	—	—
2	(仮称) 全国みどりと花のフェアかつしか 実行委員会設置・開催	委員会 設置・開催	委員会 開催	委員会 開催	—	—
3	全国「みどりの愛護」のつどい 実行委員会設置・開催	—	委員会 設置・開催	委員会 開催	—	—
4	核となる会場（公園等）整備	設計	整備工事	整備工事	—	—
(※) 事業費（千円）		150,000 (28,957)	290,000	420,000	—	860,000

※事業費については、他自治体の同規模イベントから見込みで算出しており、イベントの内容により大幅に変更となることがある。

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	来場者数（千人）	—	—	500	—	—

出典等： 1 全国都市緑化フェア2023の実績から算出

※ 事業費欄の（ ）の数値は、令和6年度当初予算に計上した額

施策 3 自然保護



豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、自然環境調査や自然保護区域に指定¹するなど、自然環境を保護する取組に努めています。
- 将来にわたって生物多様性²が守られるよう、引き続き「第2次生物多様性かつしか戦略³」と「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画⁴」に基づき、区民や団体等との協働により、自然環境調査や環境学習等を通じて生物多様性を保全していく必要があります。
- 野生動物による生活環境の悪化や健康被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲、処分、カラスの巣の撤去等を行っています。
- 生態系の破壊や健康被害を生じさせるおそれがある特定外来生物⁵を、引き続き駆除していく必要があります。

2 施策の方向性

- **生物多様性の保全** 区民や団体等との協働により自然環境の調査や保護に取り組むとともに、環境学習を充実させることで、区内の生物多様性を保全していきます。
- **在来種の保護** 新たに侵入してくる外来種の調査・対応や特定外来生物の駆除などに取り組むとともに、絶滅のおそれがある希少な在来種を保護していきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
自然を大切にしている行動をしている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	71.1	75.1	79.1
自然環境学習に参加する区民の数(人) (環境課)	1,045	1,085	1,125

¹ 自然環境の保護と回復を図るため、葛飾区自然保護要綱に基づき、身近な自然を自然保護区域に指定している。現在、秋の七草の1つであるフジバカマが自生している水元さくら堤と、多くの生きものが生息している大場川の中州の2か所を指定

² 様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わり合って生きている状態

³ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針と戦略を定めたもの。令和4年3月策定

⁴ 「第2次生物多様性かつしか戦略」で定めた取組を実行するための計画。令和5年6月策定

⁵ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)に指定された3区分のうちの一つ。

4 計画事業

生物多様性の保全		環境課			
<p>将来にわたって生物多様性（様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わり合っている状態）が守られるように、葛飾区における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針と戦略を定めた「第2次生物多様性かつしか戦略」と「第2次生物多様性かつしか戦略実行計画」に基づき、環境学習や自然環境調査等を通じて生物多様性の保全の重要性について普及啓発を進めます。</p> <p>また、区内に残された自然を守り、葛飾区本来の生きものの生息・生育場所を確保し、区内の多くの場所でたくさんの生きものの息吹が感じられ、いつまでも生物多様性からの恵み（生態系サービス）を享受できる自然環境を目指します。</p>					

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	第2次生物多様性かつしか戦略及び実行計画	実施・推進	実施・推進	実施・推進	実施・推進	—
2	環境保全団体への支援（団体）	2	2	2	2	8
3	水辺のふれあいルーム					
	①来館者数（人）	32,000	32,000	32,000	32,000	128,000
	②自然学習講座実施回数（回）	24	24	24	24	96
4	自然環境学習の実施	実施	実施	実施	実施	—
5	自然環境レポーター					
	①登録者数（人）	44	47	50	53	194
	②自然環境レポーター通信の発行（回）	4	4	4	4	16
6	自然環境調査（モニタリング調査）の実施	実施	実施	実施	実施	—
7	アライグマ・ハクビシン箱ワナ設置件数（件）	144	149	154	159	606
事業費（千円）		22,976	22,976	22,976	22,976	91,904

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	自然を大切にしている区民の割合（%）	73.1	74.1	75.1	76.1	71.1
2	外来種の捕獲件数（件）	64	69	74	79	54

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査結果 2 区内で捕獲したアライグマ・ハクビシンの捕獲件数

※ 前期実施計画事業「外来種対策」を統合

施策 4 生活環境保全



良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、区の大気質、河川類型ごとの河川水質、交通騒音・振動はおおむね環境基準を満たしています。また、空間放射線量の定点測定の結果は、福島第一原子力発電所事故発生前の新宿区内における測定値（毎時0.028～0.079マイクロシーベルト）とほぼ同じ水準まで低下しています。
- 近年、人体に有害な影響を及ぼすアスベスト（石綿）建材を使用した建物の解体工事が増加していることから、国や都と連携し、アスベスト建材を使用した建物の解体工事への監視・指導を強化しています。
- 区では、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等関係法令に基づき、新規に工場や指定作業場を設置する場合の認可・認定等審査や、操業中の工場や指定作業場に起因する騒音・振動等の公害苦情における是正・指導を実施しています。
- 工場や指定作業場等の操業に伴う公害苦情件数は、近年減少傾向にあるものの、住宅の室外機の騒音や飲食店からの悪臭等の近隣公害、建物の解体工事に伴う騒音・振動等の苦情が増加傾向にあることから、これらの公害・苦情の防止対策を強化する必要があります。特に、日常生活における飲食店、商店、一般家庭等に起因する近隣公害については、近隣関係におけるお互いの配慮が大切であることを広く区民に普及啓発する必要があります。

2 施策の方向性

- **良好な生活環境の確保** 環境調査による監視を継続的に実施し、環境に悪影響が及ぶ事象が発生した場合には、関係機関と連携して改善を図り、良好な生活環境や快適に住み続けられる環境を確保します。
- **公害現象への指導** 工場・指定作業場等の操業、建物の解体、アスベストの除去工事等が、区民の生活環境に悪影響を与えないように、関係法令に基づき速やかに公害現象を確認し、規制基準を守るように指導します。
- **公害防止に向けた普及啓発** 引き続き、区内工場の実態調査、公害防止啓発活動を行います。また、区民が多く集まる各種イベント等を活用し、近隣公害に関する普及啓発を行うことで、近隣公害を未然に防ぎ、地域住民の快適な生活環境を保持します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
生活環境に関する苦情件数(件)(環境課)	315	248	180



施策 5 資源循環の促進

持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- ごみと資源の年間総排出量は、新型コロナウイルス感染症の流行を理由とする巣ごもり需要により、一時的に増加しましたが、長期的には年々減少傾向にあります。一方、事業系ごみの年間総排出量は同様の流行を理由とする外出控え等で一時的に大きく減少したものの、近年は感染症流行以前の水準に戻りつつあります。より一層、ごみ減量を進めていくためには、発生抑制を最優先とする普及啓発を行っていく必要があります。その中でも特に、燃やすごみの3割以上を占めている生ごみの減量が課題であり、「食品ロス^参」の削減に向けた取組を推進する必要があります。
- 「ごみ性状調査⁶」によると、燃やすごみ・燃やさないごみの中には依然として資源が混入している状況にあり、分別が徹底されていません。今後、一層の資源化を推進するとともに、通常の収集作業においても機会を捉えて、区民や事業者に対して資源の分別などを積極的に周知する必要があります。
- 海洋プラスチック問題や化石資源への依存度の低減などが世界的にも課題となっており、生活に身近なプラスチックの一層の3R^参を進めていく必要があります。
- 高齢社会の更なる進展や区内に住む外国人区民が増加傾向にあることなど、社会情勢の変化を踏まえ、日々のごみ出しに関する課題に対応していく必要があります。

2 施策の方向性

- **ごみ減量・3Rの推進** 更なるごみ減量や3Rを推進するため、発生抑制を最優先とした分かりやすい情報提供、環境学習を充実させます。また、区民や事業者が更に日常の暮らしや事業活動の中で資源循環や食品ロスの削減等を全体で取り組むよう促進し、本区らしいコミュニティを活かした持続可能なまちを目指します。
- **適正処理の推進** 更なる適正処理を推進するため、排出指導や助言等を行い、ごみに含まれる物の資源化を進めることで、天然資源の持続可能で効率的な利用を促し、環境への負荷を低減させます。
- **プラスチック等の3R・適正処理の推進** プラスチックの3Rや回収・適正処理をこれまで以上に徹底するために、新たに製品プラスチックの資源化を行います。また、布団類の水平リサイクルや、古布の再資源化率を向上させる「繊維to繊維」を実施するなど、資源循環型地域社会に向けて区が事業者として率先して取り組んでいきます。さらに、区民や事業者と共に生産や購入から廃棄までのライフサイクル全体で徹底的な資源循環を推進します。
- **社会変化への対応** 高齢社会の進展や外国人住民の増加が予測されていることから、社会の変化に適応した廃棄物収集体制などの処理システムの構築を進めます。

⁶ ごみの組成等の実態を把握することにより、一般廃棄物処理基本計画の見直しや推進に向けた基礎資料を得るため、数年に一度実施している調査

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区民1人1日当たりの区収集ごみ量 (g) (リサイクル清掃課)	472	447	425
事業系ごみ年間総排出量 (t) (リサイクル清掃課)	23,270	23,822	23,805
資源回収率 (%) (リサイクル清掃課)	23.5	25.4	27.0

4 計画事業

資源循環による環境負荷の低減促進

リサイクル清掃課
清掃事務所

天然資源の持続可能で効率的な利用が求められており、特に海洋プラスチック問題や化石資源への依存度を低減させていくことなどが世界的にも課題となっていることから、プラスチックの一層の3Rを推進していくことがこれまで以上に必要となっています。また、適正排出されているごみのなかにも金属類などの資源が含まれています。このことから区民や事業者とともに徹底的なプラスチック等の資源循環を推進し、ごみに含まれている物を資源化することで、環境への負荷を低減させます。

活動量 (単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 プラスチックごみの削減					
①テイクアウト用容器包装等プラスチックごみ削減の推進	検討	モデル実施 本格実施に向け 検討	モデル実施 本格実施に向け 検討	実施	—
②事業者との協働による使用量削減の推進	検討	モデル実施 本格実施に向け 検討	モデル実施 本格実施に向け 検討	実施	—
2 ボトルtoボトルによる水平リサイクルの推進	実施	実施	実施	実施	—
3 プラスチックの代替素材の利用拡大に向けた普及啓発	実施	実施	実施	実施	—
4 プラスチックに関する環境学習の実施	実施	実施	実施	実施	—
5 燃やさないごみの資源化	品目拡大	実施	実施	実施	—
6 粗大ごみの資源化	実施	実施	実施	実施	—
7 布団類による水平リサイクルの推進	実施	実施	実施	実施	—
8 製品プラスチックの資源化	一部先行 実施	実施	実施	実施	—
9 「繊維to繊維」の推進	実施	実施	実施	実施	—
10 葛飾清掃工場のCO ₂ の貯留(CCS)・有効利用(CCUS)に向けた研究	研究	研究	研究	研究	—
事業費 (千円)	152,358	211,309	211,209	211,209	786,085

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 資源回収率 (%)	24.1	25.2	25.4	25.7	23.5

出典等： 1 資源回収量 / (ごみ収集量 + 資源回収量) × 100

かつしかルール推進事業

リサイクル清掃課

区民・事業者・区の三者で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を牽引役として、三者が協働してごみの減量や3Rを推進するための体制を作り、主体的に取り組むことで持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進します。具体的な取組として、『かつしかルール（毎年協議会で設定する、ごみ減量やリサイクルのための重点的な取組）』を発信し、区民や事業者のそれぞれの役割を認識した主体的な活動を促進します。また、食品ロス削減に向けた行動の促進を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	かつしかルール（生ごみの減量）の発信 食べきりレシピ本の作成、メニューコンテストの実施	レシピ本作成・配布 コンテスト実施	レシピ本配布 コンテスト実施	レシピ本作成・配布 コンテスト実施	レシピ本配布 コンテスト実施	—
2	かつしかルール（雑紙の分別）の発信					
	①事業者向け環境学習	実施	実施	実施	実施	—
	②雑紙回収チャレンジ	実施	実施	実施	実施	—
3	食品ロスの削減					
	①かつしか食べきり協力店登録数（店舗）（累計）	55	60	65	70	70
	②フードライブ運動の推進（地域団体主催含む実施数）（回）	20	20	20	20	80
	③フードライブ窓口の常設	実施	実施	実施	実施	—
	④食品ロス削減啓発ツール制作・活用	ツール制作・活用	活用	活用	活用	—
4	かつしかルール追加（古布の分別）による資源循環の促進	実施	実施	実施	実施	—
事業費（千円）		2,331	927	1,269	1,010	5,537

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区民1人1日当たりの区収集ごみ量（g/日）	461	452	447	443	472

出典等： 1 区収集ごみ量/区民人口/365日



施策 6 まちの美化推進

ごみのない、きれいで清潔なまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、駅の周辺道路や駅前広場、区立公園・児童遊園を喫煙禁止区域に指定するとともに指定喫煙場所を設置し、路面シールの貼付や京成バスの車内放送等による啓発の取組を通じて、分煙化を図ってきました。
- 近年、健康意識の高まりから副流煙等による望まない受動喫煙への対策を望む声も多く、喫煙者と非喫煙者が互いに住みよい社会を目指すための取組が求められています。今後も、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをなくし、たばこによる迷惑・危険行為を防止する取組を進めるとともに、ごみのない、きれいで清潔なまちを実現する必要があります。
- 区内では、地域の方々による花いっぱい活動が行われているほか、駅周辺の街づくりにより、まちの美化が一層進んでいくことが期待されています。今後は、自治町会単位での地域美化活動だけでなく、個人で地域美化活動に取り組んでいる方に対する支援の充実や事業者による地域の美化活動への参画を図る必要があります。

2 施策の方向性

- **喫煙場所の整備** 受動喫煙が生じにくい喫煙場所の整備を推進することで、誰もが住みよい環境を享受できるようにします。
- **喫煙ルールの徹底** 区内の全ての駅周辺を喫煙禁止区に指定し、副流煙等による健康被害が発生しないよう、分煙化を進めるとともに、効果的な啓発を工夫し実施することで、喫煙ルールの徹底を図る環境づくりを進めます。
- **地域美化活動の推進** 清掃に必要な消耗品等の購入支援や表彰制度の創設、意識向上のための啓発などにより、「自らのまちは自らがきれいに」という区民や事業者の主体的な活動を促進し、地域の美化活動を日常的かつ面的に広げていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区内がごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	53.5	57.5	61.5

政策 18 産業

地域産業を活性化し、生活を豊かに楽しめるようにします

1 政策目的

- 区内の優れた製品・技術を次世代へ継承しつつ、誰もが創業しやすい環境づくりや企業間の連携を図る体制を整備することで、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちをつくります。
- 多くの人でにぎわう便利で魅力的な商店や、身近に広がる都市農地に親しみながら、生活を豊かに楽しめるまちをつくります。
- 若者や高齢者、女性、外国人など誰もが、それぞれの個性や能力を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるようにします。

2 政策の方向性

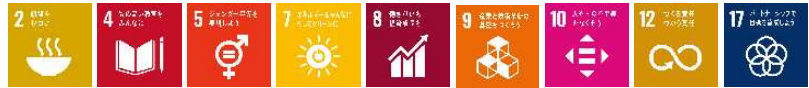
- 区内産業の活性化に向け、新たな技術や事業の創出を支援し、区内で創業しやすい環境をつくとともに、区内の優れた製品・技術や伝統工芸品、商店街などの区内産業の魅力を広くアピールします。
- 区内事業所の経営の安定化や事業の発展・拡大に向け、事業承継やICT[※]活用の促進支援を進めます。
- 都市農地の保全を図るため、農地とふれあう環境づくりや、農地所有者に対する支援等を進めます。
- 女性や若者、高齢者などの就職支援やスキルの学び直し、区内企業の人材育成の支援等を行い、区民のキャリアアップと就労を支援します。

3 施策の体系

政策 18 産業		
施策 1 産業の活性化		
新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します		
【計画事業】葛飾ブランド創出支援事業		
【計画事業】東京理科大学等との産学公連携推進事業		
【計画事業】伝統産業販路拡大支援事業		
【計画事業】創業支援事業		
新【計画事業】新製品・新技術開発支援事業		
(計画事業以外の事務事業)		
創業支援施設管理運営	産業見本市開催事業	葛飾区認定製品販売会事業
異業種交流会支援事業	見本市出展等経費助成	見本市共同出展事業

<p>製品性能試験費用等助成 知的所有権取得助成 フードフェスタ 商店街地域活性化事業費助成 商店魅力創出支援事業 プレミアム付商品券発行事業費助成 デジタルプレミアム付商品券発行事業 商店街共通商品券発行事業費助成 トイランド運営事業 おもちゃアイデアコンクール 職人会まつり 産業団体活性化イベント経費助成 青砥駅活性化事業 自動販売機新紙幣更新対応助成 S D G s 宣言事業 商業まつり事業費助成 商店街ポイントカード推進事業費助成 商店街地域連携イベント経費助成 商店街販売促進事業 商店街連合会助成 商店街チャレンジ戦略支援事業 伝統産業保護育成事業 産業フェア事業 区内産業啓発冊子印刷 商店街装飾灯 L E D 化事業費助成 商店街装飾灯管理費助成 ものづくり企業地域共生事業費助成</p>
<p>施策 2 経営支援 区内の事業所が安定的に経営できるようにします</p>
<p>【計画事業】事業承継支援事業</p>
<p>新【計画事業】区内中小企業デジタル化支援事業</p>
<p>(計画事業以外の事務事業) 地域産業振興会館維持管理委託 地域産業振興会館運営委託 中小企業融資事業 プレス機器安全点検助成 技術継承セミナー事業 公衆浴場ガス化等支援事業 公衆浴場改築費等助成 公衆浴場設備改善費等助成 東四つ木工場ビル 大店立地法事務 小学生家族体験入浴事業</p>
<p>施策 3 都市農地の保全 農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります</p>
<p>【計画事業】農地保全支援事業</p>
<p>(計画事業以外の事務事業) 生産緑地の指定 営農集団研究活動助成 有機農業推進事業 葛飾産野菜品評会事業 農業基本構想推進事業 葛飾産野菜販売促進事業 葛飾産野菜 P R 経費助成 農業委員会運営 産学公連携事業 区民農園新設・維持管理 農業体験支援事業 ふれあいレクリエーション農園事業 農業オリエンテーリング事業</p>
<p>施策 4 キャリアアップ・就労支援 区民のキャリアアップと就労を支援します</p>
<p>【計画事業】雇用支援事業</p>
<p>【計画事業】区内産業人材育成支援事業</p>
<p>(計画事業以外の事務事業) 勤労福祉会館維持管理 雇用・就労促進事業 中学生産業教育・職業体験事業 内職相談あっせん事業 労務管理支援事業 家内労働者労災保険特別加入促進事業 中小企業勤労者福利共済事業 中小企業退職金共済事業 優良従業員表彰事業 製造業顕彰事業</p>

施策 1 産業の活性化



新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区内には、金属・プレス・スプリング・ゴム・プラスチックなど、多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が操業しています。また、江戸時代・明治時代以来の伝統的な技を継承する職人がつくる伝統工芸品等があります。今後も、こうした優良な区内製品・技術を区内外に情報発信して販路拡大を図るなど、産業の一層の活性化を図っていく必要があります。
- 為替変動や物価高騰といった外部環境の急激な変化による利幅の縮小などが区内企業の景況悪化を引き起こしています。新たな技術や事業を創出することによる利幅の拡大などを目指していく必要があります。
- 区内で創業のノウハウを学べる環境を提供するため、「創業塾^参」の開催や創業相談を実施するとともに、創業時に低利で事業資金の融資を受けられる「創業支援融資」を斡旋し、資金調達面でも創業しやすい環境を提供しています。「創業塾」の受講希望者と創業相談の件数は増加傾向にあります。
- 大型店の出店やWebを利用した通信販売などにより、商店街への客足が少なくなっており、商店街の活気も失われつつあります。区内商店街においても、実店舗と並行し、ECサイト^参等のオンライン活用やキャッシュレス化にも対応できるような「商店街のデジタル化」を推進していく必要があります。

2 施策の方向性

- **PR・販路拡大の支援** 区内企業の優れた製品・技術を国内外に向けて積極的にPRしていくために、葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定するとともに、商談を目的とする展示会等への出展支援や、企業が行う新製品開発やテストマーケティングへの取組について支援します。また、観光施策との連携やECサイトでの販売を支援することによって伝統工芸品のPRや販路拡大を図ります。
- **業種を超えた連携促進** 区内外の企業や大学、業種を超えた中小企業間の交流の機会の充実に加え、若手経営者団体や金融との連携など、多様な連携を促進します。また、この連携を通じて先進技術等の開発促進を図っていきます。
- **創業支援の強化** 関係支援機関と連携し、創業前から創業後の経営安定まで切れ目のない支援を推進します。また、子育て世代の女性をはじめ、誰もが区内で創業しやすい環境を整えるために、創業塾のオンライン受講を継続し、託児サービスの導入を拡充します。
- **創業による地域活性化** 創業者同士や既存の事業者、地域住民との交流を金融機関と連携して促進することで、事業者間・地域とのつながりを深め、地域活性化やビジネスチャンスの創出を図ります。
- **商店街のデジタル化** 葛飾区商店街連合会が発行する「かつしかPAY」（かつしかデジタルプレミアム付商品券）事業等によりキャッシュレス化を進めるとともに、商店街のECサイト等オンライン活用を支援しデジタル化を進めることで、区外にも商機を広げ商店

街の活性化を図ります。

- **商店街の魅力向上** LED照明の導入・維持管理などを支援して商店街の景観や安全性を向上させることで、区民が商店街に足を運びやすい環境づくりを進めます。また、商店街が自主的に実施するイベント等を支援し、SNS[※]等で積極的に情報発信することで、区内外からの来街者の増加につなげ、商店街の魅力向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
買い物や食事などで商店街を利用している区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査) (政策・施策マーケティング調査)	66.1	68.1	70.1
創業塾受講者のうち、実際に創業した件数(件) (産業経済課)	76	100	120

4 計画事業

葛飾ブランド創出支援事業		商工振興課			
区内製造業者が開発した優良製品・技術に「葛飾ブランド」を付し、それらの製品等の持つエピソードを基にしたマンガ集(葛飾町工場物語)を作成・配布するとともに、展示会への出展や専用ホームページなどによるPRを行い、販路拡大を図ります。					

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	新規認定数(製品・技術)	8	5	5	5	23
2	展示会・販売会の出展・開催数(回)	6	6	6	6	24
事業費(千円)		14,951	14,219	14,219	14,243	57,632

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	認定事業が自社の事業に効果があると考えている認定事業者の割合(%)	79.0	81.0	83.0	85.0	85.0

出典等： 1 再認定事業者へのアンケート結果

東京理科大学等との産学公連携推進事業

商工振興課

区内企業と東京理科大学や区外の大学との間で産学公連携体制を促進するため、大学の有する先端的な研究機能と葛飾の町工場が得意とする製造・加工技術との連携交流による新製品・新技術の開発を推進し、イノベーションの端緒としていきます。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	交流・啓発事業の実施回数（回）	4	4	4	4	16
事業費（千円）		17,121	17,105	17,105	10,297	61,628

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	交流・啓発事業の参加者数（人）	60	60	60	60	46
2	東京理科大との産学連携補助金件数（件）	2	2	2	2	2

出典等： 1 産学連携講座(中規模)30人×1回 産学連携講座(小規模) 10人×4回
2 東京理科大との共同研究等連携が行われた開発で区の補助金が支給された件数

伝統産業販路拡大支援事業

商工振興課

区内の伝統工芸士で組織する団体が自ら製作した商品を展示及び販売する催しを開催、又は参加するための経費の一部を補助することにより、葛飾区の伝統工芸品を広く知らしめて、多くの消費者にその製品の良さを認識する機会を確保し、販路拡大及び振興を図ります。

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	助成件数（件）	3	3	3	3	12
2	展示販売会の参加者数（人）	20	20	20	20	80
3	E C 販売の参加者数（人）	5	7	9	10	31
事業費（千円）		4,064	4,064	4,064	4,064	16,256

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	展示販売会で売上額が前年より向上している職人数（人）	3	4	5	6	—
2	E C 販売件数（件）	300	350	400	420	—

出典等： 1 出展した職人からのアンケート 2 E C サイトでの販売件数

創業支援事業

産業経済課

葛飾区と関係機関、団体が協働し、区内で創業を目指す方に、創業前から創業後の経営安定まで、情報やノウハウの提供、資金融資、人材確保などについて一貫した支援を行います。創業者を含む事業者が地域とのつながりを深め、広い事業視野の獲得やビジネスチャンスの創出を図るため、交流会等を継続的に開催します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	融資実行件数 (件)	70	70	80	80	300
2	創業相談件数 (件)	700	700	800	800	3,000
3	創業塾受講者数 (人)	200	200	200	200	800
4	創業交流会開催回数 (回)	7	7	7	7	28
5	創業の機運を醸成するイベント等の開催・出展 (回)	1	2	3	3	9
事業費 (千円)		64,203	76,258	71,358	81,958	293,777

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	創業塾受講者のうち、実際に創業した件数 (件)	80	80	90	90	76

出典等： 1 実績値

【新規】新製品・新技術開発支援事業

産業経済課
商工振興課

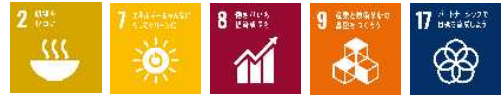
新製品・新技術開発への補助金の交付や低利の融資斡旋などを行い、新たな技術や製品などを生み出す区内企業のチャレンジを支援し、区内のイノベーションを創出します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	新製品・新技術開発補助金の申請件数 (件)	6	6	6	6	24
2	新製品・新技術開発支援融資のあつせん件数 (件)	8	8	8	8	32
事業費 (千円)		6,449	6,541	6,641	6,741	26,372

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	新製品・新技術開発補助金の採択件数 (件)	4	4	4	4	3
2	新製品・新技術開発支援融資の実行件数 (件)	6	6	6	6	1

出典等： 1 新製品・新技術開発補助金補助金の支給件数

施策 2 経営支援



区内の事業所が安定的に経営できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区内では、経営者の高齢化を背景に事業所数の減少が続いています。区では事業承継支援事業¹を実施していますが利用する事業者が少なく、支援を必要とする事業者に届けることができていない状況です。
- 後継者不在のまま、社長の平均引退年齢である70歳に達する区内事業者が増加し、大量の廃業となるリスクが高まる中、第三者による事業承継に対するニーズは全国的に増加しています。
- 区内中小企業の積極的な設備投資を後押しし、経営の安定化や事業拡大を進めるため、毎年、社会状況に即応した融資メニューを創設するとともに、平成30年度から生産性向上特別措置法²に基づく「先端設備等導入計画」を区が認定しています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機とし、DX（デジタルトランスフォーメーション）^参の推進が求められつつある中、区内小規模事業者のキャッシュレス化や、電子帳簿保存法等への対応など、必要なICT^参環境整備が十分に進んでいない状況にあります。

2 施策の方向性

- **事業承継体制の強化** 弁護士や税理士等の専門家による積極的な訪問相談を推進するとともに、金融機関等の支援機関との連携を強化することにより、親族内承継をはじめ、第三者承継も含めた早期の事業承継対策を推進します。また、事業承継の検討段階に応じた個別的な支援を実施します。
- **ICT環境の整備支援** キャッシュレス化への対応や電子帳簿保存法への対応をはじめ、新たな設備の導入や専門家による事業者個々の実情にあわせたICT導入から導入後の長期的な支援など、区内事業者のデジタル化支援を推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区の支援により事業承継した区内中小企業数 (社) (産業経済課)	2	3	5
倒産件数 (件) (東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」)	28	26	25

¹ 事業承継相談をはじめ、事業承継セミナーや事業承継塾の開催、事業承継支援融資のあっせん等を平成29年度から実施

² 国内産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じることを目的に、平成30年6月施行

4 計画事業

事業承継支援事業

産業経済課

葛飾区と関係機関、団体が協働し、地域産業の優れた技術を引継ぎ、区民の雇用を確保するため、情報やノウハウの提供、資金融資などにより円滑な事業承継に向け支援します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	事業承継相談 (件)	12	12	14	14	52
2	事業承継関連融資のあっせん (件)	5	5	6	6	22
事業費 (千円)		6,593	6,720	6,980	7,030	27,323

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	区の支援により事業承継した区内中小企業数 (社)	2	3	3	4	2

出典等： 1 実績値

【新規】 区内中小企業デジタル化支援事業

産業経済課
商工振興課

区内中小企業に対して、デジタル導入のための合同セミナーや個別相談会、補助金の交付等を行うとともに伴走的な支援を実施することで、企業のデジタル化を促進し、業務の効率化や生産性向上を図ります。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	I T 導入専門相談等の実施件数 (件)	60	100	100	100	360
2	デジタル化伴走支援の実施事業者数 (者)	4	5	5	5	19
事業費 (千円)		18,602	19,010	19,010	19,010	75,632

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	デジタル導入補助金の採択件数 (件)	10	12	14	16	—

出典等： 1 デジタル導入補助金の支給件数

施策 3 都市農地の保全



農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区では、都市農地のPR冊子作成等を通じて、区民に都市農地の様々な機能を理解してもらうための啓発活動を行っています。また、体験農園やふれあいレクリエーション農園、農業オリエンテーリング等、区民が農地とふれ合う機会を提供する事業は、関心・人気も高く、参加希望者数が年々増加しており、農業への理解を深める機会となっています。
- 平成27年に都市農業振興基本法³が制定されて以降、補助事業を積極的に利用し、経営拡大を希望する若手営農者も見受けられます。しかし、大半の営農者は後継者不足により、農地の維持が困難な傾向にあるほか、相続時に宅地へ転用される農地も一定程度存在します。
- 平成30年に都市農地貸借円滑化法⁴が施行され、生産緑地⁵内の農地について、農地所有者以外の者であっても、貸借により意欲ある農業者等に有効に活用する仕組みが整備されました。

2 施策の方向性

- **都市農地の魅力発信** 区民に対しては、新鮮な作物の供給や防災、緑地環境の保全、地域とのふれあい、教育等の多面的な機能を持つ都市農地の役割や大切さをより発信し、都市農地の必要性や魅力を伝えていきます。また、地域一体となって農地保全の機運が高まるよう、区民が農地とふれ合い、直接、農地を感じられる事業を進めます。さらに、区内外の関連機関と連携し、農地の所有者に対して農地保全に有効な制度の活用促進を図ります。
- **継続的な農地保全** 農地の所有者に向けて、都市部における農地の重要性と農地に対する期待を伝えるとともに、農地の維持に当たっての課題を抽出し、その解決に向けた支援に取り組みます。特に、生産緑地所有者に対しては、生産緑地を貸借するための制度により、営農希望者と農地所有者のマッチング等を進めるとともに、特定生産緑地制度⁶の活用を積極的に後押しし、継続的な農地保全につなげます。令和5年10月1日現在で平成4年指定分は98%、平成5年指定分は約83%の生産緑地が、特定生産緑地申請をしています。

³ 都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続と、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定

⁴ 生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合に相続税納税猶予制度の適用が受けられるなど生産緑地を貸借することを目的に制定

⁵ 市街化区域内にある農地等における緑地機能に着目し、公害・災害の防止、緑と調和した生活環境の整備等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度。平成29年の生産緑地法の改正により、生産緑地地区内への直売所や農家レストランなどの設置等も可能となった。また、都市計画運用指針の要件緩和により、葛飾区では生産緑地地区の指定下限値を500㎡から300㎡へ引き下げた。

⁶ 生産緑地所有者等の申請により生産緑地指定期間を10年延長する制度

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
区内に存続する農地面積 (a) (産業経済課)	3,410	3,065	2,769
区内に農地が必要と感じている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	62.0	63.2	64.4

4 計画事業

農地保全支援事業	産業経済課
区民の農地に対する理解を深めるための事業や、地産地消・食育・防災機能・良好な住環境の提供など、都市農地の持つ多面的機能の発揮に資する事業を展開することで、農地の保全につなげます。	

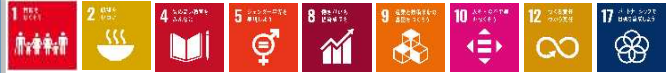
活動量 (単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 防災機能の強化のための整備 (か所)	1	1	1	1	4
2 地域や環境に配慮した基盤整備 (か所)	2	1	1	1	5
3 農地の創出整備 (か所)	1	0	1	0	2
4 農地保全の理解促進	0	1	0	0	1
5 生産緑地看板の取替設置 (か所)	50	50	50	22	172
事業費 (千円)	5,778 (1,540)	5,822	5,738	4,384	21,722

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 区内農地面積の前年比減少率 (%)	2.5	2.5	2.5	2.5	1.0

出典等： 1 葛飾区農地台帳調査

※ 事業費欄の () の数値は、令和6年度当初予算に計上した額

施策 4 キャリアアップ・就労支援



区民のキャリアアップと就労を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、テクノプラザかつしか内に職業紹介所「しごと発見プラザかつしか」を設置し、区民の就労と区内事業者の人材確保を支援しています。また、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保に関する相談を行っております。
- 雇用・就業マッチング率の向上を図るため、若年層の求職登録数の拡大やシニア層の希望に沿った求人をさらに獲得するための活動に重点的に取り組んでいく必要があります。
- 求職者に対して、就職相談、カウンセリング、セミナー等を実施し、個々の能力・適正・条件に応じた適切な職業紹介を行っています。特に、若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組として、企業と若者の交流イベントや企業訪問イベント等を実施しています。今後も相談会やセミナー等のPR方法や内容を工夫し、参加者数の増加を促すとともに、企業の求人数を確保し、新規雇用や雇用定着につなげる必要があります。
- 現在、働き方改革が求められている中、組織や従業員の安全性を確保しつつ、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方などにより生産性を向上していく必要性があります。
- 多様な技術ニーズに対応できる人材の増加を図るため、中小企業が行う従業員の技術・技能・知識等の習得を目的とする人材育成事業を支援するとともに、流動化する労働市場に柔軟に対応できる人材を育成する必要があります。
- 今後、情報通信技術やAI（人工知能）が広く実用化されたとしても、コミュニケーション能力や意欲など仕事をする上で基本的な能力・資質の向上は欠かせないといわれています。生産年齢人口が減少し、労働力の減少が見込まれる中、シニア層の知識を活用するなど、労働力の質を高め、能力発揮が可能となるような環境を整備する必要があります。

2 施策の方向性

- **事業者支援** 事業者向けの人材確保セミナーや人事担当者向けの勉強会等を定期的に開催し、事業者の採用力・定着力の向上を支援します。また、専門職員が事業者を訪問して、労務管理や人材確保についてアドバイスをを行います。
- **就労支援** 就職が困難な女性や若者、高齢者、外国人などへの支援を継続し、あらゆる区民が各々の能力や適性等に応じ就労するための事業を展開していくとともに、区内中小事業所の求人ニーズを的確に把握し、求職者の希望に沿った求人開拓を行います。
- **労務管理支援** 就労者が多様な働き方を選択できるよう、区内中小事業所に対し、雇用条件や労働条件の再整備、就業規則の改定など新たな時代の働き方に対応した労務管理支援を行い、区内で働きやすい環境を創出します。
- **従業員のリスキリングなど** 区内企業の人材育成を支援し、多様な技術ニーズに対応できる人材を増やすことで、区内産業の活性化につなげます。また、流動化する労働市場に対応し、求職者が常に売り手となれるようスキルアップを支援するとともに、シニア層の知識や経験を活かした人材育成や雇用マッチングの促進を図ります。
- **事業のPRと情報の一元化** 新たにイメージキャラクター・キャッチコピー・ロゴ等を用いたPRの強化や広域で行う転職フェア等への出展により、求職者や事業者に対して「しごと

と発見プラザかつしか」の認知度をさらに向上させ、新たな求人情報や求職者を獲得していきます。また、区内の就労支援機能の統合化を進めることで、求人情報の一元管理や就業希望者に寄り添った効果的な職業紹介につなげていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
雇用支援事業で就職した就業者(人)(産業経済課)	328	360	370

4 計画事業

雇用支援事業	産業経済課
<p>求人中の区内事業者の人材確保を支援するため、専門職員が区内事業者を訪問し、求人票の書き方や自社HPでのPR方法等の支援を行うとともに求人情報の収集を実施します。また、求職者に対して個別カウンセリングや適職診断等を実施し、現実的な就職に結びつく求人紹介を行っています。さらに、葛飾の産業を担う人材確保のため、若者・女性・シニア・就職氷河期世代の就職の支援を実施します。</p>	

活動量(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1 事業者訪問・相談件数(件)	1,640	1,650	1,650	1,650	6,590
2 求人情報の収集求人(人)	2,496	2,512	2,512	2,512	10,032
3 就職相談の実施相談件数(件)	1,944	2,016	2,016	2,016	7,992
4 企業向けセミナー・就職支援セミナー・出張相談会の開催(回)	28	28	28	28	112
5 若者と企業の交流イベント・企業見学会(回)	38	42	42	42	164
6 就労支援相談窓口の一体化	検討	運営	運営	運営	—
事業費(千円)	41,756	61,418	61,187	61,187	225,548

成果・評価指標(単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1 雇用・就業マッチング率(%)	52.0	54.9	54.9	54.9	49.9
2 雇用率(%)	24.0	26.0	28.0	30.0	20.5

出典等： 1 採用決定者数/新規登録求職者×100 2 採用決定者数/求人獲得件数×100

※ 前期実施計画名 旧「雇用・就業マッチング支援事業」

区内産業人材育成支援事業

商工振興課

区内中小企業の従事者が業務に関する技術・技能・知識等の習得を目的として実施するリスキリングについて、その経費の一部を助成し、多様な技術ニーズに対応できる人材を増やすことで、区内産業の活性化を推進します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	従業員への助成人数 (人)	41	22	22	22	107
2	事業主へ助成人数 (人)	2	2	2	2	8
事業費 (千円)		36,000	11,200	11,200	11,200	69,600

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	本制度を利用して資格を習得した人数 (人)	43	24	24	24	—

出典等： 1 年度別の利用人数

政策 19 観光・文化

まちの魅力を磨き上げ、発信し、にぎわいのあるまちにします

1 政策目的

- 本区の有する豊かな観光資源を国内外に効果的に発信するとともに、新たな観光資源を創出することで、多くの人々が訪れ、滞在し、地域産業全体がにぎわうようにします。
- 文化財をはじめとする文化的資源を保護し、活用しながら、本区の魅力を発掘し、磨き上げることで、歴史や文化の理解を深めつつ、ふるさと葛飾を愛する心や誇りを育み、心豊かに暮らせるようにします。
- 区民が主体的・創造的に文化・芸術活動に親しめる環境を充実し、身近な地域で観る・聴く・参加できる文化・芸術活動が、人と人をつないでいく、葛飾らしい豊かな地域文化を育むまちをつくります。

2 政策の方向性

- 本区ゆかりのキャラクターや歴史・文化、自然などの豊かな資産を観光資源として発掘し磨き上げ、また、観光情報の発信や案内機能の充実を図ることで、国内外から訪れる観光客の満足度を高めていきます。
- 葛飾の観光における新たな魅力を発掘し、地域ならではのイベントを充実させるとともに、より一層安全・安心なイベント運営を推進し、多くの人でにぎわうようにします。
- 鑑賞事業のほか、参加型・体験型の文化芸術事業や若いアーティストの育成支援等を行い、地域の文化芸術活動を活性化します。また、地域の歴史的・文化的資源の保存や情報発信等を進めるとともに、観光振興や地域の活性化への活用を図ります。

3 施策の体系

政策 19 観光・文化	
施策 1 観光まちづくり	
本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします	
【計画事業】	寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル
【計画事業】	かつしか観光推進事業
新【計画事業】	亀有・柴又地域観光拠点施設活用推進事業
【計画事業】	観光資源づくり事業
(計画事業以外の事務事業)	
観光事業運営委託 観光文化センター等維持管理	
観光文化センター展示物保守管理 金魚展示場管理運営 静観亭管理運営	
施策 2 観光イベント	
地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします	
(計画事業以外の事務事業)	
寅さんサミット 葛飾納涼花火大会事業	
菖蒲まつり支援事業 水元公園レンタサイクル事業委託	
観光イベント経費助成 かつしかさくら祭り助成	
施策 3 文化・芸術の創造	
身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます	
【計画事業】	文化芸術創造のまちかつしか推進事業
【計画事業】	文化財の保存及び活用
(計画事業以外の事務事業)	
区民総合芸術祭典 区民文化祭 合唱祭	
文化協会助成 文化会館・亀有文化ホール管理運営	
文化芸術創造事業運営 JOBANアートライン協議会	
美術品展示器具設置 文化団体助成	

施策 1 観光まちづくり



本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 映画「男はつらいよ」、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」、「モンチッチ」、「リカちゃん」など、区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業や、様々な媒体・機会を活用した観光情報の発信が、知名度の向上と観光誘客につながっています。
- 柴又が国の重要文化的景観に選定されたことにより、歴史と文化に根差した柴又の魅力が高まり、国内外に向けたアピール効果が生まれています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく減少していた訪日外国人観光客は水際対策の緩和や円安等の影響を受けて急速に回復し、さらなる増加が見込まれます。今後、区内観光への積極的誘致に向けて、SNS^参などを活用し、本区魅力を継続的に情報発信していく必要があります。
- 今後、来訪者の滞在時間の延長を図るとともに、各地域の魅力を区民と共に再発見し、新たな観光資源を掘り起こしていくことで区の魅力を高めていく必要があります。

2 施策の方向性

- **観光資源の魅力向上・情報発信** 訪日外国人観光客をはじめ、より多くの来訪者を区内へ引き込めるよう、海外でも知名度の高い本区ゆかりのキャラクターや「葛飾柴又の文化的景観」などの歴史や文化、花菖蒲等の自然など、本区ならではの多彩な観光資源を発掘し、磨き上げ、その魅力を効果的に情報発信します。
- **インバウンドや若年層に向けた取組** ホームページやSNSなどを活用した情報発信の強化を図るとともに、位置情報や人流分析といったデータの利活用を検討することで、国内外から訪れる観光客のニーズを的確に捉え、満足度を高めるための観光事業に取り組みます。
- **観光まちづくりの推進** 亀有や柴又では新たな観光拠点施設を整備し、区民との協働による観光まちづくりをより一層推進することで、地域の賑わい創出や魅力の向上を図り、観光地としての持続的な発展につなげます。各地域が区民と共に歴史や文化、自然などの観光資源の発掘、再発見、磨き上げを図り、新たな地域の魅力を創出することで区民の地域への愛着や誇りの醸成にも結び付け、葛飾の良さを未来につなぐ観光まちづくりを推進します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
多彩な観光資源が葛飾区の魅力を高めていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	38.2	40.4	41.2

4 計画事業

寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル

観光課

「寅さん記念館」と「山田洋次ミュージアム」の新たな来館者やリピーターを獲得するため、定期的なリニューアルを行います。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	「寅さん記念館」のリニューアル実施	実施	—	検討	実施	—
2	「山田洋次ミュージアム」のリニューアル実施	実施	—	検討	実施	—
事業費 (千円)		51,821	0	0	51,821	103,642

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	寅さん記念館・山田洋次ミュージアム入館者数 (千人)	140	150	160	170	96

出典等： 1 実績値

かつしか観光推進事業

観光課

本区ゆかりの「寅さん」「こち亀」「キャプテン翼」「モンチッチ」「リカちゃん」や「葛飾柴又の文化的景観」を活かした観光振興事業、イルミネーション等による駅周辺のにぎわいづくり事業等を実施し、観光地としての魅力を高めるとともに、国内外に向けて区の魅力を発信します。

活動量 (単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	キャラクター等を活かした観光まちづくり事業 (事業)	5	5	5	5	20
2	観光ルート開発事業 (事業)	5	5	5	5	20
3	フィルムコミッション事業 (件)	95	100	105	110	410
4	広域観光プロモーション事業 (事業)	4	5	4	4	17
5	産業観光振興事業 (事業)	6	6	6	6	24
6	観光経済調査実施 (回)	—	実施	—	—	—
事業費 (千円)		133,820	159,187	133,820	133,820	560,647

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	多彩な観光資源が本区の魅力を高めていると思う区民の割合 (%)	40.0	40.2	40.4	40.6	38.2
2	観光イベントが区内に賑わいをもたらしていると思う区民の割合 (%)	40.0	40.2	40.4	40.6	37.2

出典等： 1、2 政策・施策マーケティング調査

【新規】 亀有・柴又地域観光拠点施設活用推進事業

観光課

令和6年度に亀有、令和7年度に柴又にオープンする予定の観光拠点施設の整備を進め、新たな観光客層の誘客や来訪者の回遊性向上、地域のより一層の賑わい創出につながる魅力ある事業を実施します。施設を核として、地域との協働による観光まちづくりを推進し、観光による商店街振興、地域活性化などの地域の持続的な発展を図ります。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	【亀有】施設整備	工事・開設	—	—	—	—
2	【亀有】(仮称)運営協議会の設置・運営	検討・設置	運営	運営	運営	—
3	【亀有】地域賑わい創出事業	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	—
4	【柴又】建物改修	工事	工事・開設	—	—	—
5	【柴又】地域賑わい創出事業	検討	検討・実施	検討・実施	検討・実施	—
事業費(千円)		1,404,545	870,000	240,000	240,000	2,754,545

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	多彩な観光資源が本区の魅力を高めていると思う区民の割合(%)	40.0	40.2	40.4	40.6	38.2
2	観光イベントが区内に賑わいをもたらしていると思う区民の割合(%)	40.0	40.2	40.4	40.6	37.2

出典等： 1、2 政策・施策マーケティング調査

観光資源づくり事業

観光課

新たな観光資源の創出により区の魅力を高め、葛飾区への来訪者の増加につなげます。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	新資源創出事業	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	—
2	観光大使事業	実施	実施	実施	実施	—
事業費(千円)		2,216	3,500	3,500	3,500	12,716

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	多彩な観光資源が葛飾区の魅力を高めていると思う区民の割合(%)	40.0	40.2	40.4	40.6	38.2

出典等： 1 政策・施策マーケティング調査



施策 2 観光イベント

地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」などの歴史あるイベントに加え、「寅さんサミット」など本区ゆかりのコンテンツを活用した新たなイベントを著作権元企業等の協力を得ながら、葛飾区観光協会や地元自治町会、商店会等との協働で開催しています。
- フィルムコミッション事業¹や区のシティプロモーションによって、これらのイベントがテレビや新聞等で取り上げられることで、区と協働でイベントを実施する各団体のやりがいや達成感を生むとともに、区民のまちに対する誇りや愛着の醸成にも寄与しています。
- イベントへの来場者の増加に伴い、ごみのポイ捨てや交通機関の混雑、文化・習慣の違いから生じる外国人観光客のマナー問題など、近隣住民の生活に影響が生じないように、より安全・安心なイベント運営に取り組む必要があります。
- 今後も、地域の魅力や特徴の再発見・発掘等により、本区ならではの特色あるイベントとして内容の充実を図っていく必要があります。

2 施策の方向性

- **魅力的な観光イベントの運営** 「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」をはじめとする本区ならではのイベントを、より魅力あるものとしていきます。また、イベント開催時における警備体制や危機管理体制等の安全対策の強化、ごみの持ち帰りなどのマナー啓発、外国人観光客に向けた案内の充実等により、安全・安心なイベント運営を推進します。
- **新たな魅力の発掘・充実** 亀有、金町、新小岩で実施しているイルミネーションや堀切菖蒲園で実施しているライトアップ等によるナイト観光など、新たな葛飾観光の魅力を発掘し、その充実を図っていきます。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
観光イベントが区内ににぎわいをもたらしていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	37.2	40.4	41.2

¹ 区内の施設や景観を活用し、映画やドラマなどのロケや撮影支援等を行うこと

施策3 文化・芸術の創造



身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「かつしかシンフォニーヒルズ」と「かめありリリオホール」の2施設を拠点として、クラシック、演劇、演歌、ポップス、ジャズ、落語、演芸等の公演を行っています。コロナ禍では、公演の中止や収容制限などを行ってきましたが、現在はコロナ禍前の公演本数や入場状況に戻っています。
- 現在、公募型の文化芸術事業として、地域コンサートや文化施設での公演・講座等を実施しています。今後、より多くの区民が参加・体験できる事業展開を図るとともに、区民の主体的な文化芸術活動についても快適に活動できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成するため、「かつしか若手アートコンペティション²」を実施していますが、募集分野の拡大等により、応募が増加傾向にあります。
- 「かつしか文学賞³」の作品募集・脚本・舞台公演は、内容のレベルが回を重ねるごとに高まり、制作に関わる人々や観覧者の満足度は高いものの、観覧者数は横ばいです。
- 区では、令和5年1月にかつしかデジタル美術館を開設しました。今後、より区民が文化芸術に触れ、興味を持つことができ、また、いつでも実物に触れることができるきっかけづくりの一助とすべく、積極的に活用していく必要があります。
- 平成30年2月に国の重要文化的景観に選定された「葛飾柴又の文化的景観」の保存・活用を推進するため、区内外に向けた普及啓発や情報発信、文化観光等に取り組む必要があります。
- 区内には、文化財をはじめ、地域に埋もれた文化的資源が多く存在します。こうした資源を掘り起こし、後世に継承していくためには、地域の方々の協力を得ながら調査を行い、適切に保存されるよう支援していくとともに、情報発信を進めるなど、積極的な活用を図る必要があります。

2 施策の方向性

- **地域の文化芸術活動の活性化** 今後も幅広い世代の区民が、観たい・聴きたいと思えるような音楽や演劇等の鑑賞事業を実施します。また、参加型・体験型の文化芸術事業や地域から文化芸術を発信するアートイベントへの支援を行うとともに、区民が文化芸術活動に快適に取り組める環境を整備し、地域の文化芸術活動の更なる活性化を図ります。さらに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と連携した文化・芸術の取組を拡充し、区民がより一層、文化・芸術に親しみながら、葛飾らしい文化芸術を育める機会を広げるための基本方針の策定を進めます。

² 若手芸術家の発掘と育成・支援を目的に、区内で活動する若手の方々（中学生から35歳まで）を対象とする芸術作品の競技会

³ 「ふるさと葛飾」の魅力と新たな文化の発信を目的に平成22年度に創設。葛飾区を舞台としたオリジナル小説を募集し、入賞作品は作品集として出版。大賞作品は脚本化し、区民を中心とする公募キャスト等により、舞台公演を行う。

- **若手アーティストの育成** 「かつしか若手アートコンペティション」の対象作品のジャンルを拡大するなど、より多くの若年層を取り込む工夫を凝らすことで、区の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成します。
- **「ふるさと葛飾」の魅力発信** 「かつしか文学賞」の受賞作品の紹介や舞台化に向けての取組を情報紙ミルやSNS[※]に掲載するなど、工夫を凝らし、同賞がより多くの区民にとって誇りとなるよう、「ふるさと葛飾」の魅力発信につなげます。
- **葛飾ゆかりの美術品の記録・情報発信** 「かつしかデジタル美術館」への展示数を充実させるとともに、美術品のアーカイブ化を進めます。また、区が関わる文化芸術事業をはじめ、葛飾ゆかりの美術家のホームページやSNSと連携するなどして情報を発信し、区民が文化芸術に興味を持つきっかけづくりを行い、実際に足を運んで実物を見ることが出来る機会を創出していきます。
- **「葛飾柴又の文化的景観」保存・活用の更なる推進** 国の重要文化的景観に選定された「葛飾柴又の文化的景観」を後世に継承していくとともに、多くの区民が郷土葛飾の歴史・文化を理解し、愛着を深めていくことができるよう、令和4年3月に策定した「国選定重要文化的景観 葛飾柴又の文化的景観整備計画」に掲げる取組を進めます。
- **文化財・文化的資源の適切管理** 区の指定・登録文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援するとともに、指定・登録までは至らないものの、後世に残すべき文化的資源について、「地域文化遺産」として認定を進めます。
- **文化財・文化的資源の積極的な活用** 多くの区民が郷土葛飾の歴史・文化への理解や愛着を深められるよう、地域の有形・無形の文化的資源の効果的・魅力的な情報発信を行うなど、積極的な活用を進めます。また、観光振興や地域の活性化にも活用しながら、更なる文化的向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
最近1年間に音楽や美術などの催し物に行ったことのある区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	38.7	40.5	42.5
最近1年間に文化・芸術活動に取り組んだことのある区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	16.8	18.5	20.5

4 計画事業

文化芸術創造のまちかつしか推進事業		文化国際課			
<p>多くの区民に文化芸術活動への参加機会を提供するため、区民ニーズや地域の特性を踏まえた区民参加型の事業として、かつしかオリジナル作品公募事業（かつしか文学賞）や公募型文化芸術事業（地域コンサート・アートイベント助成）を実施します。また、あらゆる世代の区民の参加意欲を高められるような、参加型・体験型事業等を展開するとともに、区民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう文化芸術活動の参加者や文化芸術活動団体と連携・協力して、地域の文化・芸術活動の活性化を図ります。地域の特性を活かし、葛飾らしさが感じられる独自の文化芸術を発信していきます。</p>					

活動量（単位）		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	かつしかオリジナル作品公募事業	1（舞台発表）	1（作品募集）	1（脚本化）	1（舞台発表）	—
2	公募型文化芸術事業（地域コンサート）（事業）	12	12	12	12	48
3	公募型文化芸術事業（アートイベント）（事業）	1	2	2	3	8
4	かつしかデジタル美術館（展示作品数）	335	400	485	550	1,770
事業費（千円）		28,655	24,330	25,930	27,080	105,995

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	かつしかオリジナル作品公募事業及び公募型文化芸術事業の延べ区民参加者数（人）	37,000	38,100	39,200	40,300	37,807
2	公募型文化芸術事業の参加者満足度（%）	79.0	79.5	80.0	80.5	78.0

出典等： 1 事業に参加した区民数 2 参加者アンケートで「満足」と回答した人の割合

文化財の保存及び活用

生涯学習課

平成30年2月に都内で初めて選定された「葛飾柴又の文化的景観」や貴重な文化財が適切に保存・継承されるよう支援するとともに、積極的な情報発信や新たな観光資源としての活用を図ります。

また、指定・登録まで至らないものの、後世に残すべき文化資源について、「地域文化遺産」として認定を進めます。

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	地域文化遺産認定件数(件)	2	2	2	3	9
2	文化財調査・活用方法	実施	実施	実施	実施	—
3	葛飾柴又の文化的景観の保存・活用	実施	実施	実施	実施	—
4	情報発信					
	①ホームページによる周知	実施	実施	実施	実施	—
	②文化財めぐり(回)	2	2	2	2	8
	③かつしかの文化財(回)	4	4	4	4	16
	④文化講座(講座)	2	2	2	2	8
5	特別展・企画展の開催(回)	2	2	2	2	8
事業費(千円)		83,778	103,378	79,934	80,534	347,624

成果・評価指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	文化財めぐりの参加者数(人)	60	80	80	80	—

出典等： 1 文化財保護推進委員と行う文化財普及啓発講座への年間参加者数

政策 20 地域活動

区民が主役となる、いきいきとした地域づくりを進めます

1 政策目的

あらゆる世代の区民が、それぞれの状況に応じて主体的に自治町会活動をはじめとする様々な地域活動に参加し、顔の見える関係をつくりながら地域の課題を解決していく、住みよいまちづくりを進めます。

2 政策の方向性

- 地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるよう、自治町会活動の活性化を図りつつ、地域活動の担い手の育成や地域で活躍する様々な団体への支援を進めるとともに、個人でも活動に参加できる仕組みづくりやオンラインなどデジタル技術を地域活動に活用するための支援などを進めます。
- 地域コミュニティ施設の適時適切な改修や維持管理、利便性の向上等を行い、利用しやすい地域活動の場を提供します。

3 施策の体系

政策 20 地域活動	
施策 1 地域力の向上 地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします	
新【計画事業】地域力向上支援	
(計画事業以外の事務事業) ふるさと葛飾盆まつり ボランティア保険 地域活動の支援・協働の推進 ボランティア・地域貢献活動センターとの連携 まちかど勉強会運営支援 まちづくり懇談会運営支援 きらめきのまち創出事業費助成 自治町会掲示板設置費助成 自治町会世帯助成 地域活動団体事業費助成 地区センターまつり等支援 地区ニュース発行 自治町会会館整備費助成 自治町会会館不動産登記費助成 自治町会法人認可事務 協働を推し進める環境づくり	
施策 2 地域活動の場の提供 利用しやすい地域活動の場を提供します	
(計画事業以外の事務事業) 地域コミュニティ施設管理運営	



施策 1 地域力の向上

地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、地区まつり助成や自治町会会館整備費助成等各種助成事業、転入者等へのリーフレット配布などの支援を実施しています。今後も自治町会活動の更なる発展のために、支援の充実を図る必要があります。
- 近年、集合住宅の居住者や外国人の増加による自治町会加入率の低下、自治町会活動の中心を担う役員の固定化・高齢化による活動の停滞などが危惧されています。今後、自治町会への加入を促進するとともに、幅広い年齢層や区内に住む外国人などが参加・協力しやすい体制づくりなどを進める必要があります。
- 地域活動団体の更なる活性化を図るため、葛飾区社会福祉協議会において地域貢献サポート事業¹を実施しています。今後、安全・安心で住みよいまちづくりを更に進めていくためには、自治町会等の地縁団体のみならず、地域で活躍する様々な分野の活動団体との協働を進め、地域の課題を地域で解決する力を高める必要があります。
- 現在、オンラインを活用したコミュニケーションが各世代に浸透し、地域活動においても導入が進んでいます。今後の地域活動においては、地域の誰もが利便性を享受できる環境づくりを進める必要があります。

2 施策の方向性

- **自治町会への加入促進** 自治町会への加入率を維持・向上させるため、集合住宅の居住者、転入者、外国人の加入促進を図ります。また、自治町会活動の継続が困難となる可能性がある場合は、隣接自治町会への編入や合併等の検討を促し、誰もが自治町会へ加入できる体制を築きます。
- **自治町会活動の活性化** 持続可能な自治町会活動を促進するため、盆踊りなど自治町会が行う地域活性化の取組に対する支援制度の新設や、地域団体との連携を促進する人的な支援体制の構築を行います。また、組織や活動の効率化・活性化、自治町会会館等活動拠点の整備、多様な年齢層が無理なく気軽に参加できる仕組みづくりなどについて助言・支援を行います。
- **外国人区民との共生** 外国人区民が自治町会の行事やイベントに参加し、地域活動の担い手として活躍できるよう支援することにより、地域社会の中で円滑なコミュニケーションを取りつつ共生できるようにします。
- **地域活動支援の充実** 地域活動への支援を充実し、協働を推し進めるため、区と社会福祉協議会の連携充実を図り、自治町会等の地縁団体、地域活動団体、区、社会福祉協議会相互の情報共有とマッチングを進めるとともに、横のつながりを強化します。
- **担い手の創出** オンラインの活用、夜間や土日の会議設定、スポットでのイベントボランティア等、時代に合ったコミュニケーションや活動への参加を促進し、多忙等を理由に地

¹ NPOやボランティア団体等の運営・組織づくりに関する一般相談や専門的な知識、ノウハウが必要な専門相談、ボランティア・NPO入門講座など、地域活動の総合的なサポートを行う事業

域活動に参加しにくいと感じていた方々を地域活動につなげ、次代の担い手を創出します。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
町会加入率(%) (地域振興課)	56.1	58.1	60.1
最近1年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことがある区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	17.7	21.7	25.7
自治町会やNPO・ボランティアなどの地域活動が日常生活に不可欠であると思う区民の割合(%) (政策・施策マーケティング調査)	64.4	68.4	72.4

4 計画事業

【新規】 地域力向上支援	地域振興課
<p>自治町会を中心とした地域活動を支える多様なコミュニティによる地域力を向上させ、地域コミュニティの活性化を目指します。そのため、職員がコーディネーターの役割を担い、自治町会とPTAや子ども会等との連携を促進します。また、地域活動の担い手不足を解消し、役員の負担を軽減するため、自治町会がイベント会社を利用する費用を助成するなど、外部人材の活用を促し、自治町会の運営改善を支援します。さらに、多様な団体との連携促進や若い世代が参加しやすいイベントの実施についても支援します。そして、情報発信の工夫や支援を通して、自治町会の活動や組織の存在を「見える化」し、より多くの住民に参加してもらえるように支援していきます。</p>	

活動量(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	加入促進支援					
	①自治町会紹介チラシの発行(部)	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000
	②自治町会加入促進リーフレットの配布(部)	24,000	24,000	24,000	24,000	96,000
2	地域活動支援					
	①連携イベントの実施(町会数)	5	10	15	20	50
	②運営改善の実施(町会数)	20	30	40	50	140
	③地区まつり助成(団体数)	23	23	24	24	94
3	自治町会支援体制の構築	基本検討	詳細検討	検証	実施	—
事業費(千円)		24,277	24,527	26,277	26,527	101,608

成果指標(単位)		6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	最近1年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことがある区民の割合(%)	19.7	20.7	21.7	22.7	17.7
2	自治町会やNPO・ボランティアなどの地域活動が日常生活に不可欠であると思う区民の割合(%)	66.4	67.4	68.4	69.4	64.4

出典等： 1、2 政策・施策マーケティング調査

施策 2 地域活動の場の提供

利用しやすい地域活動の場を提供します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 地域コミュニティ施設については、老朽化した長机や音響設備等の備品類の修繕・更新、施設利用に伴う飲食の一部緩和など、利用者の声を聞きながら利便性向上を図ることで、順調に利用率を伸ばしてきました。新型コロナウイルス感染症の影響で一時利用率は減少しましたが、現在は増加傾向にあります。今後、より利用しやすい施設を目指し、利用率等の向上について更なる対策を講じる必要があります。
- 既存の地域コミュニティ施設の中には、築40年を超え、和室や和式トイレが中心の施設やエレベーターがないなど、利用者の利便性・快適性に関するニーズを満たしていない施設もあります。今後、計画的な改修等に取り組むとともに、公共施設等経営基本方針²に基づき、地域コミュニティ施設全体を十分に使い切るための対策を講じる必要があります。

2 施策の方向性

- **施設の効果的・効率的な活用** 地域コミュニティ施設を効果的・効率的に活用するため、施設の利用状況や周辺施設の状況などにより、施設機能の移転や周辺施設との複合化など様々な方策を検討しながら施設の有効活用を図ります。
- **施設の利便性・利用率の向上** 公共施設等経営基本方針に基づき、使用法の把握・分析に加え、潜在層も含めた利用ニーズの把握などマーケティング調査を行い、必要な改修を行うとともに、利用区分や利用システム、使用料等の見直しを行い、利用者の利便性の向上と施設の利用率向上を図ります。

3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和12年度)
気軽に利用できる地域活動施設があると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	25.0	26.2	27.4
地域コミュニティ施設の利用率 (%) (地域振興課)	49.5	50.7	51.9

² 公共施設を使いやすくきれいな状態で維持し、区民に最大限使っていただくための取組方針。

用語解説

用語	説明
アルファベット・数字	
A I	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
E Cサイト	インターネット上で商品を販売する Web サイトのこと。
D X（デジタルトランスフォーメーション）	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること。
I C T	Information & Communications Technology の略。情報や通信に関する技術の総称
I o T	Internet of Things の略。「モノのインターネット」とも呼ばれ、様々なモノがインターネットに接続し、相互に情報を交換する技術のこと。
M a a S	Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動方法について、アプリケーションソフト等を活用し、複数の交通手段を最適に組み合わせた交通経路検索や予約、決済等を可能とするサービス
R P A	Robotic Process Automation の略。A I（人工知能）等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。
S N S	Social Networking Service(Site)の略。参加者が共通の趣味や嗜好、居住地域、出身校等を元に様々な交流を図ることができる個人間の交流を支援するサービス（サイト）のこと。
Z E V	走行時にC O ₂ 等の排出ガスを出さない電気自動車や燃料電池自動車のこと。
3 R	ごみを減らし、循環型社会を形成するためのキーワード。第1に「ごみの発生抑制＝リデュース（Reduce）」、第2に「再利用＝リユース（Reuse）」、第3に「再生利用＝リサイクル（Recycle）」であり、各頭文字をとって「3 R」と称する。
あ行	
アウトリーチ	支援を必要とする方からの相談等を待って支援を開始するのではなく、支援者等が支援を必要とする方のもとに訪問するなど、能動的に出向くこと。
一時保育	区内にお住まいで、買い物・通院・就学・介護などにより家庭での保育が一時的に困難となった就学前のお子さんを、保育所等でお預かりする事業

用語	説明
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組
か行	
介護予防	高齢者が、いつまでも健康で要介護状態にならないように日頃から予防すること。
学習指導要領	児童・生徒が全国のどこにいても一定水準の教育を受けられるよう、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。小学校学習指導要領は平成 29 年、中学校学習指導要領は平成 30 年に改訂・公示された。
学校教育総合システム	教職員が児童・生徒の情報管理や成績処理等に使用する校務事務システムや、児童・生徒の学習活動において使用するシステムの総称
緊急医療救護所	大規模災害により多数の傷病者が発生した際に、発災後おおむね 72 時間の間に病院前に開設する救護所のこと。主にトリアージ（傷病者の振り分け）や応急処置、搬送や医薬品の調剤等を行う。
健康経営®	「健康経営®」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康を経営的視点から考え、戦略的に実践することであり、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。
子ども未来プラザ	妊娠期から成人するまでのすべての子どもとその家庭に寄り添い、切れ目のない支援を実現するための重要な柱の一つとなる施設
さ行	
市街地再開発事業	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うこと。
食品ロス	食べ残しや賞味期限切れ等により本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより物事の判断能力が不十分な方を対象に、本人を法律的に保護し、支えるための制度

用語	説明
創業塾	区内で創業するために役立つ4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）を学べる講義とグループワークを行う。産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」として、国からの認定を受けて実施している。
な行	
ネウボラ	フィンランド語で助言やアドバイスを受ける場所を意味し、妊娠初期から就学前まで、かかりつけの専門職（主に保健師）が担当の母子、家族全体に寄り添い支えるしくみの総称
は行	
フレイル	加齢によって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態
や行	
やさしい日本語	日本語に不慣れな外国人にも分かりやすいよう、簡易な表現や文法を用いた日本語のこと。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	ある特定の人のためではなく、年齢・国籍・性別・身体的能力等の違いを越え、全ての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていかうとする考え方
ゆりかご面接	妊娠届出時に保健師・助産師などの専門職と面接し、妊娠期から子育てのサポートプランを作成する取組
ら行	
リスキリング	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。
わ行	
わくわくチャレンジ広場	主に放課後に小学校の施設を利用し、地域の方の見守りの下、子どもたちが安全に過ごせる居場所をつくる事業

葛飾区区民サービス向上改革プログラム

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

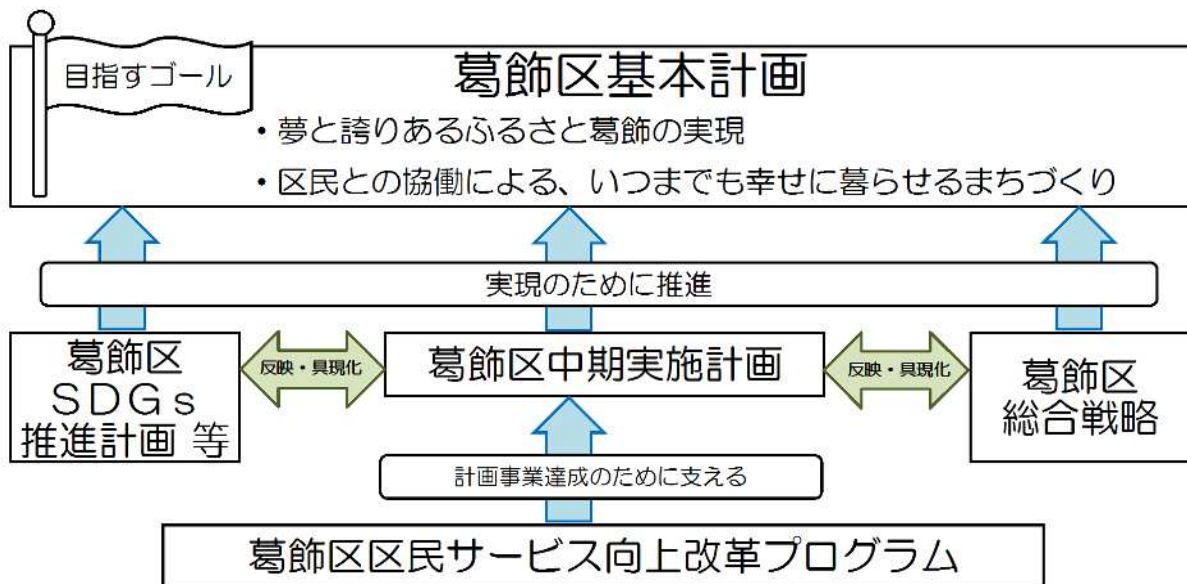
I 葛飾区区民サービス向上改革プログラムの策定について

基本計画を受け、それを具体化するために今回策定された中期実施計画の着実に円滑な実施を支えることを目的に、本プログラムでは、今後の課題を踏まえて取り組むべき行財政運営の方向性と区民サービス向上の取組についてまとめました。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが感染症法の5類感染症に引き下げられ、その流行に一定の落ち着きを取り戻したものの、今後の様々な災害への備えや急速に進む社会のデジタル化のみならず、少子高齢化や子育て支援、まちづくり、教育振興など、増大する行政需要に対し、適切な執行体制をもって、持続的に様々な課題に対応を図っていかねばなりません。

今回のプログラムでは、中期実施計画を推進するために区が目指す姿を示し、計画期間（令和6年度～令和9年度）の中でその実現や推進を支えていきます。

II 葛飾区区民サービス向上改革プログラムの位置付け



Ⅲ 区民サービス向上のための3つの柱

区は区民に最も身近な行政主体として、少子高齢化や子育て支援、環境保護、街づくり、教育振興、災害対策、経済支援など、限られた行財政資源の中で、多様化・複雑化する行政需要や課題に適切に取り組み、区民サービスの向上を図ることで、今後も持続可能な地域社会を目指さなければなりません。

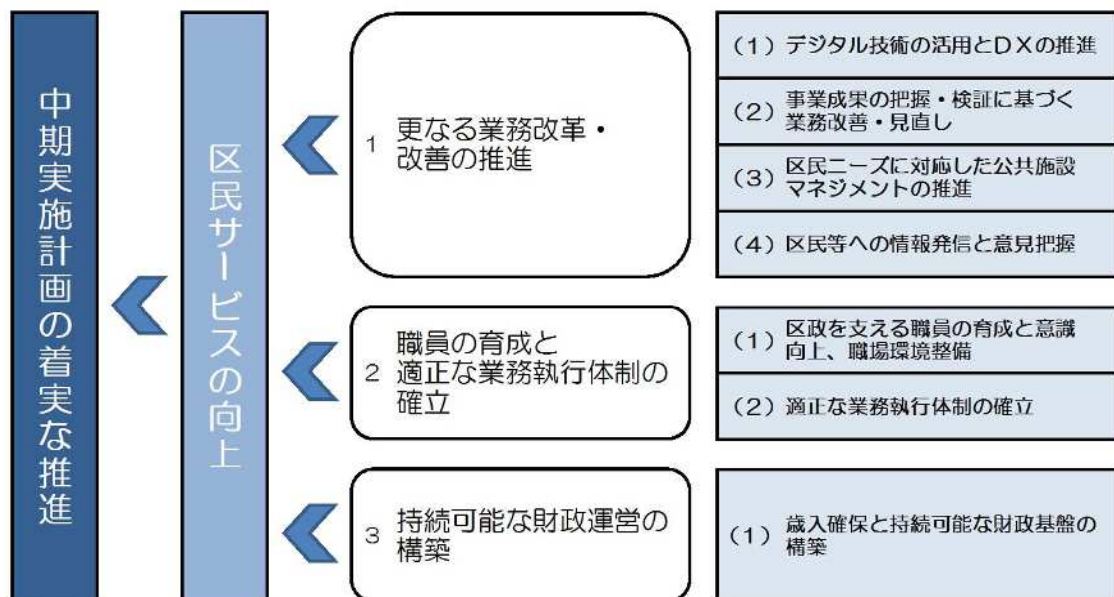
そのためには、職員一人一人が社会情勢への感度を高く保ち、経営感覚を持って業務に取り組み、個々の生産性を一層高めることで業務の成果につなげ、区民サービスを向上させていくことが必要です。

区には、そうした職員を育成し、意欲を持って継続的に働くことのできる職場環境を整備するとともに、適正な業務執行体制・組織の構築に努め、デジタル技術の活用とDX^{*1}の推進、公共施設の更なる有効活用、区民サービスの根源の一つである財政基盤の強化などに取り組み、コロナ禍を経て強まる社会のデジタル化に備えながら、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を行い、中期実施計画を着実に推進することが求められています。

今回の葛飾区区民サービス向上改革プログラムでは、「1 更なる業務改革・改善の推進」、「2 職員の育成と適正な業務執行体制の確立」、「3 持続可能な財政運営の構築」の3つを大きな柱として、取組方針を示し、課題について今後取り組んでいきます。

また、本プログラムはSDGsの理念を踏まえており、SDGsの目標との関係は、3つの大きな柱に示します。

【葛飾区区民サービス向上改革プログラムの概略図】



IV 取組方針と目指す方向

1 更なる業務改革・改善の推進

新しい価値観や社会潮流の変化を捉えながら、様々な行政需要や課題を適切に把握し、区民サービスの向上を図るため業務改革・改善を実施します。



(1) デジタル技術の活用とDXの推進

目指す方向

①DXによる様々な区民サービスの向上

担当 政策経営部・各部

区役所におけるDX^{*1}を推進することで、「いつでも」「どこでも」「気軽に」身近なスマートフォンで行えるオンライン手続の推進など区民サービスの実現と、区民目線で利用しやすい「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスの実現を図ります。

また、各事業におけるサービスの向上に向けた新たな展開を図ります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施			

→ 主な取組項目は316ページ参照

*1 DX（デジタルトランスフォーメーション）

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること。

②生成A I を活用した業務効率化の浸透と分析の深化

担当 政策経営部・各部

文書作成や情報収集などに生成A I^{*2}を活用した業務効率化を庁内に浸透させるとともに、生成A Iに独自に区政のデータを学習させることで、区政の課題の発見、分析やそれに対する具体的な対策の提案につなげるなど、区民サービスの向上を図ります。

また、職員が生成A Iを使用する上で、デジタルリテラシー^{*3}の向上にも力を入れていきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施			

→ 主な取組項目は316ページ参照

③高齢者や障害者、外国人への手続支援とデジタルデバイド^{*4}への対応

担当 政策経営部・地域振興部・福祉部・各部

高齢者や障害者、外国人の方のほか、オンライン手続が苦手な方へ「書かない」「待たない」などのサービス向上に向けて、デジタル技術を活用するための普及啓発や多言語対応機器の設置を充実させ、誰もがデジタル技術の利便性を実感できるよう、親切・丁寧な環境づくりを進めていきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施			

→ 主な取組項目は317ページ参照

*2 生成A I

プロンプト（指示文）に応答して、回答文を生成することができる人工知能システムのこと。

*3 デジタルリテラシー

デジタル技術を理解して適切に活用するスキルのこと。


*4 デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差

④業務のDX推進に伴う業務執行体制の見直し

担当 政策経営部・総務部・各部

窓口サービスなど業務のDX推進により、区民サービスの向上を図るとともに、業務効率化・業務改革を実施し、各業務の今後の事業の業務量を踏まえながら、持続可能な業務執行体制を検討していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は317ページ参照

(2) 事業成果の把握・検証に基づく業務改善・見直し

目指す方向

①行政評価による事業成果の把握と検証の徹底

担当 政策経営部・各部

区の事業は費用対効果のみで成果を捉えるのではなく、様々な指標を用いてその成果を把握する必要があります。

このため、行政評価等により、その事業成果が何かを把握し、成果を上げるための方策を検証することによって、業務の改善やサービスの見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は317ページ参照

②行政評価と予算編成との連動強化

担当 政策経営部・各部

行政評価では事業の効率性や有効性を勘案しながら、その成果を分析し、その後に必要な改善に取り組んでいます。

今後、一層行政評価と予算編成の連動を強化し、経費に関わる改善は次年度以降の予算に適切に反映させ、限りある財源をより有効かつ適切に配分していきます。


令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は317ページ参照

③事実や結果に基づいた区民サービスの立案・検証の実施

担当 政策経営部・各部

区民ニーズを的確に捉え、効果的な区民サービスを提供していくには、事実・結果に基づいたデータを活用することが重要です。マーケティングリサーチ^{*5}やEBPM^{*6}などによる事業の立案や検証を行い、より有効性の高い区民サービスを実施していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は317ページ参照

*5 マーケティングリサーチ

課題に対するデータを様々な手法により収集・分析し、区民が求めるニーズを明確にして実態把握・将来予測などに活用すること。

*6 EBPM (Evidence Based Policy Making エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)

その場限りの情報に頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、合理的根拠に基づいて企画すること。

(3) 区民ニーズに対応した公共施設マネジメントの推進

目指す方向

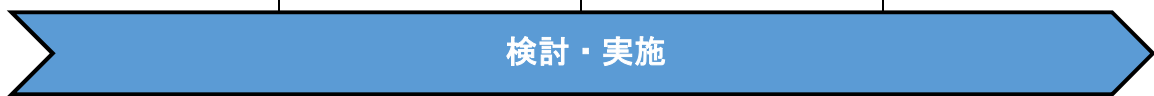
①利用実態を踏まえた公共施設の一層の利用促進と公共施設 マネジメントの推進

担当 施設部・地域振興部・子育て支援部・各部

「葛飾区公共施設等経営基本方針」に基づき、区民の貴重な財産である公共施設において持続的に区民サービスを提供していくためには、長寿命化や予防的修繕により適正に保全するとともに、地域特性や将来の需要等を踏まえ、他の行政目的への転用や周辺公共施設の集約・再編など、効果的・効率的な活用を進め、適切に管理運営していく必要があります。

公共施設を取り巻く社会環境や行政需要の変化に対応するため、公共施設の利用実態を分析し、区民ニーズに対応した活用を積極的に図ることで更なる公共施設の利用促進につなげていきます。

また、地域コミュニティ施設や子育て支援施設など、それぞれの施設の目的に照らしながら、適切な整備・跡地活用を図っていきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は317ページ参照

(4) 区民等への情報発信と意見把握


目指す方向

①多様な方法による区民等からの意見聴取の検討と実施

担当 政策経営部・総務部・各部

区民の意見を適切に区政に反映させていくことは、区民サービス向上の観点からも必要です。

区の施策や事業の実施などに当たり、適宜区民の意見を聴き、それを区政に活かすことができる仕組みを確立していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は318ページ参照

②子ども・若者の意見を区政に活かすための仕組みづくり

担当 総務部・子育て支援部・各部

子ども・若者が「葛飾区に住み続けたい」と思える施策を展開していくために、子ども・若者自身が区政を知り、意見聴取した上で、区政にその意見を適切に反映していくことが重要です。

子ども・若者が理解しやすい情報発信を行った上で、意見表明ができる機会を確保し、子ども・若者の意見を区政に活かす仕組みを検討し、実施していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は318ページ参照

2 職員の育成と適正な業務執行体制の確立

経営感覚を持った生産性の高い職員の育成や意識の向上を図り、適正な業務執行体制のもとで質の高い区民サービスを提供していきます。



(1) 区政を支える職員の育成と意識向上、職場環境整備

目指す方向

①職員の経営感覚の育成、意識向上

担当 政策経営部・総務部・各部

絶えず変化する社会情勢とそれに伴う様々な区民のニーズを敏感に捉え、効果・効率を踏まえながら適切に区民サービスへ反映していくことができる、経営感覚を持った職員の育成、意識向上に一層力を入れていきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度


→ 主な取組項目は318ページ参照

②区民サービスを支える職員の育成

担当 政策経営部・総務部・各部

「葛飾区人材育成基本方針」に基づき、職員としての使命を十分に理解した上で、区民に寄り添い、区民サービスの向上を図りながら、日々の業務に励む職員を育成していきます。

また、区で取り組む区民等との協働やSDGsの推進に対する意識の向上や、区民の生命と財産を守るため、職員の災害対応能力の向上などを図ります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			


→ 主な取組項目は318ページ参照

③職員の適性をより活かした異動・配置の仕組みの検討と実施

担当 総務部

生産年齢人口が減少し、今後多くの職員を採用、配置し続けることが難しくなる中、民間委託やDX等による業務の効率化だけではなく、限られた人員で業務の質を維持・高めていくことがより一層必要となってきます。

そのため、今後、職員の能力の向上と併せ、職員の適性をより活かした異動や配置の仕組みを検討し、実施していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は318ページ参照

④専門性を有する職員の採用と活用

担当 総務部・各部

多様化する区民ニーズや時代の変化に伴い必要となるデジタル技術など専門性の高い分野についても、区が主体性を持って区民サービスを提供していくために、専門的な知識・経験を有する職員の採用やその後の活用について検討し、実施していきます。


令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は318ページ参照

⑤職員が働き続けることのできる職場環境づくり

担当 総務部・各部

職員の柔軟な働き方の推進とともに、職員が持続的に生産性高く仕事に取り組むことができるよう、テレワークや時差勤務の活用、長時間勤務の是正、休暇の取得促進など、育児や介護をしながら働き続けることのできる職場環境を不断に整備し、区民サービスを支える職員の多様な働き方を実現していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は318ページ参照

⑥職員のメンタルヘルス対策の推進

担当 総務部・各部

近年、精神的疾患により休務となる職員が増加していることから、既存のメンタルヘルス研修、ストレスチェック検査、専門相談員による相談対応に加え、新たにメンタリング制度を導入しました。また、計画的な職場復帰訓練の実施により、円滑な復職を支援するなど、職員が病気休暇・休職から職場復帰する際の組織対応の強化を引き続き図っていきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施			

→ 主な取組項目は318ページ参照

(2) 適正な業務執行体制の確立

目指す方向

①柔軟な組織体制の整備と適正な職員数管理

担当 政策経営部・総務部・各部

社会情勢や区民ニーズ等の変化を敏感に捉え、それに伴う行政需要・課題に適切、迅速に対応していくために、個々の職員が最大限能力を発揮できるような組織体制を柔軟に整備していきます。

また、より一層簡素で効率的な執行体制を確保していくために、限られた人的資源である職員を効果的・効率的に配置していけるよう、業務量を踏まえながら、必要となる職員数を精査し、適正な職員数管理を行っていきます。


令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討・実施			

→ 主な取組項目は318ページ参照

②【再掲】業務のDX推進に伴う業務執行体制の見直し

担当 政策経営部・総務部・各部

窓口サービスなど業務のDX推進により、区民サービスの向上を図るとともに、業務効率化・業務改革を実施し、各業務の今後の事業の業務量を踏まえながら、持続可能な業務執行体制を検討していきます。


令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は319ページ参照

③不適正な業務執行を未然防止する仕組みづくり

担当 政策経営部・総務部

既に導入したリスクマネジメント制度の効果検証や必要に応じた見直しを行っていきます。また、その他、不適正な業務執行を未然防止する仕組みについて検討していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は319ページ参照

④新庁舎移転後の利便性の高い窓口体制の構築の検討

担当 政策経営部・総務部・各部

今後、新庁舎へ移転するに当たり、駅前という立地や昨今のデジタル技術の発展などを踏まえ、これまで以上の窓口サービスの向上が求められます。

現行の庁舎の制約にとらわれることなく、より便利で快適な窓口サービスを提供できるよう、窓口サービスのDXをはじめ、総合窓口の在り方や開庁時間の見直し、持続的に業務執行できる体制などについて検討していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は319ページ参照

⑤業務のDXに伴う区民事務所業務の在り方の検討

担当 政策経営部・地域振興部・各部

区役所の様々な業務でDXが進み、「いつでも」「どこでも」「気軽に」区民サービスの手続等が可能となっていくことに伴い、地域にある区民事務所の業務の在り方についても見直しを図る必要があります。

今後、区民のニーズ等を踏まえながら、区民事務所業務の在り方について検討していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は319ページ参照

3 持続可能な財政運営の構築

持続可能な財政運営に必要な歳入を確保し、財政基盤の安定化を図ります。



(1) 歳入確保と持続可能な財政基盤の構築

目指す方向

① 確実な徴収と適正な債権管理

担当 総務部・各部

歳入の確保を図るためには、確実な徴収と適正な債権管理を行う必要があります。

口座振替や多様な納付方法を周知することで、納期内納付を図るとともに、早期催告・財産調査などを行い、現年度内の確実な徴収を推進します。納付義務者に対してきめ細かに相談に応じるとともに、法令に基づいた滞納整理を行います。また、納付義務者の状況に応じ、執行停止や各種制度を適用するなど、適正な債権管理を行います。これらの取組により、税や保険料等の収納率向上を目指します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
検討・実施			

→ 主な取組項目は319ページ参照

②公共用地の有効活用による歳入の確保

担当 政策経営部・総務部

用途廃止された公共用地や未利用の公共用地について、効果的・効率的に利用方法を検討して、区民ニーズや行政需要などを十分に踏まえつつ積極的に貸付や転用・売却などによる有効活用を図ります。

また、公共利用に供する前の公共用地（葛飾区土地開発公社保有地含む。）の貸付により歳入の確保を図ります。


令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は319ページ参照

③交付金や補助金等の特定財源確保の精査

担当 政策経営部・各部

現在も国や都等の交付金・補助金等制度について、区の貴重な財源として活用を図っているところですが、今後、改めて交付金・補助金等制度を精査・情報収集し、より積極的な活用を推進します。全庁的に情報共有を密にし、積極的かつ適切な活用につなげ、一層の歳入確保を図ります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は319ページ参照

④基金の効果的な活用と運用

担当 政策経営部・会計管理室

区が区民サービスを柔軟に提供していくためには、財政の弾力性を保ち、健全な運営に努める必要があります。

そのため、財政状況を踏まえながら基金への積立を行い、十分な残高を確保するとともに、基金の活用により特別区債の発行を抑制することで、引き続き財政負担の軽減を図ります。

また、安全性と効率性に留意しながら、SDGs債等を活用して積極的に基金を運用していきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
			

→ 主な取組項目は319ページ参照

V 主な取組項目

各取組方針の中で示している目指す方向を実現するため、計画期間内に取り組む主な項目を記載しています。計画期間中の社会情勢等の変化に柔軟に対応し、記載する主な取組項目のほか、区民サービスの向上に資する取組について、積極的に検討し、実施していきます。

また、主な取組項目等を推進していく上では、各部が連携・協力して取り組んでいきます。

1 更なる業務改革・改善の推進

取組方針	目指す方向	主な取組項目
(1) デジタル技術の活用とDXの推進	① DXによる様々な区民サービスの向上	戸籍住民課窓口や住所異動に係る窓口業務改革、子育て・教育など手続のオンライン化
		戸籍証明書類のコンビニ交付の実施
		タブレット端末の窓口配置による手続等の利便性向上
		マイナンバーカード等を活用した自動入力・情報連携の推進
		インターネットを利用した窓口での呼び出しサービスの普及や来庁予約機能の検討
		区民事務所でのオンライン手続の支援の実施や取扱手続拡充の検討
		DXによる健康づくりや防災の取組の推進
	② 生成AIを活用した業務効率化の浸透と分析の深化	生成AI利用のためのガイドラインや事例集の作成、職員研修の実施
		生成AI用区情報データベースの構築と継続的な更新
		生成AIを効果的に活用した区民間問合せ対応などの検討・実施

取組方針	目指す方向	主な取組項目
	③高齢者や障害者、外国人への手続支援とデジタルデバインドへの対応	スマートフォン操作やオンラインサービスの利用方法の講座の実施・拡充
		窓口への翻訳対応透明ディスプレイの活用・普及の検討
	④業務のDX推進に伴う業務執行体制の見直し	業務のDXを推進するためのBPR*7による業務フローの整理・見直し
		DX後の業務量に基づく業務執行体制の見直しの検討・実施
(2) 事業成果の把握・検証に基づく業務改善・見直し	①行政評価による事業成果の把握と検証の徹底	行政評価制度の一層の浸透
		行政評価制度の継続した見直し
	②行政評価と予算編成との連動強化	行政評価制度の一層の浸透
		行政評価結果を踏まえた各部ヒアリングの実施 事業成果や社会情勢の変化等事実に基づいた予算要求説明の徹底
③事実や結果に基づいた区民サービスの立案・検証の実施	研修による職員への浸透	
	オープンデータ・ビッグデータの活用検討	
(3) 区民ニーズに対応した公共施設マネジメントの推進	①利用実態を踏まえた公共施設の一層の利用促進と公共施設マネジメントの推進	区内全域の公共施設を対象とした施設レポートの作成と並行した現状分析の実施
		公共施設の活用と適正な保全の推進
		地域コミュニティ施設の有効活用
		子育て支援施設の整備

*7 BPR (Business Process Re-engineering ビジネスプロセス・リエンジニアリング)
業務フローを見直し、抜本的に業務を再設計する業務改革の手法

取組方針	目指す方向	主な取組項目
(4) 区民等への情報発信と意見把握	①多様な方法による区民等からの意見聴取の検討と実施	ウェブモニター制度の本格実施
		マーケティングリサーチの活用促進の検討
	②子ども・若者の意見を区政に活かすための仕組みづくり	(仮称) かつしか若者未来会議の実施
		葛飾区子どもの権利条例の普及啓発

2 職員の育成と適正な業務執行体制の確立

取組方針	目指す方向	主な取組項目
(1) 区政を支える職員の育成と意識向上、職場環境整備	①職員の経営感覚の育成、意識向上	「葛飾区人材育成基本方針」改定の検討
		研修の推進・充実
	②区民サービスを支える職員の育成	各種研修の実施
		地域を守る防災意識の向上
	③職員の適性をより活かした異動・配置の仕組みの検討と実施	人材情報の共有化の検討
		職員の人事異動基準の見直し
	④専門性を有する職員の採用と活用	専門性を必要とする業務の把握
		専門知識等を有する職員の採用・適正配置
	⑤職員が働き続けることのできる職場環境づくり	長時間勤務の是正策の検討
		テレワーク、時差勤務の推進
⑥職員のメンタルヘルス対策の推進	各種研修の実施	
	メンタリング制度の推進	
(2) 適正な業務執行体制の確立	①柔軟な組織体制の整備と適正な職員数管理	適正な業務執行を確立するための組織整備の不断の検討・実施
		業務量に基づく効果的・効率的な人員体制の不断の検討・実施
		各職場に共通する内部事務の集約による業務効率化の検討

取組方針	目指す方向	主な取組項目
	②【再掲】業務のDX推進に伴う業務執行体制の見直し	業務のDXを推進するためのBPRによる業務フローの整理・見直し
		DX後の業務量に基づく業務執行体制の見直しの検討・実施
		ペーパーレスの更なる推進
		ビジネスチャットツールやウェブ会議の更なる活用
	③不適正な業務執行を未然防止する仕組みづくり	リスクマネジメント制度の効果検証と必要に応じた見直し
		その他不適正な業務執行の未然防止策の検討
	④新庁舎移転後の利便性の高い窓口体制の構築の検討	窓口サービスのDXの検討
		総合窓口の開設に係る配置や開庁時間・曜日、組織体制の検討
	⑤業務のDXに伴う区民事務所業務の在り方の検討	業務のDXに伴う区民事務所業務の在り方の検討

3 持続可能な財政運営の構築

取組方針	目指す方向	主な取組項目
(1) 歳入確保と持続可能な財政基盤の構築	①確実な徴収と適正な債権管理	現年度内の確実な徴収の推進
		法令に基づいた滞納整理の実施
		執行停止や各種制度の適用などの適正な債権管理の実施
	②公共用地の有効活用による歳入の確保	公共用地の貸付・転用・売却の実施
	③交付金や補助金等の特定財源確保の精査	補助金等の有効活用
		補助金等の活用における全庁共有の仕組みの構築
	④基金の効果的な活用と運用	基金の効果的な積立
		基金の積極的な運用

葛飾区総合戦略

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

葛飾区総合戦略

1 「総合戦略」とは

国においては、人口減少社会と少子高齢化社会における課題の克服を目指し、「まち・ひと・しごと・創生総合戦略」を閣議決定し、地方においても、国の総合戦略の趣旨を踏まえて、地域の特性に応じた「地方版総合戦略」を策定し、課題解決に取り組んできたところです。

今般、国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとし、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、令和4年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。一方で、地方公共団体においても、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して、地方版総合戦略を策定・改訂することが努力義務として定められており、東京都では、地方版総合戦略として、令和5年1月に『『未来の東京』戦略 version up 2023』を策定しました。

本区においては、令和3年8月に葛飾区基本計画の中で、本区の将来人口の展望を明らかにし、今後目指すべき方向性を掲示する地方版総合戦略に反映させていくため、対象期間を2060年までとする「葛飾区人口ビジョン」を策定しています。

その後、令和3年9月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた、令和3年度から令和6年度までを対象期間とする「葛飾区総合戦略」を策定し、人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできたところです。

このたび、国や東京都の新たな総合戦略を踏まえながら、本区においても「葛飾区中期実施計画」（以下、「中期実施計画」という。）が策定されるのを機に「葛飾区総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を改訂し、区民の誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を目指し、地域の活性化に取り組んでいきます。

なお、本総合戦略はSDGsの理念を踏まえており、SDGsの目標との関係は各基本目標の中で示しています。

2 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の施策の方向

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる

(2) デジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 誰一人取り残されないための取組

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

- ▶ テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化**し、「**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会**」を目指す。
- ▶ **東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。**
- ▶ デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に着実に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**。
- ▶ **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。**

<総合戦略のポイント>

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示**。

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化

- 1 **地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- 2 **人の流れをつくる**
「転居なき移住」の推進、オンライン関係人口の醸成・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり 等
- 3 **結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
- 4 **魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ構築の維持・強化等

地方のデジタル実装を支援

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 **デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 **デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 **誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等



地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

<モデル地域ビジョンの例>

<ul style="list-style-type: none"> ■ スマートシティ スーパーシティ ■ SDGs未来都市 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「デジタル」 中山間地域 ■ 産学官 協創都市
---	--

<重要施策分野の例>

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域交通の リ・デザイン ■ 遠隔医療 	<ul style="list-style-type: none"> ■ こども政策 ■ 教育DX ■ 地方創生 テレワーク ■ 観光DX 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域防犯力の 向上
--	---	---

<施策間連携の例>

関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援	デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開
✓関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示	✓モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援	✓他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開	✓ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援	✓自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用取組を促進	✓国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援	✓地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2022年12月23日）」

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局サイト

「デジタル田園都市国家構想」より）

参考：東京都の『未来の東京』戦略 version up 2023」の4つの基本戦略

- ① バックキャストの視点で将来を展望する
- ② 民間企業等、多様な主体と協働して政策を推し進める
- ③ デジタルトランスフォーメーション（DX）でスマート東京を実現
- ④ 時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル」

「未来の東京」戦略 バージョンアップの考え方

<戦略を展開するスタンス>

- ・「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の実現
- ・課題の根源まで踏み込んだ「構造改革」を強力的に推進

<4つの基本戦略>

- ① **バックキャスト**の視点で将来を展望する
- ② 民間企業等、**多様な主体と協働**して政策を推し進める
- ③ **デジタルトランスフォーメーション（DX）**でスマート東京を実現
- ④ 時代や状況の変化に弾力的に対応「**アジャイル**」

「成長」と「成熟」が両立した
未来の東京

政策を
バージョンアップ



政策を
バージョンアップ



「未来の東京」戦略

～渋沢・後藤の精神を受け継ぎ、
新たな地平を切り拓く～（令和3年3月）

「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の実現と課題の根源まで踏み込んだ「構造改革」を基本スタンスとし、目指す2040年代の東京の姿である「ビジョン」を掲げ、その実現に向けた「戦略」と「推進プロジェクト」を提示

戦略本体



「未来の東京」戦略
version up 2022（令和4年2月）

東京2020大会と新型コロナとの闘いの中で生じた様々な変化変革を踏まえ、政策をバージョンアップ

「『未来の東京』戦略 version up 2023（2023年1月）」
（東京都政策企画局サイト「未来の東京」戦略より）

3 葛飾区総合戦略の位置付け

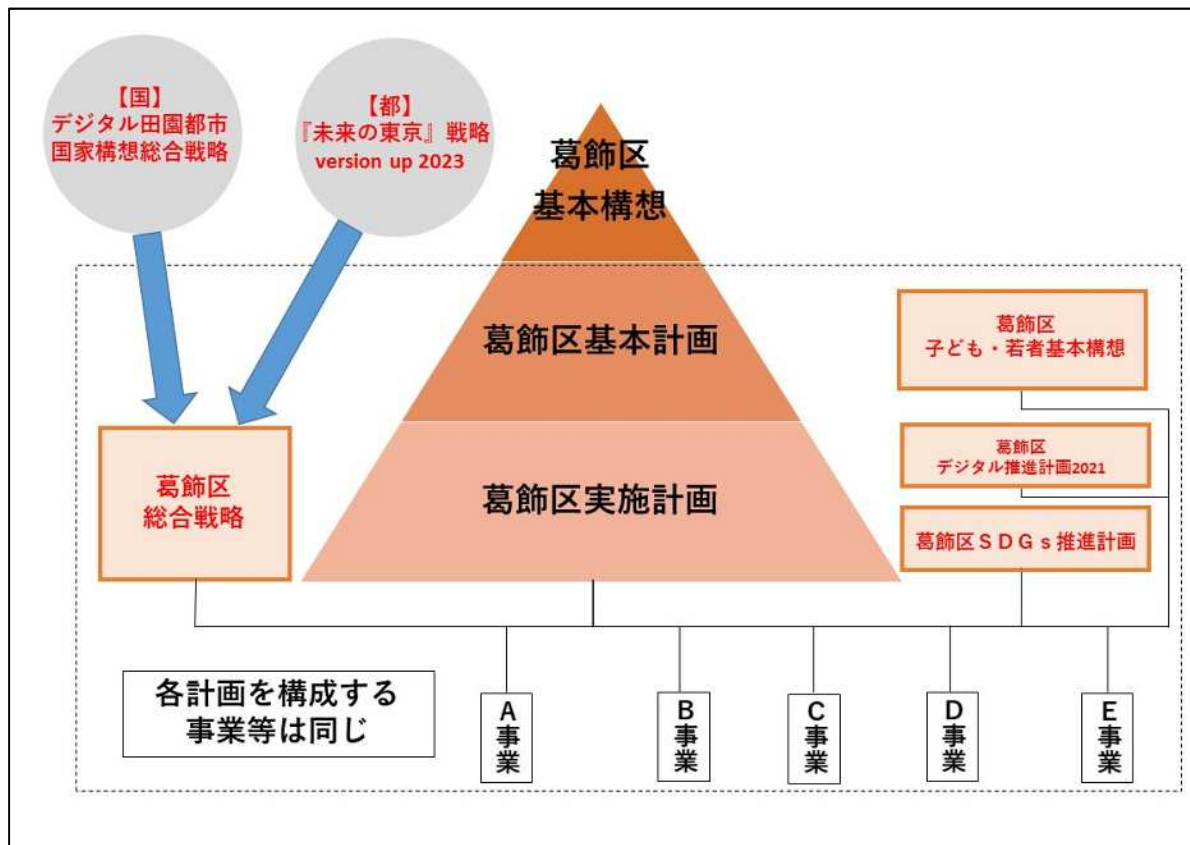
本区では、区政運営に係る中期的な基本理念や目標を掲げる総合的計画として実施計画があり、デジタルの視点、子ども・若者や子育て支援の視点を踏まえた取組や方針を定めている葛飾区SDGs推進計画、葛飾区デジタル推進計画2021、さらに葛飾区子ども・若者基本構想（以下「子ども基本構想」という。）を踏まえていることから、この実施計画を推進していくことは、国の総合戦略が目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」につながります。

このことから、本区の総合戦略では、これら計画や構想で位置付けられたデジタル、子ども・若者や子育て支援の視点を踏まえた事業や取組を、総合戦略と共通のものと捉え、今回の中期実施計画の策定に併せて改訂しました。

計画期間は中期実施計画と同様の令和6年度から令和9年度までとし、中期実施計画の中で進捗管理を行っていきます。

※国は、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令和4年12月版）において、地方自治体の総合計画等と地方版総合戦略の関係について、「総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等においてデジタルの力を活用した地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」としている。

【葛飾区総合戦略と各計画等の関係】



4 本区の地域ビジョン（目指すべき将来像）

今回の総合戦略を改訂するに当たり、国は各自治体に総合戦略の方向性である地域ビジョンを掲げるように求めています。

本区では、これまでも将来人口に係る課題解決に向けた取組として、多くの子育て世代の定住を促進し、誰もが「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めるとともに、バランスの取れた人口構成となるよう、年少人口の増加に向けた施策を展開し、多くの人から「住んでみたい」と思われるまちづくりを進めています。

また、これらに合わせて、「葛飾区子どもの権利条例」の施行や「子ども基本構想」の策定など、子ども・若者や子育て支援を積極的に押し進めることで、多くの人々が「このまちで育ったこと、このまちで育てたこと」を誇りに思えるまちづくりをより一層推進しています。特に、子ども基本構想は、葛飾区基本構想の下、「葛飾区子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、葛飾区基本計画に位置付けられている全ての政策やこれらの政策と整合している区の個別計画等を、子ども・若者や子育て支援の視点から捉え直して、総合的なまちづくりを推進していくための指針に位置付けています。

以上のことから総合戦略では、子ども基本構想で掲げる目指すべき将来像『「このまちで育ったこと、このまちで育てたこと」を誇れるまち・かつしか』を本区的地域ビジョンとして位置付け、各政策・施策を組織横断的に取り組んでいきます。

【地域ビジョン】

（目指すべき将来像）

「このまちで育ったこと、このまちで育てたこと」を誇れるまち・かつしか

全ての政策等に子ども・若者や子育て支援の視点を反映した総合的なまちづくりの推進

目指すべき将来像へ

5 葛飾区総合戦略（令和6年度～令和9年度）の基本目標

本区では、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする「葛飾区総合戦略」の中で、人口減少社会の到来を見据えて、以下のとおり今後の取組の方向性を決めました。

- 基本目標1 街づくりの推進による本区の利便性・快適性の向上
- 基本目標2 子育て環境の充実によるファミリー層の定住促進と出生数の増加
- 基本目標3 区内産業の活性化や地方都市との連携による本区の魅力の向上

このたび、国においては、デジタル田園都市国家構想総合戦略の中で、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」の方策を定めており、本区としては、前回の葛飾区総合戦略で設定した3つの基本目標の方向性は、普遍的なものであると考えております。そのため、このたびの総合戦略では、新たに国の考え方と地域ビジョンに掲げる子ども・若者や子育て支援の視点を踏まえた上で、引き続き3つの基本目標に向けて、各政策・施策に取り組んでいきます。

6 デジタルの力を活用した社会課題解決の主な方策

中期実施計画においては、以下のとおりデジタルの力を活用した主な方策を示し、区の社会課題解決に向けて取り組んでいきます。

（1）「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスの実現

積極的に本区のDXを推進していくため、「かつしかDX」の戦略的取組に基づき、利用者視点に立った窓口サービスの実現に向けて取り組みます。

戦略的に取り組む窓口DXでは、「地方公共団体情報システムの標準化」への移行も踏まえ、区役所へ行かないで済むオンライン手続の拡大、申請書を書かないで済む書かない窓口の導入、窓口で待たないで済むインターネット呼び出しサービスや生成AIの活用などにより、利用者や来庁者に時間や労力を使わせない「行かない」「書かない」「待たない」窓口サービスの実現を目指します。

（2）内部業務変革に向けたDXの徹底推進

OCRやRPAなどのデジタルツールを効果的に活用して内部業務の効率化・省力化を一層推進していきます。併せて、ペーパーレスやFAXレスなどデジタルファーストを推進するとともに、電子データの保存領域の拡張や効率的な働き方を可能にする業務用端末の入替など、新たなワークスタイルに向けた基盤整備にも取り組みます。

また、ノーコードツールやAIの活用など、デジタル人材として求められる知識やスキルを自主自立して活用することができる職員の育成に取り組むとともに、GovTech東京等と連携して、積極的に高度な専門人材を活用することで、ニーズや課題に対して迅速かつ的確に対応できるデジタルに精通した職場の実現に取り組みます。

(3) DXの活用で施策等の付加価値を創造

区民の安全性向上に取り組む防災DXの推進や、区内事業者へのデジタル化支援など区内産業の活性化に向けた産業DXの推進、データ利活用により区民の健康増進に取り組む健康DXの推進など、様々な分野でデジタル技術の有効活用を図ることで、付加価値の創造に取り組んでいます。

参考：関係施策等

- 健康DXの推進
 - ・区民と事業者の健康づくり活動の推進（区民と事業者の健康活動促進事業）
- 防災DXの推進
 - ・災害対策本部運営の強化
- 産業DXの推進
 - ・区内事業者のデジタル化支援、魅力PR・販路拡大、商店街の活性化
- 子育てDXの推進
 - ・手続のオンライン化の推進による区民サービス向上など
- 教育DXの推進
 - ・教育情報化推進事業などDXを推進

7 葛飾区総合戦略（令和6年度～令和9年度）の基本目標と中期実施計画の政策等との主な対応

○基本目標1：街づくりの推進による本区の利便性・快適性の向上



〈対応する中期実施計画の主な政策・施策〉

(1) 政策「地域街づくり」

①施策「計画的な土地利用の推進」

計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進する

- ②施策「駅周辺拠点の形成」
駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とする
- ③施策「地域の街づくり」
地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進める
- (2) 政策「防災・生活安全」
 - ①施策「防災街づくり」
災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくる
 - ②施策「災害対策」
災害に対する確かな対応と迅速な復旧ができる体制をつくる
- (3) 政策「交通」
 - ①施策「道路交通網の充実」
誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図る
 - ②施策「公共交通の充実」
区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現する
- (4) 政策「公園・水辺」
 - ①施策「公園整備」
多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備する
 - ②施策「水辺整備」
河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにする
- (5) 政策「人権・多様性・平和」
 - ①施策「ユニバーサルデザイン」
ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくる

○基本目標2：子育て環境の充実によるファミリー層の定住促進と出生数の増加



〈対応する中期実施計画の主な政策・施策〉

- (1) 政策「子ども・家庭支援」
 - ①施策「母子保健」
安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支える
 - ②施策「子育て家庭への支援」
子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにする

- ③施策「仕事と子育ての両立支援」
仕事と子育てを両立しやすい環境を整える
- ④施策「子ども・若者支援」
子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支える
- (2) 政策「学校教育」
 - ①施策「学力・体力の向上」
学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育む
 - ②施策「一人一人を大切にできる教育の推進」
一人一人を大切にできる教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにする
- (3) 政策「地域教育」
 - ①施策「学校・家庭・地域の連携」
学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくる
 - ②施策「家庭教育への支援」
家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにする
- (4) 政策「生涯学習」
 - ①施策「区民学習」
多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援する
 - ②施策「図書サービスの充実」
誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備する
- (5) 政策「スポーツ」
 - ①施策「スポーツ活動の推進」
区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくる
 - ②施策「スポーツ基盤整備」
区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備する
- (6) 政策「健康」
 - ①施策「健康づくり」
区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばす
 - ②施策「生活習慣病の予防」
区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにする

○基本目標3：区内産業の活性化や地方都市との連携による本区の魅力の向上



〈対応する中期実施計画の主な政策・施策〉

(1) 政策「産業」

①施策「産業の活性化」

新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化する

②施策「経営支援」

区内の事業所が安定的に経営できるようにする

③施策「キャリアアップ・就労支援」

区民のキャリアアップと就労を支援する

(2) 政策「観光・文化」

①施策「観光まちづくり」

本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにする

②施策「観光イベント」

地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにする

③施策「文化・芸術の創造」

身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育む

※中期実施計画の各施策における評価指標と目標値については、総合戦略上の重要業績評価指標として扱う。

葛飾区中期実施計画
葛飾区区民サービス向上改革プログラム
葛飾区総合戦略

～夢と誇りあるふるさと葛飾の実現～

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

発行日：令和6年6月

発行：葛飾区

〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電話 03-3695-1111（代表）

<https://www.city.katsushika.lg.jp/>

編集：葛飾区 政策経営部 政策企画課

本計画は、令和6年9月（予定）に、音声版（デイジー版）CDを作成し、貸出しや販売を行います。
また、区内在住の視覚障害1・2級の方のうち希望する方には配布します。
詳しくは、政策企画課へお問い合わせください。